

昭和62年版

環 境 白 書

—環境との望ましいかかわりを求めて—



富山県

表紙写真

立山の雷鳥

雷鳥は、氷河期の昔から生き残った鳥であり、その気高さは、古来「立山神のお使い」として親しみ愛され、今も厳しい自然環境の高山帯で生活を送っています。

昭和30年に国の特別天然記念物に指定され、本県では、県の鳥として、特にその保護に努めています。

(撮影者 富山県立技術短期大学 若林 繁)

環境白書の発刊にあたって



昭和62年版の環境白書を公表いたします。

昭和46年に公表以来、本年は第17回目となります。

この間、県民の皆さまのご協力を得て実施してまいりました一連の環境保全施策により、本県の環境の状況は全般的に改善され、おおむね良好な状況にあります。

しかしながら、近年、生活排水による河川の汚濁、自動車による交通騒音、ごみや空き缶の散乱など、日常生活と深くかかわりのある都市・生活型公害が顕在化してきているほか、産業構造の高度化やエネルギーの多様化による新たな対応が必要になってきています。

また、県民の環境に対する関心は、清らかな水辺や美しく落ち着いた街並みなど、潤いとやすらぎのある快適な環境の創造へと向けられてきています。

このような状況をふまえ、県におきましては、健康で文化的な生活は環境と深くかかわりがあるとの基本的な認識のもとに、公害の未然防止や自然環境の保全はもとより、本県の特性に応じた望ましい環境をめざす総合的、計画的な環境保全施策を推進していくこととしております。

幸い、本県は美しく豊かな水や緑に恵まれています。これを県民共有の資産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であり、やがて訪れる21世紀に向けて、「活力と温かい心に満ちた美しいふるさと」の創造に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この白書は、環境の現状と施策についてとりまとめたものであり、環境問題に関する理解の増進に役立てていただければ幸いに存じます。

昭和62年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況.....	3
1 公害の現況.....	3
(1) 大気汚染.....	4
(2) 水質汚濁.....	10
(3) 騒音、振動、悪臭.....	16
(4) 土壌汚染.....	18
(5) 地下水.....	20
(6) 廃棄物.....	23
(7) 快適環境づくり.....	29
(8) その他.....	31
2 自然環境の現況.....	35
(1) 植生.....	36
(2) 鳥獣.....	40
(3) 自然公園.....	44
第2節 環境行政の歩みと今後の展開.....	51
1 環境行政の歩み.....	51
2 今後の環境行政の展開.....	53
第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	57
第1節 大気汚染の現況と対策.....	57
1 大気汚染の現況.....	57
(1) 汚染物質別の大気汚染の状況.....	57
(2) 燃料使用量等の推移.....	73
2 大気汚染防止に関して講じた施策.....	77
(1) 法令等に基づく規制の概要.....	77

(2) 監視測定体制の整備	84
(3) 監視取締りと行政指導	89
(4) 大気環境の各種調査	90
第2節 水質汚濁の現況と対策	114
1 水質汚濁の現況	114
(1) 河川の汚濁状況	114
(2) 海域の汚濁状況	121
2 水質汚濁防止に関して講じた施策	124
(1) 法令に基づく規制の概要	124
(2) 水質環境管理計画の策定	127
(3) 監視測定体制の整備	129
(4) 監視取締りと行政指導	130
(5) 水質環境の各種調査	131
第3節 騒音及び振動の現況と対策	143
1 騒音及び振動の現況	143
(1) 騒音の状況	143
(2) 振動の状況	149
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	150
(1) 騒音の規制	150
(2) 振動の規制	154
第4節 悪臭の現況と対策	157
1 悪臭の現況	157
2 悪臭防止に関して講じた施策	157
(1) 法令等に基づく規制の概要	157
(2) 悪臭実態調査	159
第5節 土壤汚染の現況と対策	160
1 土壤汚染の現況	160
(1) 神通川流域	160
(2) 黒部地域	161

2 土壌汚染防止に関して講じた施策	162
(1) 神通川流域	162
(2) 黒部地域	167
第6節 地下水の現況と対策	168
1 地下水の現況	168
(1) 地下水位の変動	168
(2) 地下水の塩水化	171
2 地下水に関して講じた施策	172
(1) 地下水採取条例に基づく規制の概要	172
(2) 監視測定体制の整備	176
(3) 地下水適正揚水量調査	178
第7節 廃棄物の現況と対策	180
1 廃棄物処理の現況	180
(1) 一般廃棄物の処理	180
(2) 産業廃棄物の処理	184
2 廃棄物に関して講じた施策	187
(1) 法令に基づく規制の概要	187
(2) 一般廃棄物対策	189
(3) 産業廃棄物対策	190
第8節 快適環境づくりの展開	192
1 県土美化推進運動の実施	192
2 名水等水環境の保全	195
3 「環境週間」の実施	196
第9節 その他の環境保全対策	198
1 公害防止計画の推進	198
2 県民公園新港の森管理事業	199
3 下水道の整備	202
4 畜産環境保全対策	205
5 漁場環境保全対策	207

6 環境保健対策	210
7 食品等の汚染対策	212
8 公害に関する紛争と苦情	213
9 公害防止協定と事前協議	219
第10節 環境保全に関する試験、研究	221
第11節 民間における公害防止体制の整備	225
1 県の助成	225
2 公害防止管理者制度	229
第12節 自然環境保全の現況と対策	230
1 自然環境保全の現況	230
(1) 自然環境保全地域等	230
(2) 自然公園等	232
(3) 県民公園	236
(4) 立山山麓家族旅行村	239
2 自然環境保全に関して講じた施策	240
(1) 自然環境保全地域の保全及び管理	240
(2) 自然公園等の保護及び管理	240
(3) 自然公園等の施設整備	244
(4) 県民公園の整備	245
(5) 野生鳥獣の管理	246
(6) 自然保護思想の普及啓蒙	252
(7) 自然環境の各種調査	256
(8) 自然環境保全地域等の公有地化	256

第3章 昭和62年度において講じようとする

環境保全に関する施策

1 総合的な環境保全対策	259
2 大気汚染防止対策	260
3 水質汚濁防止対策	261

4	騒音・振動防止対策	262
5	悪臭防止対策	262
6	土壤汚染対策	262
7	地下水対策	263
8	産業廃棄物対策	263
9	快適環境の形成	264
10	その他の環境保全対策	265
11	環境保全に関する試験、研究	268
12	公害防止事業に対する助成	271
13	自然環境保全対策	271

資料

第1	年表(昭和36年度～60年度)	275
第2	日誌(昭和61年度)	294
第3	富山県環境関係行政組織図	296
第4	富山県環境関係付属機関	297
第5	富山県環境関係分掌事務	298
第6	市町村環境関係担当課(係)一覧	301
第7	市町村の環境関係条例制定状況	302
第8	市町村の公害防止協定締結状況	303
第9	最近の環境用語	308
第10	国の環境基準	318
第11	県の環境基準	327
第12	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	328
第13	「とやまの名水」一覧表	330
第14	騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況	332
第15	鳥獣保護区一覧	334
第16	自然公園の主な施設の内容	335



夫婦滝
（縄ヶ池・若杉自然環境保全地域）



ブナ原生林
（中部山岳国立公園、立山ブナ坂）



海岸の美化活動（富山市岩瀬浜）



大気汚染テレメータ室（県公害センター）

第1章 総 論

當面は

第1章 総 論

当面は、自然のままであることが大切だとされ、自然保護活動によって、森林の再生が図られ、近代工業が新規化・今日の健全な発展が実現されました。

30年代後半からの経済の高度成長の中で、本県の農業は目覚ましい発展をもたらす。それに伴い、市民の生活水準は著しく向上しましたが、その反面、空気の汚染や水質の汚濁などの公害の発生や自然の改變など、環境の汚染が進行しました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、60年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルーリガル制度を制定するなど各種の環境対策を講じました。しかし、これが進んでいった結果、高麗山地に起因する環境の問題が浮上してきました。しかししながら、近年、都市化の進展とともに、生活排水による河川の汚染、自動車による大気汚染、また、全国における空き缶やゴミの放置などが問題になってきていますほか、新技術の開発や、アスホルキンの多様化により、環境に大きな影響を及ぼしています。



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、古来より歌にも詠まれ愛されてきました。特に、雷鳥の衣がえは有名で、冬には尾羽の一部を残して純白の姿になります。(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

さらに、都市生活水準の向上とともに、車の普及などにより、自然とのふれあい、街並みの美しさや歴史的な価値といった環境の持続性が求め

第1章 総論

富山県は、緑と水に恵まれた美しい自然のうえに、先人の英知とたゆまぬ努力によって、特色ある伝統産業と近代工業が発展し、今日の繁栄が築かれてきました。

30年代後半からの経済の高度成長の中で、本県の産業は目覚ましい発展をとげ、それに伴い、県民の生活水準は著しく向上しましたが、その反面で大気の汚染や水質の汚濁などの公害の発生や自然の改変など、環境の汚染が進行しました。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策が強化され、工場などでは、公害防止設備の整備、無公害化工程への転換、省資源・省エネルギー対策などが進められた結果、産業活動に起因する環境の汚染は著しく改善されました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の高度化などを背景として、生活排水による河川の汚濁、自動車による交通騒音や排出ガス、道路や公園における空き缶やごみの散乱など、都市・生活型公害の比重が高くなっているほか、新技術の開発や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギーの多様化により、環境に及ぼす影響に新たな対応が必要となっています。

また、自然環境については、かけがえのない原生的な自然がますます貴重になってきている一方、市街地の周辺では、緑地が減少するなど身近に残された自然とふれあう機会が少なくなっています。

さらに、最近生活水準の向上や余暇時間の増大に伴って県民の環境に対するニーズは多様化しており、清らかな水辺や豊かな緑など自然とのふれあい、街並みの美しさや歴史的なたたずまいといった環境の快適性が求め

られてきています。

このような状況をふまえ、今後の環境行政を進めるにあたっては、21世紀を展望しつつ、健康で文化的な生活は環境と深くかかわりがあるとの基本的な認識のもとに、地域の特性に応じた望ましい環境をめざす総合的な地域環境管理計画の策定や環境アセスメント制度の整備のほか、自然保護思想の普及、自然公園の整備などの施策を計画的に推進していく必要があります。

一方、県民総ぐるみの県土美化運動をさらに展開するとともに、うるおいとやすらぎのある水辺や小鳥のさえずる身近な自然など、本県の恵み豊かな環境を県民・事業者・行政が一体となって守り育て、これらを県民共有の資産として次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

61年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の対策により、全般的に改善されてきています。

大気の汚染については、本県独自のブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、全観測局で環境基準を達成しております。しかし、浮遊粉じんや光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えております。

水質の汚濁については、小矢部川や神通川など主な河川では著しく改善されてきましたが、市街地を流れる一部の中小河川では、生活排水などの影響により汚濁がみられます。

騒音、振動、悪臭については、苦情件数からみると最近は横ばいの傾向にありますがその内容は多様化してきています。

農用地のカドミウムによる土壌汚染については、神通川流域の土壌汚染対策地域における、第1次地区の復元事業を完了し、引き続き第2次地区について復元事業を実施しています。

地下水については、近年、道路融雪などに利用される地下水は増加する傾向にありますが、地下水条例によるくみあげ量の規制や工場における水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にあります。

日常生活に伴って発生するごみやし尿などの一般廃棄物の処理施設については逐次整備されており、工場などから発生する産業廃棄物については、省資源化時代を反映して減量化や有効利用が進んでいます。

また、県土美化については、県民会議を中心に県民総ぐるみ運動として定着しつつあり、清掃や緑化活動の参加者も年々増えてきています。

(1) 大気汚染 一きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める—

大気は、水とともに、私たち人間が生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むには、きれいな大気を守り、維持して行かなければなりません。

近年における産業や交通の発達は、私達に豊かで便利な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を多く消費するようになり、工場や自動車からの排出ガスが増えて大気を汚染するようになりました。

このため、本県では、大気汚染防止法による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進により、大気の保全に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、全観測局において環境基準^{*2}が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような、大気の状況を監視するために、図1-1のとおり、現在、県内38か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。

また、大気汚染の状況をより迅速に把握し、適切に対応するため、61年度には、中央監視局を公害センターに移設し、これまでの一般観測局17局に加えて自動車排出ガス観測局2局についてもテレメータ化したほか、情報の解析機能を強化するなど、大気汚染テレメータシステムを整備拡充しました。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度は、表1-1と図1-2に示すとおり全般的には横ばいに推移しています。

*1 [ブルースカイ計画] 工場などから出る硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。

*2 [環境基準] 人の健康や生活環境を守っていく上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、公害対策基本法に基づき、現在、大気、水質及び騒音について定められています。

図1-1 61年度における大気汚染の監視網と環境濃度(日平均値)

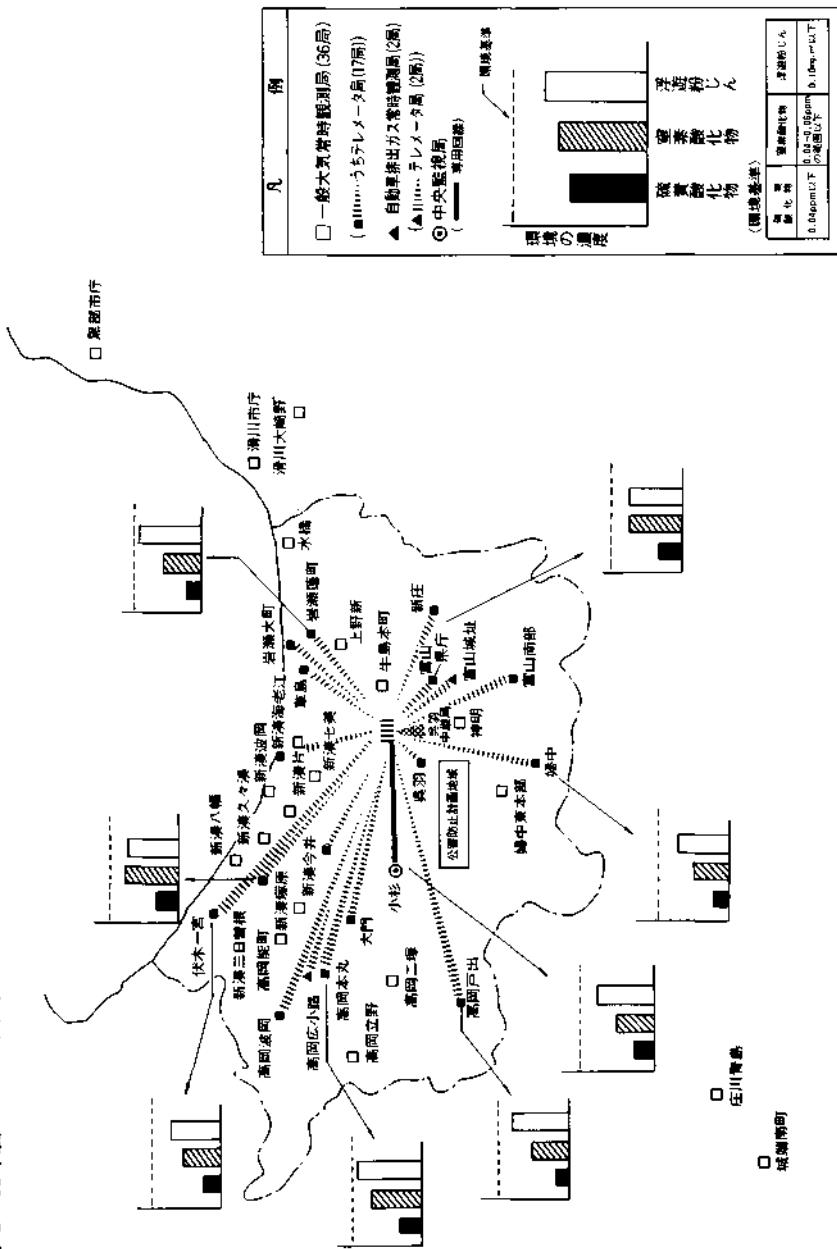


図1-2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

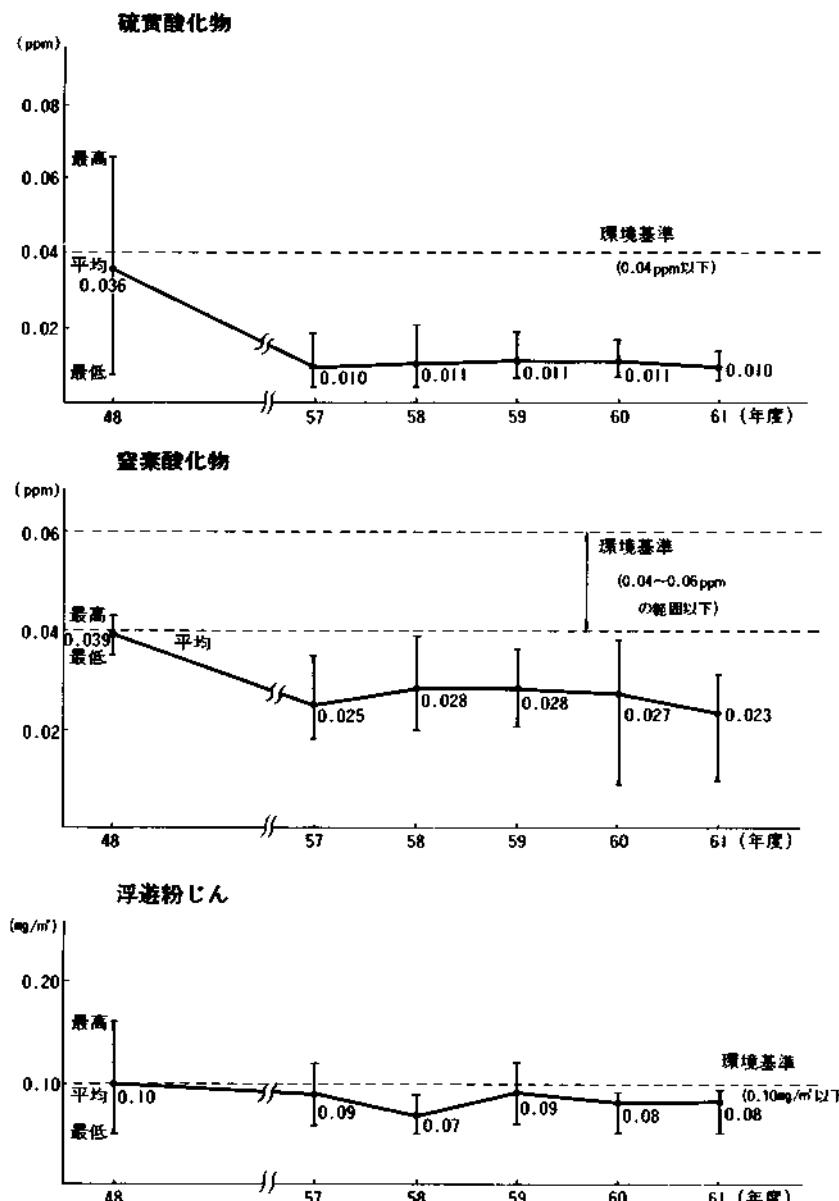
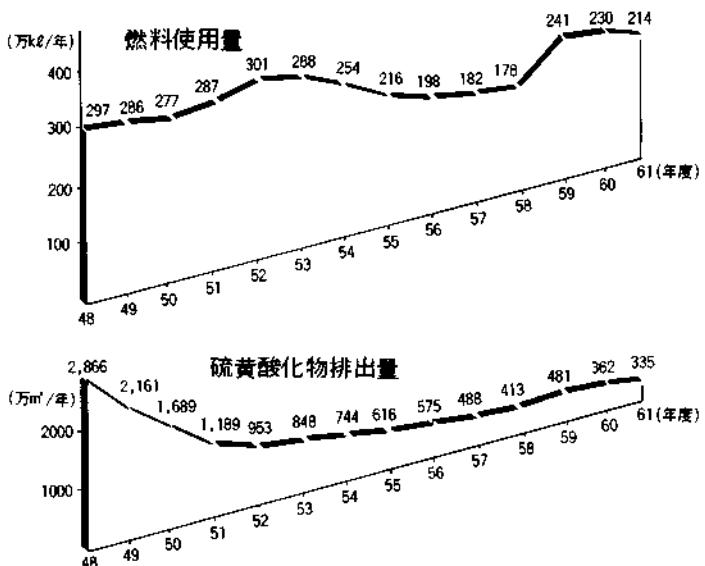


図1-3 燃料使用量及び硫黄酸化物排出量の経年変化



注 燃料使用量は重油、原油及び石炭の使用量の合計である。

図1-4 主な観測局における硫黄酸化物濃度(日平均値)の経年変化

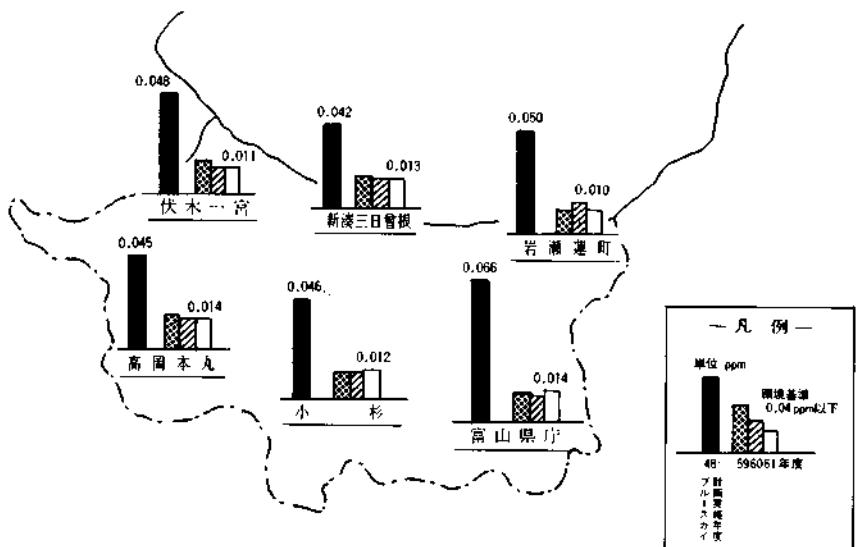


表1-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率 (%)

項目	48年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	76	97	74	79	88

注 環境基準達成率 (%) = 環境基準達成観測局数 / 全観測局数 × 100

硫黄酸化物については、大気汚染防止法の規制にあわせて、本県では、47年度にブルースカイ計画をつくり、工場等で使用する燃料中の硫黄分や硫黄酸化物排出量について指導してきました。

一方、工場等においても省エネルギー対策が積極的に進められ、また、除害装置が順次整備されたこともあって、図1-3のとおり、61年度の硫黄酸化物の排出量は、48年度に比べて8分の1以下に減少しました。

その結果、環境の濃度は、48年度の平均0.036ppmに比べて、61年度は平均0.010ppmと3分の1以下に減少しました。また、主な観測局についてみると、図1-4のとおり、近年は、48年度に比べて、著しく改善されており、最近はほぼ横ばいに推移しています。

また、環境基準については、48年度には全観測局の半数が基準をこえていましたが、51年度以降は全観測局において達成しており、61年度も環境基準の0.04ppmよりかなり低い濃度でこれを維持しています。

窒素酸化物については、大気汚染防止法の規制にあわせて、49年度から、ブルースカイ計画により、工場等に対し、排出基準の遵守、徹底を指導してきました。

その結果、環境の濃度は、48年度には平均0.039ppmでしたが、近年は0.025ppm前後を横ばいに推移しており、61年度は0.023ppmでした。

また、環境基準は、0.04～0.06ppmの範囲内又はそれ以下となっており、従来から全観測局においてこの基準を達成しています。特に、51年度以降は全観測局で0.04ppm以下となり、61年度もこれを維持していま

す。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、60年度に改定したブルースカイ計画を推進することにより、引き続き環境基準を維持することとしています。

浮遊粉じんについては、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきましたが、環境の濃度は、従来から $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 程度ではなくど変わらず、61年度も $0.08\text{mg}/\text{m}^3$ とほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準については、61年度の達成率が88%であり、今後とも工場などから排出される粉じんが環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、ここ数年、注意報を発令する状況には至っていませんが、各観測局とも、春先から夏場にかけて、年間わずかに環境基準をこえる（総測定時間の0.3~2.8%）ことがあるので、今後さらに、原因物質や発生メカニズムを把握し、対策を進めることにしています。

一酸化炭素については、全観測局において環境基準を達成しています。

近年、積雪寒冷地において冬期に使用されるスパイクタイヤは、安全走行に効果を発揮している反面、雪解け後の道路を削り、粉じんをまきおこすなど、春先の大きな悩みとなっています。

このようなことから、県では、要綱により、3月15日から12月10日までをスパイクタイヤの使用自粛期間とし、この期間外でも道路状況により不必要な時には、使用の自粛を広く県民に呼びかけています。

さらに、県では、今後ともきれいな空を守っていくため、近年、広域的な課題となっている酸性雨^{*1}や環境放射能についてもその実態の把握に努めるなど、適切に対応していくことにしています。

*1(酸性雨)大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が、上空で雨雲や雨水にとりこまれて酸性の度合が強くなった雨のことです。

(2) 水質汚濁 一より良い水質環境を求めて

クリーンウォーター計画を進める一

水は、生活用水として毎日の暮らしに必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業などの産業活動にもなくてはならないものです。

また、きれいな川や海、緑豊かな水辺は、レクリエーションや憩いの場として生活にうるおいやすらぎを与えてくれます。

このように、水は暮らしに重要な役割を果たしていますが、産業の発展や生活様式の高度化などが水質の汚濁をもたらしました。

このため、水質汚濁防止法によって工場排水を規制したり、下水道の整備によって生活排水の処理をするなどの対策がとられています。

その結果、県内の川や海の水質は、全体としてきれいになっていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ生活排水などによる汚濁がみられます。

このような状況を監視するため、図1-5のとおり、現在27の川で89地点、富山湾で30地点の合計119地点で定期的に測定を行っています。

これらの地点では、それぞれ環境基準が定められており、その達成状況は、水銀やカドミウムなどの人の健康に関する項目では、46年度以降すべての川や海で環境基準を達成維持しています。

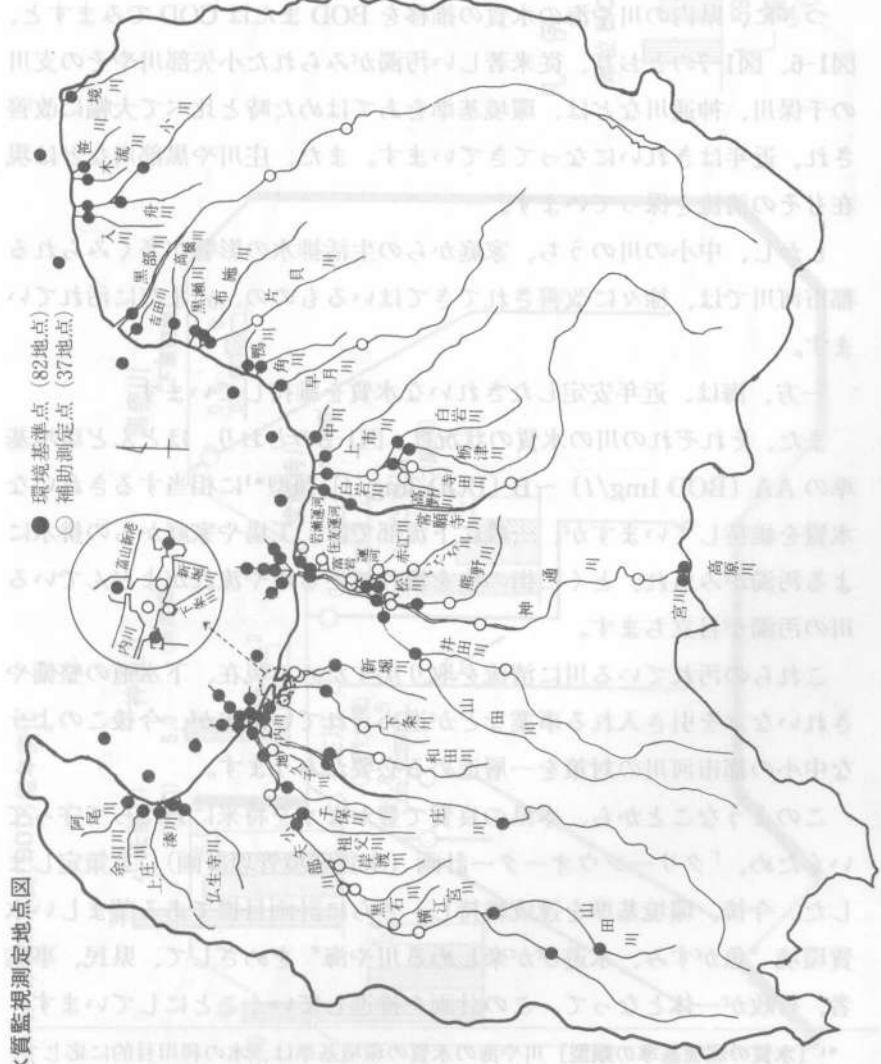
表1-2 河川、海域における環境基準達成率(%)

水域区分	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
河川	主要5河川	96	92	96	100
	中小22河川	83	83	80	87
	合 計	89	87	87	93
海域	富 山 湾	96	100	100	100
	富 山 新 港	100	100	100	100
	合 計	96	100	100	100

注1 環境基準達成率は、河川BOD、海域CODによる。

2 環境基準達成率(%) = 基準達成点数 / 環境基準点数 × 100

図1-5 水質監視測定地点図



水質監視測定地点図

また、水の汚れを示す BOD や COD の項目についての環境基準の達成状況は、表1-2のとおり、川では90%前後を、また海では100%近い状態を維持しており、きれいな水質が保たれています。

つぎに、県内の川や海の水質の推移を BOD または COD でみますと、図1-6、図1-7のとおり、従来著しい汚濁がみられた小矢部川やその支川の千保川、神通川などは、環境基準をあてはめた時と比べて大幅に改善され、近年はきれいになってきています。また、庄川や黒部川などは現在もその清流を保っています。

しかし、中小の川のうち、家庭からの生活排水の影響が多くみられる都市河川では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだに汚れています。

一方、海は、近年安定したきれいな水質を維持しています。

また、それぞれの川の水質の状況は、図1-8のとおり、ほとんど環境基準の AA [BOD 1mg/l] ~ B [BOD 3mg/l] 類型^{*1}に相当するきれいな水質を維持していますが、一般に下流部では、工場や家庭からの排水による汚濁がみられ、とくに街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚濁が目立ちます。

これらの汚れている川に清流を取り戻すため、現在、下水道の整備やきれいな水を引き入れる事業などが進められていますが、今後このような中小の都市河川の対策を一層進める必要があります。

このようなことから、本県の良質で豊かな水を将来にわたって守っていくため、「クリーンウォーター計画（水質環境管理計画）」を策定しました。今後、環境基準を達成維持し、さらに計画目標である望ましい水質環境『魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海』をめざして、県民、事業者、行政が一体となって、この計画を推進していくことにしています。

*1 (水質の環境基準の類型) 川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合は AA~E 類型の 6 つに、また海の場合は A~C 類型の 3 つに分類されています。

川の AA 類型や、海の A 類型はもっともきれいな水質です。

図1-6 主要河川水道の水質(BOD)経年変化

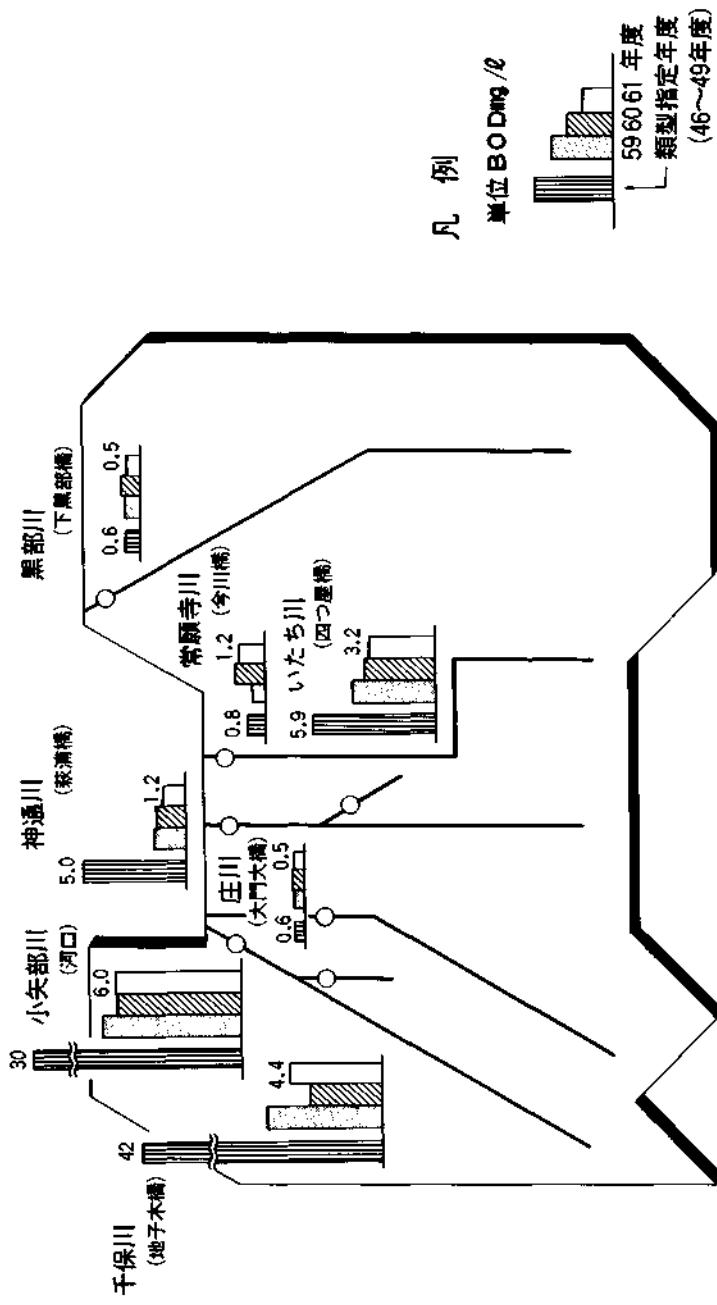
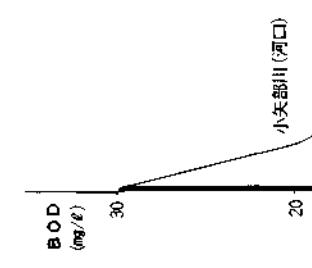


図1-7 河川及び海域の水質の経年変化

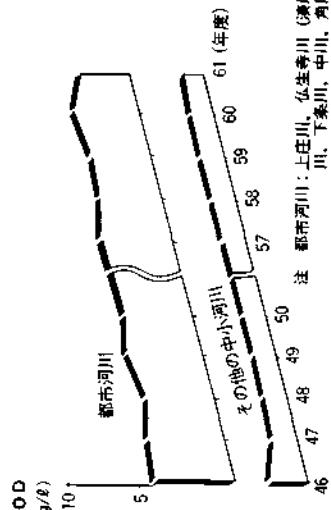
(2) 中小河川

(1) 主要河川



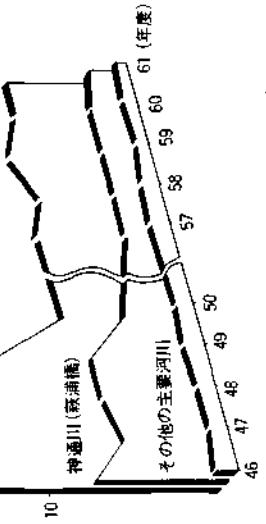
小矢部川(河口)

BOD
(mg/l)

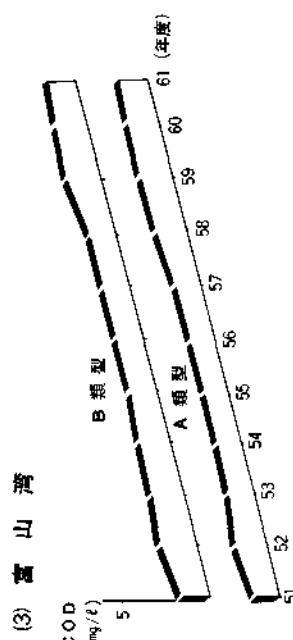


注 都市河川：上庄川、仏生寺川(源川)、内
川、下条川、中川、角川、鴨川、
黒瀬川、高橋川、木瀬川、
その他：岡尾川、余川川、新堀川、白岩川、
中小河川：上市川、早月川、片貝川(毛馬川)、
吉田川、入川、小川、堀川、境川

神通川(萩浦港)



COD
(mg/l)



(3) 富山湾

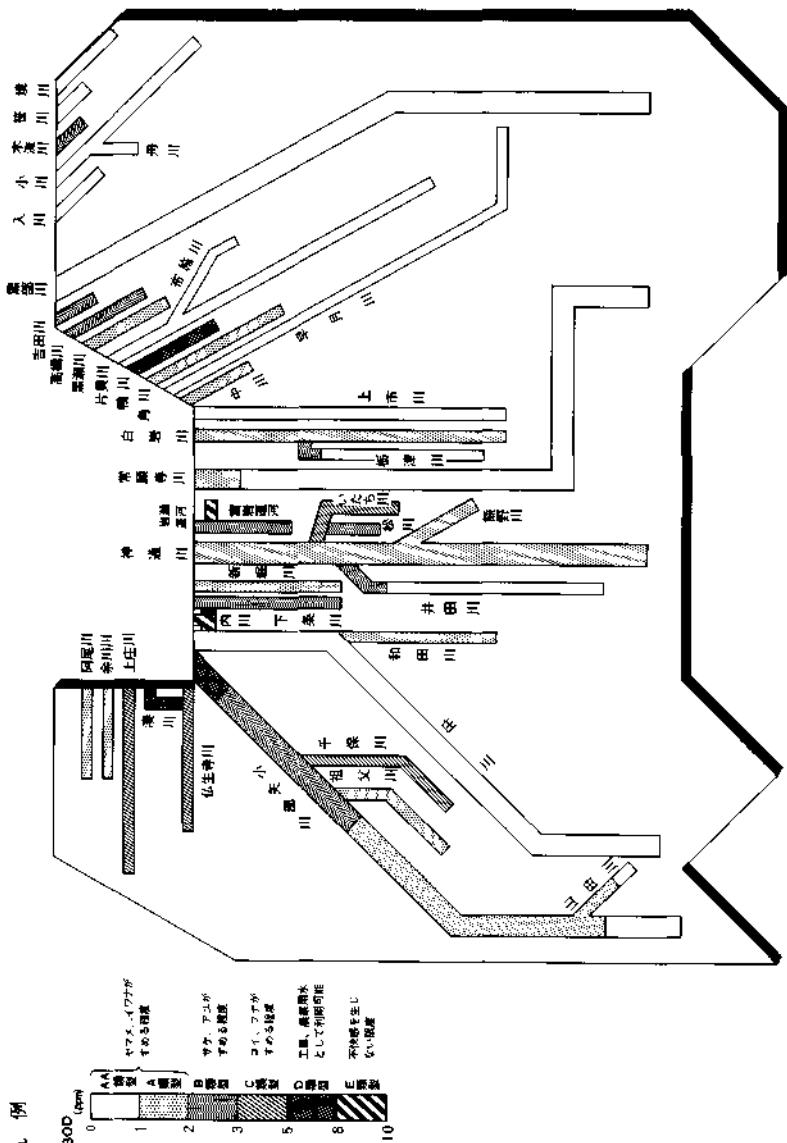
B種型

A種型

注 その他の主要河川：庄川、常願寺川、黒部川

図1-8 河川の水質状況(61年度)

凡例



(3) 騒音、振動、悪臭　　—多様化する騒音の苦情—

日常生活で体験するさまざまな音やにおいの中には「迷惑な音(騒音)」や「不快なにおい(悪臭)」があります。

県では、これら身近な公害(騒音・振動・悪臭)について、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法や公害防止条例により工場等を規制しています。

また、騒音から生活環境を守るため、一般環境騒音や航空機騒音の環境基準の地域指定を行い、騒音の状況を監視するための測定を行っています。

騒音、振動や悪臭の状況を県や市町村で受けつけた苦情件数からみると、騒音や振動については、図1-9のとおり工場等において防音工事や移転が行われたため、47年度をピークに大幅に減少し、最近は、ほぼ横ばいとなっていますが、発生源については、商店・飲食店からの営業騒音や家庭からの生活騒音等多様化する傾向にあります。

悪臭については、図1-10のとおり47年度が最も多く、近年はほぼ横ばいとなっています。

このような身近な公害については、発生源に対する指導や適正な土地利用に努めるとともに、啓発用ポスター等による意識の高揚を通じて、快適な生活環境を保全していくこととしています。

図1-9 騒音・振動苦情の内訳

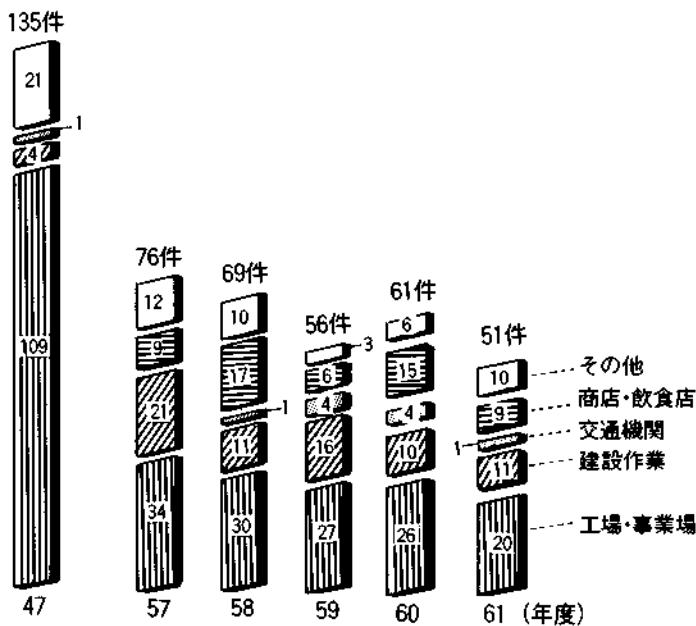
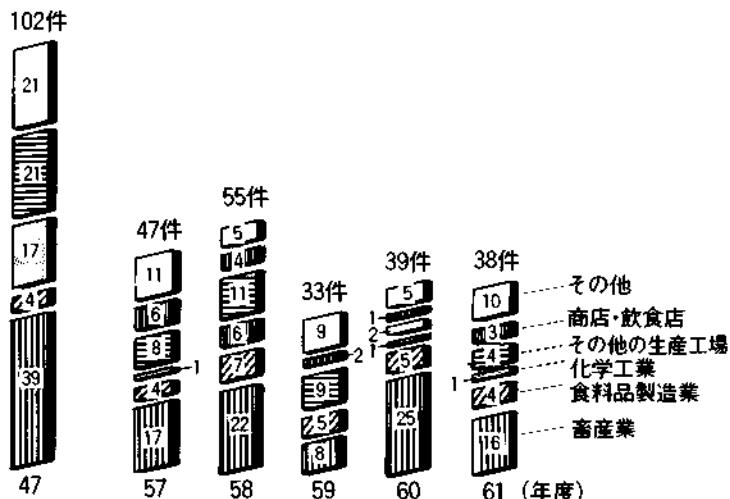


図1-10 悪臭苦情の内訳



(4) 土 壤 汚 染 一第2次地区の土壤復元が進む一

農用地の汚染原因となる物質として、土壤汚染防止法ではカドミウム、ひ素、銅の3物質が定められています。

本県では、このうちカドミウムにより汚染された農用地として、表1-3

表1-3 対策地域の指定状況

地 域 名	対策地域の面積	指 定 年 月 日	汚 染 物 質		
①神通川流域	左岸地域	富 山 市 21.1ha	49年8月27日 52年1月28日(区域変更) 52年11月30日(区域変更)	カドミウム	
		婦 中 町 912.0			
		八 尾 町 85.3			
		小 計 1,018.4			
	右岸地域	富 山 市 437.6	50年10月17日 52年11月30日(区域変更)		
		大沢野町 44.6			
		小 計 482.2			
	計	1,500.6			
②黒 部 地 域	黒 部 市	129.5	48年8月9日 49年11月28日(区域変更)	カドミウム	

表1-4 神通川流域における農用地の土壤復元計画

地 区		第 1 次 地 区		第 2 次 地 区		
計画の内容		55年2月6日		59年1月20日		
計画面積	左 岸 地 域	婦 中 町	12.5ha	婦 中 町	219.6ha	
		八 尾 町		八 尾 町	85.3	
		小 計	12.5	小 計	304.9	
	右 岸 地 域	富 山 市	54.2	富 山 市	130.7	
		大沢野町	29.7	大沢野町	14.9	
		小 計	83.9	小 計	145.6	
		合 计	96.4(108.0)	合 计	450.5(481.1)	
復旧方 式		区画整理方式		区画整理方式及び現状回復方式		
対策工 法		埋込客土及び上のせ客土		埋込客土及び上のせ客土		
総事業費		1,793,000千円		10,940,000千円		

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

及び図1-11のとおり、神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haが農用地土壤汚染対策地域に指定されています。

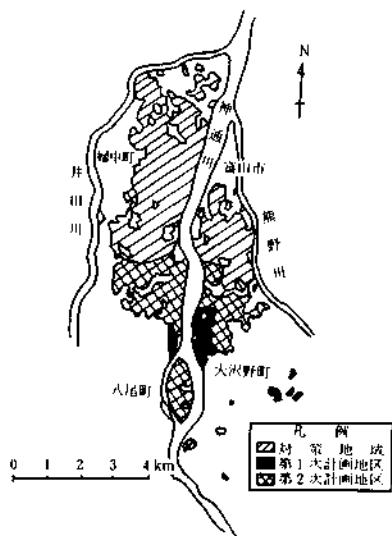
このうち、神通川流域の上流部96.4haの第1次地区については、きれいな土壤に復元するための工事が完了し、この復元田で水稻の作付が行われております。指定解除の手続きがとられています。

また、59年1月には第1次地区に隣接する第2次地区の450.5haについても、表1-4のとおり復元計画をつくり、59年6月から工事を実施しています。

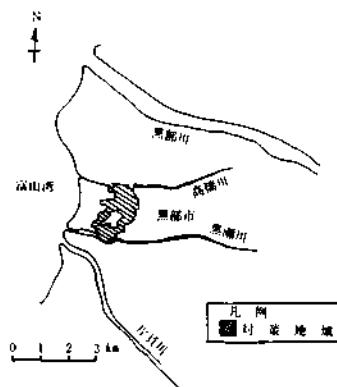
なお、黒部地域については、農用地の土地利用について地元調整を終えたうえで、対策計画を策定することとしています。

図1-11 土壤汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



(5) 地 下 水 一地下水位は横ばい一

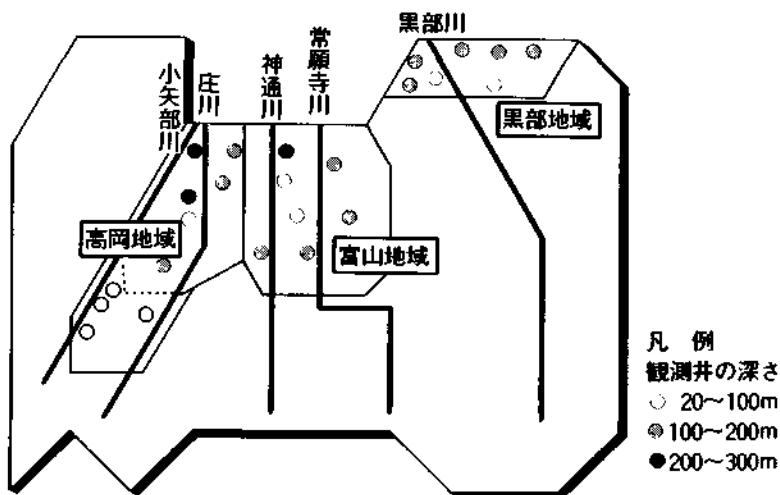
本県は、全国的にも降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質であることから、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けています。

県では、この地下水が適正に利用されるよう、地下水条例により、富山市、高岡市、新湊市及びその周辺地域について揚水量を規制しています。

また、現在、図1-12のとおり、富山、高岡、黒部の各地域の地下水位を24か所の井戸で観測しています。地下水位については、図1-13のとおり、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

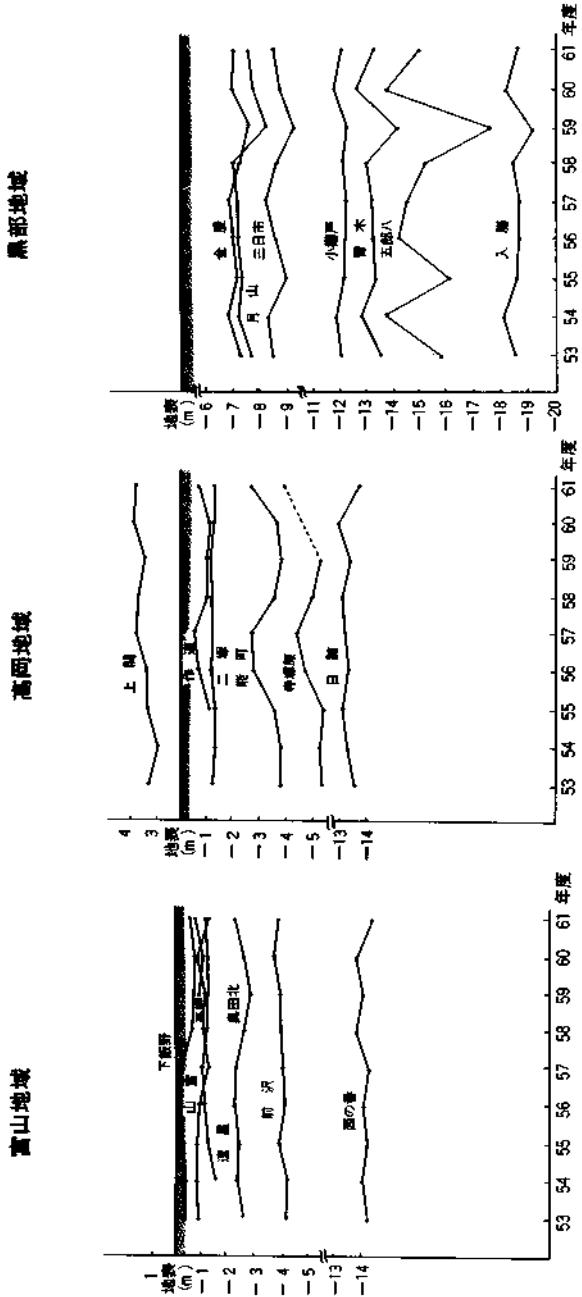
地域別にみると、富山地域では、全体的にみてほぼ横ばいで、高岡地域では、最近の豪雪による地下水利用の影響もあり、一部の地点で低下していたが、全体的にはゆるやかな上昇傾向にあります。黒部地域においては、最近低下がみられたが、全体的にみて、ほぼ横ばいに推移しています。

図1-12 定点地下水位観測位置図



注 高岡地域南部の4観測井は、昭和60年度に設置

図1-13 地下水位の経年変化



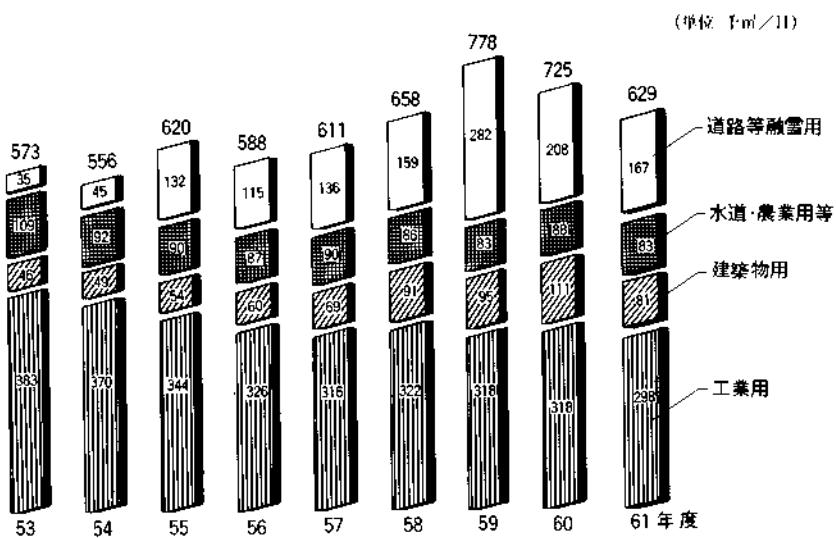
注 三郷観測井は59年4月から測定方式を
圧力式からフロート式に変更。

注 寺塚原観測井の60年度は、工事
のため欠測。

なお、地下水への海水の混入は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられますが、ここ数年、変化はみられません。

地下水条例適用地域における地下水の採取量は、図1-14のとおり最も多い工業用が条例による規制や合理的な利用により年々減少していますが、近年、道路等の融雪用は増加する傾向にあります。このため、引き続き地下水位の監視を行うとともに、地域ごとに地下水適正揚水量調査を実施し、地下水障害の未然防止に努めていくことにしています。

図1-14 地下水採取状況の用途別推移
(地下水条例適用地域)



(6) 廃棄物 一さらに有効利用をすすめる一

廃棄物は、近年の経済の安定成長と省資源・省エネルギーが進むなかで、量的には横ばいの状況ですが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には多種・多様になってきています。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚でい、建設廃材、木くず、鉱さいなどの産業廃棄物に大別されます。

一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっています。

最近、ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、用地の確保や効率的な処理を行う必要から、広域圏を中心として事業が行われているほか、廃熱を利用した発電、温水プールや金属回収、肥料化など再資源やエネルギーとしての有効利用も進められています。

ごみやし尿の処理状況は、図1-15のとおり最近はほとんど横ばいに推移しており、60年度のごみ処理量は37万tで、図1-16のとおり、市町村による収集分が78%、直接搬入される分が22%となっています。その大部

図1-15 ごみ及びし尿処理量の推移

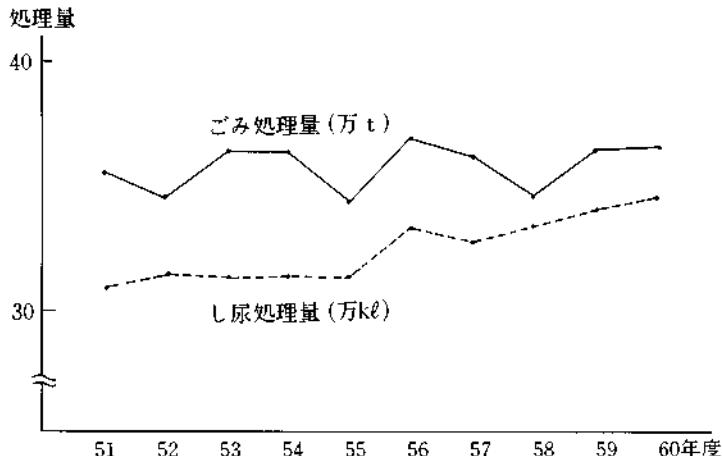


図1-16 ごみ処理状況(60年度)

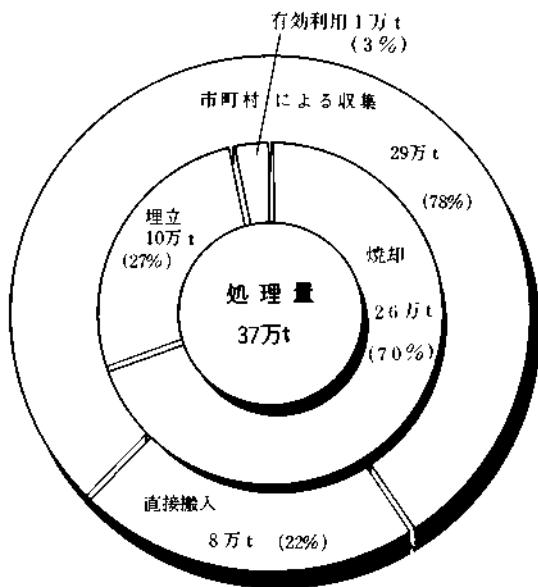


図1-17 ごみ処理施設の状況

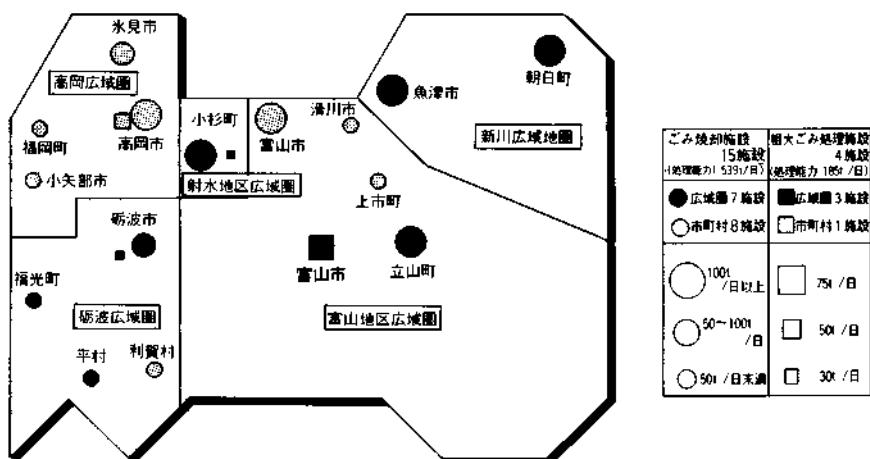
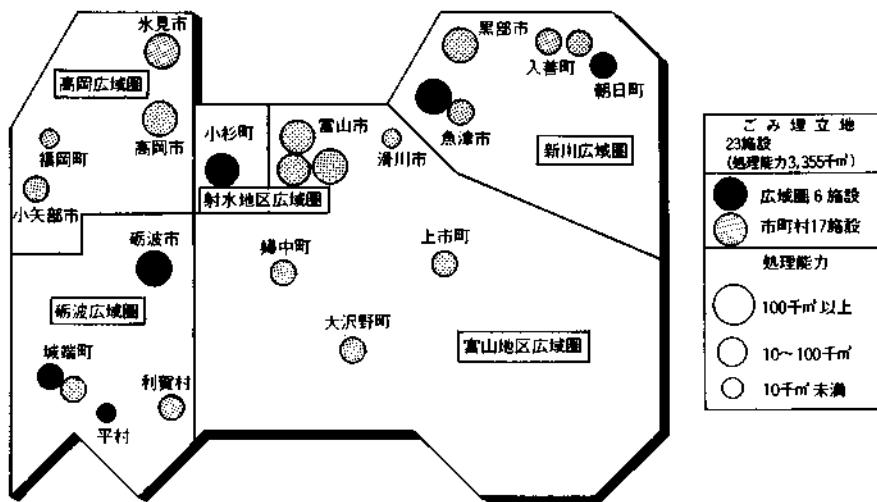


図1-18 ごみ埋立地の状況



分は、図1-17及び図1-18のとおり市町村や広域圏で設置されている15か所のごみ焼却施設、23か所のごみ埋立地で処理されています。また、冷蔵庫や家具などの粗大ごみは4か所に設置されている専用の処理施設で処理されています。乾電池については、事業者において水銀含有量を少なくする措置がとられていますが、市町村では、当分の間分別収集を続け、措置することにしています。

一方、し尿の収集及び処理の状況は、図1-19及び図1-20のとおりで、くみ取りによる収集人口は53万人（総人口比47%）、下水道や浄化槽によって水洗化されている人口は49万人（同44%）となっており、残りは自家処理されています。また、くみ取りにより収集されたし尿と浄化槽で生じる汚でいは35万kLで、そのほとんどは図1-21のとおり市町村や広

図1-19 し尿収集状況(60年度)

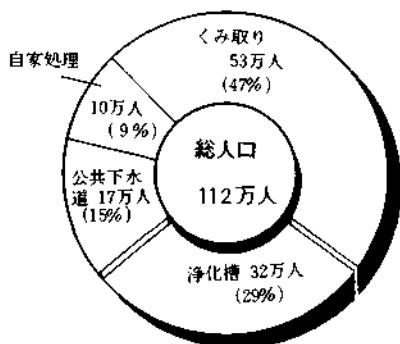


図1-20 し尿処理状況(60年度)

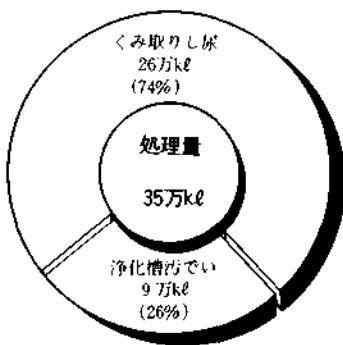
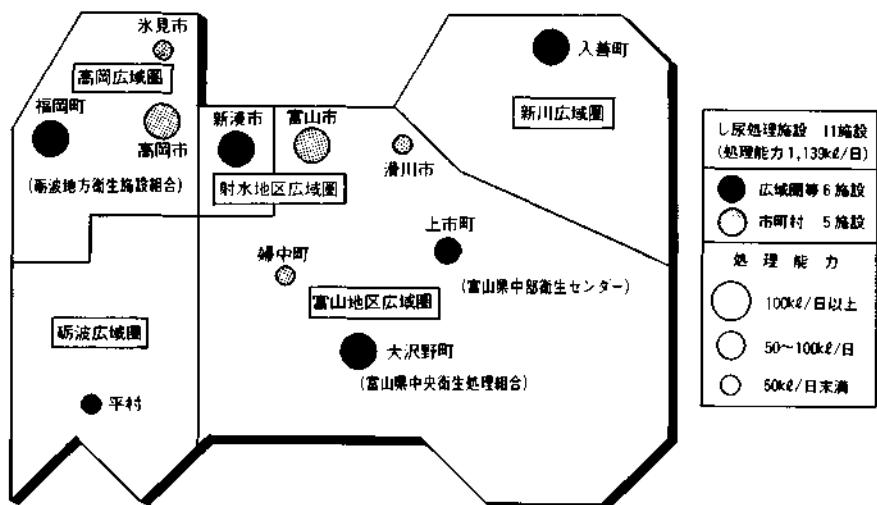


図1-21 し尿処理施設の状況

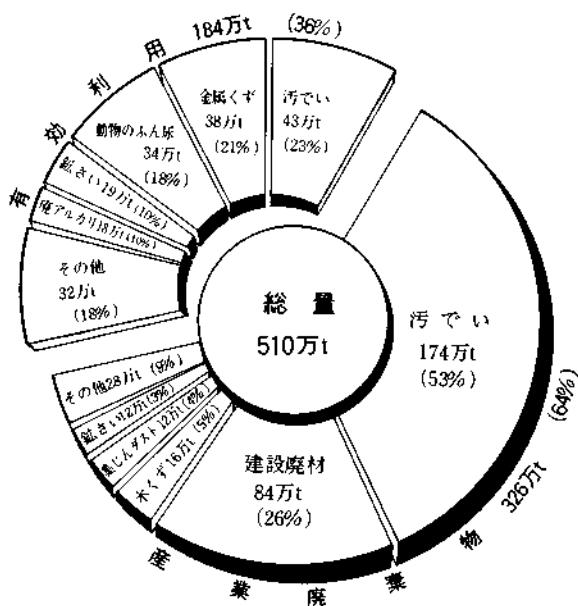


域圏などで設置されている11か所の処理施設で処理されています。

産業廃棄物については、「産業廃棄物処理計画」に基づき、排出した者が責任をもって適正な処理や有効利用を行うことなどを指導しています。

事業活動に伴う排出量は、図1-22のとおり60年度では510万tとなっております。このうち自社で原料として再利用したり、肥料や有価金属として売却されるなど、資源としてそのまま有効利用されたものは、184万tで、残りの326万tが産業廃棄物となっております。それらの種類別では、下水道、化学工場などから発生する汚いで174万tで最も多く、次いで建築物などの解体などに伴って発生する建設廃材が84万tとなっております。

図1-22 事業活動に伴う排出状況(60年度)

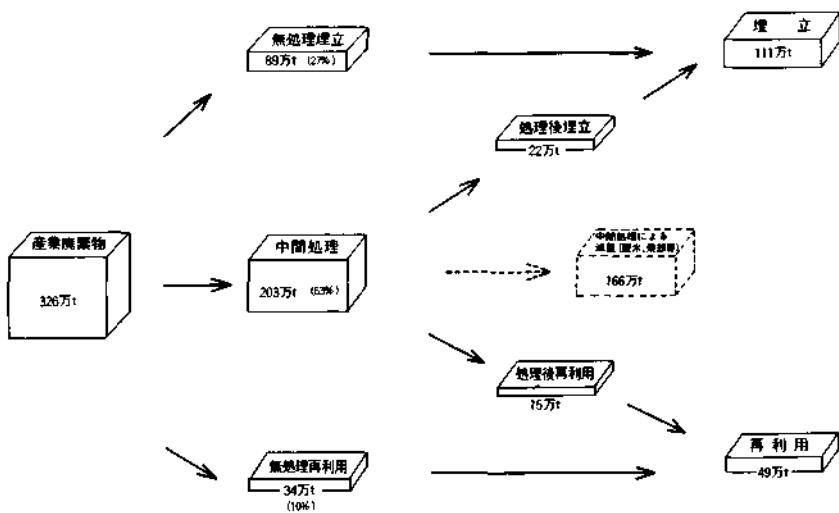


これらの処理については、図1-23のとおり166万tが脱水、焼却などの処理により減量され、49万tはセメント原料や路盤材などとして再利用に、残りの111万tが埋立などにより処分されています。

また、従来から、有効利用を推進するため、県内や近県の事業所間で産業廃棄物が相互に利用されるよう広域的な情報の交換に努めています。

なお、小規模事業所における適正処理を促進するため、富山新港東部埋立地の一部に「富山県産業廃棄物埋立センター」を設置し、61年10月より埋立処分を行っています。

図1-23 産業廃棄物の処理状況



(7) 快適環境づくり 一快適な環境をめざして、県土美化運動をすすめる一

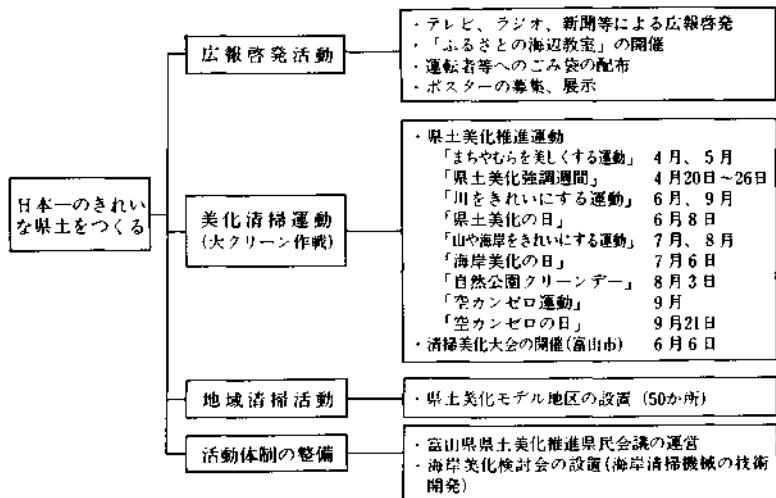
近年、生活水準の向上に伴って、生活環境に対する要望も多様で高度なものになり、緑や水のある自然、歴史的雰囲気の落ち着いたたたずまい、機能的で美しい街並みなど、うるおいとやすらぎのある快適な環境のもとに生活することを望むようになってきています。

このため、県ではこれまで行ってきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、県土美化運動やとやまの名水の選定にみられるように、さらに一步進んだ快適環境づくりの施策にとりかかっています。

県土美化運動は、婦人会、青年団、ボランティア団体など101団体で構成する県土美化推進県民会議を中心に、「日本一きれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動は、図1-24のとおり「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」及び「空カンゼロ運動」の四つの美化運動を柱として、ポスターの掲示やちらしによる広報啓発活動、公園、道路等の清掃、清掃美化大会の開催などのほか、61

図1-24 県土美化推進運動の概要



年度には新たに小学生を対象とした「ふるさとの海辺教室」の開催や海岸清掃活動の効率化を推進するため清掃機械の技術開発を行うなど各種の事業を実施しています。

さらに、50か所の県土美化モデル地区においては、地区の皆さんがそれぞれ美化スローガンを設け、熱心に清掃や緑化活動が実施されており、これらの地区を核として、美化活動の輪がいっそう広がるよう事業の推進を図っています。

また本県が全国に誇る豊富できれいな水は、産業を育み、県民の心をうるおし、生活に多大な恩恵を与えてきました。これらの水の中には、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた自然水やきれいな水環境が含まれており、それらの優良な水環境を「とやまの名水」として55件選定したところであり、特に、そのうちの4件については、環境庁の「全国名水百選」にも選定されています。

県では、これらの名水を保全するため、市町村の実施する説明板の設置や水飲み場の整備などの事業に助成し、優良な水環境の環境保全を積極的に進めるほか、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催し、名水巡りや水生生物の観察などを通して、水質保全意識の高揚に努めています。

その他、県が推進している「グリーンプラン」や「とやま URUOI 環境づくり」、また、高岡市における伝統と風格のある美しいまちづくりをめざした「高岡市快適環境計画」などもそれぞれ策定されているところであり、これらの事業を通して、今後とも快適環境づくりに積極的に取り組んでいくことにしています。

(8) その他の

ア 公害に関する苦情

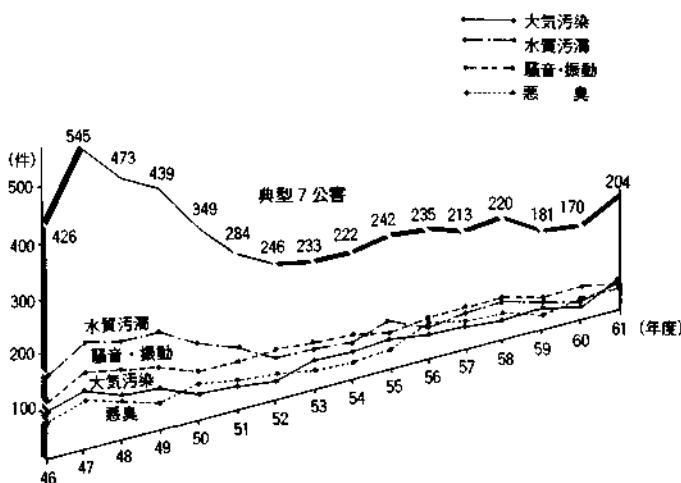
公害の苦情を処理するために、公害審査会や公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めています。

県や市町村で受けた大気の汚染や水質の汚濁など典型7公害*についての苦情の件数は、図1-25のとおり、47年度の545件をピークに年々減少しており、61年度は、204件と多いときの2分の1以下になっています。

これらの苦情の発生は、図1-26のとおり、生産工場によるものがもっとも多く、次いで、建築・土木工事、畜産業、商店・飲食店などとなっていますが、近年は生産工場によるものが減少してきている反面、苦情の内容は多種・多様になっていきます。

さらに、人口100万人当たりの苦情の発生状況は、図1-27のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図1-25 公害苦情受理件数の経年変化（典型7公害）



*1 [典型7公害] 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図1-26 苦情の内訳（典型 7 公害）

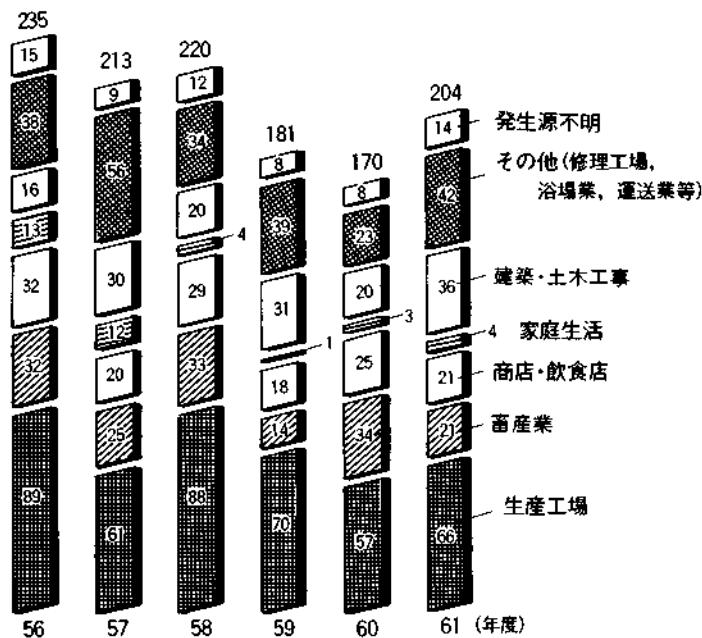
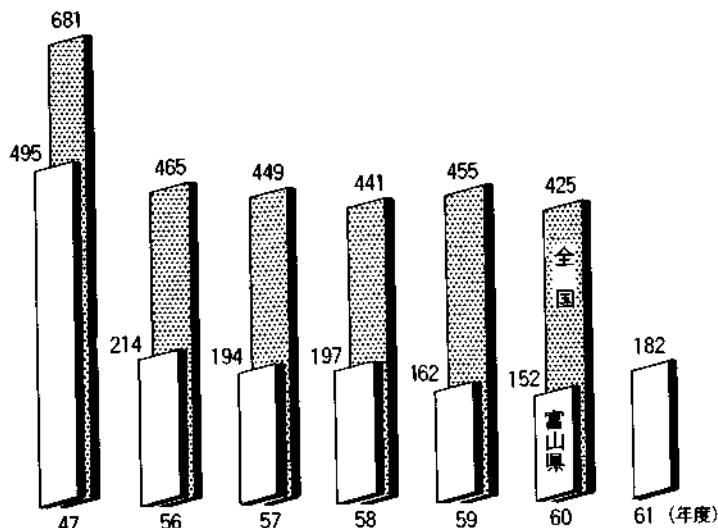


図1-27 人口100万人当たりの苦情発生状況（典型 7 公害）



注 本県及び全国の件数は、苦情件数/人口×100万人

イ 富山・高岡地域の公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害のおそれのある地域について、総合的、計画的に公害防止の対策を進めるものです。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来3回（49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度）にわたり国の承認を受けて、公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めてきました。

その結果、硫黄酸化物による大気汚染や主な河川の水質汚濁は大幅に改善されてきましたが、浮遊粉じんや光化学オキシダントによる大気汚染、都市河川の水質汚濁、カドミウム汚染田の復元事業など本地域には、なおいくつかの課題が残されており、表1-5のとおり63年度を目標に公害の防止施策をさらに進めています。

表1-5 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区分	内容
地域範囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	60年3月8日
計画期間	59年度～63年度
計画事業費	1,065億円（地方公共団体 993億円、事業者 72億円）
主な計画事業	<ul style="list-style-type: none">・公共下水道の整備・富山空港周辺の緩衝緑地・河川のしゅんせつ、導水・し尿・ごみ処理施設の整備・カドミウム汚染田の復元・監視機器の整備・公害防止施設の整備

ウ 公害防止のための融資制度

中小企業における公害防止施設の整備を円滑に進めるために、金融機関と協力して、中小企業公害防止資金融資制度を設けています。

この資金は、個別処理施設については2,000万円、共同処理施設については4,000万円を貸付限度として、返済期間は7年以内、利率は5.0%と低利なものとなっています。

このほか、中小企業の公害防止施設整備の融資制度としては、中小企業設備近代化資金、農業近代化資金などがあり、これらを含めた融資状況は表1-6のとおりとなっています。

表1-6 公害防止施設への融資状況

(単位：千円)

区分	年 度				
	57	58	59	60	61
中小企業公害防止資金	308,730 (27)	324,450 (30)	345,400 (26)	365,550 (25)	242,800 (19)
中小企業 設備近代化 設備貸与資金 高度化 振興融資	268,280 (14)	273,360 (16)	133,100 (8)	126,890 (8)	129,160 (10)
農業近代化資金	49,260 (9)	11,990 (5)	5,220 (2)	41,720 (5)	10,000 (1)
合 計	626,270 (50)	609,800 (51)	483,720 (36)	534,160 (38)	381,960 (30)

注（ ）は融資件数

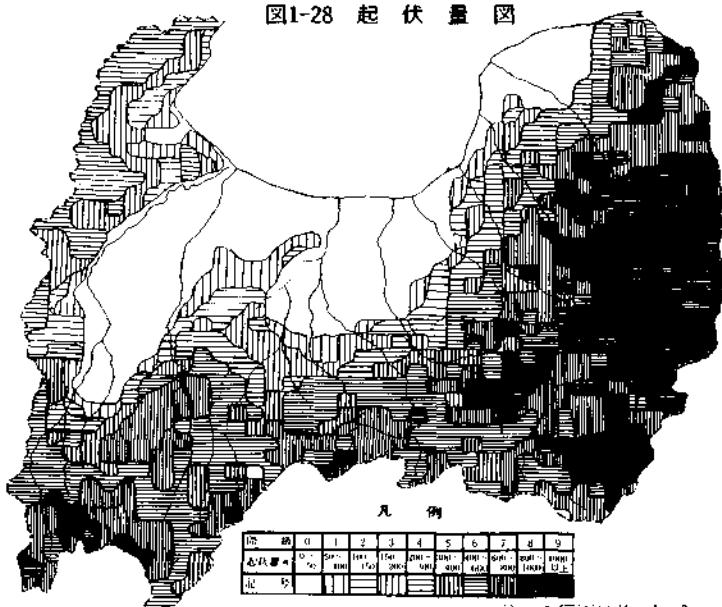
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛驒高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさのめやすとなる起伏量^{*1}は、図1-28のとおり大きく本県特有のけわしさが見受けられます。それが県東部でひときわ大きくなっていることから東部を中心すぐれた自然がよく保存されています。

このことは、環境庁の行った「緑の国勢調査」^{*2}において、自然度の高

図1-28 起伏量図



注 1区画は約4km²
「富山の地形と地質」1976より

*1(起伏量)一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことと、起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなります。

*2[緑の国勢調査]わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度に環境庁が実施した調査です。

い原生的な植生区域（自然度10・9）の県土面積に占める割合が本州第一位にランクされていることからもわかります。

このように、本県にはすぐれた自然環境の残されている地域が多く、野生鳥獣も豊富で、鳥類では295種、獣類では44種がそれぞれ確認されています。なお、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定されています。県では、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行うとともに、自然環境保全地域を11か所、県立自然公園を5か所指定し、国立公園及び国定公園とあわせて、これらの貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図っています。また、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト^{*1}、バードマスター^{*2}などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 一高い本県の植生自然度一

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっています。

(ア) 高山帯、亜高山帯（標高1,600m以上）

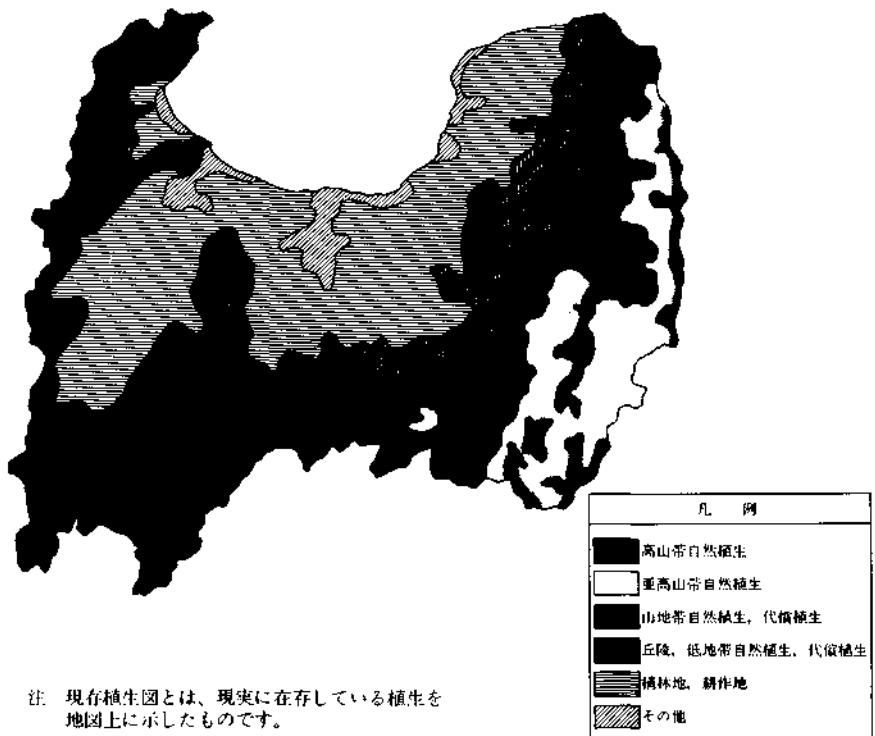
高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの森林限界地帯の植生となっています。

(イ) 山地帯（標高500m～1,600m）

*1[ナチュラリスト]県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

*2[バードマスター]県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいいます。

図1-29 現存植生図



注 現存植生図とは、現実に在存している植生を地図上に示したもので

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを中心とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林^{**}やスギの植林地になっています。

(ウ) 丘陵带 (標高500m以下)

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帶は、古くか

^{**} [二次林] ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

ら人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林になっています。また、谷筋や斜面部はスギの造林地になっており、林業生産の重要な場所になっています。このため、自然植生は一部の社寺林等に残されているにすぎません。

(二) 平野地帯、海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ林のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帶性の樹林がみられるところもあります。

図1-30 植物の垂直分布

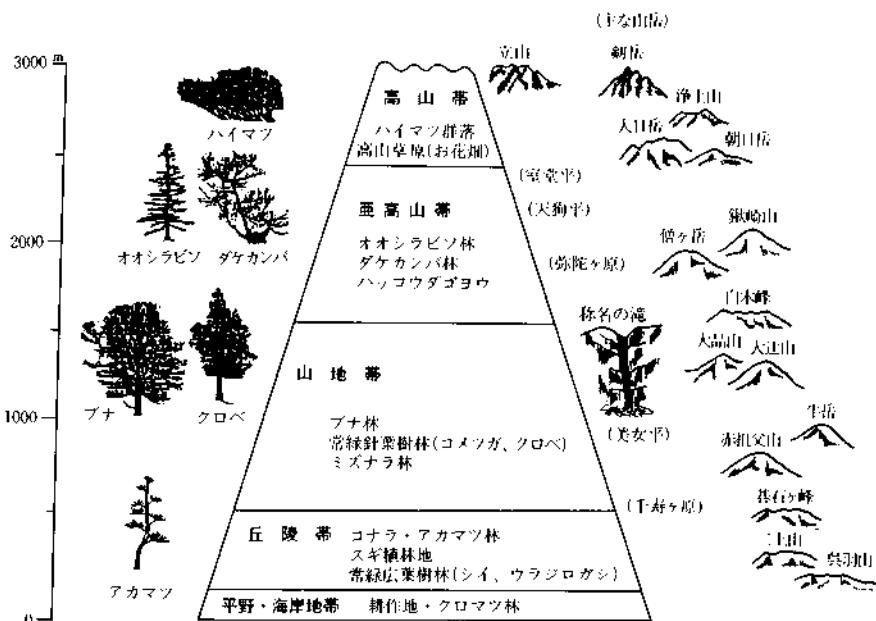
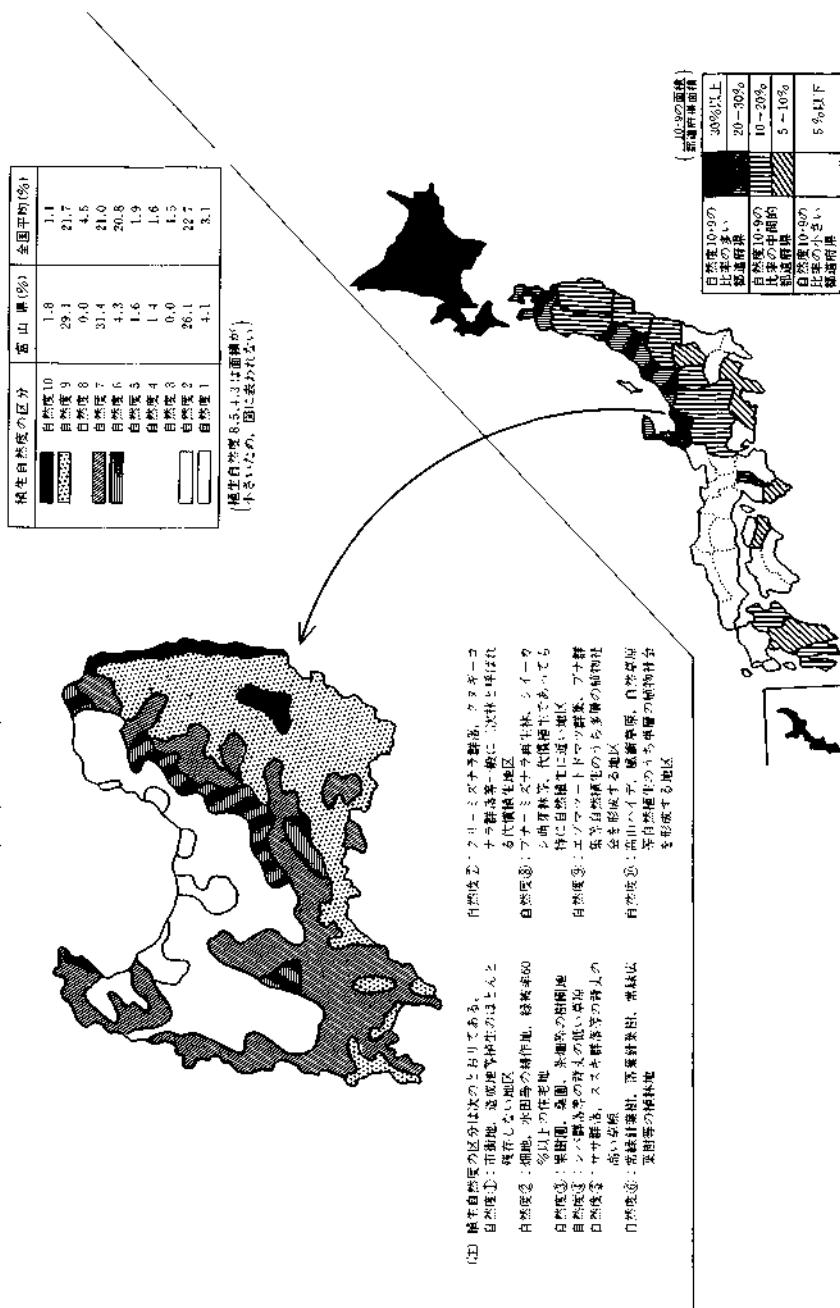


図1-31 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると、図1-31のとおり、自然度の高い原生的な植生区域（自然度10・9）の県土面積に占める割合は30.9%と全国平均22.8%よりも高く、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10・9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 一多様な自然と多種類の野生鳥獣一

本県は、標高0mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりの中には、海岸、河川、湖沼、田畠、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

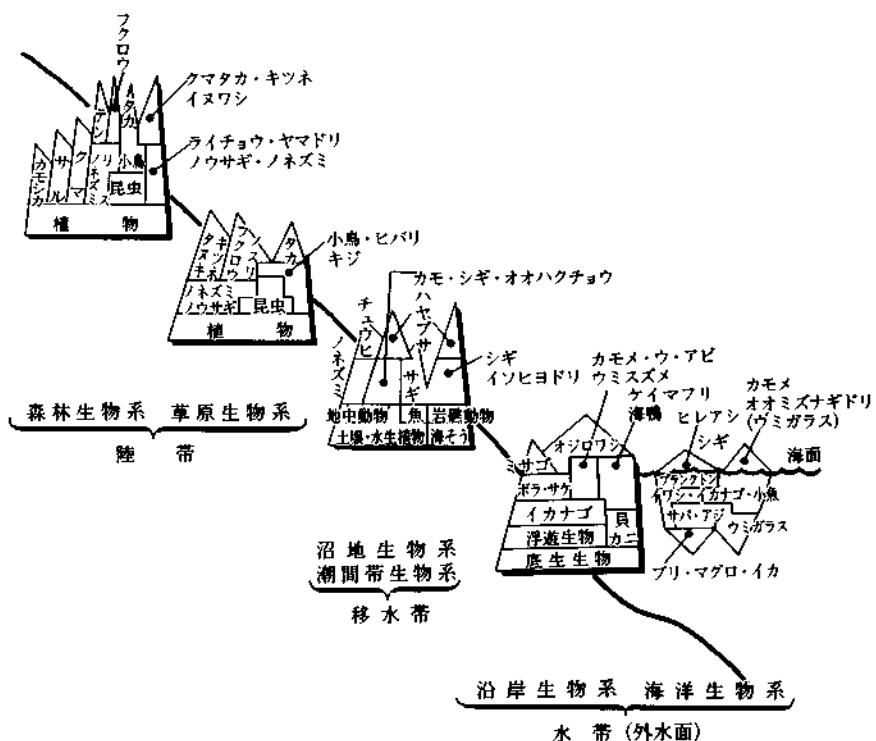
ア 鳥 類

海洋には、水見海岸周辺等にウミガラス、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面で食物をとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きくなないので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊の海岸埋立地には、春と秋の渡りの季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオシドリ、湖沼には陸ガモ類やカツツ

図1-32 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



ブリがすんでいます。富山新港付近、小杉町の恩坊池は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には毎年、オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえているところには、タゲリ、ヨシキリ類やシギ類が集まってきます。殊に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まっています。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち丘陵帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

亞高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシ、アマツバメなども姿を見せることができます。

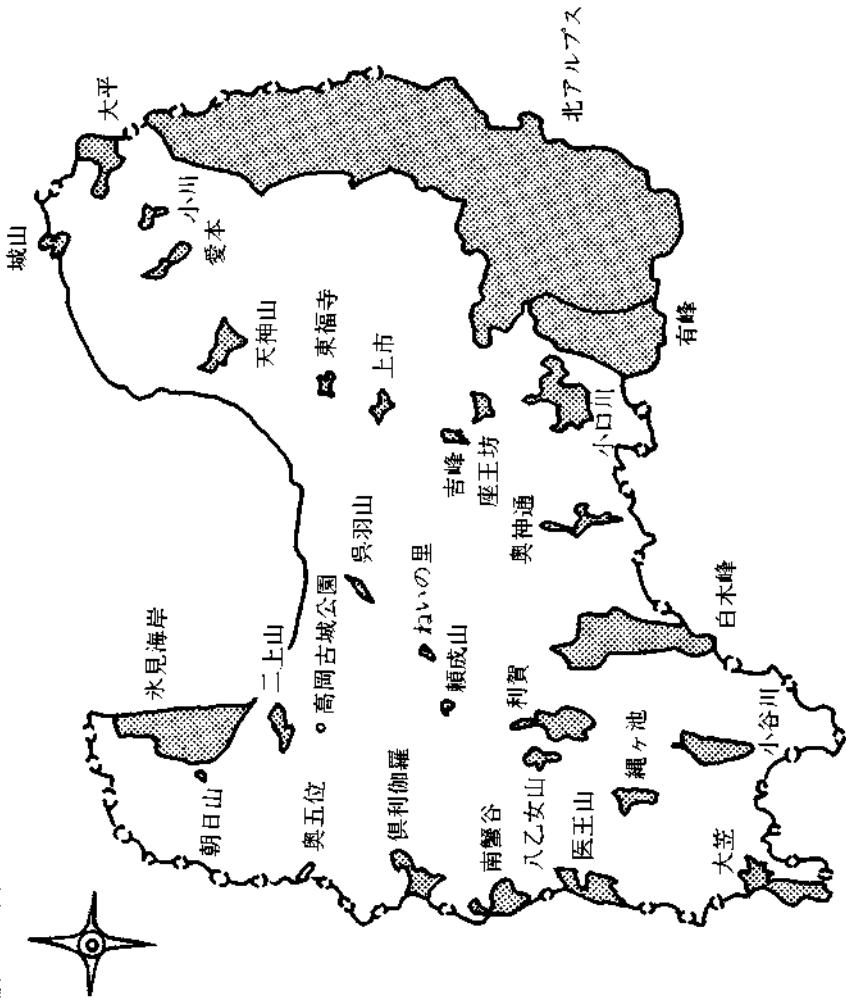
イ 獣　類

平野部には、イタチやアカネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかし、冬に積雪が多く、そのため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亞高山帯から高山帯にかけては、オコジョがすんでいます。

ウ 鳥獣保護区の設定

本県は、良好な自然環境を有しており多種類で多数の野生鳥獣が生息しているため、鳥獣保護の観点から図1-33のとおり30か所の鳥獣保護区を設定しており、その面積は102,698haと県土面積の約24%を占めています。

図1-33 鳥獣保護区現況図



(3) 自然公園 一自然を守り利用するために一

ア 自然公園等

本県のすぐれた自然の風景地について、表1-10及び図1-34のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くよう努めています。それとともに、その適正な利用の増進を図るため、自然を保護しながら、各地区で様々な施設の整備を進めています。特に、中部山岳国立公園の室堂地区、称名地区、樺平地区、馬場島地区、能登半島国定公園の二上山地区、雨晴・島尾地区、県立自然公園の有峰地区などでは、公園の利用拠点としての施設整備に努めています。

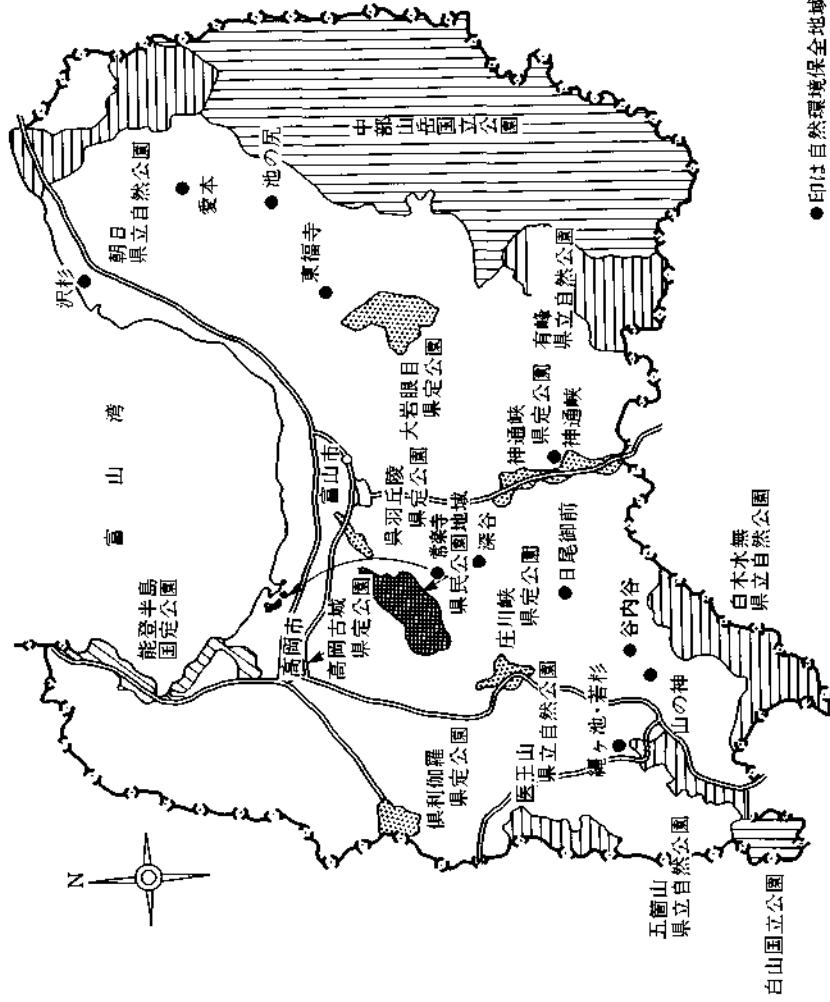
イ 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表1-7及び図1-34のとおり自然環境保全地域が指定されています。

表1-7 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に占める割合	摘要
国 立 公 園	2	79,260ha	18.64%	中部山岳、白山
国 定 公 園	1	1,005	0.24	能登半島
県立自然公園	5	39.576	9.31	朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山
県 定 公 園	6	6,142	1.44	神通峡、呉羽丘陵、高岡古城、俱利伽羅、庄川峡、大岩眼目
自 然 環 境 域	11	624	0.15	沢杉、繩ヶ池・若杉、愛本、東福寺、神通峡、深谷、山の神、池の尻、日尾御前、常楽寺、谷内谷
合 計	25	126,607	29.78	

図1-34 自然公園等現況図



●印は自然環境保全地域

ウ 県 民 公 園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、表1-8及び図1-35のとおり、都市公園として新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物園（ねいの里）、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物園センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園を経て、頼成の森に至る延長19kmの遊歩道として、公園街道が58年に開通し、多くの人々に利用されています。

表1-8 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリューションの場の提供	57年10月 庭球場 58年4月 野球場・陸上競技場 58年7月
	県民公園太閤山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリューションの場の提供	58年7月
自 然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物園(ねいの里)	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	73ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長 約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリューション施設	52年4月
	自然博物園センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公 園 街 道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全 体)	県 民 公 園 地 域	約2,600ha	(図1-35に掲げる地域をいう。)	

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小杉町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

図1-35 富山県置県百年記念県民公園概要図

発達の開拓公会場 8-1選

太閤山ランド



賴成の森



新港の森



神奈川県立寒風山自然博物園



野鳥の園

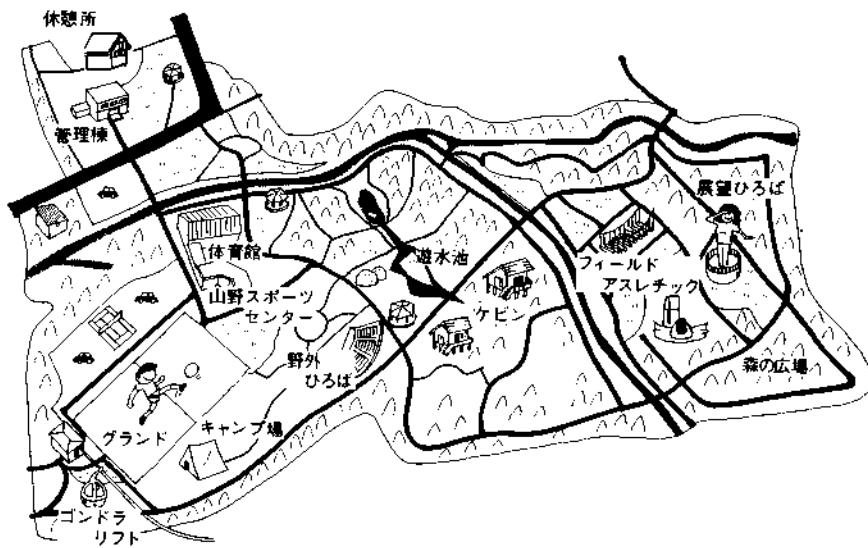


エ 立山山麓家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に立山山麓家族旅行村が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋のふん囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。

図1-36 立山山麓家族旅行村概要図



第2節 環境行政の歩みと今後の展開

1 環境行政の歩み　一高度経済成長から安定成長下の環境行政一

本県では神通川流域のイタイイタイ病が早くから問題となっていたほか、30年代後半から40年代前半にかけての経済の高度成長期において、臨海部の工業地帯を中心に産業公害が急速に広まり、生活環境が悪化したことから、公害防止についての社会的要請が高まりました。

このため、県では42年度に総合計画部に公害課を設けるとともに、公害防止条例を制定するなど一連の公害防止施策を進めてきました。さらに、45年度には、公害センターの設置や公害防止条例の全面改正とともに、全国に先がけて公害部を設置しました。その後も行政機構や環境保全対策の整備拡充を図るなど、環境問題をめぐる諸情勢の変化に即応したきめ細かな環境行政の推進に努めてきました。

これまでに実施した公害防止の諸施策については、大気の汚染対策として、47年度にブルースカイ計画を策定し、工場に対し良質な燃料の使用、燃焼方法の改善、効果的な防除技術の導入の指導とあわせ、経済情勢に応じて、計画の見直しを行っています。

水質の汚濁については、46年度から河川や海に環境基準をあてはめ、排水基準を厳しくするなどの対策を進めてきたほか、望ましい快適な水質環境づくりを推進するため、61年度にクリーンウォーター計画を策定しました。

そのほか、騒音、振動、悪臭については、環境基準のあてはめや規制地域の拡大を行い、発生源に対する規制や指導を進めてきました。地下水については、51年度に地下水条例を制定したほか、地域ごとの地下水調査も実施し、適正な利用に努めています。

一方、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質、騒音などについ

て定期的に観測を行っています。

また、公害センターに試験機器や測定車を配備するなど、試験研究のための体制も整備してきています。

さらに、59年度に改定した富山・高岡地域の公害防止計画を推進しているほか、神通川流域でのカドミ汚染田の復元事業や富山空港周辺の緩衝緑地整備事業等、環境の整備のための各種事業も展開しています。

自然環境の保全については、46年度の県立自然公園条例の制定をはじめとして、47年度に自然環境保全条例を、48年度には自然環境保全基本方針を策定し、県立自然公園や自然環境保全地域を順次指定するとともに、野生鳥獣を保護するための鳥獣保護区の設定、拡大を図ってきました。

また、自然保護思想の普及を図るため、立山自然保護センター、自然博物園センター並びに鳥獣保護センターを開設し、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト、バードマスターを配置するとともに、各種の自然保護読本の作成・配布に努めてきました。

その他、自然環境の健全利用を促進するため、国立、国定、県立の自然公園、県定公園並びに国民休養地の各種利用施設を整備するとともに、新港の森、太閤山ランド、頬成の森、自然博物園、野鳥の園や中央サイクリングロードなど県民公園として整備に努めてきました。また、立山山麓家族旅行村の整備も併せて進めています。

さらに、日本一のきれいな県土をめざして、県土美化推進県民会議を中心に、県民総ぐるみの運動を展開したほか、とやまの名水の選定や環境週間、愛鳥週間、緑化週間には各種の行事を行うなど、環境のふれあいを通して環境の保全思想の高揚に努めてきました。

61年度に環境保全のため実施した主な施策は次のとおりです。

- (1) 大気汚染の監視体制の強化や環境情報の体系的な整備、解析方法の開発を進めるため、大気汚染テレメタシステムを整備拡充しました。
- (2) 近年各地で、酸性雨による森林や湖沼への影響が問題となっていることから、その実態を調査しました。

- (3) 61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故による影響を把握するため、浮遊粉じん、雨水等の放射能の実態を調査しました。
- (4) 川や海について、“魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海”をめざした水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）を定めました。
- (5) 近年、道路等融雪用の地下水利用が増加するなど地下水利用の実態が変化してきたことから、地下水の適正利用と地下水障害の未然防止を図るため、砺波平野地域に引き続き、富山平野地域で調査を行いました。
- (6) 快適な郷土づくりを進めるため、県民総ぐるみによる「県土美化運動」の展開や「とやまの名水」の環境整備を推進したほか、「親子の水とのふれあい教室」、「ふるさとの海辺教室」を開設し、環境保全思想の普及に努めました。
- (7) 立山のすぐれた自然環境の保護と適切な利用について、さまざまな角度から幅広く検討するため「望ましい立山を考える会」を設置しました。
- (8) 鳥獣の生息環境の保全と保護管理を進めるため、62年度から66年度までの5か年間の第6次鳥獣保護事業計画を定めました。
- (9) 有峰県立自然公園の猪根平地区において、自然に親しむ野外レクリエーション活動の拠点として、ビジターセンターを整備しました。

2 今後の環境行政の展開 一恵み豊かな環境を

守り育てていくために—

本県の環境の状況は、全般的に改善されましたが、生活排水による中小河川の汚濁や自動車による交通騒音など、県民の生活と深いかかわりのある都市・生活型公害、さらには、環境の快適性や自然とのふれあいを求める県民のニーズの多様化など、対処しなければならないいくつかの課題があります。このような状況を踏まえて、21世紀を展望しつつ、これからの中の本県の環境行政としては、これまで実施してきた公害防止と自然保護の施策を推進することはもとより、木と緑に恵まれた美しく豊かな県土を適切に保全、活用する環境施策を基本として進める必要があります。このため、

うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりの推進や地域の自然的、社会的特性を踏まえた地域環境管理計画の策定、環境アセスメント制度の整備、大気や水質などの環境基準の達成維持、自然保護思想の普及活動や自然公園等における施設整備による自然環境の保全などの施策を総合的、計画的に推進していくこととしています。

また、県民一人ひとりの活動が環境と深くかかわりがあることから、それぞれの責任を自覚し、自発的に環境の改善に努めていくことが望まれます。

(1) 快適な環境づくりの推進

近年における都市化の進展、生活水準の向上に伴い、県民の環境に対するニーズは、豊かな緑、身近な水辺、歴史や文化の香りがする落ち着いた街並みなど、やすらぎとゆとりのある快適な環境へと高まってきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるためには、本県の豊かな水や緑等の恵まれた環境資源を十分に生かしながら個性にあふれた魅力あるまちづくりを積極的に展開していく必要があります。

このため、県土美化推進県民会議を中心に推進している清掃や緑化活動などの美化運動の輪をさらに広げ、地域に根ざした運動となるよう県民総ぐるみできれいな住みよい県土づくりに努めることとしています。

また、海岸の快適環境づくりのガイドラインとして、「海岸アメニティ・マスター・プラン」を策定するとともに、花と緑の「グリーン・プラン」やゆとりとうるおいの「とやま URUOI 環境づくり」等の施策を強力に展開するほか、市町村が実施する「とやまの名水」の保全や魅力あるまちづくり等の快適環境事業を支援し、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりに努めることとしています。

(2) 環境汚染の未然防止

環境の汚染を未然に防止することが極めて重要であることから、これまでブルースカイ計画やクリーンウォーター計画などの諸計画を推進してきました。

今後さらに、本県の恵み豊かな環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくためには、自然環境管理計画などを一体的にとらえ、望ましい地域環境をめざした総合的な地域環境管理計画を策定する必要があります。このため、環境に関する各種の情報を体系的に収集、解析するとともに、的確な情報提供ができるような環境情報管理システムの整備を図ることとしています。

また、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある各種開発事業については、これまで公害防止条例や土地対策要綱による事前審査制度を活用し対応してきましたが、今後とも適切な環境アセスメントを実施するため、国の制度との整合性に配慮しながら、本県の特性にあった環境アセスメント制度の整備について検討していくこととしています。

(3) 環境基準の達成維持

県民の健康と生活環境を守り、更に快適な環境づくりを進めるにあたっては、まず、環境基準が達成維持されている必要があります。

このため、現在、環境基準を達成している大気の硫黄酸化物、窒素酸化物や主な河川のBODなどについては、ブルースカイ計画やクリーンウォーター計画を推進するなど、引き続き良好な環境を維持するよう努めることとしています。

また、環境基準を達成していない浮遊粉じんや光化学オキシダントについては、今後とも発生機構の解明に努め、基準の達成に向けて改善策を検討するほか、生活排水による汚濁がみられる都市河川については、下水道の整備や、浄化水の導入などの改善対策を一層進め、環境基準の早期達成を図っていくこととしています。

なお、今後とも新技術の開発や新素材の利用など産業構造の高度化やエネルギーの多様化による経済社会の変化に対応した適切な環境の保全対策を推進していくこととしています。

(4) 自然環境の保全

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に引き継いでいかなければなりません。

このため、ライチョウの生息状況をはじめ、植生、地形、地質、昆虫など各種の調査を実施し、この成果をもとに、自然環境管理計画を策定することにより、総合的かつ計画的な自然保護施策を推進していくこととしています。

また、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、ビジターセンター、休憩所、登山道、野営場など、地域の特性を踏まえた公園利用施設の適正配置を図るとともに、ナチュラリスト、自然保護指導員、鳥獣保護員及びバードマスター制度の充実や積極的な利用により、自然保護思想の普及活動を一層推進していくこととしています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関する講じた施策

第2章 環境の現況及び環境保全 に関する講じた施策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の大気汚染の状況。

ア 大気汚染一覧年時種別鳥羽走結果

大気汚染一般監測観測局を県内36か所に設け、二酸化硫黄、二氧化物、浮遊微じん、オキシダント等を測定した結果、二酸化硫黄と二氧化物であった。

イ 空氣感化度

二酸化硫黄の感度は、一般空氣監測観測局を県内17局、その他の地区3局)

過去結果の年平均感度（年平均感度）

（高岡市）

年平均値は、0.003 ppm (鶴来市)

野々市、岐阜市、郡上八幡市、加賀市、

大門山地級中1局の他の局は同じく

（高岡・新発地）

年平均値は、0.004 ppm (高岡市)

ppm (高岡本丸設置局)

したの後17局中2局で、七ヶ所の局は

「その他の原因」

年平均値は、0.005 ppm (音羽太輪野瀬町) - 0.004 ppm (長浜市)



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特

產品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第1節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の大気汚染の状況

ア 大気汚染一般常時観測局測定結果

大気汚染一般常時観測局を県内36か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

(ア) 硫黄酸化物

二氧化硫の測定は、一般常時観測局35局（富山地区13局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-1及び図2-1のとおりであり、61年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.003ppm（婦中東本郷観測局）～0.007ppm（岩瀬大町、富山県庁観測局）で、60年度と比べると、わずかに高い値を示したのは13局中1局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.004ppm（高岡二塚、高岡立野等6観測局）～0.008ppm（高岡本丸観測局）で、60年度と比べると、わずかに高い値を示したのは17局中2局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.003ppm（滑川大崎野観測局）～0.004ppm（滑川市

表2-1 二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度	57	58	59	60	61
富 山 地 区	富 山 市	岩瀬 大町	0.006	0.007	0.009	0.007	0.007
		岩瀬 蓮町	0.005	0.004	0.005	0.006	0.006
		草 島	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005
		上 野 新	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005
		牛 島 本 町	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005
		富 山 県 庁	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007
		呉 羽	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004
		新 庄	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005
		富 山 南 部	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005
		神 明	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004
	婦 中 町	水 橋	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		婦 中	0.009	0.006	0.005	0.005	0.005
		婦 中 東 本郷	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003
高岡・新 湊 地 区	高岡 市	伏木 一宮	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005
		高岡 能町	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
		高岡 本丸	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
		高岡 波崎	0.008	0.005	0.005	0.006	0.005
		高岡 戸出	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
		高岡 二塚	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004
		高岡 立野	0.004	0.004	0.005	0.003	0.004
	新湊 市	新湊 三日曾根	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007
		新湊 塚原	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
		新湊 今井	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005
		新湊 片口	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
		新湊 堀岡	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005
		新湊 海老江	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004
		新湊 七美	0.004	0.004	0.005	0.003	0.004
		新湊 八幡	0.005	0.005	0.007	0.008	0.006
	小杉 町	小 杉	0.004	0.004	0.006	0.006	0.005
	大門 町	大 門	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004
その他の地区	滑川 市	滑 川 市 庁	0.002	0.003	0.004	0.004	0.004
	滑川 市	滑 川 大崎野	0.004	0.003	0.005	0.003	(0.003)
	黒部 市	黒 部 市 庁	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
	城端 町	城 端 南 町※					0.004
	庄川 町	庄 川 青 島※					0.004

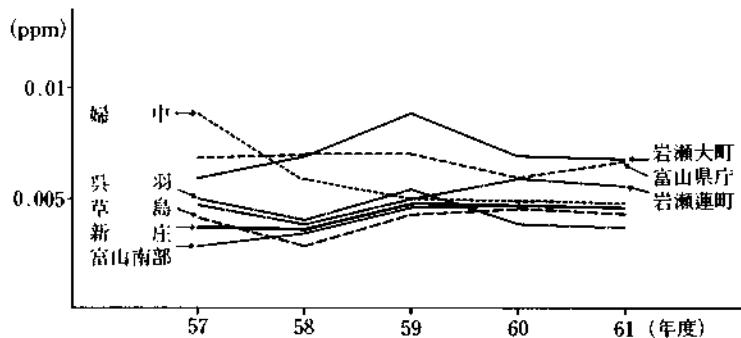
注1 測定は、導電率法による。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

図2-1 主な常時観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

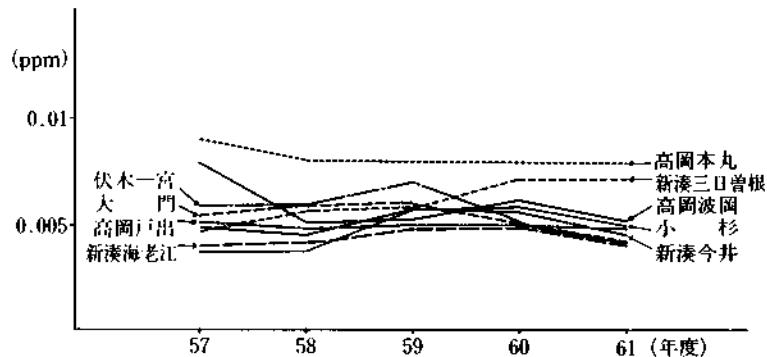


表2-2 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

測定局	年度	基準	項目	1日平均値の2%除外値(ppm)						1日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無						長期的評価による適合(○)、否(X)の区分							
				0.04ppm以下であること						無													
				57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
富山区	富山市	岩瀬大町	0.012	0.013	0.018	0.013	0.013	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.010	0.008	0.010	0.013	0.010	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		草島	0.012	0.007	0.008	0.009	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		上野新	0.009	0.009	0.011	0.011	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		牛島本町	0.010	0.011	0.012	0.012	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.012	0.013	0.013	0.012	0.014	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		呉羽	0.010	0.009	0.010	0.009	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新庄	0.008	0.008	0.009	0.010	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山南部	0.007	0.008	0.009	0.012	0.010	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		神通明	0.007	0.008	0.010	0.009	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		水橋	0.008	0.008	0.008	0.008	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	婦中町	婦中	0.018	0.021	0.019	0.010	0.010	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中東本郷	0.017	0.012	0.011	0.011	0.007	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.012	0.013	0.013	0.011	0.011	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.014	0.011	0.011	0.010	0.011	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.019	0.016	0.015	0.014	0.014	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.019	0.010	0.009	0.010	0.012	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.009	0.019	0.010	0.009	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.008	0.008	0.010	0.008	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.008	0.009	0.011	0.009	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.011	0.013	0.014	0.013	0.013	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊原	0.013	0.012	0.012	0.013	0.012	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.009	0.011	0.011	0.011	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.009	0.008	0.010	0.010	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊堀岡	0.009	0.010	0.011	0.013	0.012	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.008	0.008	0.010	0.009	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊七美	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新湊八幡	0.012	0.012	0.015	0.017	0.013	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の地区	小杉町	小杉	0.008	0.009	0.011	0.011	0.012	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大門町	大門	0.009	0.011	0.011	0.009	0.008	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市	滑川市庁	0.005	0.007	0.008	0.007	0.009	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川大崎野		0.010	0.007	0.012	0.008	(0.008)	無	無	無	無	無	(無)	○	○	○	○	(○)	○	○	○	○	○
その他	黒部市	黒部市庁	0.011	0.010	0.008	0.009	0.010	無	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城端町	城端南町						0.008					無									○	
その他	庄川町	庄川育島						0.007					無										○

注1 測定は、導電率法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

3 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 *は、コンテナ式観測局である。

府、黒部市庁等4観測局)で、継続して測定している3局は60年度と同じ値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-2のとおり61年度もすべての観測局がこれに適合していた。

(4) 硫素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般常時観測局27局(富山地区9局、高岡・新湊地区15局、その他の地区3局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-3及び図2-2のとおりであり、61年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.008ppm(富山南部、婦中観測局)～0.016ppm(富山県庁観測局)で、60年度と比べると、全局とも横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.008ppm(新湊海老江観測局)～0.015ppm(新湊塚原観測局)で、60年度と比べると、わずかに高い値を示したのは15局中1局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、3局とも0.005ppmであり、継続して測定している1局について60年度と比べるとわずかに高い値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-4のとおり61年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表2-3 二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

年度		57	58	59	60	61	
観測局							
富 山 地 区	富 山 市	岩瀬大町	0.014	0.013	0.013	0.014	0.011
		岩瀬蓮町	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
		草島	0.011	0.011	0.011	0.009	0.009
		富山県庁	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016
		吳羽	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010
		新庄	0.011	0.011	0.012	0.011	0.011
		富山南部	0.008	0.009	0.009	0.010	0.008
		神明	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009
	婦中町	婦中	0.008	0.008	0.010	0.008	0.008
高岡・新湊 地区	高岡市	伏木一宮	0.009	0.009	0.009	0.010	0.009
		高岡能町	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
		高岡本丸	0.015	0.015	0.015	0.016	0.014
		高岡波崎	0.011	0.012	0.011	0.012	0.011
		高岡戸出	0.009	0.008	0.009	0.010	0.009
		高岡二塚	0.008	0.011	0.012	0.011	0.010
		高岡立野	0.011	0.011	0.011	0.011	0.009
	新湊市	新湊三日曾根	0.012	0.013	0.012	0.013	0.012
		新湊塙原	0.017	0.017	0.017	0.019	0.015
		新湊今井	0.008	0.010	0.011	0.012	0.009
		新湊片口	0.011	0.013	0.008	0.009	0.009
		新湊海老江	0.010	0.010	0.010	0.010	0.008
		新湊八幡	(0.016)	0.012	0.011	0.012	0.012
		小杉町	小杉	0.010	0.010	0.009	0.009
	小杉町	大門	0.012	0.012	0.012	0.012	0.009
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.012	0.008	0.006	0.003	0.005
	城端町	城端南町※					0.005
	庄川町	庄川青島※					0.005

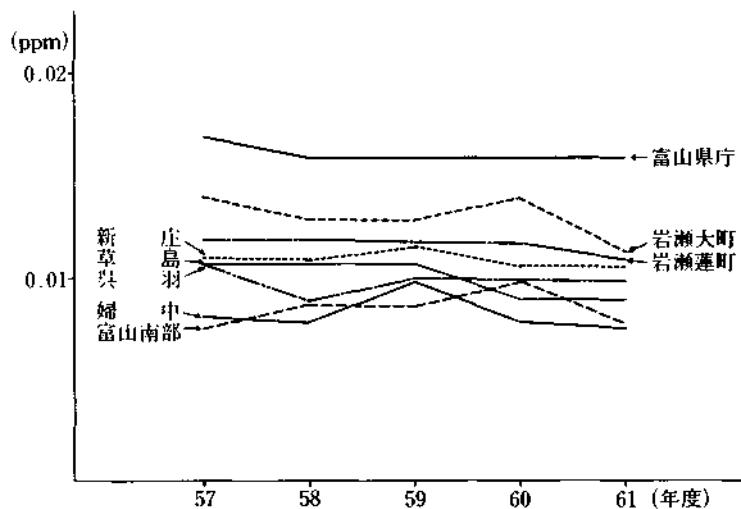
注1 激定は、ザルツマン比色法による。

2 ()は、激定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の激定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

図2-2 主な常時観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

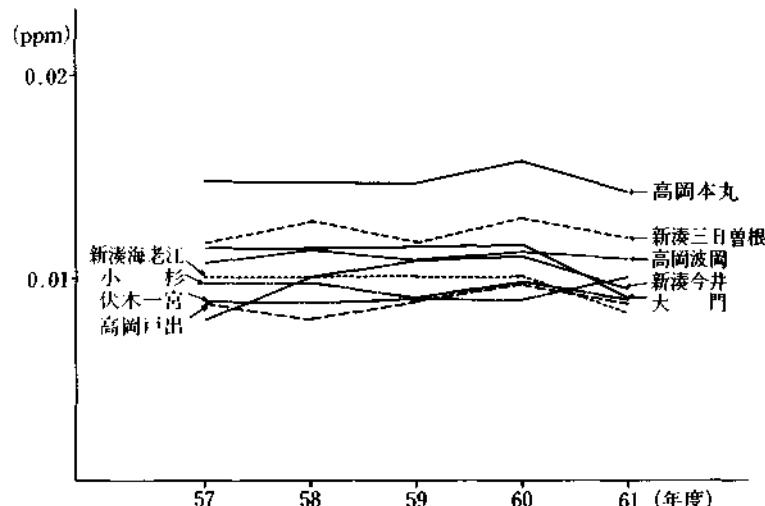


表2-4 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準	1日平均値の98%値 (ppm)					長期的評価による 適(○)、否(×)の区分					
			0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、 それ以下であること										
		年度	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	
高 山 地 区	富 山 市	岩瀬大町	0.028	0.030	0.031	0.029	0.023	○	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.026	0.028	0.029	0.028	0.024	○	○	○	○	○	○
		草島	0.025	0.025	0.030	0.029	0.022	○	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.029	0.032	0.031	0.034	0.030	○	○	○	○	○	○
		呉羽	0.021	0.020	0.024	0.024	0.021	○	○	○	○	○	○
		新庄	0.025	0.025	0.030	0.024	0.022	○	○	○	○	○	○
		富山南部	0.020	0.021	0.025	0.023	0.019	○	○	○	○	○	○
		神明	0.023	0.023	0.025	0.025	0.017	○	○	○	○	○	○
		婦中町	0.019	0.021	0.024	0.020	0.017	○	○	○	○	○	○
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	伏木一宮	0.020	0.025	0.027	0.025	0.023	○	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.033	0.033	0.032	0.029	0.027	○	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.029	0.033	0.032	0.030	0.030	○	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.028	0.029	0.027	0.030	0.022	○	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.022	0.026	0.025	0.027	0.022	○	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.022	0.029	0.030	0.027	0.021	○	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.026	0.028	0.026	0.023	0.021	○	○	○	○	○	○
その 他の 地区	新 湊 市	新湊三日曾根	0.031	0.034	0.032	0.033	0.030	○	○	○	○	○	○
		新湊坂原	0.035	0.039	0.036	0.038	0.031	○	○	○	○	○	○
		新湊今井	0.024	0.028	0.030	0.027	0.022	○	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.028	0.034	0.024	0.027	0.021	○	○	○	○	○	○
		新湊海老江	0.025	0.027	0.030	0.027	0.020	○	○	○	○	○	○
		新湊八幡	(0.030)	0.031	0.031	0.029	0.027	(○)	○	○	○	○	○
その 他の 地区	小杉町	小杉	0.024	0.022	0.021	0.023	0.022	○	○	○	○	○	○
	大門町	大門	0.028	0.031	0.027	0.028	0.022	○	○	○	○	○	○
	滑川市	滑川市庁	0.024	0.020	0.014	0.009	0.012	○	○	○	○	○	○
城端町	城端南町※						0.010					○	
	庄川町	庄川青島※					0.011					○	

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して測定値の98%値をもって評価したものである。

3 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 ※は、コンテナ式観測局である。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じんの測定は、一般常時観測局34局（富山地区12局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-5のとおりであり、61年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は $0.03\text{mg}/\text{m}^3$ （草島、牛島本町等9観測局）～ $0.04\text{mg}/\text{m}^3$ （岩瀬大町、岩瀬蓮町等3観測局）で、60年度と比べると、わずかに高い値を示したのは12局中2局で他の局は、同じ値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ （新湊海老江観測局）～ $0.04\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡本丸、高岡二塙等4観測局）で、60年度と比べると、わずかに高い値を示したのは17局中1局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、5局とも $0.03\text{mg}/\text{m}^3$ であり、継続して測定している3局について60年度と比べるとわずかに高い値を示したのは、2局で他の1局は同じ値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表2-6のとおり、富山地区9局、高岡・新湊地区16局、その他の地区5局の合計30局がこの基準に適合し、全観測局（34局）に対する適合率は、88%であった。

表2-5 浮遊粉じん濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: mg/m³)

観測局		年度	57	58	59	60	61
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
		岩瀬蓮町	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04
		草島	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		上野新	0.03	0.03	0.05	0.03	0.04
		牛島本町	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		富山県庁	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		呉羽	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		新庄	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03
		富山南部	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03
		神明	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03
		水橋	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		婦中町	婦中	0.04	0.03	0.03	0.03
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		高岡能町	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03
		高岡本丸	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04
		高岡波岡	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03
		高岡戸出	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		高岡二塚	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
	新湊市	高岡立野	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04
		新湊三日曾根	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03
		新湊塚原	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03
		新湊今井	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04
		新湊片口	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		新湊堀岡	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03
		新湊海老江	0.04	0.03	0.04	0.03	0.02
その他の地区	滑川市	新湊七美	0.05	0.03	0.03	0.03	0.03
		新湊八幡	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03
		小杉町	小杉	0.03	0.03	0.03	0.03
		大門町	大門	0.04	0.04	0.05	0.04
		滑川市庁	滑川大崎野	0.03	0.02	0.03	0.02
その他	黒部市	黒部市庁	(0.03)	0.02	0.03	0.02	(0.03)
	城端町	城端南町※					0.03
	庄川町	庄川青島※					0.03

注1 濃度は、光散乱法で行い、測定値は、ローポリウム・エア・サンプラーにより校正した値である。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原測として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

表2-6 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値 (mg/m^3)					1日平均値が0.10 mg/m^3 を超えた日が 2日以上連続の有無					长期的評価による 通(○)、否(×)の 区分				
		0.10 mg/m^3 以下であること					無									
		57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
富山地区	岩瀬 大町	0.09	0.08	0.10	0.09	0.09	無	無	有	有	有	○	○	○	×	×
	岩瀬 蓬町	0.07	0.08	0.10	0.08	0.09	無	無	有	無	有	○	○	×	○	×
	草 島	0.08	0.08	0.09	0.07	0.08	無	黒	無	無	有	○	○	○	○	×
	上 野 新	0.07	0.07	0.12	0.08	0.09	無	黒	有	無	無	○	○	×	○	○
	牛 島 本町	0.09	0.06	0.09	0.08	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	富 山 県 庁	0.09	0.09	0.10	0.09	0.07	無	有	有	無	無	○	×	×	○	○
	呉 羽	0.10	0.07	0.09	0.07	0.09	無	黒	無	無	無	○	○	○	○	○
	新 庄	0.07	0.09	0.09	0.08	0.08	無	黒	無	無	無	○	○	○	○	○
	富 山 南 部	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	神 明	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
福井地区	水 橋	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	福 中 町	0.09	0.08	0.09	0.09	0.07	無	無	有	無	有	○	○	○	×	○
高岡地区	伏木 一宮	0.09	0.07	0.12	0.07	0.07	無	無	有	無	無	○	○	×	○	○
	高岡 能町	0.07	0.07	0.09	0.07	0.07	無	無	有	無	無	○	○	×	○	○
	高岡 本丸	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	高岡 波 岡	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	高岡 戸出	0.11	0.09	0.10	0.09	0.08	有	無	有	無	有	×	○	○	×	○
	高岡 二塚	0.10	0.08	0.10	0.09	0.08	有	無	無	有	無	×	○	○	×	○
	高岡 立野	0.07	0.07	0.08	0.09	0.07	無	黒	無	無	無	○	○	○	○	○
新潟地区	新潟 三日月曾根	0.10	0.08	0.11	0.09	0.07	無	無	有	有	無	○	○	×	×	○
	新潟 墓原	0.10	0.08	0.10	0.07	0.07	有	無	無	黒	無	×	○	○	○	○
	新潟 今井	0.12	0.07	0.10	0.08	0.09	有	無	有	無	有	×	○	×	○	×
	新潟 片口	0.08	0.07	0.09	0.07	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	新潟 鳩岡	0.07	0.07	0.10	0.08	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	新潟 海老江	0.11	0.08	0.10	0.08	0.07	有	無	有	有	無	×	○	×	×	○
	新潟 七美	0.12	0.07	0.06	0.06	0.07	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○
	新潟 八幡	0.07	0.08	0.10	0.07	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
その他の地区	小杉町 小 杉	0.09	0.07	0.09	0.07	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	大門町 大 門	0.12	0.09	0.12	0.09	0.08	有	無	有	有	無	×	○	×	×	○
	滑川市 庁	0.08	0.05	0.09	0.05	0.05	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	滑川 大崎野	(0.07)	0.06	0.07	0.05	(0.06)	(無)	無	無	無(無)	(○)	○	○	○	(○)	(○)
	黒部市 黒 郡 庁	0.07	0.06	0.07	0.09	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
城端町	城 端 南 町						0.08				無					○
	庄 川 青 島	*					0.09				無					○
庄川町	庄 川 青 島	*					0.09				無					○

注1 測定は、光散乱法による。

2 この表は、国 の 指 示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

3 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 * は、コンテナ式観測局である。

(エ) オキシダント

オキシダントの測定は、一般常時観測局12局(富山地区5局、高岡・新湊地区5局、その他の地区2局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-7のとおりであり、61年度は、0.020ppm(高岡波岡観測局)~0.030ppm(伏木一宮、庄川青島観測局)で、あった。

また、環境基準の適合状況は、表2-8のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の97.2~99.7%がこの基準を満足していた。

なお、情報、注意報など大気汚染緊急時を発令するような状況には至らなかった。

表2-7 オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度	57	58	59	60	61
富 山 地 区	富 山 市	岩瀬 大町	0.023	0.024	0.025	0.022	0.023
		岩瀬 蓮町	0.023	0.024	0.028	0.025	0.026
		富山県庁	0.023	0.023	0.018	0.021	0.021
		呉羽	0.028	0.027	0.027	0.031	0.028
		新庄	0.020	0.023	0.027	0.029	0.026
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高 岡 市	伏木一宮	0.026	0.025	0.021	0.028	0.030
		高岡本丸	0.022	0.025	0.020	0.021	0.022
		高岡波岡	0.024	0.027	0.021	0.018	0.020
	新湊市	新湊三日曾根	0.027	0.024	0.021	0.021	0.024
その 他の 地区	小杉町	小杉	0.028	0.026	0.024	0.030	0.028
	城端町	城端南町※					0.025
	庄川町	庄川青島※					0.030

注1 測定はヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

表2-8 オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局	年度	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
		0.06ppm以下であること									
		57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
富山地区	岩瀬 大町	0.082	0.072	0.083	0.082	0.071	98.5	99.5	98.2	99.8	99.7
	岩瀬 蓮町	0.080	0.090	0.099	0.085	0.089	97.7	98.3	96.1	97.4	98.0
	富山県庁	0.080	0.098	0.084	0.094	0.082	98.4	98.4	98.9	98.9	98.8
	呉羽	0.094	0.091	0.083	0.097	0.086	96.7	97.9	96.0	96.0	96.8
	新庄	0.078	0.096	0.088	0.104	0.087	99.4	98.5	96.6	95.4	98.0
高岡・新湊地区	伏木一宮	0.079	0.081	0.071	0.093	0.082	98.8	98.8	99.6	99.0	97.5
	高岡本丸	0.069	0.095	0.080	0.075	0.072	99.7	98.7	99.1	99.5	99.2
	高岡波岡	0.084	0.110	0.076	0.064	0.078	98.0	97.0	99.4	99.9	99.2
	新湊三日曾根	0.090	0.082	0.088	0.078	0.081	97.2	98.6	97.5	97.7	98.1
その他地区	小杉町 小杉	0.091	0.097	0.091	0.079	0.083	97.1	98.4	99.0	98.0	97.2
	城端町 城端南町*					0.095					98.8
	庄川町 庄川青島*					0.077					98.8

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 *は、コンテナ式観測局である。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-9のとおりであり、61年度は、富山県庁観測局で0.7ppm、高岡本丸観測局で0.7ppmと60年度と比べると、両観測局ともほぼ横ばいの値を示した。

表2-9 一酸化炭素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

年 度		57	58	59	60	61
観測局						
富山市	富山県庁	1.0	0.7	1.0	0.9	0.7
高岡市	高岡本丸	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7

注 測定は、赤外線吸収法による。

表2-10 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

項目 基準 年度 観測局	1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適合(○)、否(×)の区分					
	10ppm以下であること					無										
	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61	
富山市	富山県庁	1.5	1.4	1.8	1.5	1.3	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡本丸	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	無	無	無	無	○	○	○	○	○	○

注1　測定は、赤外線吸収法による。

2　この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

また、測定結果を一酸化炭素に係る環境基準と比べると、表2-10のとおり、両局とも適合していた。

(カ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-11のとおりであり、61年度は、富山県庁観測局で非メタン炭化水素0.2ppm、メタン1.8ppm、全炭化水素2.0ppm、また、高岡本丸観測局で非メタン炭化水素0.3ppm、メタン1.8ppm、全炭化水素2.0ppmであり、60年度と比べると、両局の3項目ともほぼ横ばいの値を示した。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は、富山県庁観測局で0.2ppm、高岡本丸観測局で0.3ppmであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppm）と比べると、両観測局ともこの範囲内にあった。

表2-11 炭化水素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		項目	年 度		57	58	59	60	61
富山市	富山県庁		非メタン	年 間	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
	炭化水素	6時～9時		0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	
	メ タ ン		1.7	1.7	1.8	1.8	1.8		
	全 炭 化 水 素		2.0	2.0	2.1	2.0	2.0		
高岡市	高岡本丸	非メタン	年 間	0.5	0.6	0.4	0.5	0.3	
		炭化水素	6時～9時		0.5	0.6	0.5	0.5	0.3
		メ タ ン		1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	
		全 炭 化 水 素		2.1	2.2	2.1	2.3	2.0	

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 非メタン炭化水素及び全炭化水素は、メタン換算値である。

4 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

(キ) ふっ素化合物

ふっ素化合物の測定は、新湊今井及び新湊久々湊の一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表2-12のとおりで、61年度は、2局とも0.1ppb以下であり、60年度と比べると、両局ともほぼ横ばいの値を示した。

表2-12 ふっ素化合物濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppb)

年 度		57	58	59	60	61
観測局						
新湊市	新湊今井	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	新湊久々湊	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0

注 測定は、イオン電極法による。

イ 自動車排出ガス常時観測局測定結果

自動車排出ガス常時観測局を富山、高岡両市の主要交差点付近に2局設置し、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粉じんを測定している。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表2-13のとおりで、61年度は富山城址観測局では、一酸化炭素0.9ppm、一酸化窒素0.019ppm、二酸化窒素0.019ppm、窒素酸化物0.038ppm、非メタン炭化水素0.2ppm、メ

表2-13 自動車排出ガスの年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局	項目	年度				
		57	58	59	60	61
富山市	一酸化炭素	1.4	1.4	1.2	0.9	0.9
	一酸化窒素	0.025	0.025	0.023	0.020	0.019
	二酸化窒素	0.024	0.022	0.024	0.021	0.019
	窒素酸化物	0.048	0.047	0.047	0.041	0.038
	非メタン炭化水素	(0.3)	0.3	0.3	0.3	0.2
	メタン	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	全炭化水素	2.1	2.0	2.1	2.0	1.9
	浮遊粉じん*			(0.04)	0.03	0.04
高岡市	一酸化炭素	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9
	一酸化窒素	0.018	0.019	0.017	0.018	0.021
	二酸化窒素	0.020	0.022	0.023	0.021	0.020
	窒素酸化物	0.038	0.041	0.040	0.038	0.040
	非メタン炭化水素	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	メタン	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	全炭化水素	2.2	2.1	2.1	2.2	2.2
	浮遊粉じん*			(0.03)	0.03	0.04

注1 測定は、浮遊粉じんはβ線吸収法、その他の項目は一般常時観測局の測定方法と同じである。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものである。

4 非メタン炭化水素及び全炭化水素は、メタン換算値である。

5 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

6 *は、単位mg/m³である。

タン1.7ppm、全炭化水素1.9ppm、浮遊粉じん0.04mg/m³であり、高岡広小路観測局では、一酸化炭素0.9ppm、一酸化窒素0.021ppm、二酸化窒素0.020ppm、窒素酸化物0.040ppm、非メタン炭化水素0.4ppm、メタン1.7ppm、全炭化水素2.2ppm、浮遊粉じん0.04mg/m³であった。

また、60年度と比べると、両局ともほぼ横ばいの値を示した。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における最近5か年の重油、原油、石炭、灯油、軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は、表2-14のとおりである。

表2-14 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位:千kL)

年 度		57	58	59	60	61
燃料の種類						
重 油 ・ 原 油 ・ 石 炭	A 重 油	171 (100)	177 (104)	179 (105)	186 (109)	199 (116)
	B 重 油	30 (100)	21 (70)	18 (60)	16 (53)	13 (43)
	C 重 油	769 (100)	836 (109)	990 (129)	500 (65)	430 (56)
	原 油	846 (100)	745 (88)	757 (89)	799 (94)	647 (76)
	石 炭	—	—	461 (—)	797 (—)	846 (—)
	合 計	1,816 (100)	1,779 (98)	2,405 (132)	2,298 (127)	2,135 (118)
灯 油		310 (100)	320 (103)	305 (98)	323 (104)	326 (105)
軽 油		269 (100)	283 (105)	287 (107)	295 (110)	313 (116)
ガ ソ リ ン		370 (100)	361 (98)	338 (91)	339 (92)	347 (94)

注1 ()は、57年度を100とした指標である。

2 *は、重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、61年度は213万5千klで60年度に比べて減少した。

また、灯油及びガソリンについては、ここ数年ほぼ横ばい状況である。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表2-15のとおりで、61年度は60年度に比べて減少した。

61年度の推定排出量は334万7千m³で、57年度の487万8千m³に比べて約31%の減少となっている。

これは、硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）に基づく低硫黄燃料使用や省エネルギー等の影響によるものと考えられる。

表2-15 硫黄酸化物排出量(推定)の年度別推移

(単位: 千m³)

年 度		57	58	59	60	61
燃料の種類						
重 油	A 重 油	906 (100)	843 (93)	853 (94)	886 (98)	948 (105)
	B 重 油	348 (100)	222 (64)	190 (55)	169 (49)	137 (39)
	C 重 油	2,554 (100)	2,177 (85)	2,578 (101)	1,302 (51)	1,120 (44)
原 油		1,070 (100)	892 (83)	806 (75)	567 (53)	443 (41)
石 炭		—	—	384 (—)	692 (—)	699 (—)
合 計		4,878 (100)	4,134 (85)	4,811 (99)	3,616 (74)	3,347 (69)

注 ()は、57年度を100とした指標である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表2-16のとおりで、総施設数はアルミニウム製錬用電解炉の廃止に伴い、61年度は2,393施設とやや減少した。

表2-16 ばい煙発生施設数の年度別推移

種類 \ 年度	57	58	59	60	61
ボイラー	1,455	1,474	1,479	1,477	1,529
金属溶解炉	148	159	160	160	152
金属加熱炉	186	179	180	180	172
焼成炉・溶融炉	81	83	84	79	77
乾燥炉	129	132	124	120	123
電気炉	33	32	31	28	29
焼却炉	145	143	137	135	134
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	58	58	58	58	59
塩素・塩化水素反応施設	41	42	62	63	59
アルミ製錬用電解炉	661	661	660	308	—
その他の	53	51	52	58	59
合計	2,990 (100)	3,014 (101)	3,027 (101)	2,666 (89)	2,393 (80)

注 ()は、57年度を100とした指標である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表2-17のとおりである。

61年度の総保有台数は54万1千台で、57年度の46万2千台と比べて17%の伸びである。

また、57年度から61年度までの増加台数を車種別にみると、軽自動車が5万6千台と最も多く、次いで小型乗用車の2万5千台であった。

表2-17 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

年 度		57	58	59	60	61
貨物用	普 通	18,023	18,631	19,013	19,416	20,057
	小 型	79,152	77,385	75,337	73,823	72,081
乗合用	普 通	998	1,010	1,026	1,017	1,036
	小 型	1,936	1,884	1,804	1,763	1,745
乗 用	普 通	2,876	3,226	3,473	3,711	3,932
	小 型	249,472	257,191	262,711	268,419	274,653
大 型 特 殊 車		3,342	3,537	3,796	4,103	4,427
輕 自 動 車		100,779	113,182	127,144	141,796	156,973
特 殊	普 通	4,759	4,900	5,017	5,152	5,350
	小 型	988	1,069	1,104	1,114	1,221
合 计		462,325 (100)	482,015 (104)	500,425 (108)	520,314 (113)	541,475 (117)

注 ()は、57年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）及び粉じん。

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等28種類の施設

b 粉じん発生施設

堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア等5種類の施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$ (q は硫黄酸化物排出量、 $H e$ は有効煙突高さ) で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で5.0(49年4月1日以降に設置された施設は2.34)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口

から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素については、条例により、更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

d 粉じん

粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(ア) 届出施設

a ばい煙発生施設

61年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表2-18のとおり、総施設数は2,393施設（工場・事業場数1,078）となっている。

種類別では、ボイラーが1,529施設（構成比64%）で最も多く、次いで金属加熱炉172施設（同7%）、金属溶解炉152施設（同6%）、廃棄物焼却炉134施設（同5%）、乾燥炉123施設（同5%）、焼成炉・溶融炉77施設（同3%）の順となっている。

また、地域別では、富山市に647施設（構成比27%）、高岡市に531施設（同22%）、新湊市に139施設（同6%）と3市で全施設の55%にあたる1,317施設が設置されている。

b 粉じん発生施設

61年度末の粉じん発生施設の届出状況は、表2-19のとおり、総施設数は603施設（工場・事業場数135）であり、種類別では、堆積場が232施設（構成比38%）で最も多く、次いでベルトコンベア・パケットコンベア185施設（同31%）、破碎機・摩碎機154施設（同26%）の順となっている。

表2-18 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(62年3月31日現在)

地 域	工 場 事 業 場 数	ば い 煙 発 生 施 設 数																			
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	20	21	27	計		
ボ イ ラ ー 一	ガ ス 発 熱 生 産	加 熱 炉 結 炉	燃 燒 爐	溶 転 爐	金 屬 溶 解	金 屬 加 熱	石 油 加 熱	燃 燒 爐	燃 燒 爐	反 直 火	燃 燒 爐	電 氣 爐	燃 燒 爐	銅 精 銳 給 水	塩 素 ・ 堿 化 水	ア 電 解 塩 素 ・ 堿 化 水	複 合 反 応 槽	酸 化 施 設	硝 酸 施 設		
富 山 市	292	517		4	2	2	53	5	16		19	3	24		2				647		
高 岡 市	248	330		3	2	52	28		4		19	11	43		38		1		531		
新 湊 市	53	50		4	3	31	28				11	6	5				1		139		
魚 津 市	42	52	1	3		1			4		5	1	2		17				86		
水 見 市	33	30				1	3	5		2	10	1	5						57		
滑 川 市	29	36				1					2		1						40		
黒 部 市	25	135		1		8	35		1		5		3	59					247		
砺 波 市	28	28				3	7	2			3		9						52		
小 矢 部 市	54	37				2			12		11		5						67		
上 新 川 郡	16	21							18				2						41		
中 新 川 郡	53	63				32	3	2	8		10	2	7						127		
下 新 川 郡	38	40				11	5				2		13						71		
婦 負 郡	37	42	1	1				5	6	3	2		5		2		6	6	79		
射 水 郡	37	39		1		3	2		3		3	5	2						58		
東 砺 波 郡	59	67				1			3		7		6						84		
西 砺 波 郡	34	42				2	6			1	14		2						67		
合 計	1,078	1,529	2	17	8	152	172	14	77	4	123	29	134	59	59		8	6	2,393		

表2-19 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

(62年3月31日現在)

地 域	工 場 事 業 場 数	粉 じ ん 発 生 施 設 数					
		堆 積 場	ペ ル ト コン ペ ア バ ケ ッ ト コン ペ ア	破 碎 機 摩 碎 機	ふ る い	計	
富 山 市	30	65		7	19	4	95
高 岡 市	18	28		39	18	3	88
そ の 他	87	139		139	117	25	420
合 計	135	232		185	154	32	603

イ 硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）による指導

県では、47年度に硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）を策定し、その後6回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきた。計画に基づく指導の結果、51年度以降は環境基準を維持しており、今後も環境の状況や工場等における燃料使用状況等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくこととしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

61年度から63年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため表2-20のとおり設定した。

表2-20 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.016ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下
	1時間値	0.100ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で重油等燃料の最大使用量が0.3kL/時以上に該当するもの。

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表2-21のとおり設定した。

表2-21 指導硫黄酸化物排出量

地域区分		最大燃料使用量0.3kl/時以上の工場・事業場	
公害 防止 計画 地域	北地 部区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以東の地区	$Q = 5.0W^{0.87}$
	中地 部区	北部地区及び南部地区以外の地区	$Q = 5.5W^{0.87}$
	南地 部区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸高速自動車道以南の地区	$Q = 6.0W^{0.87}$
その他の地域		$Q = 6.5W^{0.87}$	

注 Qは指導硫黄酸化物排出量 (Nm³/時) で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。Wは工場等の燃料使用量 (kl/時) である。

ウ 硫素酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）を策定し、その後4回にわたり改定し、環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、硫黄酸化物と同様に良好な環境を維持しており、今後も環境の状況、工場等における燃料使用状況及び自動車交通量等を把握しながら、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくこととしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

61年度から63年度までの3年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため、表2-22のとおり設定した。

表2-22 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値 1日平均値の98%値	0.020ppm以下 0.040ppm以下
---------	--------------------	--------------------------

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

エ 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度に硫黄酸化物についての緊急時対策要綱を制定し、49年度にはオキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加して整備した。要綱の概要は次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表2-23のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表2-23 緊急時の発令基準

対象物質	発令基準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 0.15 ppm	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間
	0.3ppm			0.7ppm 2時間
オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粉じん	2 mg/m ³	2 mg/m ³ 2時間	—	3 mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表2-24のとおり、ばい煙排出量を削減させる。

表2-24 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫酸化物	工場へ通報し、不必要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫酸化物許容量の80%以上削減命令
オキシダント	同 上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同 上	同 上	—	同 上
二酸化窒素	同 上	同 上	—	同 上

- ・一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、緊急時が発令されたことを知らせる。
- ・学校に対しては、県庁関係課、市町村を通じて連絡する。
- ・自動車の運転者に対しては、オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。

オ スパイクタイヤ使用自粛要綱に基づく指導

スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん、道路損傷等の問題に対処するため、県では、59年1月にスパイクタイヤ使用自粛要綱を制定した。要綱の概要及び使用自粛等の推進状況は次のとおりである。

(ア) 要綱の概要

a 使用自粛期間等

- ・3月15日から12月10日までの期間は、スパイクタイヤの使用を

自粛する。

- ・ 使用自粛期間以外においても、できるだけその使用を自粛する。

b 県及び市町村の役割

- ・ 運転者や一般住民に対する広報活動
- ・ 冬期における交通安全対策の充実
- ・ 道路の除雪、タイヤチェーン等の脱着場所の確保など道路環境の整備
- ・ 関係業界、関係団体に対する要望、要請

c 住民の協力

スパイクタイヤの使用自粛に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する。

(1) 使用自粛等の推進状況

a 使用自粛の啓蒙等

- ・ テレビ、ラジオ、広報誌等による使用自粛の周知徹底
- ・ 自動車関係業界に対する協力要請
- ・ 冬期の交通安全講習会等による指導
- ・ タイヤチェーン等の脱着場所の拡充整備

特に、61年度は暖冬であったので、緊急に府内連絡会議を開催し、例年より1月早く使用自粛を呼びかけた。

b 道路粉じん調査

- ・ スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん調査
- ・ 自動車排出ガス観測局における浮遊粉じんの連続測定

c 装着率調査等

- ・ 冬期における走行車両のスパイクタイヤ装着率調査
- ・ アスファルトコンクリート舗装の摩耗量調査

(2) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局の整備状況

(ア) 一般常時観測局

表2-25 大気汚染常時観測局の概要

(62年3月31日現在)

区 分	市 町 村	観 測 局	所 在 地	設 置 年 度	設 置 者	割 定 項 目									テレ メー トロ 化局	
						硫 酸 化 物	黄 鉛 化 物	浮 遊 粉 じん	窒 素 化 物	オキシ ダント	一 酸 化 炭	炭 化 素	ふ 化 素	風 風	向 進	
高 山 地 区	高 山 市	岩瀬大町	東岩瀬町	47	市	○	○	○	○	○						○ ○
		岩瀬連町	蓮 町	42	市	○	○	○	○	○						○ ○
		草 島	草 島	47	市	○	○	○	○							○ ○
		上野新	上野新	44	市	○	○									○
		牛島本町	牛島本町	44	市	○	○									○
		富山県庁	新緑曲輪	44	県	○	○	○	○	○	○	○	○			○ ○
		呉羽	呉羽	46	市	○	○	○	○	○						○ ○
		新庄	新庄	48	市	○	○	○	○	○						○ ○
		富山南部	赤田	48	市	○	○	○	○							○ ○
		神通	高田	48	市	○	○	○	○							○
中 部	中部	木橋	水橋島等	50	市	○	○									○
		婦中	中速星	48	県	○	○	○								○ ○
高 岡 ・ 新 潟 地 区	新潟市	婦中東本郷	東本郷	45	町	○										○
		伏木一宮	伏木一宮	42	県	○	○	○	○							○ ○
		高岡能町	能 町	51	市	○	○	○								○
		高岡本丸	本丸町	43	県	○	○	○	○	○	○	○	○			○ ○
		高岡波岡	美幸町	47	市	○	○	○	○	○						○ ○
		高岡口出	口出大清水	47	県	○	○	○	○							○ ○
		高岡二塙	二 塙	53	市	○	○	○	○							○
		高岡立野	立 野	53	市	○	○	○	○							○
		新湊三日曾根	三日曾根	42	県	○	○	○	○	○						○ ○
		新湊塙原	塙 原	47	市	○	○	○								○
その他の地区	小杉町	新湊今井	今 井	45	県	○	○	○								○ ○ ○
		新湊片丘	片 丘	48	市	○	○	○								○
その他の地区	大門町	新湊堀城	堀 城	47	市	○	○									
		新湊海老江	海 老 江	48	県	○	○	○								○ ○
		新湊七美	七 美	50	市	○	○									
		新湊久々渡	久々 渡	48	市											
		新湊八幡	八 幡	56	市	○	○	○								
		小杉	中太閤山	47	県	○	○	○	○	○						○ ○
		大門	大 門	48	県	○	○	○	○							○ ○
		滑川市	寺 家	47	市	○	○	○								○
その他の地区	滑川市	滑川大崎野	大 崎 野	50	市	○	○									○
		黒部市	黒 部 市	45	市	○	○									○
		城端町	コンテナ1号	南 町	49	県	○	○	○	○	○					○
その他の地区	庄川町	コンテナ2号	青 島	50	県	○	○	○	○	○						○
		計		36				35	34	27	12	2	2	2	32	17

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表2-25のとおり、固定観測局34局（県10局、市町24局）、コンテナ式2局（県2局）の合計36局である。

(イ) 自動車排出ガス常時観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は、表2-26のとおり、主要交差点付近に2局設置している。

表2-26 自動車排出ガス常時観測局の概要

(62年3月31日現在)

市別	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目			
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん
					赤外線法 分光析色法	ザルツマン比色法	水素炎イオン化法	β線吸収法
富山市	富山城址	富山城址公園	47	市	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	広小路	49	県	○	○	○	○

(ウ) 大気測定車

常時観測局が整備されていない地域の大気汚染の調査等各種調査を実施するため、表2-27のとおり大気測定車（1台）を公害センターに配備している。

なお、大気測定車の測定項目等は、表2-27のとおりである。

表2-27 大気測定車の概要

(62年3月31日現在)

測定項目 測定法 区分	硫黄酸化物	浮遊粉じん	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向風速	日射	整備年度
	導電率法	光散乱法	ザルツマン比色法	ヨードカリ比色法	赤外線分析法	水素炎イオン化法	発信機式発電機式	熱電対式	
	大気測定車	○	○	○	○	○	○	○	

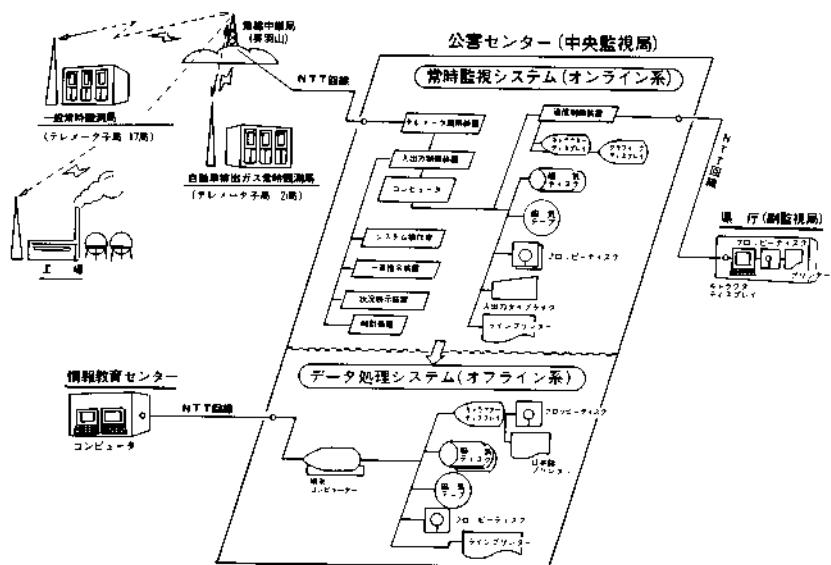
イ 大気汚染テレメータシステムの整備

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、45年度に「大気汚染監視テレメータシステム」を導入し、一般観測局の、主な17局と県庁内の中央監視局とをテレ

メータ装置で結び常時監視を行ってきた。

61年度には最近の大気汚染の多様化、広域化に対応し、より迅速なデータの把握と、より高度なデータ処理を行うため、中央監視局を公害センターに移設し、自動車排出ガス観測局2局についてもテレメータ化するとともに、環境情報の解析もできるよう、システム機能の整備・拡充を図った。

大気汚染監視テレメタシステムの概要図



ウ 大気汚染補助測定点の整備状況

大気汚染常時観測局を補完する測定網として、市町村の協力を得て、延べ256か所において表2-28のとおり硫黄酸化物等4項目について測定を行っている。

表2-28 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(62年3月31日現在)

項目 測定法 市町村	硫黄酸化物	降下窒素	ふっ素化合物	計	項目 測定法 市町村	硫黄酸化物	降下窒素	ふっ素化合物	計
	二酸化鉛法	ダスト	トリエタノールアミン法			二酸化鉛法	ダスト	トリエタノールアミン法	
富山市	10	10	10	30	入善町	3	3	3	9
高岡市	7	7	7	21	朝日町	2	2	2	6
新湊市	3	3	3	10	八尾町	3	3	3	9
魚津市	3	3	3	9	婦中町	3	3	3	5
氷見市	5	5	5	1	小杉町	2	2	2	6
滑川市	4	4	4	12	大門町	1	1	1	3
黒部市	5	5	5	15	下村	1	1	1	3
砺波市	5	5	5	15	大島町	1	1	1	3
小矢部市	4	4	4	12	城端町	1	1	1	3
大沢野町	1	1	1	3	庄川町	1	1	1	3
大山町	2	2	2	6	井波町	1	1	1	3
上市町	2	2	2	6	福野町	2	2	2	6
立山町	3	3	3	9	福光町	3	3	3	9
宇奈月	1	1	1	3	福岡町	1	1	1	3
合 計				28		80	80	80	16 256

(3) 監視取締りと行政指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入検査を実施し、排出基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、硫黄酸化物環境管理計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分の適合状況を調査した。

立入検査状況は、表2-29のとおりであるが、排出基準値及び指導値を超える施設は認められなかった。

表2-29 61年度大気関係立入検査状況

業種 区分		飲料・飼料・たばこ製造業	機械工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学会社	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気業	保健及び廃棄物処理業	その他	合計	
立入件数	ばかりじん	3(2)	1(1)	2(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(1)	1(1)	2(1)	1(1)	14(3)			7(5)	3(2)	1(1)	41(23)	
	有害物質及び有害ガス	2(2)	1(1)	4(2)	2(2)	3(2)	127(13)	2(1)	2(2)	2(1)	1(1)	7(3)			18(3)	10(5)	5(3)	186(46)	
	燃料中の硫黄分	4(2)	41(33)	3(1)	28(7)	37(13)	9(7)	4(2)	9(1)	55(11)	39(4)	16(5)	106(3)	6(2)	2(1)	7(5)	1(1)	29(6)	396(84)
	堆積場等の粉じん							2(1)	150(20)									152(22)	
指導件数		1		1		4			18					2			1	27	

注：（ ）は、1場・事業場数を示す。

(4) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局の補助測定網として硫黄酸化物、降下ばいじん及び窒素酸化物による大気汚染の状況を広域的に把握するため、図2-3のとおり、県内平野部80地点（約4kmメッシュに1地点）において調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-30のとおりである。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

各調査地点の年平均値は、 $0.03\sim0.20\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の臨海工業地帯、高岡地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

b 降下ばいじん（ダストジャー法）

各調査地点の年平均値は、 $1\sim7\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であり、地域間にはほとんど差異はみられなかった。

c 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.018\sim0.13\text{NO}_2\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の市街地及び臨海工業地帯、高岡・新湊地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

図2-3 環境大気基礎調査地点図

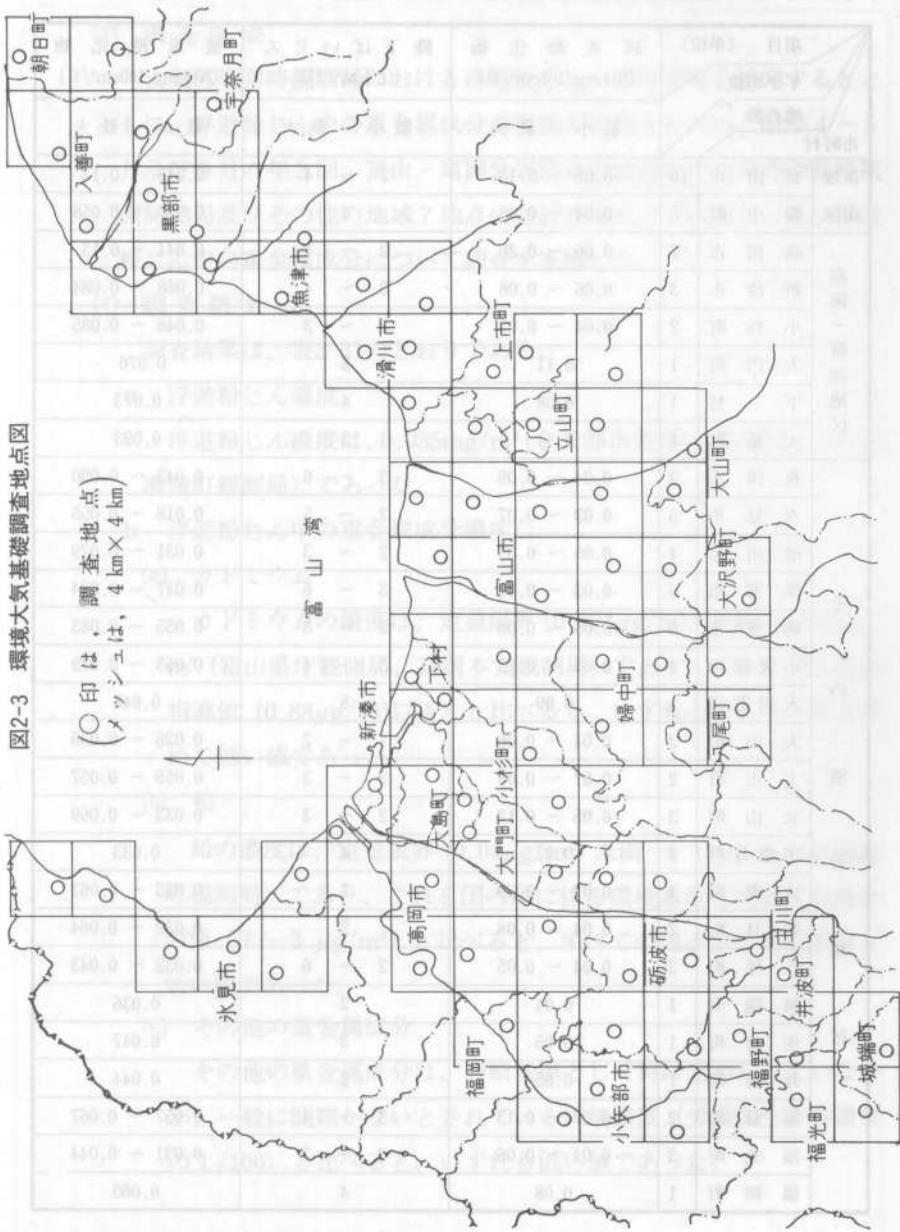


表2-30 61年度環境大気基礎調査(市町村別)測定結果

項目 (単位)		硫黄酸化物 (SO ₂ ,mg/100cm ² /日)	降下ばいじん (t/km ² /月)	窒素酸化物 (NO ₂ ,mg/100cm ² /日)
年平均値		最小～最大	最小～最大	最小～最大
地点数		最小～最大	最小～最大	最小～最大
市町村				
富地	富山市	10	0.05～0.13	2～4
山区	婦中町	3	0.04～0.05	4
高岡・新湊地区	高岡市	7	0.06～0.20	2～4
	新湊市	3	0.06～0.08	2～4
	小杉町	2	0.04～0.07	2～3
	大門町	1	0.11	3
	下村	1	0.08	4
	大島町	1	0.11	3
その他地区	魚津市	3	0.04～0.09	3～6
	永見市	5	0.03～0.07	2～5
	滑川市	4	0.05～0.09	2～3
	黒部市	5	0.03～0.11	3～6
	砺波市	5	0.05～0.06	2～3
	小矢部市	4	0.05～0.13	3～4
	大沢野町	1	0.09	5
	大山町	2	0.04～0.06	1～2
	上市町	2	0.07～0.08	2～3
	立山町	3	0.05～0.12	2～3
	宇奈月町	1	0.07	4
	入善町	3	0.07～0.09	3
	朝日町	2	0.04～0.08	3
	八尾町	3	0.04～0.05	2～6
	城端町	1	0.04	2
	庄川町	1	0.05	3
	井波町	1	0.05	2
	福野町	2	0.07～0.13	3～4
	福光町	3	0.04～0.06	2～7
	福岡町	1	0.08	4

イ 浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

大気汚染常時観測局における浮遊粉じんの常時測定を補完するとともに、浮遊粉じん中の重金属成分の実態を把握するため、61年4～5月及び9月の年2回、富山・高岡公害防止計画地域の大気汚染常時観測局13局及びその他の地域7地点の合計20地点で浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-3Iのとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ （小矢部市役所）～ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ （岩瀬蓮町観測局）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

カドミウムの濃度は、定量限界 ($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.007\mu\text{g}/\text{m}^3$ （富山県庁観測局、高岡本丸観測局）であり、これを国の暫定指導値 ($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(b) 鉛

鉛の濃度は、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.17\mu\text{g}/\text{m}^3$ （岩瀬蓮町観測局）であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値 ($1 \sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べると、すべての地点がこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の $1/100$ ）と比べると、いずれも低い値であった。

表2-31 61年度一般環境の浮遊粉じん調査結果

測定地点	回	浮遊粉じん濃度 (mg/m³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m³)										
			クロム	マグネシウム	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム	
富山地区	岩瀬蓮町観測局	1	0.10	ND	0.19	2.9	ND	0.12	1.0	ND	0.17	ND	ND
		2	0.094	ND	0.08	1.4	ND	0.09	0.48	0.004	0.12	ND	ND
	高岡市庁観測局	1	0.076	ND	0.06	1.4	ND	0.07	0.27	ND	0.06	ND	ND
		2	0.068	ND	0.07	0.8	ND	0.40	0.29	0.007	0.09	ND	ND
	呉羽観測局	1	0.074	ND	0.06	1.5	ND	0.09	0.16	ND	0.05	ND	ND
		2	0.053	ND	0.03	0.4	ND	0.09	0.14	ND	ND	ND	ND
	高山西部観測局	1	0.072	ND	0.07	1.5	ND	0.03	0.13	ND	0.05	ND	ND
		2	0.046	ND	0.04	0.4	ND	0.12	0.09	ND	ND	ND	ND
	婦中観測局	1	0.082	ND	0.07	1.8	ND	0.08	0.12	ND	0.04	ND	ND
		2	0.050	ND	0.04	0.7	ND	0.18	0.09	ND	ND	ND	ND
高岡・新湊地区	伏木一宮観測局	1	0.040	ND	0.16	0.5	ND	0.12	0.36	ND	0.06	ND	ND
		2	0.050	ND	0.18	0.4	ND	0.14	0.49	ND	0.06	ND	ND
	高岡本丸観測局	1	0.048	ND	0.47	0.4	ND	0.10	0.24	ND	0.05	ND	ND
		2	0.062	ND	0.23	0.5	ND	0.13	1.1	0.007	0.08	ND	ND
	高岡戸出観測局	1	0.044	ND	0.33	ND	ND	0.05	0.46	ND	0.07	ND	ND
		2	0.074	ND	0.08	0.6	ND	0.12	0.40	0.005	0.07	ND	ND
	新湊三日曾根観測局	1	0.41	ND	0.09	0.4	ND	0.11	0.17	ND	ND	ND	ND
		2	0.066	ND	0.38	0.4	ND	0.08	0.25	ND	0.05	ND	ND
	新湊今井観測局	1	0.054	ND	0.20	0.5	ND	0.07	0.19	ND	0.05	ND	ND
		2	0.069	ND	0.08	0.5	ND	0.06	0.22	ND	0.05	ND	ND
	新湊海老江観測局	1	0.45	ND	0.05	0.3	ND	0.13	0.17	ND	0.04	ND	ND
		2	0.060	ND	0.04	0.3	ND	0.13	0.19	ND	0.04	ND	ND
	小杉観測局	1	0.067	ND	0.05	1.1	ND	0.04	0.22	ND	0.06	ND	ND
		2	0.046	ND	0.04	0.4	ND	0.06	0.15	ND	0.04	ND	ND
	大門観測局	1	0.053	ND	0.49	0.8	ND	0.07	0.57	ND	0.08	ND	ND
		2	0.074	ND	0.07	0.6	ND	0.12	0.30	0.004	0.06	ND	ND
その他地区	魚津市役所	1	0.054	ND	0.06	0.8	ND	0.09	0.21	ND	0.05	ND	ND
		2	0.055	ND	0.07	0.5	ND	0.08	0.25	ND	ND	ND	ND
	氷見市役所	1	0.040	ND	0.14	0.4	ND	0.05	0.20	ND	0.05	ND	ND
		2	0.046	ND	0.03	ND	ND	0.02	0.14	ND	ND	ND	ND
	小矢部市役所	1	0.035	ND	0.15	0.3	ND	0.17	0.35	ND	0.08	ND	ND
		2	0.058	ND	0.07	0.4	ND	0.12	0.28	ND	0.08	ND	ND
	大沢野町役場	1	0.069	ND	0.06	1.3	ND	0.04	0.27	ND	0.07	ND	ND
		2	0.043	ND	0.03	0.4	ND	0.04	0.15	ND	ND	ND	ND
	立山町役場	1	0.069	ND	0.07	1.2	ND	0.04	0.11	ND	ND	ND	ND
		2	0.051	ND	0.05	0.5	ND	0.04	0.07	ND	ND	ND	ND
	入善町役場	1	0.058	ND	0.09	1.0	ND	0.06	0.24	ND	ND	ND	ND
		2	0.072	ND	0.11	0.7	ND	0.05	0.21	ND	ND	ND	ND
	福野町役場	1	0.038	ND	0.09	0.4	ND	0.14	0.31	ND	0.11	ND	ND
		2	0.067	ND	0.09	0.5	ND	0.09	0.19	ND	0.06	ND	ND
定量限界			0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05	

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺の浮遊粉じん調査

(ア) 調査概要

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため4地区の工場周辺において2ないし3地点を選定して、3日間にわたり浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表2-32のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、 $0.050\text{mg}/\text{m}^3$ （黒部市三日市地区）～ $0.088\text{mg}/\text{m}^3$ （富山市岩瀬地区）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満～ $0.018\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、 $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値(1～3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると、いずれもこれを下回る低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の1/100）と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表2-32 61年度工場周辺の浮遊粉じん調査結果

調査地	区間	調査期間	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)								
				クロム	マニンガム	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	
黒部市三日市 (日新亞鉛周辺)	3	5月13日 5月15日	最大 平均	0.069 0.050	ND ND	0.09 0.07	1.1 1.0	ND ND	0.06 0.05	0.79 0.52	0.036 0.018	0.11 0.07
富山市岩瀬 (太平洋ランダム周辺)	2	5月7日 5月9日	最大 平均	0.11 0.088	ND ND	0.16 0.15	2.1 1.9	ND ND	0.06 0.05	0.77 0.69	0.009 0.007	0.15 0.14
大島町小島・大島町北野 (日本電工周辺)	2	5月19日 5月21日	最大 平均	0.077 0.055	ND ND	0.54 0.43	0.9 0.9	ND ND	0.10 0.09	0.75 0.59	ND ND	0.09 0.09
高岡市吉久・新湊市中伏木 (日本鋼管・日本蓄化學周辺)	3	4月21日 4月23日	最大 平均	0.058 0.55	ND ND	0.98 0.47	0.6 0.6	ND ND	0.09 0.08	0.31 0.28	ND ND	0.06 0.05
定 量 限界				0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01
											0.05	

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

エ 特定ガス環境大気調査

(ア) 調査概要

県内のアルミニウム製錬工場及び化学工場から排出されるふっ素化合物による大気汚染の実態と推移を把握するため、調査を実施した。調査地区、調査地点数等は表2-33のとおりである。

表2-33 61年度特定ガス環境大気調査の概要

対象物質	調査地区	調査	調査地点数	調査回数
ふっ素化合物	富山新港地区	発生源	4地点	1回
		環境大気	アルカリろ紙法 ATP法	7地点 10地点
	婦中地区	発生源	5地点	1回
		環境大気	アルカリろ紙法 ATP法	5地点 5地点
	対照地区	環境大気	アルカリろ紙法	2地点
			ATP法	1地点

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-34のとおりである。

a 発生源調査結果

(a) 住友アルミニウム製錬㈱富山製造所（富山新港地区）

ふっ素化合物の排出濃度は、煙突で $0.08\text{mg}/\text{Nm}^3$ 、建屋で定量限界（ $0.05\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）未満であり、いずれも大気汚染防止法の排出基準（煙突 $2.5\text{mg}/\text{Nm}^3$ 、建屋 $1.0\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）をかなり下回っていた。

(b) 日産化学工業㈱富山工場（婦中地区）

ふっ素化合物の排出濃度は、定量限界（ $0.1\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）未満～ $0.5\text{mg}/\text{Nm}^3$ であり、大気汚染防止法の排出基準（ $5.0\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）をかなり下回っていた。

b 環境大気調査結果

(a) アルカリろ紙（大喜多）法

アルカリろ紙法によるふつ素化合物の測定結果は、富山新港地区、婦中地区ともに、60年度と同様すべての測定地点で定量限界 ($0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であり、県の定める環境基準 ($7\mu\text{g}/\text{m}^3$) と比べても極めて低い値であった。

表2-34 61年度特定ガス環境大気調査結果

1 発生源調査結果

地 区	工 場 名	ふ つ 素 化 合 物 (mg/N m ³)		
		アルミ製鍊煙突	アルミ製鍊建屋	そ の 他
富山新港地区	住友アルミニウム製鍊㈱富山製造所	0.08	ND	
婦 地 中 区	日産化学工業㈱富山工場			ND~0.5
排出基準(大気汚染防止法)		2.5	1.0	5.0
定 量 限 界		0.05		0.1

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

2 環境大気調査結果

地 区	ふ つ 素 化 合 物				
	アルカリろ紙法 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		A T P 法 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)		
	測 定 値	平 均	測 定 値	平 均	
富山新港地区	60年度	ND	ND	ND ~ 220	32
	61年度	ND	ND	ND ~ 78	28
婦中地区	60年度	ND	ND	ND ~ 70	24
	61年度	ND	ND	ND ~ 40	22
対照地区	60年度	ND	ND	ND	ND
	61年度	ND	ND	ND	ND
定 量 限 界	0.3		20		

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

(b) ATP(ばく露)法

ATP法によるふつ素化合物の測定結果は、富山新港地区では、定量限界($20\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)未満~ $78\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で、地区平均は $28\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ 、また、婦中地区では、定量限界未満~ $40\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で、地区平均は $22\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ であった。

この調査結果を月平均で60年度と比べると、富山新港地区、婦中地区ともほぼ同等の値であった。

オ 水銀等環境調査

(7) 調査概要

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため大気中の水銀等及び土壤、玄米中の水銀について調査を実施した。調査地域等は表2-35のとおりである。

表2-35 61年度水銀等環境調査の概要

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中 水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	3	(大気常時観測局)		2回/年 (4月~5月、 9月)	水銀：金アマルガム採取— 原子吸光度法 ひ素：ハイポリウム、エア・サンプラー採取—原 子吸光度法 ベンゾ(a)ピレン：ハイポリ ウム、エア・サンプラー 採取—螢光度法
	高岡市	2	(")			
	新湊市	4	(")			
	小杉町	1	(")			
	計	10				
土壤(農用地、非 農用地) 中水銀 玄米中水銀	新湊市	農用地	非農用地	玄米	1回/年	水銀(土壤)：底質調査法 (原子吸光度法)
		6	7	6	(9月)	水銀(玄米)：金アマルガム 吸着—原子吸光度法

(1) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀濃度は表2-36のとおりである。水銀濃度は定量限界($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満~ $0.005\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃度は定量限界($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満~ $0.035\mu\text{g}/\text{m}^3$ で平均 $0.007\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベ
ンゾ(a)ピレン濃度は定量限界($0.00005\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満~ $0.00072\mu\text{g}/\text{m}^3$

で平均 $0.00029\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

このうち水銀の調査結果は、世界保健機構（WHO）の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.024\sim0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.063\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壌及び玄米中の水銀濃度は表2-37のとおりである。農用地の土壌は $0.10\sim0.93\mu\text{g}/\text{g}$ 、非農用地の土壌は $0.02\sim0.86\mu\text{g}/\text{g}$ 、玄米は $0.003\sim0.006\mu\text{g}/\text{g}$ であった。

表2-36 61年度大気中の水銀等調査結果

調査項目 調査回	水 銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ヒ ベンゾ(a)ピレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ペニシルビレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		浮遊粉じん (mg/m^3)	
	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値	測 定 値	平均値
第 1 回 (5月)	ND~0.005	0.002	0.002~0.035	0.008	ND~0.00047	0.00021	0.033~0.15	0.061
第 2 回 (9月)	ND~0.002	0.002	ND~0.011	0.006	0.00009~0.00072	0.00038	0.024~0.11	0.065
全 体	ND~0.005	0.002	ND~0.035	0.007	ND~0.00072	0.00029	0.024~0.15	0.063
定 量 限 界	0.001		0.001		0.00005			

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

表2-37 61年度土壌及び玄米中の水銀調査結果

区分 項目	土 壤(農用地)	土 壤(非農用地)	玄 米
測 定 値	0.10~0.93	0.02~0.86	0.003~0.006
定 量 限 界	0.01	0.01	0.001

カ 新規利用燃料使用施設のばい煙等排出実態調査

(ア) 調査概要

近年、石油系液体燃料に代って、石油コークス、廃タイヤ等を新規利用燃料として使用する施設が増加している。このため、これらの施設から排出される有害物質について、その実態を調査した。

(イ) 調査結果

調査結果は表2-38のとおりである。これを使用燃料の種類別にみると木くずについては、硫黄酸化物が20ppm未満～29ppmと低くかった。

廃タイヤについては、硫黄酸化物が140～450ppm、窒素酸化物が290～340ppm、ばいじんが0.089～0.36g/Nm³とやや高く、ばいじん中の金属成分では、亜鉛が33～93mg/Nm³、鉛が0.55～9.8mg/Nm³と比較的高かった。石油コークスについては、排ガス処理施設を備えているため、ばいじん、硫黄酸化物ともに定量限界（ばいじん0.002g/Nm³、硫黄酸化物20ppm）未満であった。

また、これらの新規利用燃料を使用する施設からの水銀については、定量限界（0.002mg/Nm³）未満～0.024mg/Nm³であった。

キ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査概要

自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため、県内の主要交差点2地点に大気測定車を配置し、各種自動測定機により、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、硫黄酸化物、オキシダント等の連続測定を実施した。

また、このうち1地点については、トリエタノールアミン法により、道路周辺における二酸化窒素濃度の分布状況を調査した。

(イ) 調査結果

a 大気測定車による調査

調査地点、調査期間及び調査結果は、表2-39のとおりである。

(a) 一酸化炭素

表2-38 61年度新規利用燃料使用施設のばい煙等排出実態調査結果

調査番号	施設名	燃 燃 料	排ガス量 (Nm ³ /時)	硫化物 (ppm)	窒素化物 (ppm)	ばいじん (g/Nm ³)	水銀 (μg/Nm ³)	ばいじん中金属成分(mg/Nm ³)				
								鉛	コバルト	ニッケル	亜鉛	カドミウム
1	ボイラー 木くず	2,500kg/時	17,000	29	170	0.089	0.024	0.01 未満	0.74	0.8未満	0.003未満	0.1 未満
2	タイヤ ゴム引布くす	5t/時 4t/時	2,600	140	340	0.36	0.011	0.04 未満	0.06未満	3 未満	0.01 未満	0.4 未満
3	A重油 タイヤ	20t/時 250kg/時	4,200	450	290	0.089	0.002未満	0.02 未満	0.03 未満	2 未満	0.005未満	0.2 未満
4	木くず	1,700kg/時	17,000	21未満	110	0.06	0.002未満	0.05未満	0.06未満	0.1未満	0.002未満	0.05未満
5	石油コークス (発電用)	5,500kg/時	61,000	20未満	220	0.002未満	0.002未満	0.016	0.003未満	0.4未満	0.002未満	0.05未満

8時間平均値の最大は、富山市豊田で1.1ppm、高岡市戸出狼で0.8ppmであり、また、1日平均値の最大は、富山市豊田で1.0ppm、高岡市戸出狼で0.9ppmであった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8時間平均値20ppm、1日平均値10ppm以下）と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(b) 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最大は、富山市豊田で0.024ppm、高岡市戸出狼で0.019ppmであり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1日平均値0.04～0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下）と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(c) 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時～9時における3時間平均値の最大は、富山市豊田、高岡市戸出狼とともに0.2ppmであり、これを国 の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値(0.20～0.31ppm)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(d) 硫黄酸化物

1時間値の最大は、富山市豊田で0.018ppm、高岡市戸出狼で0.012ppmであり、1日平均値の最大は、富山市豊田で0.010ppm、高岡市戸出狼で0.005ppmであった。

これを二酸化硫黄に係る環境基準(1時間値0.1ppm以下、1日平均値0.04ppm以下)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

(e) 浮遊粉じん

1時間値の最大は、富山市豊田で $0.090\text{mg}/\text{m}^3$ 、高岡市戸出狼で $0.165\text{mg}/\text{m}^3$ であり、1日平均値の最大は、富山市豊田で $0.053\text{mg}/\text{m}^3$ 、高岡市戸出狼で $0.066\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準（1時間値 $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）と比べると、両地点ともこれを下回

っていた。

(f) オキシダント

1時間値の最大は、富山市豊田で0.045ppm、高岡市戸出狼で0.036ppmであり、これを光化学オキシダントに係る環境基準(1時間値0.06ppm以下)と比べると、両地点ともこれを下回っていた。

(g) 鉛

24時間値の最大は、富山市豊田で $0.09\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、高岡市戸出狼で $0.06\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値($1 \sim 3 \mu\text{g}/\text{m}^3$)と比べると、両地点ともこれをかなり下回っていた。

b トリエタノールアミン法による調査

61年9月3日から9月9日まで、高岡市戸出狼交差点周辺で二酸化窒素濃度の分布状況を調査したところ、6日間の平均は、図2-4のとおりであり、自動車排出ガスによる二酸化窒素濃度は道路沿いに高い傾向が見られたが、沿道から約100m以上離れた地点では自動車排出ガスの影響は小さかった。

表2-39 61年度自動車排出ガス環境調査結果

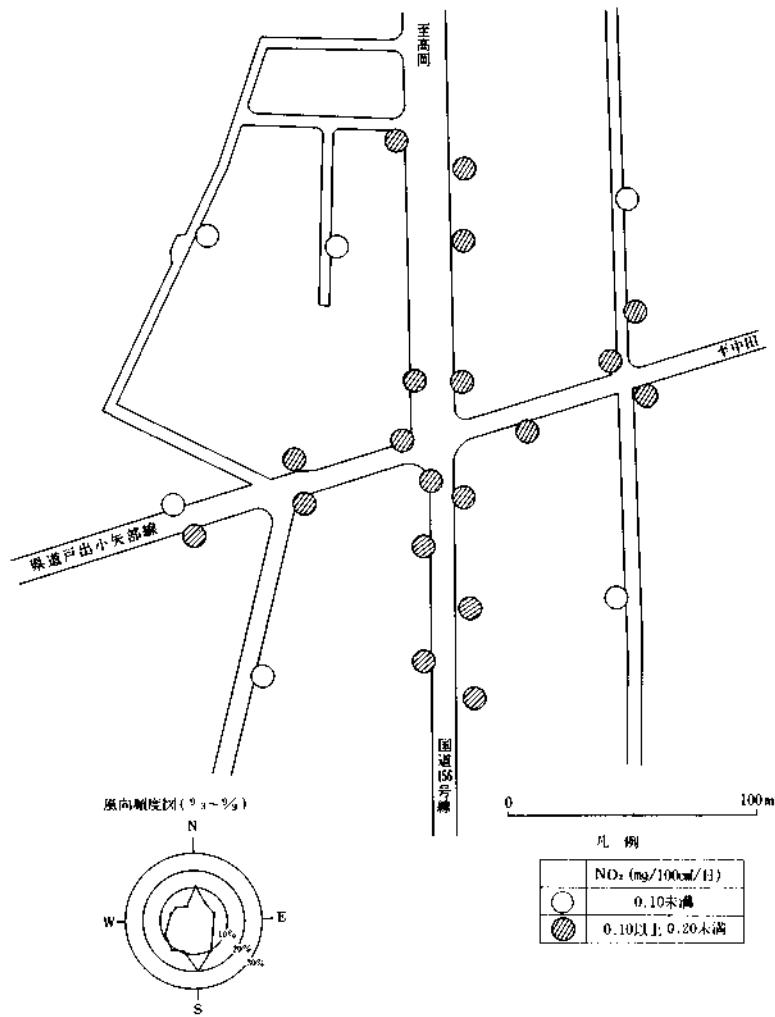
調査地点	調査期間	区分	項目 単位	一酸化 炭素				二酸化 窒素				炭化 水素				全炭化 水素				非メタ ン炭化 水素				メタン				オキシ ダント				鉛				交差動 態台数			
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	台/日							
富山市豊田	8月27日 ~ 8月29日	最高値	1時間値	2.0	0.080	0.036	0.113	2.2	0.8	2.4	0.018	0.090	0.045																										
		1日平均値		1.0 (1.1)	0.035	0.024	0.058	1.9 (0.2)	0.2	2.0	0.010	0.053	0.023	0.09	51,000																								
高岡市戸出裏	9月3日 ~ 9月9日	平均値	1時間値	0.6	0.021	0.013	0.034	1.8	0.2	1.9	0.007	0.029	0.017	0.06	49,600																								
		最高値	1日平均値	0.9 (0.8)	0.029	0.019	0.046	1.9 (0.2)	0.3	2.1	0.005	0.066	0.020	0.06	31,700																								
			平均値	0.6	0.016	0.012	0.027	1.8	0.2	1.9	0.003	0.049	0.015	0.04	28,400																								

注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。

注2 非メタン炭化水素、全炭化水素は、メタン換算値である。

注3 メタン炭化水素の欄中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。

図2-4 二酸化窒素濃度分布図



ク スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査

(ア) 調査概要

スパイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、幹線道路近傍で調査を実施した。調査地点、調査項目等は表2-40のとおりである。

表2-40 調査概要

調査項目	地点数		調査時期	調査方法
	富山市	高岡市		
浮遊粉じん	浮遊粉じん量	2	2	スパイクタイヤによる浮遊粉じん中の各成分濃度等測定方法指針(環境庁)
	浮遊粉じん中の金属成分等	2	2	
粒径別浮遊粉じん	浮遊粉じん量	1		(スパイクタイヤ装着時期) 61年10月28日～11月1日
	浮遊粉じん中の金属成分等	1		
浮遊粒子状物質	ローポリウム・エア・サンプラー	1	1	(スパイクタイヤ非装着時期)
	β線吸収法	1	1	
降下ばいじん		2	2	61年4月1日～62年3月31日
スパイクタイヤ装着率		県内主要地方道5地点		
			61年12月26日～62年3月13日	

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-41及び図2-5～2-6のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度は、スパイクタイヤ装着時期において $0.15\sim0.25\text{mg}/\text{m}^3$ であり、非装着時期の $0.073\sim0.12\text{mg}/\text{m}^3$ と比べ高かった。

b 浮遊粉じん中の金属成分等の含有率

幹線道路近傍における浮遊粉じん中の金属成分等のうち、含有率が比較的高い成分は、アルミニウム、カルシウム、鉄及びベンゼン抽出物であった。また、調査時期別にみると、スパイクタイヤ装着時期に高くなったのはアルミニウム、カルシウムであり、逆に低くなったのは亜鉛、鉛であった。

c 浮遊粒子状物質濃度

幹線道路近傍における浮遊粒子状物質濃度は、スパイクタイヤの装着時期に高くなつたが、浮遊粉じんに比べると増加の割合は小さかつた。

また、調査地点のうち、61年11月から62年3月までの富山市及び高岡市の自動車排出ガス観測局における浮遊粒子状物質濃度の連続測定結果には変化がみられなかつた。

d 粒径別の浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等

浮遊粉じん及び浮遊粉じん中のアルミニウム、チタン、マンガン、鉄は、粒径 $7 \mu\text{m}$ を超える比較的大きな粒子に多く含まれ、スパイクタイヤ装着時期に増加する傾向がみられた。

e 浮遊粉じん及び浮遊粒子状物質の道路端からの距離減衰

浮遊粉じん及び浮遊粒子状物質の濃度は、いずれも道路端から離れるほど低くなる傾向がみられた。特にスパイクタイヤ装着時期の浮遊粉じんにその傾向が顕著であった。

f 降下ばいじん量

幹線道路近傍における降下ばいじん量は、1月から3月に高い傾向がみられた。

g スパイクタイヤの装着率

県内の主要地方道、一般地方道におけるスパイクタイヤ装着率は62年1月が59.1%であったが、3月には31.9%と減少した。

表2-41 61年度スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査結果

1 浮遊粉じん、浮遊粉じん中金属成分等及び浮遊粒子状物質の調査結果

項目 調査時期	浮遊粉じん 濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中 金属成分等の含有率(%)										浮遊粒子状 物質濃度 (mg/m ³)	
		アルミ ニウム	カルシ ウム	チタ ン	バナジ ウム	マンガ ン	鉄	ニッケ ル	亜鉛	鉛	ベンゼン 抽出物		
スパイクタイヤ 装着時期	0.15 ~0.25	3.1 ~5.5	4.3 ~5.6	0.25 ~0.40	0.01 未満	0.07 ~0.19	1.6 ~2.4	0.01 未満	0.11 ~0.73	0.02 ~0.07	5 ~9	0.00037 ~0.0015	0.050 ~0.077
スパイクタイヤ 非装着時期	0.073 ~0.12	2.8 ~3.3	3.4 ~4.6	0.34 ~0.41	0.01 未満	0.08 ~0.11	2.0 ~2.4	0.01 未満	0.33 ~0.94	0.07 ~0.19	4 ~8	0.00063 ~0.0011	0.042 ~0.059

2 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位: mg/m³)

測定局	年月	項目				
		61年11月	61年12月	62年1月	62年2月	62年3月
富山城址	月平均値	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04
	日平均値の範囲	0.01~0.07	0.02~0.13	0.02~0.05	0.02~0.06	0.02~0.06
高岡広小路	月平均値	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
	日平均値の範囲	0.01~0.05	0.01~0.08	0.01~0.09	0.02~0.06	0.01~0.08

3 浮遊粉じん及び浮遊粉じん中金属成分等の粒径分布

(単位: %)

調査時期 粒径範囲(μm)	項目	粒径範囲(μm)									
		浮遊粉じん	アルミニウム	カルシウム	チタン	マンガン	鉄	亜鉛	鉛	ベンゼン抽出物	ベンゾ(a)ピレン
スパイク タイヤ装着時期	2.0未満	25	8	16	14	19	10	54	38	25	79
	2.0~7.0	20	19	27	21	22	19	17	29	38	13
	7.0超	55	73	57	65	59	71	29	33	38	8
スパイク タイヤ非装着時期	2.0未満	32	14	29	6	26	14	53	66	62	88
	2.0~7.0	33	54	35	47	37	41	29	23	25	6
	7.0超	35	32	35	47	37	45	18	11	13	6

4 スパイクタイヤ装着率の調査結果

調査日	61年12月26日		62年1月31日		62年3月13日	
	調査地点数	項目	交通量	装着率(%)	交通量	装着率(%)
5 地点 (主要地方道等)	32,740	25.4	29,556	59.1	32,427	31.9

注 交通量は12時間交通量である。(単位: 台/12時間)

図2-5 浮遊粉じん、浮遊粒子状物質の道路端からの距離減衰

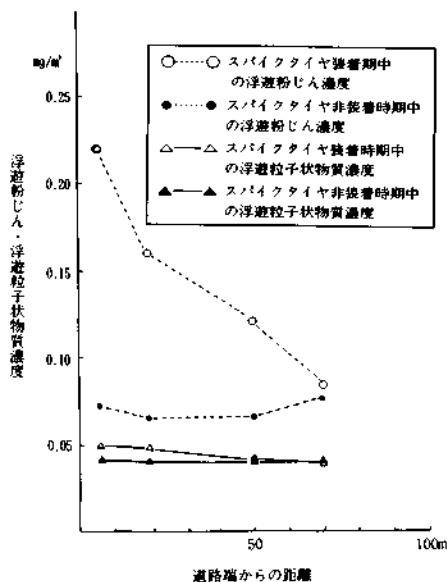
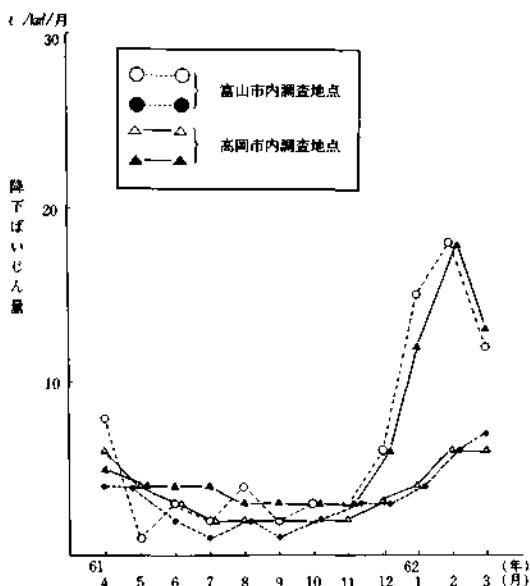


図2-6 降下ばいじん量調査結果



ケ 酸性雨実態調査

(ア) 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、雨水のpH等について調査を実施した。調査地点等は表2-42のとおりである。

表2-42 61年度酸性雨実態調査の概要

調査地点	調査期間	調査項目	調査方法
小杉町 (県公害センター)	61年5月～ 62年3月 (降雨毎)	・雨水のpH等	酸性雨成分分析調査 実施細則 (環境庁)

(イ) 調査結果

調査結果は表2-43のとおりであり、年間を通じての雨水のpHは、初期降雨(1～3mm)が3.9～6.9(平均値4.4)であり、全降雨の4.1～6.2(平均値4.7)と比べてやや低い傾向がみられた。

表2-43 61年度酸性雨実態調査結果

調査項目	雨水のpH					
	初期降雨(1～3mm)			全降雨		
調査結果	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
	3.9	6.9	4.4	4.1	6.2	4.7

注 平均値は加重平均である。

コ ソ連原発事故に伴う放射能影響調査

(ア) 調査概要

ソ連チェルノブイル原子力発電所の事故に伴なう放射能による環境への影響を把握するため、浮遊粉じん、雨水等の放射能について調査を実施した。

調査項目、調査地点等は表2-44のとおりである。

表2-44 調査概要

対象物質	調査項目	調査地點	調査期間	測定方法
放射能	浮遊粉じん	小杉町	61年5月6日 ～5月31日	放射能測定方法（科学技術庁）
	雨水	(公害センター)		
	水道水	富山市(流杉浄水場)		
	牛乳 (原乳)	富山市(畜産農家)		

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-45のとおりである。

検出された放射能は、浮遊粉じん及び雨水については調査を開始した初期にピークを示したが、以降漸減しており、水道水及び牛乳についてはすべて不検出であった。

これらの放射能のレベルは、環境安全上特に問題がないものであった。

表2-45 ソ連原発事故に伴なう放射能影響調査結果

調査項目	検体数	単位	放射能濃度	
			ヨウ素-131	セシウム-137
浮遊粉じん	17	pCi/m ³	0.01~8.27	ND~1.56
雨 水	9	pCi/l	ND~1,840	ND~279
水道水	14		ND	ND
牛乳(原乳)	2		ND	ND

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

第2節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、61年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-46のとおりであった。

環境基準の適合状況をBODでみると、55地点中50地点が適合（適合率91%）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる中小都市河川であった。

また、河川末端における経年変化をみると、表2-47のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、都市河川では、依然として生活排水の流入や流れの停滞による汚濁がみられた。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、すべての河川で環境基準に適合していた。

表2-46 61年度河川の主要測定地点（環境基準点）の水質測定結果

水 域	調査地 点	該当類型	pH	D O (mg/l)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	適否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.2	9.8	21	1.3	○
余 川 川	間 島 橋	A	7.1	9.4	72	1.5	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.1	8.9	25	3.5	×
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.3	7.8	26	4.1	○
湊 川	中 の 橋	C	7.3	7.0	22	5.5	×
小 矢 部 川	河 口	D	7.2	8.3	12	6.0	○
	城 光 寺 橋	C	7.2	9.6	11	2.3	○
	国 条 橋	A	7.3	11	10	1.1	○
	太 美 橋	AA	6.8	11	6	0.7	○
千 保 川	地 子 木 橋	D	7.0	9.4	9	4.4	○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	B	7.1	9.6	9	1.6	○

山田川	福野橋	A	7.2	11	9	1.4	○
	二ヶ瀬えん堤	AA	6.9	11	4	0.5	○
庄川	大門大橋	A	7.6	11	6	0.5	○
	雄神橋	AA	7.5	12	6	0.5	○
和田川	末端	A	6.9	11	6	1.2	○
	山王橋	C	7.3	5.0	7	5.4	×
内川	西橋	C	7.5	7.5	12	8.4	×
	下条川	稲積橋	B	7.1	8.9	18	2.1
新堀川	白石橋	B	7.1	8.5	8	1.8	○
神通川	萩浦橋	C	7.5	10	6	1.2	○
	神通大橋	A	7.7	11	6	1.2	○
宮川	新国境橋	A	6.9	11	4	0.7	○
高源川	新猪谷橋	A	7.3	11	2	0.7	○
いたち川	四ツ屋橋	C	7.2	9.9	15	3.2	○
松川	桜橋	B	7.3	10	13	3.0	○
井田川	高田橋	B	7.6	11	9	2.2	○
	落合橋	A	7.7	12	7	1.0	○
熊野川	八幡橋	A	7.6	12	6	1.2	○
岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.3	5.6	7	8.1	○
富岩運河	昭電水路橋	E	7.1	8.0	8	2.1	○
常願寺川	今川橋	A	7.4	11	8	1.2	○
	常願寺橋	AA	7.6	11	6	0.8	○
白岩川	東西橋	B	7.1	10	8	1.6	○
	泉正橋	A	6.9	10	6	1.2	○
柄津川	流観橋	D	6.9	11	9	2.1	○
	寺田橋	A	7.0	11	6	0.8	○
上市川	魚躬橋	A	6.9	11	6	0.5	○
中川	落合橋	B	6.8	10	7	2.0	○
早月川	早月橋	AA	7.0	11	2	0.5	○
角川	角川橋	A	6.9	11	9	1.7	○
鴨川	港橋	B	7.0	10	11	6.1	×
片貝川	落合橋	AA	7.2	11	5	0.5	○
布施川	落合橋	A	7.1	11	12	0.7	○
	黒瀬川	石田橋	A	6.8	9.8	11	1.4

高 橋 川	堀 切 橋	B	6.8	10	10	2.5	○
吉 田 川	吉 田 橋	B	6.8	9.4	10	2.8	○
黒 部 川	下 黒 部 橋	AA	7.5	12	13	0.5	○
入 川	末 端	A	6.8	11	7	0.8	○
小 川	赤 川 橋	A	7.0	11	11	0.7	○
	上 朝 日 橋	AA	6.9	11	3	0.5	○
舟 川	舟 川 橋	A	7.1	11	6	0.8	○
木 流 川	末 端	B	6.8	10	14	2.4	○
笹 川	笹 川 橋	A	7.0	10	4	0.5	○
境 川	境 橋	A	7.2	11	17	0.5	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「該当類型」のAA、A、B、C、D、Eは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

表2-47 河川末端水質(BOD)の経年変化

(単位: mg/l)

水 域		環境基準 類 型	基準値	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
				57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
主 要 5 河 川	小 矢 部 川	D	8	7.0	5.8	6.7	5.9	6.0
	神 通 川	C	5	1.6	1.6	1.6	1.5	1.2
	庄 川	A	2	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5
	常 願 寺 川	A	2	1.2	0.9	0.6	1.4	1.2
	黒 部 川	AA	1	0.9	0.8	0.7	0.8	0.5
中 小 市 河 川	上 庄 川	B	3	2.9	3.3	3.5	2.6	3.5
	仏生寺川(湊川)	C	5	9.6	6.4	6.9	5.4	5.5
	内 川	C	5	12	10	6.6	14	8.4
	下 条 川	B	3	2.8	2.8	2.7	1.5	2.1
	中 川	B	3	2.5	2.7	2.4	2.4	2.0
	角 川	A	2	2.0	2.0	2.4	1.9	1.7
	鶴 川	B	3	6.2	5.4	5.7	8.1	6.1
	黑瀬 川	A	2	1.3	1.4	1.6	1.7	1.4
	高 橋 川	B	3	3.6	3.0	2.9	2.7	2.5

22 河 川	木 流 川	B	3	1.9	2.1	2.1	1.9	2.4
	阿 尾 川	A	2	1.7	1.5	1.4	1.1	1.3
	余 川 川	A	2	1.4	1.5	1.8	1.3	1.5
	新 堀 川	B	3	2.3	2.5	2.2	1.4	1.8
	白 岩 川	B	3	1.8	2.0	1.6	1.5	1.6
	上 市 川	A	2	0.8	0.6	0.7	0.6	0.5
	早 月 川	AA	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	片貝川(布施川)	A	2	0.9	0.6	0.8	0.8	0.7
	吉 田 川	B	3	2.2	2.7	2.9	2.0	2.8
	入 川	A	2	0.7	0.8	0.9	0.7	0.8
	小 川	A	2	0.9	0.9	1.0	0.9	0.7
	笠 川	A	2	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5
	境 川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乗せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型(BOD 10mg/l)からD類型(BOD 8 mg/l)に格上げするとともに、上乗せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の経年変化は、表2-48及び図2-7のとおりであり、本川河口部及び千保川(地子木橋)のBODについてみると、46年度以降急激に汚濁が減少し、61年度では、河口部6.0mg/l、地子木橋4.4mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

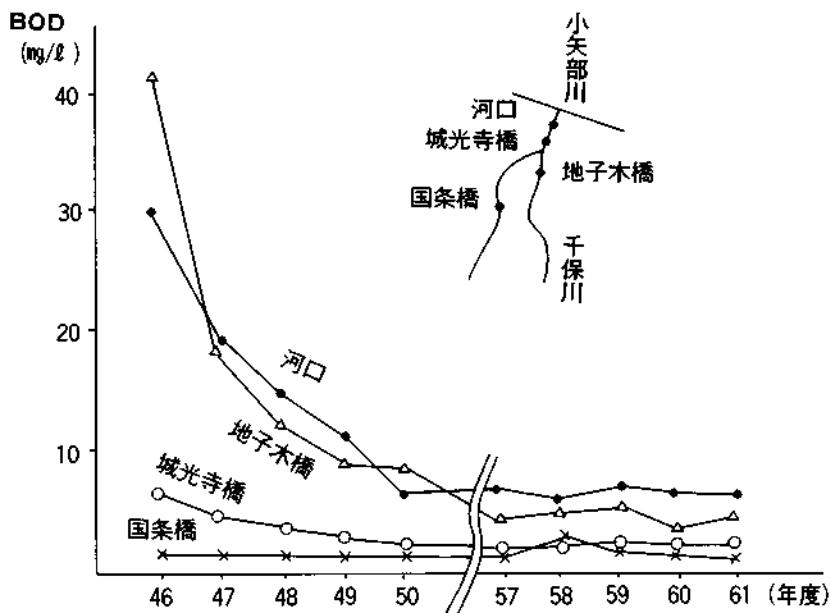
表2-48 小矢部川主要地点の水質の経年変化

測定地点 年度	河 口					城 光 寺 橋				
	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
pH	7.1	7.1	7.1	7.0	7.2	7.2	7.1	7.0	7.1	7.2
D O (mg/l)	7.7	8.5	8.2	8.8	8.3	8.5	9.1	8.9	9.6	9.6
B O D (mg/l)	7.0	5.8	6.7	5.9	6.0	1.7	2.2	2.2	2.2	2.3
S S (mg/l)	11	11	12	13	12	10	13	11	12	11

測定地点 年度	国 条 橋					地 子 木 橋				
	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
pH	7.3	7.2	7.0	7.2	7.3	7.0	7.0	6.9	6.9	7.0
D O (mg/l)	9.7	10	11	11	11	8.9	9.9	9.3	9.1	9.4
B O D (mg/l)	1.3	2.2	1.6	1.5	1.1	4.3	5.0	5.6	3.5	4.4
S S (mg/l)	14	17	12	12	10	12	14	12	13	9

注 測定値は、年平均値である。(ただし、B O Dの測定値は75%水質値である。)

図2-7 小矢部川主要地点の水質(B O D)の経年変化



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川水域に次いで、環境基準の水域類型を指定し併せて上乗せ排水基準を設定した。

さらに、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ることとした。

主要地点における水質の経年変化は、表2-49及び図2-8のとおりであり、本川（萩浦橋、神通大橋）及びいたち川（四ッ屋橋）のBODについてみると、61年度では、神通大橋が 1.2mg/l 、萩浦橋が 1.2mg/l 、四ッ屋橋が 3.2mg/l でいずれも環境基準に適合していた。

なお、神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づきカドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しており、その結果はすべて不検出であった。

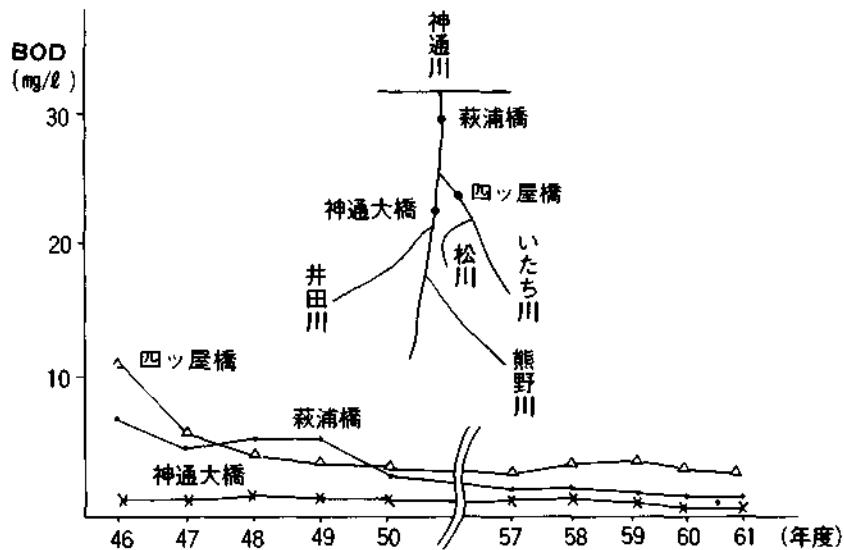
表2-49 神通川主要地点の水質の経年変化

測定地点		萩 浦 橋					神 通 大 橋				
測定項目	年度	57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
pH		7.4	7.4	7.2	7.3	7.5	7.5	7.5	7.2	7.6	7.7
DO (mg/l)		9.6	9.9	10	11	10	11	11	11	12	11
BOD (mg/l)		1.6	1.6	1.6	1.5	1.2	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2
SS (mg/l)		8	32	9	7	6	7	44	8	5	6

測定地点		四 ッ 尾 橋				
測定項目	年度	57	58	59	60	61
pH		7.2	7.2	6.9	7.1	7.2
DO (mg/l)		9.9	9.7	9.7	10	9.9
BOD (mg/l)		3.2	3.6	4.0	3.4	3.2
SS (mg/l)		13	16	17	14	15

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図2-8 神通川主要地点の水質(BOD)の経年変化



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況をBODについてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準のAA類型(1 mg/l)又はA類型(2 mg/l)に適合していた。

また、他の中小22河川については、18河川が環境基準に適合していたが、上庄川、湊川、内川及び鴨川の4河川では適合していなかった。これらは、都市河川であり、改善がみられるものの依然として生活排水等による汚濁がみられた。

(2) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、61年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表2-50のとおりであった。

環境基準点での適合状況を COD でみると、27地点中26地点が適合（適合率96%）していた。

また、海域における経年変化についてみると、表2-51のとおり、特に大きな水質の変化はみられなかった。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、河川と同様すべての地点で環境基準に適合していた。

表2-50 61年度海域の主要測定地点(環境基準点)の水質測定結果

水 域	調査地点	該当類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	通 否
富 山 湾 海 域	小矢部川河口海域	No. 1	B	8.3	8.1	1.4 ○
		No. 2	B	8.1	8.1	2.7 ○
		No. 3	B	8.2	8.6	2.0 ○
		No. 4	A	8.3	8.3	1.4 ○
		No. 5	A	8.3	8.3	1.6 ○
		No. 6	A	8.3	8.7	1.7 ○
		No. 7	A	8.4	8.5	1.5 ○
	神通川河口海域	No. 1	B	8.3	8.5	1.6 ○
		No. 2	B	8.3	8.6	2.1 ○
		No. 3	B	8.3	8.4	1.8 ○
		No. 4	A	8.3	8.5	1.6 ○
		No. 5	A	8.3	8.6	1.7 ○
		No. 6	A	8.3	8.4	1.7 ○
		No. 7	A	8.3	8.5	1.7 ○
	その他の地先海域	No. 1	A	8.4	8.2	1.1 ○
		No. 2	A	8.4	8.2	1.9 ○
		No. 3	A	8.4	8.2	1.7 ○
		No. 4	A	8.4	8.1	1.9 ○
		No. 5	A	8.4	8.2	2.0 ○
		No. 6	A	8.5	8.7	2.4 ×
		No. 7	A	8.5	8.9	1.7 ○
		No. 8	A	8.4	8.7	1.6 ○
		No. 9	A	8.4	8.5	1.3 ○
		No. 10	A	8.4	8.4	1.4 ○
富山新港海域	港 口	B	8.1	7.7	1.4 ○	
	第一貯木場	姫野橋	C	7.9	6.6	3.0 ○
	中野整理場	中 央	C	7.4	4.3	3.8 ○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目(n はデータ数)の値であり、通否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを通(○印)とした。

3 「該当類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表2-51 海域水質(COD)の経年変化

(単位: mg/l)

水 域		環境基準 類 型	基準値	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
富 山 湾 沿 岸 海 域 (下記を除く富山湾全域)		A		2	1.5	1.5	1.6	1.5
小矢部川	河口から1,200mの範囲内	B	3	2.0	2.0	2.4	2.0	2.0
河口海域	河口から2,200mの範囲内(上記を除く)	A	2	1.5	1.8	1.6	1.6	1.6
神 通 川	河口から1,800mの範囲内	B	3	1.6	1.5	1.8	1.7	1.8
河口海域	河口から2,400mの範囲内(上記を除く)	A	2	1.5	1.6	1.7	1.6	1.7
富 山 新 港	第1貯木場及び中野整理場	C	8	1.9	1.6	0.7	3.7	3.4
海 域	富山新港港内(上記を除く)	B	3	1.5	1.4	0.5	1.9	1.4

ア 富山湾海域

本水域については、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに上乗せ排水基準を設定した。

61年度における汚濁状況を COD でみると、環境基準点24地点のうち滑川地先の 1 地点で2.4mg/l と環境基準A類型(2 mg/l)に適合していなかったが、その他の23地点は環境基準のA類型(2 mg/l)又はB類型(3 mg/l)に適合しており、全体としては良好な水質であった。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに上乗せ排水基準を設定した。

61年度における環境基準点 3 地点の COD は、1.4~3.8mg/l で49年度から引き続き、環境基準のB類型(3 mg/l)又はC類型(8 mg/l)に適合していた。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制

ア 規制水域

県下全公共用水域

イ 規制対象物質及び項目

(ア) 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、PCB等8物質

(イ) 生活環境項目

pH、BOD、SS等12項目

ウ 規制対象工場・事業場

規制対象工場・事業場は、特定施設を設置し公共用水域に汚水又は廃液を排出する工場・事業場（特定事業場）で、法に基づき届出が義務づけられている。

エ 排水基準

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成が困難な水域については、都道府県が条例により更に厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を設定できることになっている。

本県では、今まで主要公共用水域について、環境基準のあてはめに際し、上乗せ排水基準の設定を行っている。

オ 届出状況

法に基づく届出状況は表2-52のとおりで、県下全体の特定事業場は、3,400であり、これを地域別にみると富山市が574（構成比17%）、高岡市が378（同11%）と両市で全体の28%を占めている。

業種別では、食料品製造業が810（構成比24%）、旅館業が756（同22%）、畜産業が464（同14%）となっており、この3業種で全体の60%を占めている。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日

以上又は有害物質を排出するもの)数は、表2-53のとおり553で全体の16%を占めている。

これを水域別にみると、小矢部川水域が149(構成比27%)、神通川水域が129(同23%)と、両水域で排水基準の適用特定事業場の50%を占めている。

業種別では、し尿処理業・下水道業が99(構成比18%)、表面処理・電気めっき施設が86(同16%)、旅館業が62(同11%)、食料品製造業が62(同11%)と、これらで排水基準の適用特定事業場の56%を占めている。

表2-52 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(62年3月31日現在)

地域	畜産業	食料品製造業	織維工業	木製材・木製品業	小加工品・紙業	化学工業	新製品・製紙業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気設施業	旅館業	洗たく業	自車両洗浄施設	試験研究機関	し尿処理業	下水道業	その他	合計
富山市	36	119	1	3	8	27	26	18	4	1	23	58	129	40	11	44	35		574
高岡市	30	47			12	9	11	15	8	4	7	44	68	41	44	4	10	24	378
新湊市		36			9		3	4		2	4	9	10	13	3		4		97
魚津市	17	79	1	2	2	3	1	4			5	26	22	3	5	7	5		182
永見市	61	87			2			3	1	1		4	98	16	5	3	5	4	290
滑川市	9	40	2	1		2	4	2			8	7	8	2	3	4	3		95
黒部市	49	42		1		1	6	5		1	4	17	9	7	2	1	8		153
砺波市	49	39	2		1		9	4			4	8	10	7	6	3	6		148
小矢部市	15	43	6		1		8	10	1		3	21	16	11	4	3	6		148
上新川郡	6	18					9	1			2	74	8	2	3	5	1		129
中新川郡	55	39	1		1	3	10	13			3	61	13	2	4	7	6		218
下新川郡	49	63		2	1		11	3	1		3	92	27	3	2	3	5		265
婦負郡	26	43			2	3	14	3			4	34	25		4	7	10		175
射水郡	9	20	1		1	2	9	2			4	13	17	9	5	5	7		104
東砺波郡	35	53	6	6	2	2	12	7			5	42	17	10	4	2	7		310
西砺波郡	18	42	2	1		1	1	1			6	27	12	13	1	5	4		134
計	64	810	22	39	28	58	102	82	13	13	131	756	374	161	61	115	131		3,400

表2-53 水域別排水基準適用特定事業場数

(62年3月31日現在)

業種等 水 域	畜 産	食 料 品 製 造	機 織 工	木 製 材	小 加 ル 工 品	化 学	窯 製 品	砂 利	鉄 鋼	非 鉄 金 屬 製 造	表面処理・塗装	旅 館	洗 た ら く	自 車 両	試 験 研 究 機 間	し 下 水 处 理	そ の 他	合 計
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	道		
小矢部川	4	16	9	1	8	11	4	1	3	1	35	4			19	15	18	149
神通川		14		1	6	15	5	2	3	1	11	5	2	1	14	36	13	129
白岩川	1	10	1	1	1	2	1				3				4	7	3	34
庄川			1			1	1	1			2	4				6	1	17
内川・下条川 新堀川 富山新港	1	7		1		4	1			4	10	3	1		6	6	5	49
常願寺川		1				1		3			5	12	1			7	1	31
黒部川							2				1	19				2	1	25
そ の 他	1	14	2	2		7	5	1	3	1	19	15	2		16	20	11	119
計	7	62	13	6	15	41	19	8	9	7	86	62	6	1	59	99	53	553

(2) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の策定

富山県民総合計画に掲げる「快適な環境の形成」を実現するための一環として、61年度に水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）を策定し、より良い水質環境を求めて総合的かつ計画的な施策の展開を図ることとした。

計画の概要は、次のとおりである。

ア 計画の基本的考え方

(ア) 性 格

河川及び海域の水質環境を保全するための基本となる方向を示したものであり、県及び市町村の事業計画、事業者の活動など環境を利用する際の指針となるものである。

(イ) 目 標

富山県民総合計画に掲げる「望ましい環境目標『魚がすみ、水遊びが楽しめる川や海』」とする。具体的には、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」を確保することとする。

き れ い な 水	河川…環境基準のC類型相当以上の水質 海域…〃 のB類型相当以上の水質
うるおいのある水辺	親水性の保たれた水辺空間

(ウ) 期 間

長期的展望に立って計画目標の実現を目指すものであり、計画期間は特に定めない。なお、概ね5年を目途に施策等の見直しを図るものとする。

(エ) 対 象 水 域

県下全域の公共用水域とする。

イ 計画の施策

水質環境を保全するため、次の施策を推進する。

・生活系排水対策

公共下水道の整備をはじめ農村下水道、地域し尿処理施設（コミニティ・プラン）の整備を促進させるとともに、合併浄化槽の普及や一般家庭でできる浄化対策について啓発・指導を行う。

・産業系排水対策

工場・事業場、畜産業などの排水については、引き続き監視、指導を行う。また、先端技術産業についても適切に対応していく。

・河川浄化対策

流れが停滞し、水質汚濁のみられる河川では、汚泥の浚渫や浄化用水の導入など流況の改善に努める。

・水辺の保全

水辺には、清冽な流れを持つ川、歴史と文化を育んだ川や海など、さまざまな特性を持ったものがみられる。これらの特性を活かした快適な水辺の整備、保全を図る。

・その他関連対策

環境影響評価（環境アセスメント）等の実施や公害防止施設等に対する融資助成、水質環境保全意識の高揚などの施策を推進する。

ウ 計画の推進

この計画を効果的に進めるため、行政、事業者、県民の役割分担を明らかにし、一体となって計画目標の実現を図る。

また、県、市町村、関係機関からなる協議会を設置し、計画を推進する。

(3) 監視測定体制の整備

ア 水質測定計画

(ア) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を策定し、表2-54のとおり、27河川及び富山湾海域（富山新港を含む。）の119地点について水質の監視を実施した。

表2-54 61年度水域別測定地点数

水 域	地 点 数	調 査 機 関	水 域	地 点 数	調 査 機 関
阿尾川	1	富 山 県	角 川	1	富 山 県
余川川	1	"	鶴 川	1	"
上庄川	1	"	片貝川	3	"
仏生寺川	2	"	黒瀬川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	高橋川	1	"
庄 川	5	"	吉田川	1	"
内川等	4	富 山 県	黒部川	3	建 設 省
下条川	2	"	入 川	1	富 山 県
新堀川	2	"	小 川	3	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	木流川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	笠 川	1	"
白岩川	7	富山県、富山市	境 川	1	"
上市川	1	富 山 県	富 山 湾	30	富 山 県
中 川	1	"			
早月川	2	"	計	119	

(イ) 測定項目

・健康項目

カドミウム、シアン、有機リン、鉛、6価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB

・生活環境項目

pH、BOD（海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数

・特殊項目

油分、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふつ素

イ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、小矢部川の城光寺橋(県)、国条橋(建設省)、神通川の萩浦橋(建設省)及び内川の西橋(建設省)の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表2-55 水質常時監視所の概要

測 定 地 点		測 定 項 目	設 置 年 度
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、COD、濁度	46年度(55年度更新)
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51年 度
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、シアン、アンモニア	48年 度
内 川	西 橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55年 度

(4) 監視取締りと行政指導

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく規制対象工場・事業場について、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況を表2-56のとおり調査し、改善を要する工場・事業場については、汚水処理施設等の改善指導を行った。

表2-56 61年度水質関係立入調査状況

業種等 区分	畜産業	非金属鉱業	食料品製造業	織維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製品製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	旅館・その他の宿泊場	屎尿処理業・下水道業	と畜の他	その他	合計
	立入調査件数	15 (9)	9 (9)	71 (59)	25 (15)	21 (13)	37 (25)	21 (21)	12 (7)	13 (11)	71 (47)	30 (22)	18 (11)	22 (22)	29 (29)	6 (3)	444 (345)
指導件数						1											1

注 () 内は、工場・事業場数である。

(5) 水質環境の各種調査

ア 窒素、リン及びLAS（合成洗剤）の水質調査

(ア) 調査概要

窒素、リン及びLAS（合成洗剤）について県下の河川や海域における実態を把握するため、調査を実施した。

調査地点は、図2-9のとおりで、窒素及びリンについては河川57地点、海域13地点の合計70地点であり、LASについては、河川15地点、海域5地点の合計20地点で調査を実施した。

(イ) 調査結果

調査結果は表2-57のとおりであった。

窒素、リンについてみると、27河川末端の平均値は、窒素 1.1mg/l 、リン 0.082mg/l であった。これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では窒素 $0.38\sim1.6\text{mg/l}$ 、リン $0.019\sim0.090\text{mg/l}$ 、神通川では窒素 $0.94\sim1.6\text{mg/l}$ 、リン $0.030\sim0.065\text{mg/l}$ で、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では、窒素 $0.38\sim1.3\text{mg/l}$ 、リン $0.009\sim0.031\text{mg/l}$ であった。

また、中小河川を平均的にみると、都市河川では、窒素 1.80mg/l 、リン 0.15mg/l 、その他の河川では、窒素 0.78mg/l 、リン 0.057mg/l であった。

一方、富山湾においては、窒素 $0.13\sim0.22\text{mg/l}$ （平均 0.17mg/l ）、リン $0.010\sim0.019\text{mg/l}$ （平均 0.013mg/l ）であった。

現在、河川及び海域における窒素、リンの判断基準はないが、その濃度は一般に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とはほぼ類似した傾向を示していた。

なお、LASについては、河川及び海域のいずれにおいても 0.10mg/l 未満であった。

図2-9 硫素、りん及びLAS測定地点図

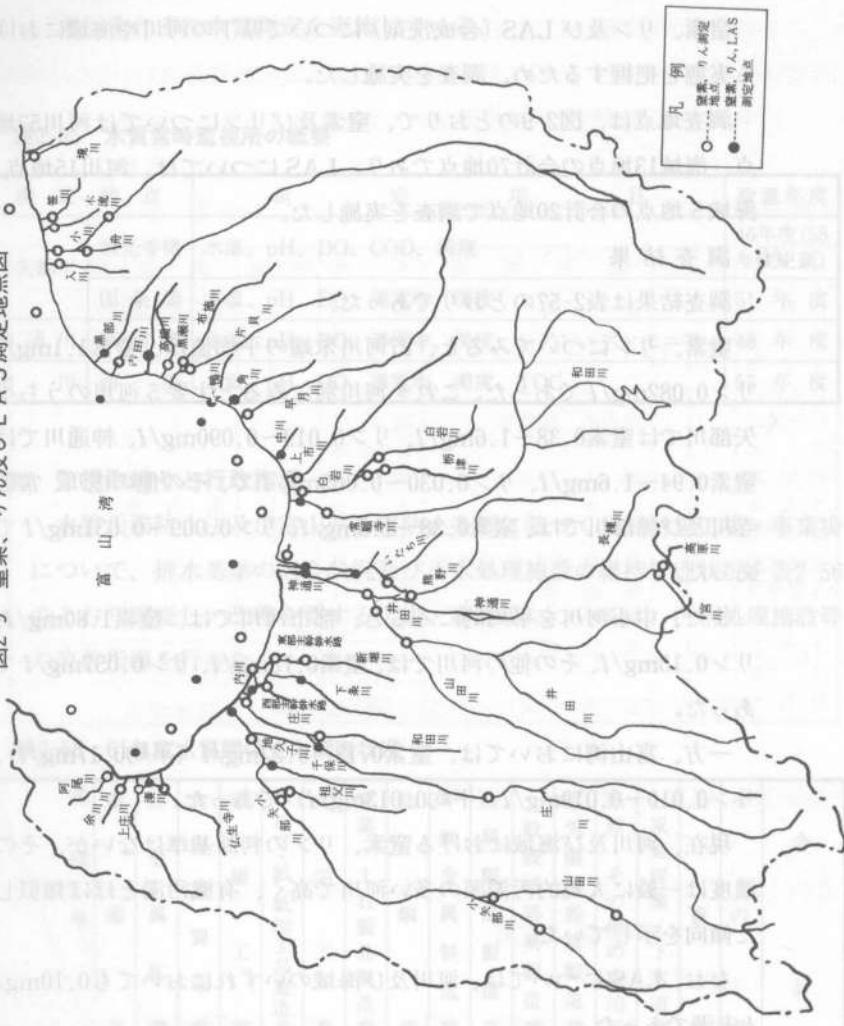


表2-57 61年度窒素、りん及びLASの測定結果

(単位: mg/l)

水城区分	水域名	地点数	窒 素	り ん	地点数	L A S
主要5河川	小矢部川	4	0.38~1.6	0.019~0.090	1	ND
	神通川	2	0.94~1.6	0.030~0.065	1	ND
	庄川	2	0.38~0.56	0.009~0.011	1	ND
	常願寺川	2	1.0~1.3	0.014~0.031	1	ND
	黒部川	1	0.42	0.021	1	ND
	上庄川	1	1.1	0.12	1	ND
	仏生寺川(湊川)	2	1.9~2.4	0.26~0.44	1	ND
	内川	2	0.83~8.1	0.072~0.099	1	ND
	下条川	1	1.2	0.093	1	ND
	中川	1	1.1	0.051	1	ND
河川小	角川	1	1.0	0.061		
	鶴川	1	1.2	0.22	1	ND
	黒瀬川	1	0.99	0.092	1	ND
	高崎川	1	0.85	0.14		
	木流川	1	0.91	0.098		
	平均	(12)	1.80	0.15		
	阿尾川	1	0.78	0.076		
	余川	1	1.0	0.060		
	新堀川	1	2.2	0.079		
	白岩川	2	0.80~0.93	0.046~0.15		
河川の河川	上市川	1	0.56	0.021		
	早月川	1	0.29	0.009		
	片貝川(布施川)	2	0.58~0.68	0.033~0.069		
	吉田川	1	1.6	0.20		
	入川	1	0.30	0.065		
	小川	2	0.32~0.39	0.014~0.046		
	釜境川	1	0.36	0.019		
	平均(河川末端)	(13)	0.78	0.057		
	27河川末端平均	(30)	1.1	0.082		
	千保川	1	0.75	0.046	1	ND
支川等	祖父川	1	1.3	0.085		
	山田川(小矢部川水系)	2	0.39~0.91	0.011~0.69		
	いたち川	1	1.2	0.082	1	ND
	松田川	1	1.6	0.14		
	井田川	2	0.55~4.2	0.023~0.095		
	熊野川	1	0.74	0.039		
	宮原川	1	0.64	0.031		
	高原川	1	0.55	0.013		
	和田川(庄川水系)	1	0.52	0.026		
	柄津川	2	0.45~0.63	0.018~0.023		
	舟川	1	0.74	0.033		
	岩瀬運河	1	5.3	0.061		

	富 岩 運 河	1	1.2	0.13	1	ND
	東 部 主 幹 排 水 路	1	1.9	0.15		
	西 部 主 幹 排 水 路	1	1.4	0.16		
海 域	富 山 海	12	0.13~0.22	0.010~0.019	5	ND
	平 均	(12)	0.17	0.013		
	富 山 新 港	1	0.32	0.034		

注 1. 硝素は、全窒素として測定。

2. りんは、全りんとして測定。

3. LASは、スルホン酸型陰イオン界面活性剤として測定。

4. ND(検出されず。)とは、定量限界(LAS 0.10mg/l)未満をいう。

イ 底 質 調 査

(ア) 重金属底質調査

a 調査概要

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

調査地点は、図2-10のとおりで港湾12地点、河川36地点の合計48地点であり、カドミウム、鉛、総水銀等5項目について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-58のとおりで総水銀については、暫定除去基準(港湾(運河を含む。)30ppm、河川25ppm)を超える地点はなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高く、河川では内川で比較的高い傾向がみられた。

図2-10 重金属底質調査地図

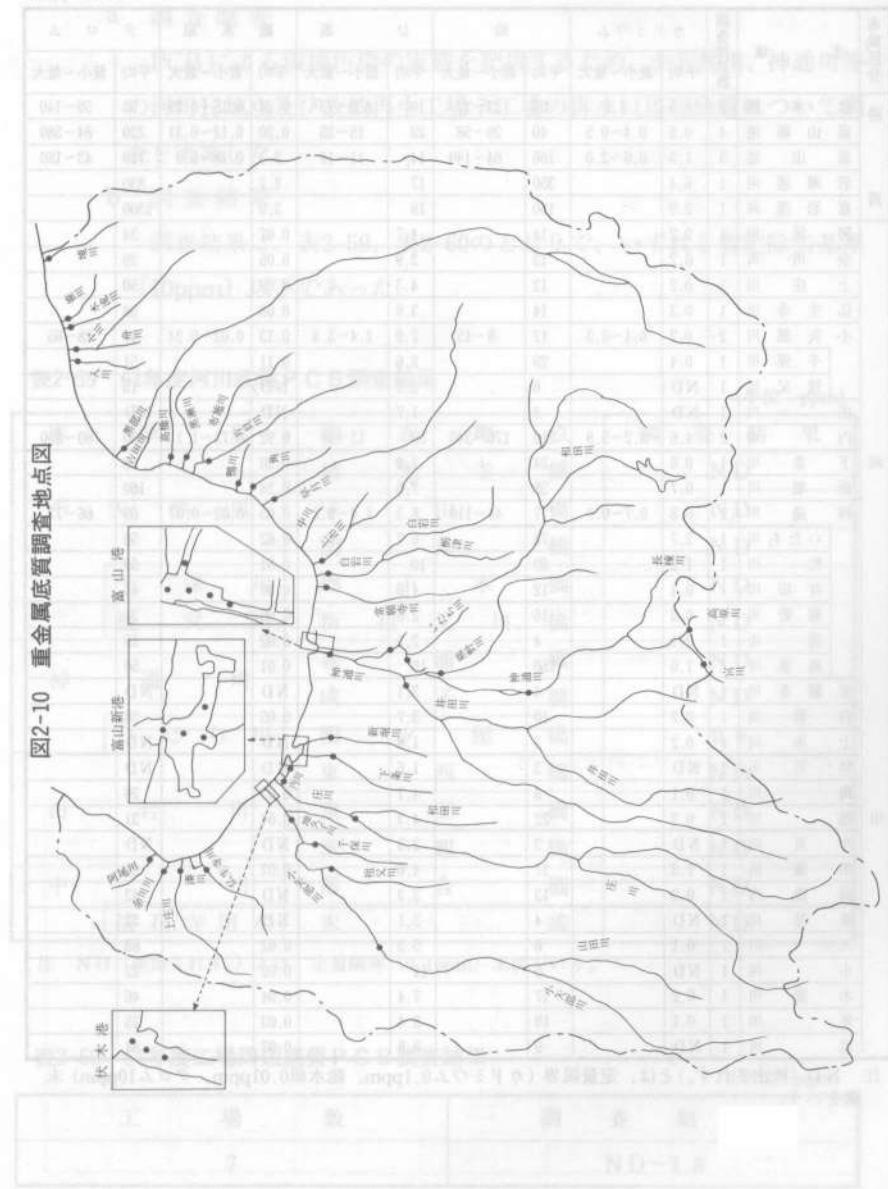


表2-58 61年度重金属底質調査結果

(単位: ppm)

水域区分	水 域	調査地 点数	ウドミウム		鉛		ヒ素		総水銀		クロム	
			平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大
港	伏木港	3	0.5	0.5	25	23~27	10	8.2~13	0.24	0.15~0.29	93	59~140
	富山新港	4	0.5	0.4~0.5	40	28~58	22	15~25	0.20	0.12~0.31	220	84~580
	富山港	3	1.5	0.6~2.0	106	84~140	14	11~16	2.3	0.18~6.0	110	43~180
	岩瀬運河	1	6.4		350		17		2.7		830	
湾	富岩運河	1	2.9		150		19		3.0		1300	
	阿尾川	1	0.2		14		4.7		0.07		34	
	余川	1	0.2		13		2.9		0.05		29	
	上庄川	1	0.2		12		4.3		0.09		50	
	仏生寺川	1	0.3		14		3.9		0.08		58	
	小矢部川	2	0.2	0.1~0.3	12	8~15	2.9	2.4~3.4	0.13	0.02~0.24	47	28~65
	千保川	1	0.4		29		2.6		0.11		51	
	湛父川	1	ND		6		2.2		ND		15	
	庄川	1	ND		4		1.7		ND		ND	
	内川	2	4.6	3.2~5.9	210	170~240	20	13~27	0.92	0.73~1.1	830	760~890
河	下条川	1	0.6		24		7.9		0.20		88	
	新城川	1	0.7		28		7.6		0.24		160	
	神通川	2	0.8	0.7~0.9	77	44~110	8.3	7.4~9.2	0.05	0.02~0.07	69	66~72
	いたち川	1	2.7		78		6.7		0.62		56	
	松川	1	1.2		80		10		0.81		59	
	井田川	1	0.4		12		4.5		0.10		41	
	熊野川	1	0.3		16		2.8		0.06		28	
	宮川	1	0.1		4		2.5		0.02		15	
	高原川	1	1.0		150		19		0.01		50	
	常願寺川	1	ND		4		2.1		ND		ND	
川	白岩川	1	0.2		10		3.7		0.05		34	
	上市川	1	0.2		3		1.8		ND		ND	
	早月川	1	ND		3		1.6		ND		ND	
	角川	1	0.1		8		4.1		0.02		20	
	鴨川	1	0.2		22		4.3		0.04		31	
	片貝川	1	ND		3		2.5		ND		ND	
	黒瀬川	1	1.3		17		4.6		0.02		28	
	高橋川	1	0.2		13		3.3		ND		42	
	黒部川	1	ND		4		3.1		ND		52	
	入川	1	0.1		6		5.3		0.02		88	
木	小川	1	ND		5		11		0.02		22	
	木流川	1	0.2		17		7.4		0.04		46	
	笹川	1	0.1		10		8.4		0.03		25	
	境川	1	ND		9		8.8		0.02		84	

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(ウドミウム0.1ppm、総水銀0.01ppm、クロム10ppm)未満をいう。

(4) PCB底質調査

a 調査概要

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、小矢部川、神通川等の河川13地点及び故紙再生工場7工場の排水口周辺底質について調査を実施した。

b 調査結果

調査結果は、表2-59、表2-60のとおりで、いずれも暫定除去基準(10ppm)以下であった。

表2-59 61年度河川底質PCB調査結果

(単位: ppm)

水域名	調査地点	調査結果
小矢部川	城光寺橋	ND
	守山橋	ND
	国条橋	ND
千保川	地子木橋	ND
祖父川	新祖父川橋	ND
神通川	萩浦橋	ND
	成子橋	ND
いたち川	四ツ屋橋	0.6
白岩川	東西橋	ND
	泉正橋	ND
	流観橋	ND
中川	落合橋	ND
法花寺用水	末端	ND

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

表2-60 61年度工場周辺底質PCB調査結果

(単位: ppm)

工場数	調査結果
7	ND~1.8

注 ND(検出されず。)とは、定量限界(0.1ppm)未満をいう。

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査概要

海水浴シーズンを迎えるにあたり、あらかじめ海水浴場の水質実態を把握するため、調査を実施した。

調査の概要は、次のとおりである。

・調査時期

5月下旬

・調査海水浴場

島尾（氷見市）、雨晴（高岡市）、八重津浜（富山市）

岩瀬浜（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎浜（朝日町）

・調査項目

ふん便性大腸菌群数、COD、油分、油膜、透明度

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-61のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、すべて「快適」であった。

表2-61 海水浴場水質調査結果

海水浴場	判定	判定項目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 分 (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島 尾	快適	0	1.5	検出されず	なし	1m以上
雨 晴	〃	0	1.4	〃	〃	〃
八重津浜	〃	93	1.4	〃	〃	〃
岩瀬浜	〃	7	1.1	〃	〃	〃
石 田 浜	〃	15	1.1	〃	〃	〃
宮 崎 浜	〃	1	1.3	〃	〃	〃

エ 湖沼水質調査

(ア) 調査概要

本県における主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚染の未然防止に資するため調査を実施した。

a 調査対象湖沼

調査対象湖沼は、表2-62の6湖沼とした。

表2-62 調査対象湖沼

湖沼名	所在地	総貯水量 (千万m ³)	湛水面積 (ha)	利水
祐延ダム	大山町	0.879	60	発電
子撫川ダム	小矢部市	0.660	70	水道・治水
上市川ダム	上市町	0.505	21	発電・治水
桜ヶ池	城端町	0.145	17	農業用水
桑ノ院ダム	永見市	0.079	10	農業用水
藤ヶ池	婦中町	0.062	10	農業用水

b 調査地点及び調査回数

各湖沼の大きさ、形状に応じて、1～2地点を選定し、5～6月及び8～9月の各時期に各々1回実施した。

c 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全リン、クロロフィルa

(イ) 調査結果

調査結果は、表2-63のとおりであった。

汚濁指標のCODについて平均的にみると、小撫川ダム、上市川ダム、桜ヶ池及び桑ノ院ダムは、湖沼の環境基準のA類型(3 mg/l)相当であり、他の2湖沼は、B類型(5 mg/l)に相当する水質であった。

また、富栄養化の指標となっている窒素及びリンについては、祐延

ダム及び桜ヶ池は、環境基準のII類型(窒素0.2mg/l、リン0.01mg/l)相当であり、他の4湖沼は、概ねIII類型(窒素0.4mg/l、リン0.03mg/l)に相当する水質であった。

このように、6湖沼は山間地にあって人為汚濁源が少ないため、現在、比較的良好な水質であった。

表2-63 湖沼水質調査結果

調査湖沼	調査地点数	調査回	透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	クロロ フィル a (μ g/l)
祐延ダム	2	第1回	3.0	6.1	2.9	3	9.9	0.13	0.005	1.1
		第2回	4.2	6.2	4.1	1	4.1	0.15	0.006	0.9
		平均	3.6	6.2	3.5	2	7.0	0.14	0.006	1.0
子衡川ダム	2	第1回	2.4	6.2	2.2	5	7.3	0.22	0.010	3.8
		第2回	2.1	6.5	3.3	4	4.6	0.23	0.014	11.5
		平均	2.2	6.4	2.8	4	6.0	0.22	0.012	7.6
上市川ダム	2	第1回	1.5	7.0	2.0	7	8.7	0.26	0.018	8.9
		第2回	1.6	7.0	2.0	13	4.4	0.30	0.015	5.8
		平均	1.6	7.0	2.0	10	6.6	0.28	0.016	7.4
桜ヶ池	1	第1回	2.0	6.6	1.5	1	7.0	0.36	0.007	3.9
		第2回	3.5	6.5	2.0	4	6.8	0.19	0.006	2.4
		平均	2.8	6.6	1.8	2	6.9	0.28	0.006	3.2
桑ノ院ダム	1	第1回	1.0	6.2	2.8	15	9.5	0.38	0.022	5.7
		第2回	1.0	6.4	3.0	15	5.0	0.27	0.013	4.9
		平均	1.0	6.3	2.9	15	7.2	0.32	0.018	5.3
藤ヶ池	1	第1回	1.1	6.6	3.0	7	8.0	0.47	0.017	14.0
		第2回	1.0	6.7	3.7	8	4.7	0.37	0.021	13.0
		平均	1.0	6.6	3.4	8	6.4	0.42	0.019	14.0

オ 地下水汚染実態調査

(ア) 調査概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による地下水汚染の実態を把握するため、地下水及び河川水について調査を実施した。

a 調査対象物質

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、トリクロロエタン、四塩化炭素

b 調査対象

- ・ 地下水 60井 (富山市、高岡市等9市7町)
- ・ 河川水 14地点 (庄川、神通川等7河川)

(イ) 調査結果

a 地 下 水

調査結果は表2-64のとおりであり、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等は、一部の地点で検出されたが、いずれも、水道水の暫定基準または世界保健機構(WHO)の飲料水のガイドライン値以下であった。

b 河 川 水

調査結果は、表2-64のとおりであり、一部の地点でわずかに検出されたが、いずれも、地下水と同様低い値であった。

表2-64 地下水汚染実態調査結果

1 地 下 水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点数	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロホルム	トリクロロエタン	四塩化炭素
富山市	12	ND~2.7	ND	ND	ND~1.3	ND
高岡市	9	ND	ND	ND	ND	ND
新湊市	2	ND	ND	ND	ND	ND
魚津市	4	ND	ND	ND	ND	ND
氷見市	2	ND	ND	ND	ND	ND
滑川市	4	ND	ND	ND	ND~0.4	ND
黒部市	4	ND	ND~4.5	ND	ND	ND
砺波市	4	ND	ND	ND	ND	ND
小矢部市	4	ND~1.0	ND	ND	ND	ND
上市町	2	ND	ND	ND~1.3	ND	ND~0.05
立山町	2	ND	ND	ND	ND~1.0	ND
入善町	2	ND	ND	ND	ND	ND
婦中町	2	ND	ND	ND	ND	ND
小杉町	2	ND	ND	ND	ND	ND
大門町	2	ND	ND	ND	ND	ND
福岡町	2	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準	30	10			300	
WHOのガイドライン	30	10	30			3
定量限界	0.5	0.2	0.5	0.2	0.05	

注 ND(検出されず。)とは、定量限界未満をいう。

2 河 川 水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロホルム	トリクロロエタン	四塩化炭素
小矢部川	津沢大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	国条橋	ND~0.6	ND	ND	ND	ND
	城光寺橋	0.6~1.0	ND	ND	ND	ND
庄川	雄神橋	ND	ND	ND	ND	ND
	新庄川橋	ND	ND	ND	ND	ND
神通川	神一ヶム	ND	ND	ND	ND	ND
	神通大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	萩浦橋	ND	ND	ND	ND	ND
常願寺川	立山橋	ND	ND	ND	ND	ND
	今川橋	ND	ND	ND~3.7	ND~1.4	ND~0.10
早月川	早月橋	ND	ND	ND	ND	ND
片貝川	落合橋	ND	ND	ND	ND	ND
黒部川	愛本橋	ND	ND	ND	ND	ND
	下黒部橋	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準	30	10			300	
WHOのガイドライン	30	10	30			3
定量限界	0.5	0.2	0.5	0.2	0.05	

注 ND(検出されず。)とは、定量限界未満をいう。

第3節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-65のとおり定められている。

本県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（ただし工業専用地域を除く。）について、A類型とB類型とに区分して指定している。

61年度に県及び25市町が345地点で実施した環境騒音の測定結果では、朝、昼間、夕及び夜間（以下「4時間帯」という。）のすべてが環境基準に適合している測定点は212点（61%）であり、4時間帯のいずれかが環境基準に適合している測定点は127点（37%）であった。

表2-65 騒音に係る環境基準（46年5月25日閣議決定）

(a) 道路に面する地域以外の地域

（単位：ホン）

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45以下	40以下	35以下
A	50以下	45以下	40以下
B	60以下	55以下	50以下

- （備考） 1. AAを当てはめる地域は療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2. Aを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
 3. Bを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とすること。

(b) 道路に面する地域

（単位：ホン）

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下

図2-11 環境基準の適合状況(61年度)

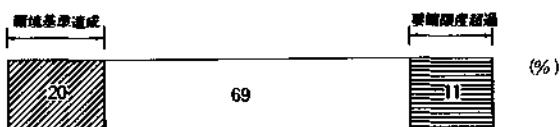


- 注) ■ 4時間帯のすべてが環境基準を達成している測定点の割合
 ▨ 4時間帯のいずれかが環境基準を達成している測定点の割合
 □ 4時間帯のすべてが環境基準を超過している測定点の割合

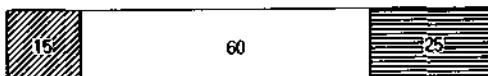
イ 自動車騒音

県下の主要道路における自動車騒音の実態を把握するため、61年度に県及び25市町が135地点で実施した自動車騒音の測定結果では、環境基準の達成状況及び公安委員会への要請限度の超過状況は、図2-12のとおりで、4時間帯のすべてが環境基準を達成している測定点は27点（20%）であり、4時間帯のいずれかが要請限度（表2-66）を超過している測定点は15点（11%）であった。

図2-12 環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況(61年度)



○参考 全国状況(60年)



- 注) ■ 4時間帯のすべてが環境基準を達成している測定点の割合
 ▨ 4時間帯のいずれかが環境基準を超過しているが、4時間帯のすべてが要請限度以下である測定点の割合
 □ 4時間帯のいずれかが要請限度を超過している測定点の割合

表2-66 自動車騒音の要請限度 (46年6月23日総理府令・厚生省令)

(単位: ボン)

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55	50	45
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60	55	50
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70	65	55
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75	70	60
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70	65	60
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75	70	65
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80	75	65

(備考) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. 第1種区域
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
2. 第2種区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
3. 第3種区域
住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
4. 第4種区域
上として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、善しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

ウ 高速道路騒音

高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道下り線の庄川バス停付近（砺波・小杉I・C間）、池多バス停付近（小杉・富山I・C間）、滑川市栗山地内（滑川・魚津I・C間）及び入善町上野地内（黒部・朝日I・C間）の4地点で調査を実施した。

調査結果は表2-67のとおりで、道路端での騒音レベルは、自動車騒音に係る公安委員会への要請限度を超えるものは、ほとんどみられなかつた。

表2-67 61年度高速道路騒音調査結果

時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
庄 川 バ ス 停	騒音レベル (ホン)	道路 端	64	62	61	63	60	63	66	69	70	71	67	67
		道路 付 近							57			61		
自動車交通量(台/10分間)								81			172			
時 刻(午後)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
騒音レベル (ホン)	道路 端	67	70	67	68	72	66	66	63	64	65	59	65	
	道路 付 近		60							60	60			
自動車交通量(台/10分間)		152								68	57			

時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
池 多 バ ス 停	騒音レベル (ホン)	道路 端	52	51	46	41	61	62	63	70	66	68	66	65
		道路 付 近							53			54		
自動車交通量(台/10分間)								76			149			
時 刻(午後)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
騒音レベル (ホン)	道路 端	65	64	66	66	66	67	64	64	65	60	60	51	
	道路 付 近		53							54	51			
自動車交通量(台/10分間)		118								68	53			

滑川市栗山地内	時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路 端	61	61	59	58	54	58	65	69	70	67	66	63
		道路 付 近							51			51		
自動車交通量(台/10分間)									58			62		
	騒音レベル (ホン)	道路 端	62	63	60	65	68	66	61	62	63	64	58	56
		道路 付 近		48							48	47		
	自動車交通量(台/10分間)		66								26	30		

入善町上野地内	時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路 端	60	57	54	58	59	48	61	61	53	59	58	57
		道路 付 近							46			46		
	自動車交通量(台/10分間)								38			42		
時 刻(午後)	騒音レベル (ホン)	道路 端	60	61	61	62	64	66	63	62	57	60	53	58
		道路 付 近		50							50	48		
	自動車交通量(台/10分間)		41								25	20		

注 1 道路端は、バス停または電話ボックスである。道路付近は道路端から100m地点である。

2 自動車交通量は、上下線の合計である。

3 公安委員会への要請基準は、昼間75ホン、朝・夕70ホン、夜間60ホン

工 工 場 騒 音

朝日町、宇奈月町における騒音の実態を把握するため、木材・木製品製造業等8工場について調査を実施した。

調査結果は表2-68のとおりで、昼間における騒音レベルは、木材・木

表2-68 61年度工場騒音調査結果

(単位: ホン)

業種	工場数	騒音レベル (昼間)	業種	工場数	騒音レベル (昼間)
木材・木製品製造業	2	56	窯業・土石製品製造業	2	54
金属製品製造業	2	53	電気機械器具製造業	1	52
織維工業	1	48			

注 騒音レベルは平均値である。

製品製造業が他の業種に比べてやや高い値を示したものの、全体としては低い値であった。

オ 航 空 機 騒 音

航空機騒音に係る環境基準は、公害対策基本法に基づき、表2-69のとおり定められている。

本県では、60年6月富山空港周辺地域（富山市、婦中町の一部地域）について、航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、その達成状況を把握するため、四季ごとに1回（7日間）4地点で調査を実施している。

61年度の調査結果は表2-70のとおりで、すべての地点において環境基準以下であった。

表2-69 航空機騒音に係る環境基準（48年12月27日環境庁告示）

地 域 の 類 型	基 準 値（単位：WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

(備考) I類型：専ら住居の用に供される地域

II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

表2-70 61年度航空機騒音調査結果

測 定 地 点	年 間 平 均	(単位：WECPNL)			
		春	夏	秋	冬
富 山 市 萩 原	71	73	72	72	68
〃 塚 原	72	71	71	73	74
〃 新 保	70	70	67	72	71
婦 中 町 萩 島	74	74	74	72	75

注1 航空機騒音の評価は、1日ごとのWECPNLの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワーアverageして行う。

2 航空機騒音に係る環境基準は75WECPNL以下である。

(2) 振動の状況

ア 道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、17市町、127地点において調査を実施した。

調査結果を区域別に対比すると表2-71のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表2-71 61年度道路交通振動調査結果

(単位：デシベル)

区域区分	用途区分	時間区分	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域 住居地域	40(65)	40(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	41(70)	41(65)
その他の区域	未指定地域	40	40

注1 ()は、要請基準である。

2 振動レベルは40未満を40として計算した平均値である。

イ 工場振動

朝日町、宇奈月町における振動の実態を把握するため、木材・木製品製造業等8工場について調査を実施した。

調査結果は表2-72のとおりで、昼間における振動レベルは、すべての業種において40デシベル未満であった。

表2-72 61年度工場振動調査結果

(単位：デシベル)

業種	工場数	振動レベル (昼間)	業種	工場数	振動レベル (昼間)
木材・木製品製造業	2	40未満	土石製品製造業	2	40未満
金属製品製造業	2	40未満	電気機械器具製造業	1	40未満
織維工業	1	40未満			

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(ア) 規制地域(9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市16町に、61年7月、朝日町を加え、これらの市町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械(機械プレス、鍛造機等)、織機等30種類の施設

b 特定建設作業騒音

くる打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに表2-73のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、作業の種類に応じて75ホンから85ホンまでとなっている。

なお、日曜・祭日の作業禁止及び一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については、定常走行時及び

加速走行時について許容限度を定め規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の限度は表2-66のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公安委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請することができることになっている。

表2-73 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位: ホン)

区域区分	おおむね該当する用途地域	時間区分	適用区域	一般	1種又は2種に隣接する50m内区域	3種又は4種及びその他の区域に隣接する50m内区域	学校病院等周辺50m内区域
第1種区域	第1種住居専用地域	昼間	45				
		朝夕	40	同	左	同	左
		夜間	40				
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	昼間	55				
		朝夕	45	同	左	同	左
		夜間	40				
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間	65				
		朝夕	60	同	左	同	左
		夜間	50				
第4種区域	工業地域 工業専用地域の境界から50m以内	昼間	70	65		70	
		朝夕	65	60		65	
		夜間	63	55		63	

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表2-74のとおり1,494工場・事業場、18,937施設となっている。

表2-74 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(62年3月31日現在)

市・町	工場 ・事業場	特定施設		金 屬 加 工 機 械	空送 氣 壓 風 縮 機 械	土 石 用 破 碎 機 械	機 械	建 設 設 用 資 材 機 械	穀 物 用 製 粉 機 械	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機 械	印 刷 機 械	射 出 成 型 機	鋸 型 造 型 機	計
		工 場	・事 業 場												
富山市	420	789	1,215	152	729	18	2	268	4	452	105	4	3,738		
高岡市	549	759	1,307	58	426	11		344	23	124	59	137	3,248		
新湊市	69	257	482	48		2	1	169			17	6		982	
魚津市	43	22	173	20	1,159			25		18	13		1,430		
氷見市	31	23	69	3	102	2		8		5		5	217		
滑川市	33	57	123	10		3		11	1	2	20		227		
黒部市	21	531	676	22	1,832			14		33		592	3,700		
砺波市	30	11	10	16	215	7		17		12	20		308		
小矢部市	35	20	60	7	16	3	16	27		23	5		177		
大沢野町	31	50	194	18				6		3	11		282		
大山町	1		1										1		
上市町	15		71		1,515	1	1	5		3	28		1,624		
立山町	16	12	46						4	4	3		69		
入善町	9	6	49	5	4				7			4	75		
八尾町	19	5	18	1						11	6		41		
婦中町	13	2	263	3		1				17	7		293		
小杉町	20	42	19		21			13		2	2		99		
大門町	14	31	9	16	1,078	2		9		4	18		1,167		
大島町	14	15	45	22		11		7					100		
城端町	6		1		321			1			1		324		
庄川町	16		97					14			33		144		
井波町	22	1	51		50			46		7			155		
福野町	26	14	59		186			24		7	11		301		
福光町	23	8	45		46			41		10	18		168		
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67		
計		1,494	2,681	5,107	403	7,700	63	20	1,061	39	758	363	742	18,937	

イ 条例による規制

条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表2-75のとおり1,702工場・事業場となっている。

表2-75 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(62年3月31日現在)

市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市	223	上市町	27	大島町	8
高岡市	326	立山町	46	城端町	56
新湊市	32	宇奈月町	23	平村	8
魚津市	62	入善町	25	上平村	15
氷見市	90	朝日町	31	利賀村	9
滑川市	58	八尾町	37	庄川町	10
黒部市	66	婦中町	61	井波町	7
砺波市	111	山田村	1	井口村	2
小矢部市	129	細入村	6	福野町	61
大沢野町	13	小杉町	6	福光町	80
大山町	28	大門町	9	福岡町	33
舟橋村	3	下村	0	計	1,702

(2) 振動の規制

振動規制法による規制

ア 規 制 地 域 (9市17町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山村、上市町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市16町に、61年7月、朝日町を加え、これらの市町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

イ 規制対象施設

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

ウ 規制対象施設・作業

(ア) 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

(イ) 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

エ 規 制 基 準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請基準は、それぞれ表2-76、表2-77のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベルで、日曜・祭日の作業の禁止及び1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表2-76 工場振動に係る規制基準

(単位: デシベル)

騒音
振動

区域区分	おおむね 該当する 用途地域	時間区分	昼 間	夜 間
			(午前 8 時) ～ (午後 7 時)	(午後 7 時) ～ (午前 8 時)
第 1 種 区 域	第 1 種住居専用地域			
	第 2 種住居専用地域 住 居 地 域		60	55
第 2 種区域	(1) 近隣商業地域 商 業 地 域 準工業地域		65	60
	(2) 工 業 地 域		70	65

注 学校、病院等の周辺50m以内及び第1種区域と隣接する第2種区域(2)の境界線から50m以内は、更に5デシベル厳しくする。

表2-77 道路交通振動に係る要請基準

(単位: デシベル)

時間区分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

才届出状況

振動規制法に基づく届出状況は、表2-78のとおり782工場・事業場、10,602施設となっている。

表2-78 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(62年3月31日現在)

市・町 工場・事業場	特定施設		金 屬 加 工 機 械	压 縮 機 械	破 碎 機 等	織 機	建設用資材製造機	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴ ム 樹 脂 練 用 又 は 合 成 機	合 射 成 樹 脂 型 機	鑄 型 造 型 機	計
	工 場	事 業 場											
富山市	218	690	283	61	729	8	25	154	1	106	4	2,061	
高岡市	287	1,073	522	60	298		37	39		47	132	2,208	
新湊市	37	49	44	43			26	3		6		171	
魚津市	18	28	80	5	1,159		3			9		1,284	
氷見市	13	9	16		102							3	130
滑川市	20	60	77				3	3	5			148	
黒部市	15	101	56	22	80		3	15	30	149		456	
砺波市	10	15	3	1	168			20		19		226	
小矢部市	22	31	32	7	16	6	1	4	8	5		110	
大沢野町	25	51	81	18					6		11		167
大山町	0												0
上市町	11		16		1,515						28		1,559
立山町	10	10	30								3		43
入善町	7	5	32	1	4			1				3	46
八尾町	17	5	20	1							6		32
婦中町	4	4		105								109	218
小杉町	2	2											2
大門町	3			1	841	1							843
大島町	4	4	12	15									31
城端町	6		1		321		1				1		324
庄川町	8		12								33		45
井波町	8		11		50		2						63
福野町	14	17	50		186			4		11		268	
福光町	12	8	13		46		3			18		88	
福岡町	12	51	14	3		8		3					79
計	783	2,213	1,405	343	5,515	23	104	252	44	452	251	10,602	

第4節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や化製場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市17町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大沢野町、大山町、上市町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市16町に、61年7月、朝日町を加え、これらの市町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの8物質

(ウ) 規制基準

本県では、表2-79のとおり、工業専用地域とその他の地域に区分し、規制基準を設定している。

表2-79 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)		第一種及び第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	工業専用地域	その他の地域	
アンモニア	2	臭気強度 3.0	1
メチルメルカプタン	0.004		0.002
硫化水素	0.06		0.02
硫化メチル	0.05		0.01
二硫化メチル	0.03		0.009
トリメチルアミン	0.02		0.005
アセトアルデヒド	0.1		0.05
スチレン	0.8		0.4

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。

条例による届出状況は表2-80のとおり、1,204工場・事業場で、ほとんど養豚等の家畜飼養施設である。

表2-80 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場

(62年3月31日現在)

市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場・事業場数
富山市	116	上市町	32	大島町	1
高岡市	144	立山町	74	城端町	35
新湊市	2	宇奈月町	13	平村	2
魚津市	90	入善町	77	上平村	0
永見市	86	朝日町	24	利賀村	1
滑川市	49	八尾町	17	庄川町	3
黒部市	70	婦中町	27	井波町	23
砺波市	97	山田村	3	井口村	6
小矢部市	55	細入村	1	福野町	44
大沢野町	35	小杉町	15	福光町	31
大山町	12	大門町	4	福岡町	7
舟橋村	7	下村	1	計	1,204

(2) 悪臭実態調査

ア 調査概要

悪臭の実態を把握し、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や悪臭防止対策等の基礎資料を得ることを目的として、発生源とみられるゴム製品製造業等7工場・事業場の敷地境界及びその周辺環境において、悪臭7物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、スチレン）を対象に調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は表2-81のとおりで、敷地境界における測定値を臭気強度と比較すると、アンモニア等7物質については、いずれも臭気強度2.5以下であった。

表2-81 悪臭実態調査結果

悪臭物質 事業所数	業種	ゴム製品業	下水道業	畜産業	プラスチック製品製造業
		2	2	1	2
アンモニア	境界	ND	ND	ND~0.2	—
	環境	ND	ND	ND	—
メチルメルカプタン	境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
硫化水素	境界	ND	ND	0.001~0.007	—
	環境	ND	ND	ND	—
硫化メチル	境界	ND~0.002	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
二硫化メチル	境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
トリメチルアミン	境界	ND	ND	ND	—
	環境	ND	ND	ND	—
スチレン	境界	—	—	—	ND
	環境	—	—	—	ND

注 ND（検出されず。）とは、定量限界（アンモニア0.1ppm、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン0.001ppm、スチレン0.002ppm）未満をいう。

第5節 土壌汚染の現況と対策

1 土壌汚染の現況

(1) 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表されながら、土壌汚染の問題が表面化してきた。46年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(以下「土壤汚染防止法」という。)が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地のカドミウム汚染調査を開始した。

46~51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壤1,667点について調査した結果、その概要は、表2-82及び表2-83のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点、汚染米発生地域の面積は、およそ500haであったが、これらの地域では水稻の作付が停止されている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域と、その近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壤汚染対策地域(以下、「対策地域」という。)として指定した。対策地域内の汚染状況は表2-84のとおりで、玄米中平均カドミウム濃度は0.99ppm、土壤中平均カドミウム濃度は、作土で1.12ppm、次層土で0.68ppmであった。

表2-82 玄米中カドミウム濃度(神通川流域)

玄米中のカドミウム濃度(ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40~0.99	523	37	228	20	751	29
1.00~1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

表2-83 土壤中のカドミウム濃度(神通川流域)

土壤中のカドミウム濃度(ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未満	135	16	50	6	185	11
0.50~0.99	447	52	278	34	725	44
1.00~1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表2-84 対策地域内の玄米および土壤中カドミウム濃度(神通川流域)

地域区分	玄 米 中(ppm)				土壤中(ppm)							
	点 数	最 高	最 低	平均	作 土				次 层 土			
					点数	最高	最 低	平均	点数	最高	最 低	平均
左 岸	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	334	4.86	0.06	0.65
右 岸	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.46	172	5.17	0.09	0.74
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	506	5.17	0.06	0.68

(2) 黒 部 地 域

45年に、黒部市の日鉱亜鉛㈱(旧日本鉱業㈱三日市製錬所)周辺地域の農用地が、カドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46~48年の3年間にわたって同社周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壤(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要是、表2-85及び表2-86のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域と近傍地域を合わせた129.5haを対策地域として指定した。

表2-85 玄米中のカドミウム濃度
(黒部地域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26
0.40~0.99	229	72
1.00~1.99	7	2
2.00 以 上	0	0
計	316	100

表2-86 土壤中のカドミウム濃度
(黒部地域)

土壤中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
2.00 未 満	29	13
2.00~5.99	130	58
6.00~9.99	45	20
10.00以 上	21	9
計	225	100

2 土壤汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域において、流域全体の農用地土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を分割して策定することとし、土壤汚染対策事業の促進を図ることとした。

土壤汚染防止法に基づき、第1次地区は上流部96.4ha（台帳）について55年2月に、第2次地区は第1次地区に隣接した上流部450.5ha（台帳）について59年1月に農用地土壤汚染対策計画を策定した。

（ア）第1次地区・第2次地区的区域、面積及び利用区分

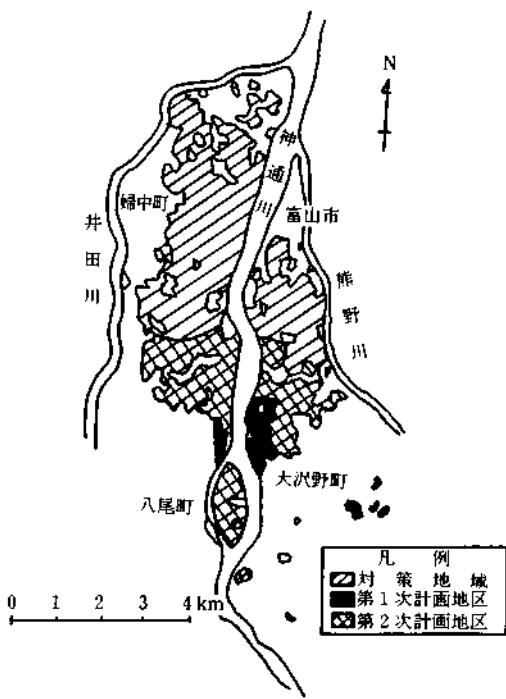
対策計画策定地区は図2-13に示すとおりであり、これらの面積（実測）と土地利用区分は表2-87のとおりである。

表2-87 土地利用区分と面積(実測)

(単位:ha)

計 画 区 分	地 域 区 分	市 町 名	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積			①のうち農 用地以外と して利用す る面積	
			農用地(田)	農用地以外	計	田	地	計		
第1次 地区	左岸地域	婦中町	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	
		小計	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	
第2次 地区	右岸地域	富山市	54.7	6.3	61.0	40.0	0.5	40.5	11.8	
		大沢野町	28.5	3.2	31.7	23.7	-	23.7	52.3	
		小計	83.2	9.5	92.7	63.7	0.5	64.2	-	
			96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	
		婦中町	208.8	26.1	234.9	143.5	1.6	145.1	49.4	
		八尾町	78.5	11.1	89.6	55.8	0.2	56.0	21.0	
		小計	287.3	37.2	324.5	199.3	1.8	201.1	70.4	
	右岸地域	富山市	123.8	15.5	139.3	112.7	3.9	116.6	3.3	
		大沢野町	16.1	1.2	17.3	14.6	0.2	14.8	-	
		小計	139.9	16.7	156.6	127.3	4.1	131.4	3.3	
計			427.2	53.9	481.1	326.6	5.9	332.5	73.7	
								406.2	21.0	

図2-13 第1次、第2次対策計画策定地域位置図



(1) 事業の内容

第1次地区及び第2次地区の復旧方式等は表2-88のとおりである。

表2-88 第1次地区及び第2次地区の復旧方式等

区分	第1次地区	第2次地区
復旧方式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式
対策工法	埋込客土 上のせ客土	埋込客土 上のせ客土
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場地内の山林 八尾町横ノ手地内の山林

(ウ) 事業費の概算等

第1次地区及び第2次地区の事業費はそれぞれ1,783,000千円、10,940,000千円（それぞれ53年4月、58年4月現在の物価及び賃金水準を積算基礎として算出したもの。）であるが、第2次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表2-89のとおりである。

表2-89 公害防止事業に係る費用負担計画の概要(第2次地区)

告示年月日		59年1月20日（富山県告示第42号）
公害防止事業の種類		農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業㈱
負算 担 統 額 基 及 び 確	公害防止事業費 ①	10,940,000千円
	汚染寄与度 ②	0.5908
	概定割合 ③	2/3
	負担率 ②×③	0.3939
	負担総額 ①×②×③	4,309,266千円
その他の 事項		物価等の変動により、事業費に変更が生じた時は、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業神通川流域地区として事業計画が確定し、同月から工事に着手し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、6月から工事に着手した。

(ア) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施行することが必要な地域、及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を実施している。

第1次地区、第2次地区的事業面積は表2-90のとおりである。

表2-90 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位: ha)

区分	全 体	内 訳		
		指定地域	隣接地域	併せ地域
第一次地区	富山市	41.3	38.5	1.4
	婦中町	13.0	11.8	0.5
	大沢野町	36.9	23.1	4.3
	計	91.2	73.4	6.2
第二次地区	富山市	173.0	116.6	8.4
	大沢野町	18.8	14.8	2.8
	婦中町	190.9	145.1	5.3
	八尾町	58.8	56.0	—
	計	441.5	332.5	16.5
				92.5

(イ) 土壤復元工事の実施状況

第1地区では表2-91に示すとおり、全面積において水稻の作付が可能になり、第2次地区についても、62年度に作付可能な客土面積は73haとなった。

なお、61年度に作付した客土水田(111ha)においてカドミウム濃度

表2-91 61年度作付可能面積

(単位: ha)

区分		田		畠		合 計		
		指 定 地 域		併せ 地 域 (非客土)	客 土			
		客 土	非客土					
第一次地区	左岸地域	婦 中 町	11.29	0.12	0.29	0.23	—	11.93
		小 計	11.29	0.12	0.29	0.23	—	11.93
	右岸地域	富 山 市	39.47	0.21	1.02	1.00	—	41.70
		大沢野町	25.00	2.12	9.49	0.03	—	36.64
		小 計	64.47	2.33	10.51	1.03	—	78.34
		計	75.76	2.45	10.80	1.26	—	90.27
第二次地区	左岸地域	婦 中 町	—	—	5.05	—	—	5.05
		小 計	—	—	5.05	—	—	5.05
	右岸地域	富 山 市	58.69	1.31	19.20	0.65	0.19	80.04
		大沢野町	14.15	—	1.09	—	—	15.24
		小 計	72.84	1.31	20.29	0.65	0.19	95.28
		計	72.84	1.31	25.34	0.65	0.19	100.33
		合 計	148.51	3.76	36.14	1.91	0.19	190.60

調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.01~0.33ppm、土壤中カドミウム濃度は0.05ppm~0.22ppmであった。

(2) 黒 部 地 域

本地域は黒部市の中心部近くに位置しているため、対策地域内の農用地113.7haのうち約45haが都市計画の用途地域（54年9月決定）の中に取り込まれた。さらに、対策地域内で市企業団地の造成や住宅団地の造成等、他用途へ転用される農用地が出てきた。

このため、対策地域内農用地の土地利用区分について、地元との調整作業を行っている市と協議をするなど、対策計画策定のための諸準備を進めている。

第6節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、高岡地域10カ所、富山地域7カ所及び黒部地域7カ所の合計24観測井において実施した。

最近5年間の地下水位の変動は、表2-92のとおりであり、一部の地点では豪雪による地下水利用の影響などにより低下がみられたが、最近では、全体的には、大幅な変動がなく、おおむね横ばいに推移している。

また、主な観測井における月毎の地下水位の経年変化は、図2-14のとおりであり、市街地では積雪時に低下がみられる。

地域別にみると次のとおりである。

ア 高 岡 地 域

能町及び寺塚原観測井では、最近、豪雪による地下水利用の影響もあり、低下していたが、60年度からやや回復の傾向にある。他の作道、上関、二塚、日詰の観測井は、ほぼ横ばいの傾向にある。

イ 富 山 地 域

下飯野、速星の観測井では、最近やや低下の傾向にあり、奥田北は、回復傾向にある。他の山室、西の番、三郷、前沢の観測井では、ほぼ横ばいの傾向にある。

ウ 黒 部 地 域

金屋、三日市、月山の観測井では、最近やや低下の傾向にあったが、60年度からやや回復の傾向がみられる。五郎八観測井は年による変動が大きいが、他の青木、入膳、小摺戸の観測井は、ほぼ横ばいの傾向にある。

表2-92 地下水位観測結果(年度別)

(単位:cm)

地域名	観測井の名称	所在地	井戸の種類	平均地下水位				
				57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
高岡 地域	能町	高岡市	深井戸	- 277	- 356	- 389	- 366	- 281
	上関	"	"	+ 369	+ 369	+ 354	+ 375	+ 378
	二塚	"	浅井戸	- 136	- 137	- 133	- 141	- 136
	寺塚原	新湊市	深井戸	- 449	- 498	- 534	欠測	- 387
	作道	"	"	- 78	- 121	- 123	- 136	- 77
	日詰	砺波市	"	-1,339	-1,324	-1,350	-1,302	-1,389
	五郎丸	"	"	-	-	-	-	-3,026
	水島	小矢部市	"	-	-	-	-	- 520
	布袋	福野町	"	-	-	-	-	-1,254
富山 地域	江尻	福岡町	"	-	-	-	-	- 914
	下飯野	富山市	"	- 18	- 60	- 80	- 86	- 53
	奥田北	"	"	- 246	- 281	- 294	- 284	- 247
	山室	"	浅井戸	- 129	- 114	- 125	- 93	- 145
	西の番	"	深井戸	-1,441	-1,397	-1,413	-1,392	-1,454
	三郷	"	"	-	-	- 115	- 123	- 79
	前沢	立山町	"	- 404	- 402	- 404	- 383	- 411
	速星	婦中町	"	- 119	- 128	- 132	- 144	- 141
	金屋	黒部市	"	- 683	- 721	- 766	- 682	- 721
黒部 地域	三日市	"	"	- 820	- 864	- 936	- 853	- 863
	五郎八	"	"	-1,456	-1,519	-1,775	-1,387	-1,516
	青木	入善町	"	-1,329	-1,310	-1,431	-1,284	-1,359
	入膳	"	"	-1,852	-1,854	-1,915	-1,820	-1,897
	小摺戸	"	"	-1,203	-1,199	-1,213	-1,167	-1,206
	月山	朝日町	"	- 704	- 708	- 825	- 760	- 772

注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

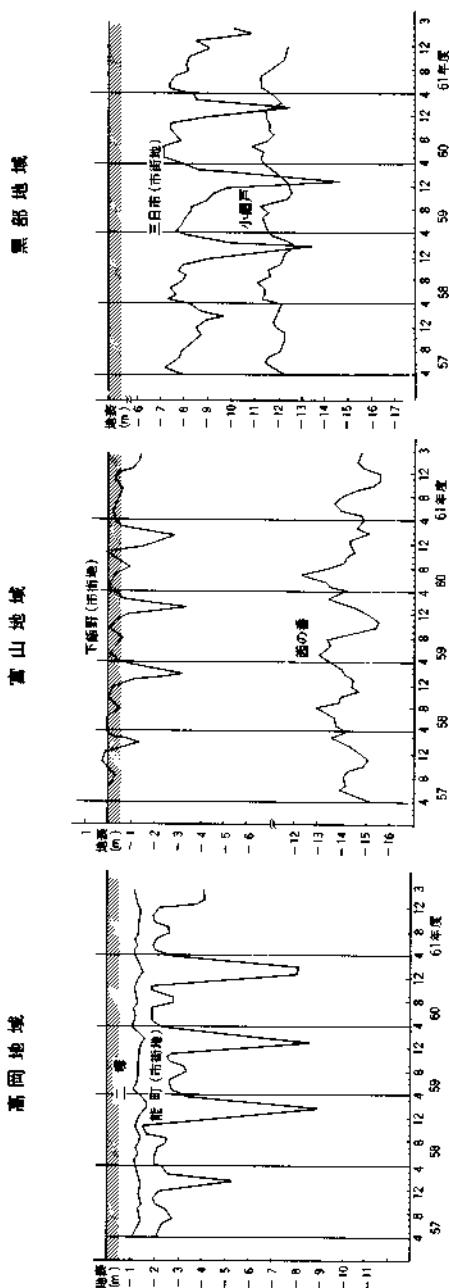
2 山室観測井について57年度以降は移設後の値である。

3 寺塚原観測井の60年度は、工事のため欠測。

4 三郷観測井は、59年4月から測定方式を圧力式からフロート式に変更。

地下水

図2-14 主な観測井の地下水位（月平均）



(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況については、高岡地域60地点、富山地域40地点、黒部地域30地点の計130地点における実態を調査した。塩素濃度分布は図2-15のとおりであり、ここ数年ほとんど変化はみられない。

ア 高 岡 地 域

本地域では、小矢部川下流域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲に塩水化がみられる。

これを地区別にみると、高岡地区では塩素濃度100mg/l以上地点は小矢部川河口から約9km上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度1,000mg/l以上の地点は伏木港周辺にみられる。

また、新湊地区では塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、海岸線から内陸部約2kmまでみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度10,000mg/l以上の地点もみられる。

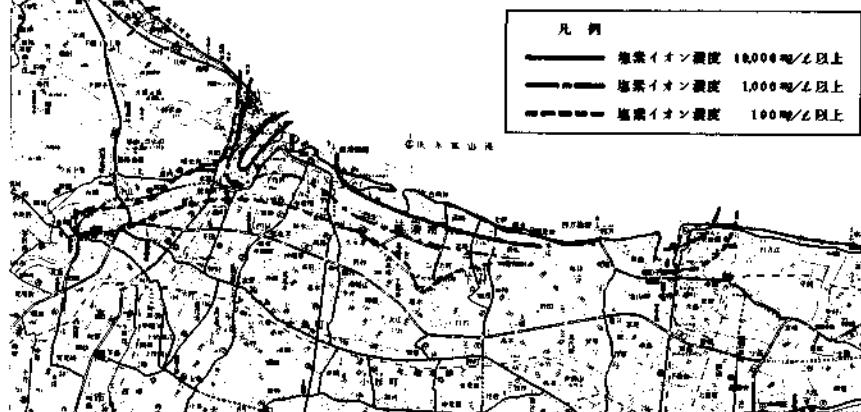
イ 富 山 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、富山港から約1.5km内陸部の東岩瀬地区までの比較的、狭い地域にしかみられない。

ウ 黒 部 地 域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。

図2-15 塩素イオン濃度分布



2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水条例に基づく規制の概要

ア 指 定 地 域

地域区分	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一 部	高岡市、大門町の一 部 新湊市、大島町の全部
観 察 地 域	富山市、大沢野町等 1市6町1村	高岡市、砺波市等 2市3町1村

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるもの。ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。

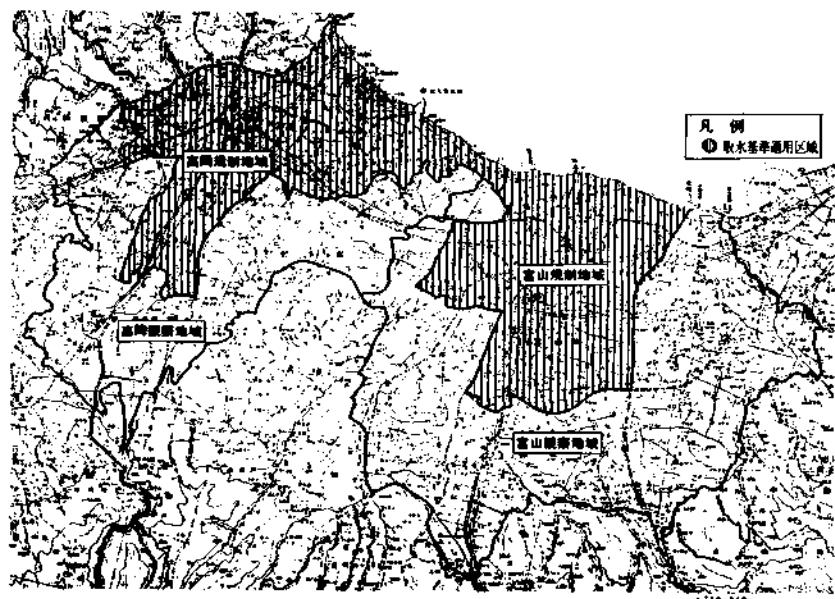
ウ 取 水 規 準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備については、取水基準を段階的に適用してきたが、57年4月1日(ただし、井戸側管面積 $7,500\text{cm}^2$ 以上のものは62年3月31日)から表2-93のとおりの基準を適用している。

表2-93 取 水 基 準

区 分	項 目	揚水機の吐出口 断面積 (cm^2)	採取する地下 水 の 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
既 設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以 下	1,000 以 下
新 設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以 下	800 以 下

図2-16 取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数1,705、揚水設備数2,271であり、その内訳は表2-94のとおりである。

市町村別では、富山市は682事業所、901施設、高岡市が442事業所、626施設と両市で全体の3分の2を占めている。

また、用途別では建築物用が最も多く737事業所、857施設であり、次いで、工業用が396事業所、773施設となっており、近年、融雪用の施設が増加している。

表2-94 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

1 市町村別届出状況

(62年3月31日現在)

地 域 区分	市町村	規制地域		観察地域		合 計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富 山 地 域	富山市	594	796	88	105	682	901
	大沢野町			48	71	48	71
	大山町			10	13	10	13
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			88	115	88	115
	立山町			51	61	51	61
	八尾町			16	19	16	19
	婦中町			64	98	64	98
高 岡 地 域	小計	594	796	367	484	961	1,280
	高岡市	429	612	13	14	442	626
	新湊市	68	89			68	89
	大門町	26	28	5	7	31	35
	大島町	20	32			20	32
	砺波市			108	122	108	122
	小杉町			26	28	26	28
	下村			11	11	11	11
福岡 地 域	福岡町			38	48	38	48
	小計	543	761	201	230	744	991
合 計		1,137	1,557	568	714	1,705	2,271

2 用途別届出状況

(62年3月31日現在)

用途 区分	規制地域		観察地域		合 計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用	276	555	120	218	396	773
建築物用	583	682	154	175	737	857
水道用	5	19	35	45	40	64
農業用	1	1	35	43	36	44
道路等融雪用	272	300	224	233	496	533
計	1,137	1,557	568	714	1,705	2,271

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された61年度の地下水採取量は629千m³/日（ただし、揚水機稼動日数当たりの平均採取量の集計）で、その内訳は表2-95のとおりである。

市町村別では、富山市が213千m³/日と最も多く、次いで、高岡市の134千m³/日となっており、両市で全体の55%を占めている。

用途別では、工業用が298千m³/日と最も多く、全体の約47%を占めており、道路等の融雪用は167千m³/日、建築物用は81千m³/日であった。

表2-95 61年度地下水採取状況

1 市町村別

(単位: 千m³/日)

区分 市町村		規制地域	観察地域	合計
富 山 地 域	富山市	189	24	213
	大沢野町	—	15	15
	大山町	—	8	8
	舟橋村	—	1	1
	上市町	—	50	50
	立山町	—	15	15
	八尾町	—	6	6
	婦中町	—	58	58
小計		189	177	366
高 岡 地 域	高岡市	131	3	134
	新湊市	22	—	22
	大門町	8	12	20
	大島町	15	—	15
	砺波市	—	37	37
	小杉町	—	11	11
	下村	—	3	3
	福岡町	—	21	21
	小計	176	87	263
合計		365	264	629

2 用途別

(単位: 千m³/日)

用 途 \ 区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用	197	101	298
建 築 物 用	59	22	81
水 道 用	19	44	63
農 業・水 産 業 用	4	16	20
道 路 等 融 雪 用	86	81	167
計	365	264	629

注 1千m³/日未満は1千m³/日とした。

(2) 監視測定体制の整備

本県における地下水位の観測は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、現在、高岡地域10か所、富山地域7か所、黒部地域7か所の合計24観測井で行っている。

なお、通商産業省が61年度に実施した地下水利用適正化調査に伴ない、魚津・滑川地域に、住吉、北鬼江、下島及び四ツ屋の4観測井が新たに設置された。

これらの観測井の位置及び構造は表2-96のとおりである。

また、地盤沈下の未然防止を図るための監視体制として、国土地理院の協力を得て、48年度から水準測量路線網を整備してきた。

表2-96 地下水観測井の位置と構造

地 域	観 測 井 の 名 称	位 置	設 置 年 度	井 戸 の 構 造			標 高
				深 度	口 径	ストレーナ 位 置	
高 岡 地 域	能 町	高岡市荻布	42	260	300	156~178	3.48
	上 関	高岡市京田	42	240	300	164~175	12.59
	二 塚	高岡市二塚	34	40	250	33.7~39.2	11.00
	寺 塚 原	新湊市寺塚原	42	150	350	102~124	6.22
	作 道	新湊市殿村	54	100	250	39.5~54	2.41
	日 詰	砺波市日詰	52	100	250	78~89	41.08
	五 郎 丸	砺波市五郎丸	60	80	250	48~59 64.5~70	73.35
	水 島	小矢部市水島	60	80	250	43.2~48.7 54.2~59.7 65.2~70.7	41.26
	布 袋	福野町布袋	60	80	250	43~54 59.6~65	60.89
	江 尻	福岡町江尻	60	80	250	55.7~66.8 72.3~77.8	19.30
富 山 地 域	下 飯 野	富山市下飯野	49	200	250	106~139	5.50
	奥 田 北	富山市下新北町	49	93	250	65~82	6.44
	山 室	富山市山室	57	20	250	15~20	29.05
	西 の 番	富山市西の番	49	100	250	50~83	88.96
	三 橋	富山市三橋	59	150	250	106~139	10.18
	前 沢	立山町前沢	49	100	250	23~50	63.18
	速 星	婦中町速星	53	100	250	83.5~94.5	14.19
魚 津 ・ 滑 川 地 域	住 古	魚津市住古	61	50	250	22.6~34.1	6.67
	北 鬼 江	魚津市北鬼江	61	70	250	59.2~71.2	12.64
	下 島	滑川市下島	61	80	250	66.0~77.0	5.84
	四 ツ 屋	滑川市四ツ屋	61	100	250	65.1~81.6	35.48
黒 部 地 域	金 屋	黒部市金屋	51	150	250	112~134	15.84
	三 日 市	黒部市三日市	51	100	250	51~73	18.85
	五 郎 八	黒部市五郎八	51	50	250	28~45	46.78
	青 木	入善町青木	51	150	250	117~145	25.58
	入 膳	入善町入膳	51	100	250	73~95	27.63
	小 摺 月	入善町小摺月	51	50	250	34~50	69.67
	月 山	朝日町月山新	51	100	250	56~78	23.29

地
下
水

(3) 地下水適正揚水量調査

ア 調 査 概 要

近年、地下水利用が多種多様化し、増加する傾向にあることから、地下水障害の未然防止と地下水の合理的な利用を図るため、地下水適正揚水量調査を実施している。

61年度は、富山平野地域について、地下水の利用実態調査及び水理地質等に関する資料の収集整理を行った。

イ 調 査 対 象 地 域

常願寺川、神通川水系の1市6町1村

(富山市、大沢野町、大山町、舟橋村、上市町、立山町、八尾町、婦中町)

ウ 調 査 結 果

(ア) 地下水利用実態調査

地下水の利用実態を把握するため、工業用は従業員10人以上の工場、建築物用は大型店舗、公衆浴場等の事業場、水道用は水道事業者、融雪用は道路・鉄軌道等を対象として、60年度の実績をアンケート調査した。

調査結果は表2-97のとおりであり、全体で3,071事業所、3,488井、年間総揚水量は約1.4億m³であった。

町村別では、富山市が約8千8百万m³/年と最も多く、次いで婦中町約2千百万m³/年、上市町約1千万m³/年の順であった。

用途別では、工業用が約7千4百万m³/年と最も多く、次いで建築物用約3千3百万m³/年、水道用約2千3百万m³/年であった。

月別では、1月が1千6百万m³と最も多く、次いで2月1千4百万m³、12月1千3百万m³であった。

(イ) 自噴井実態調査

富山市、上市町及び舟橋村の自噴地帯について自噴井数及び自噴量を調査した。

自噴井数は、富山市では約560本、上市町で約440本、舟橋村で260本

であった。

また、自噴地帯を 1 km メッシュに区切り、各メッシュごとに 8 月と 2 月の 2 回行った自噴量調査結果から全体の自噴量を推計してみると、合計で約 911 万 m³/年と推定された。

(7) 水理地質構造等の調査

地質断面、各種揚水試験等の既存資料を収集・整理するとともに、8 月及び 2 月の 2 回、102 地点で地下水位を調査し、対象地域の地形、地質、帶水層の性質及び地下水の流動状況等の実態把握を行った。

表2-97 地下水利用実態調査結果（60年度）

（単位：千m³/年）

用途 市町村名	工業用	建築物用	水道用	農業用	融雪用	計
富山市	45,575(426)	26,869(2,168)	10,935(9)	267(31)	4,449(140)	88,096(2,774)
大沢野町	3,221(34)	1,356(48)	2,091(9)	18(7)	153(20)	6,838(118)
大山町	174(3)	—(—)	2,298(8)	—(—)	644(14)	3,115(25)
舟橋村	131(9)	32(8)	76(1)	23(3)	23(1)	285(22)
上市町	5,777(55)	1,627(72)	1,827(5)	199(30)	737(41)	10,166(203)
立山町	1,867(24)	474(16)	997(2)	72(2)	347(26)	3,758(70)
八尾町	1,320(29)	406(25)	1,664(7)	1(3)	4(1)	3,394(65)
婦中町	15,726(93)	1,756(80)	2,917(9)	—(—)	300(29)	20,699(211)
計	73,791(673)	32,520(2,417)	22,805(50)	580(76)	6,657(272)	136,351(3,488)

()は、井戸本数

地下
水

第7節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表2-98及び表2-99のとおりである。

60年度における収集人口は112万4千人で県人口の99.9%を占めている。収集されたごみは年間36万7千tで、そのうち可燃物25万8千t(構成比70%)は焼却、不燃物10万t(同27%)は埋立、その他は再利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、15施設(処理能力1,539t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて4施設(処理能力185t/日)が整備されている。

表2-98 ごみ処理状況の年度別推移

年 度	総人口(人)	計 西 収 集 区 域							計画収集人口率(%)
		人 口(人)	総排出量(t/年)	収集処理量(t/年)				自 家 処 理 量(t/年)	
				焼却	埋立	その他の	計		
57	1,115,916	1,115,762	402,669	251,541	107,686	7,480	366,707	35,962	99.9
58	1,118,955	1,118,917	379,734	248,120	91,719	7,801	347,630	32,094	99.9
59	1,121,712	1,121,676	398,871	254,239	103,931	8,601	366,771	32,100	99.9
60	1,123,980	1,123,946	394,161	258,478	99,831	8,853	367,162	26,999	99.9
61 (推計)	1,125,000	1,125,000	393,000	253,000	100,000	8,000	361,000	32,000	100.0

表2-99 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(62年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富山	富山市	岩瀬清掃工場	機械化バッチ	160
	滑川市	衛生センター	"	35
	上市町	清掃センター	"	16
富山地区広域圏事務組合 富山市・滑川市・大沢野町・大山町・舟橋村・ 上市町・立山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村		クリーンセンター	連続	600
高岡	高岡市	環境センター焼却工場	"	270
	永見市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	小矢部市	環境センター	"	30
	福岡町	清掃センター	"	10
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・守奈町)	西部清掃センター	"	90
	新川広域圏事務組合 (入善町・朝日町)	東部清掃センター	"	50
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・庄川町・井波町・福野町)	"	准連続	60
	砺波広域圏事務組合 (城端町・井口村・福光町)	西部清掃センター	機械化バッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (半村・上平村)	半、上平清掃センター	バッチ	5
	利賀村	麻薪焼却場	"	3
射水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・大島町・下村)	射水郷清掃センター	准連続	120
計		15 施設		1,539

廃棄物

(2) 粗大ごみ処理施設

(62年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 富山市・滑川市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村・上市町・立山町・舟橋村	クリーンセンター 南分場	破碎・圧縮	75
高岡	高岡市	粗大ごみ処理場	"	50
砺波	砺波広域圏事務組合 砺波市・城端町・半村・上平村・利賀村・井波町・庄川町・井口村・福野町・福光町	東部清掃センター	"	30
射水	射水地区広域圏事務組合 新湊市・小杉町・大門町・下村	清掃センター 粗大ごみ処理場	"	30
計		4 施設		185

イ し 尿 处 理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表2-100及び表2-101のとおりである。

60年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口53万7千人と水洗化人口48万7千人を合わせた102万4千人で、県人口の91%を占めている。収集されたし尿（浄化槽汚いで8万9千kLを含む）34万8千kLは、そのほとんどがし尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設（処理能力1,139kL/日）となっている。

また、水洗便所のし尿は、公共下水道及び浄化槽で処理されているが、浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も61年度末には約8万2千基となり、年間約6千基の増加をみている。

表2-100 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみ取り便所	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収集内訳(kL/年)			処理内訳(kL/年)			
			計画収集		公共 下水道 人口(人)		し尿 汚いで る	計	し尿処理 施設 設立	公共下水道マシンホー ル投入	農村還元 施設	その他	
			人口(人)	基数(基)									
57	1,115,916	566,571	61,343	244,667	149,481	960,719	254,496	73,847	328,343	319,343	9,000	0	
58	1,118,955	564,675	65,772	253,760	160,886	979,341	259,374	72,441	331,815	322,060	9,755	0	
59	1,212,712	559,989	70,403	277,844	162,552	1,000,385	256,674	85,167	341,841	329,308	12,533	0	
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	1,024,387	259,251	88,608	347,859	333,507	14,352	0	
61 (推計)	1,125,000	523,000	82,000	336,000	186,000	1,045,000	257,000	92,000	349,000	334,000	15,000	0	

表2-101 し尿処理施設の整備状況

(62年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力(kl/日)
富山	富山市	牛島浄化センター	消化・散水ろ床	153
	滑川市	し尿処理場	消化・活性汚でい	27
	輪中町	衛生センター	活性汚でい	40
山	富山県中央衛生(富山市(富南地区)・大沢野町・大)	万淨園	消化・活性汚でい	217
	富山県中部衛生(富山市(水橋地区)・上市町・立山町)センター組合	し尿処理場	活性汚でい	80
高岡	高岡市	四屋下水処理場	消化・活性汚でい	150
氷見	氷見市	衛生センター	活性汚でい	36
新川	新川広域圏(魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)事務組合	中部清掃センター	活性汚でい	155
砺波	砺波地方衛生(砺波市・小矢部市・城端町・片波町・庄川町)施設組合(福野町・福光町・福岡町・井口村・利賀村)	砺波衛生組合	消化・活性汚でい	144
射水	射水広域圏(平村・上平村)事務組合(富山市(呉羽地区))	平・上平村衛生センター	酸化	4
	計	11施設		1,139

(2) 産業廃棄物の処理

60年度の実態調査結果（59年度実績）から、工業出荷額等の伸びに基づいて推計すると、60年度において事業活動に伴って排出された量は、全体として、509万9千tであり、そのうち自社再利用または有償売却等の資源化有効利用量は184万3千tで、残りの325万6千tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図2-17のとおり無機汚でいが87万2千t(構成比26.8%)と最も多く、次いで有機汚でいが86万8千t(同26.7%)、建設廃材が84万2千t(同25.9%)、木くずが16万4千t(同5.0%)、集じんダストが11万7千t(同3.6%)、鉱さいが11万5千t(同3.5%)の順となっており、この6種類で全体の92%を占めている。

また、業種別にみると、図2-18のとおり製造業が141万3千t(同43.4%)と最も多く、次いで建設業が85万5千t(同26.3%)、電気・ガス・水道業が57万3千t(同17.6%)、鉱業が19万9千t(同6.1%)、サービス業が13万5千t(同4.1%)の順となっており、この5業種で全体の98%を占めている。

一方、地域別にみると、図2-19のとおり高岡地域が134万8千t(同41.4%)、次いで富山地域が120万9千t(同37.1%)、射水地域が33万2千t(同10.2%)、新川地域が18万8千t(同5.8%)、砺波地域が17万9千t(同5.5%)の順となっており、高岡地域及び富山地域の両地域で全体の79%を占めている。

この結果を59年度と比較すると、全地域とも増加傾向を示しており、特に射水地域では、本地域に立地する電気業の石炭転換に伴う廃棄物量の増加があり約7万tもの増加がみられる。

図2-17 種類別発生量（60年度）

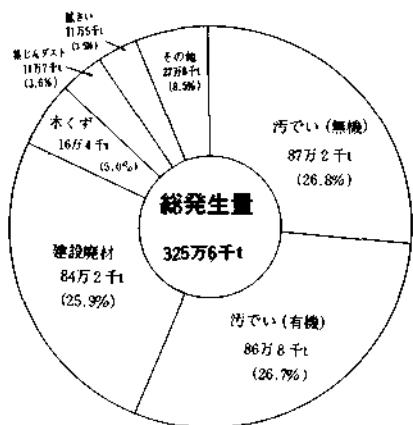


図2-18 業種別発生量（60年度）

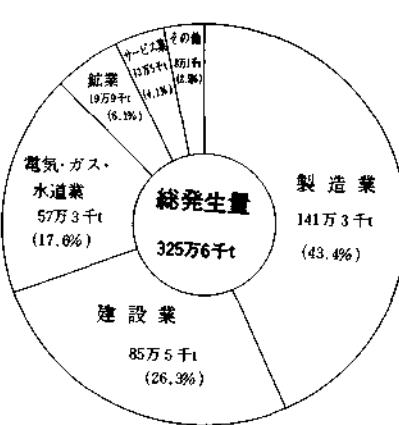
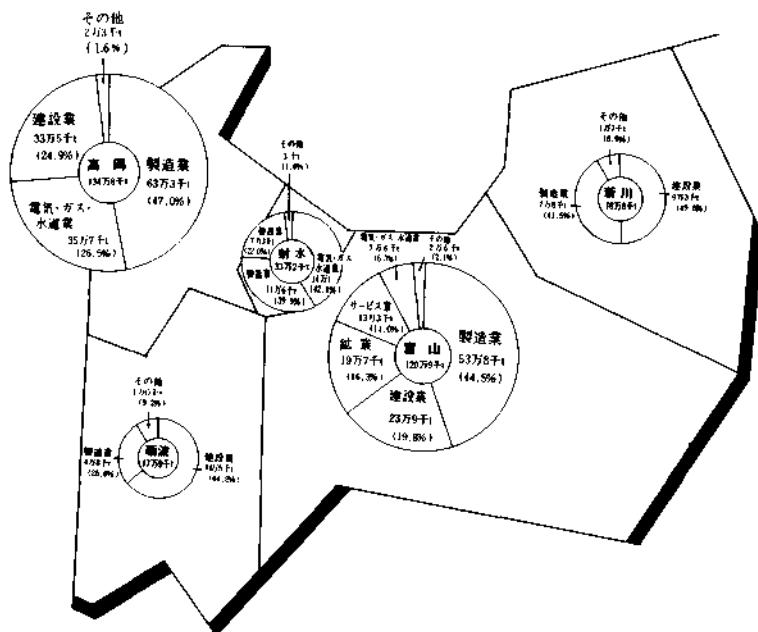


図2-19 地域別発生量（60年度）



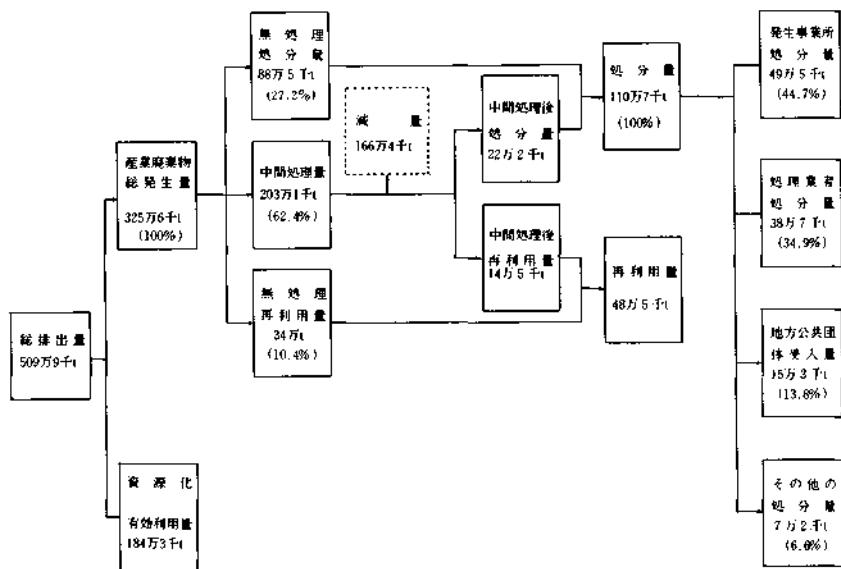
次に、処理処分状況については、図2-20のとおり、発生量325万6千tのうち、中間処理（焼却、脱水、乾燥、中和等）されたものは、203万1千t（構成比62.4%）、無処理処分（埋立）されたものは88万5千t（同27.2%）、無処理再利用されたものは34万t（同10.4%）となっている。

中間処理されたものは、18%に減量され、36万7千tになり、このうち、14万5千tは再利用され、22万2千tは埋立処分されている。

このように最終的に再利用されたものは、無処理のものと中間処理後のものを合わせた48万5千tであり、埋立処分されたものは110万7千tである。

埋立処分されたものを処分地先にみると、発生事業所によるものが49万5千t（構成比44.7%）、処理業者委託によるものが38万7千t（同34.9%）の順となっており、この両処分地で埋立量の80%を占めている。

図2-20 産業廃棄物の処理状況(60年度)



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

(ア) 廃棄物の定義

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とはごみ・し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸等法で規定されている19種類のものをいう。

(イ) 処理業の許可

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれ市町村長又は知事の許可を受けなければならぬ。

(ウ) 処理基準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚でい、鉛さい等で一定基準以上の有害物質が溶出する有害産業廃棄物については、厳しい基準が設定されている。

(エ) 届出施設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚でい処理施設、廃油処理施設等14種類の産業廃棄物処理施設が届出施設となっている。

(オ) 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等の技術上の基準が規定されている。

(カ) 廃棄物処理計画の策定

法に基づき、一般廃棄物については、毎年各市町村が、処理量、処理体系等について「一般廃棄物処理計画」を定め、最終処分場の計画的確保等適正処理に努めている。

また、産業廃棄物については、61年3月に65年度までの5か年計画

として新しい「産業廃棄物処理計画」を定め、監視・指導の強化、減量化及び有効利用の推進、最終処分場の確保等の施策を推進している。

イ 淨化槽法に基づく施策

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃について規制を強化するほか、関係者の責任と義務を明確にするため、60年10月浄化槽法が施行された。

これに伴い、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を制定し61年1月から浄化槽保守点検業者の登録を行っている。

(ア) 設置等の届出

建築物の建築と併せて浄化槽を設置しようとする場合は、特定行政庁に建築確認申請、くみ取便所を更新して浄化槽を設置しようとする場合等には、県知事に届出しなければならない。

(イ) 保守点検業者の登録等

工事業者、保守点検業者は県知事に登録、清掃業者は市町村長に許可を受けて事業を行わなければならない。

(ウ) 保守点検等の基準

浄化槽の保守点検や清掃は技術上の基準に従って行わなければならない。なお、保守点検の業務は保守点検業者に、清掃の業務は清掃業者に委託することができる。

(エ) 設置後の水質検査及び定期検査

浄化槽の使用開始後6月後及びその後毎年1回指定検査機関（㈳富山県浄化槽協会）の行う水質検査を受けなければならない。

(2) 一般廃棄物対策

市町村における一般廃棄物処理施設の過去5年間の整備状況は、表2-102のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

浄化槽については、設置数の急速な増加の反面、放流水による公共用水域の水質汚濁をめぐって問題が生じているため、設置者に対し講習会を開催し、浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約2,100基の浄化槽の立入調査を実施し指導の徹底を図った。

また、指定検査機関の(社)富山県浄化槽協会では約6,700基の浄化槽の検査を実施した。

なお、富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき5業者(延べ74業者)を登録した。

廃棄物

表2-102 一般廃棄物処理施設整備状況

年度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設			埋立処分地施設			し尿処理施設		
	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
57	1	1/日 600	富山地区広域圏事務組合	1	1/日 75	富山地区広域圏事務組合	2	Fm ² 703	高岡市 見附市	2	kg/日 120	婦中町 富山県中部衛生センター組合
58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	1	120	射水地区広域圏事務組合	-	-	-	1	530	富山市	-	-	-
60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	116	射水地区広域圏事務組合

注 () 内は整備中の施設

(3) 産業廃棄物対策

法に基づく産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-103のとおり総数は386であり、収集及び運搬業が328（構成比85%）とほとんどを占めている。近年の特色としては、建設廃材の有効利用のため、中間処理（碎碎、分別）の許可を取得する事業所が多くなっている。

また、産業廃棄物処理施設の届出状況は、表2-104のとおりで、全体では144施設であり、内訳は汚でいの脱水施設が63（同44%）と最も多く、次いで最終処分場、廃プラスチック類の焼却施設の順となっている。

これらの産業廃棄物の処理業者や排出事業所等については立入検査を実施し、適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

61年度の監視指導状況については、表2-105のとおりであり、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者等220事業所を立入調査し、そのうち23事業所に対して適正な埋立方法、排水処理方法等について改善の指導を行った。

表2-103 産業廃棄物処理業許可状況

（62年3月31日現在）

許可区分	収集及び運搬	中間処理		最終処分				計
		中間処理	収集、運搬及び中間処理	収集、運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集、運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
件 数	328	19	24	5	1	6	3	386

表2-104 産業廃棄物処理施設の届出状況

(62年3月31日現在)

施 設	処理能力	施設数	施 設	処理能力	施設数
汚でいの脱水施設	10m ³ /日以上	63	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日以上	28
汚でいの乾燥施設	10m ³ /日以上	3	有害物質等のコンクリート固化化施設	すべてのもの	3
汚でいの焼却施設	5m ³ /日以上	7	汚でい等に含まれるシン化合物の分解施設	すべてのもの	1
廃油の油水分離施設	10m ³ /日以上	4	最終処分場	安 定 型	3,000m ² 以上
廃油の焼却施設	1m ³ /日以上	3		管 理 型	1,000m ² 以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日以上	2		計	
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日以上	1			144

表2-105 60年度産業廃棄物関係立入検査状況

区 分	産業廃棄物処理業者	内 訳			排 出 事 業 所	計
		収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入検査数	144	62	43	39	76	220
指導件数	15	2	5	8	8	23

第8節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物の量の増大と種類が多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県民の美化意識や公徳心の高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推進期間

年間を通じて本運動を進めたが、特に、次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

61年4月1日～5月31日、特に4月20日から26日までを「県土美化強調週間」とした。

イ 川をきれいにする運動

61年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月8日を「県土美化の日」とした。

ウ 山や海岸をきれいにする運動

61年7月1日～8月31日、特に7月6日を「海岸美化の日」、8月3日を「自然公園クリーンデー」とした。

エ 空カンゼロ運動

61年9月1日～9月30日、特に9月21日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等を呼びかけるた

め、次の事業を実施した。

(ア) 広報等による啓発

- テレビ、ラジオ、新聞による啓発……テレビ（6、9月）14日間
ラジオ（4、7、9月）21日間
新聞（4、7月）2回
- ポスターの掲示……2種類各5千枚一公共施設、ガソリンスタンド等（4、9月）
- チラシの配布……30万枚一県下全世帯（4月）
- ゴミ持ち帰り袋の配布……20万枚一運転者、観光客等（4～10月）
- ポスターの募集及び展示……小中高校生よりポスターの募集、優秀作品の展示
- 各種広報媒体による啓発……市町村、各種団体の広報紙、チラシ、ポスター、横断幕等

(イ) ふるさとの海辺教室の開催

児童期から海辺に親しむ機会をつくり、親と子のふれあいのもとに海の大切さを学ぶことによって、海をきれいに守っていく美化意識の高揚を図るため、夏休み期間中に、小学生とその父兄を対象にした「ふるさとの海辺教室」を、富山市岩瀬浜等4か所の海岸で開催した。4会場250名余りの参加で、海岸の清掃、海辺生物の学習、海水浴等のレクリエーションを通じて、海岸美化意識の高揚が図られた。

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民、自治会、青年団、婦人会、保健衛生協議会等関係団体や企業、児童生徒等の協力を得て公園、道路、河川、海岸等の清掃、草刈、空き缶回収等を実施した。また、61年7月6日に富山市岩瀬浜で第3回富山県清掃美化大会を開催した。

- 参加人員 延40万3千人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため、市町村が中心となり、ごみ回収容器を道路、公園等に配置するとともに、ごみの不法投棄防止を呼びかける

立看板を河川、海岸等に設置した。

- ごみ回収容器の設置 約140個
- 立看板の設置 約580個
- 空き缶プレス機 2基

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、60年度に県土美化モデル地区を海岸地域を中心に指定し、2年間にわたって地域住民による啓発活動、清掃活動等を実施した。

- 県土美化モデル地区 50か所（特別美化モデル地区 10か所、一般美化モデル地区 40か所）
- 主な美化活動
 - ・看板、回覧板、チラシ等による啓発
 - ・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収
 - ・花壇、フラワーポット等の造成
- 参加人員 延7万4千人

オ 推進体制の整備

海岸の美化を推進するため、富山県県土美化推進県民会議に「海岸美化検討会」を設置し、海岸清掃機械の開発研究等を行うとともに、県土美化功労者の表彰や機関紙「クリーンとやま」を発行した。

- 県土美化功労者の表彰
 - ・5個人、14団体
- 機関紙の発行
 - ・年2回、各5千部、市町村広報窓口、小中高校、青年団、婦人会等に配布

2 名水等水環境の保全

(1) 「とやまの名水」の環境整備

本県は、豊富できれいな水に恵まれており、古くから引き継がれてきた自然水やきれいな水環境は、いわゆる名水として住民によって保全されてきている。60年度には、これらの中から特に優れた水環境を「とやまの名水」として55件選定しました。

これらの名水を保全するため、市町村が実施する説明板、水飲み場の設置などに対して助成し、水環境の整備に努めてきました。

61年度に、市町村が実施した環境整備の状況は、表2-106のとおりである。

表2-106 61年度「とやまの名水」環境整備状況

概要	標柱	説明板	休息所	水飲み場	公園化等	その他 (歩道整備等)
設置数	51	11	5	8	6	8

(2) 「親子の水とのふれあい教室」の開催

「とやまの名水」巡り、川の水生生物の観察、浄水場の見学など体験学習を通じて、水への関心を高め、水質環境の保全意識の高揚や水の大切さに対する啓発を行うため、小学生と親を対象として、黒部川、常願寺川、庄川の3コースで「親子の水とのふれあい教室」を開催し、260余名が参加しました。

開催状況は、表2-107のとおりである。

表2-107 「親子の水とのふれあい教室」開催状況

コース名	開催日	コ ー ス
黒部川	7月30日	①宮野山公園 ②音沢発電所 ③宇奈月町下水処理場 ④水生生物調査(黒部川川原) ⑥らせん水車(入善町) ⑦杉沢
	8月27日	
常願寺川	7月30日	①有峰第3発電所 ②常西合口用水 ③富山市流杉浄水場 ④水生生物調査(常願寺川川原) ⑤穴の谷の壺水 ⑥富山市水橋東部団地汚水処理場
	8月11日	
庄川	8月6日	①小牧発電所 ②合口ダム ③庄川水記念公園 ④水生生物調査(庄川川原) ⑤瓜裂清水 ⑥和田川浄水場 ⑦中田団地汚水処理場
	8月20日	

3 「環境週間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その意志を表明するため「人間環境宣言」を採択した。

これを記念し、世界各国では、毎年6月5日を「世界環境デー」として、環境問題の重要性を認識するための諸行事を行ってきている。

わが国では、この日を初日として、「環境週間」を設け、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、将来に向ってよりよい環境を創出する努力と決意を新たにする契機とするため、各種の催しを行うなど、全国的な運動を実施している。本県においても、この趣旨にそって、毎年各種の記念行事を実施している。

61年度は、「よりよい環境を求めて」をテーマとし、各種団体、市町村などの幅広い協力を得て、環境問題について考え、かつ活動するため、表2-108のとおり記念行事を実施した。

表2-108 61年度環境週間の主な実施行事

行 事 名	実 施 概 要
環境美化街頭啓蒙活動	街頭 P R (富山市、高岡市)
ポスター募集	県内小・中学校及び高等学校の児童生徒から募集し、優秀作品を表彰のうえ展示
記念講演会	・期日 6月6日 演題 「富山の自然環境と文化」 講師 長井 真隆 (富山市科学文化センター館長)
運動施設等の開放	・期日 6月8日 場所 県民公園新港の森庭球場、陸上競技場 中央サイクリングロード(自転車無料貸出し)
親と子の自然教室 —いきものいろいろ ウォッティング—	・生き物の観察を通して、自然保護、環境保全への関心を高めるため、親子を対象に観察会を実施 対象……児童から一般まで(親子で参加) 場所……自然博物園ねいの里
企業に対する呼びかけ	企業に対し、ばい煙、汚水等の発生施設や処理施設の点検等の呼びかけ
広報等による趣旨のP R	テレビ、ラジオ、新聞による広報及び県、市町村の庁舎での懸垂幕やポスターの掲示

第9節 その他の環境保全対策

1 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講じるため内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

このような公害防止計画は45年以来順次策定され、現在、計画の見直し等を経て、第1次から第7次地域まで全国30都道府県、41地域において策定されている。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来3回（49年度～53年度、54年度～58年度、59年度～63年度）にわたり、公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進した結果、硫黄酸化物による大気汚染や主要河川の水

表2-109 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区分		内容
地域範囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日		60年3月8日
計画期間		59年度～63年度
環境目標	大気汚染、水質汚濁、騒音振動	環境基準 地域住民が日常生活に支障のない程度
	悪臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土壤汚染	土壤汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主な公害防止計画事業		<ul style="list-style-type: none">・公共下水道の整備・富山空港周辺の緩衝緑地・河川しりんせつ、導水・し尿処理施設の設置・ごみ処理施設の設置・農用地土壤汚染対策
計画事業費	地方公共団体が講じる対策	993億（公害対策796億円、公害関連197億円）
	事業者が講じる対策	72億円
	総額	1,065億円

質汚濁にみられるように、全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染、都市河川における水質汚濁、農用地におけるカドミウムによる土壌汚染など、さらに改善すべき課題が残されていることに加え、本地域では今後さらに工業団地、住宅団地の造成等が進み、生産規模の増大や人口の増加等が見込まれるので、同計画のもとに公害の防止施策をさらに進めているところである。

2 県民公園新港の森管理事業

県民公園新港の森は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150m の約25ha の広さをもつ、グリーンベルトである。

園内にはクロマツを主に、針葉樹、広葉樹とともに、各種の花木が約11万本植えられており、四季の変化が楽しめ、これらの樹林の間には、7つの芝生広場、そして野球場、陸上競技場、テニスコートが、さらに薬草園、市町村木コーナー、万葉の木コーナーなどの施設も配置され、はりめぐらされた遊歩道は、緑の中の散策や、ジョギング、あるいはサイクリングに利用されている。

なお、施設等の利用状況は、表2-110のとおりである。

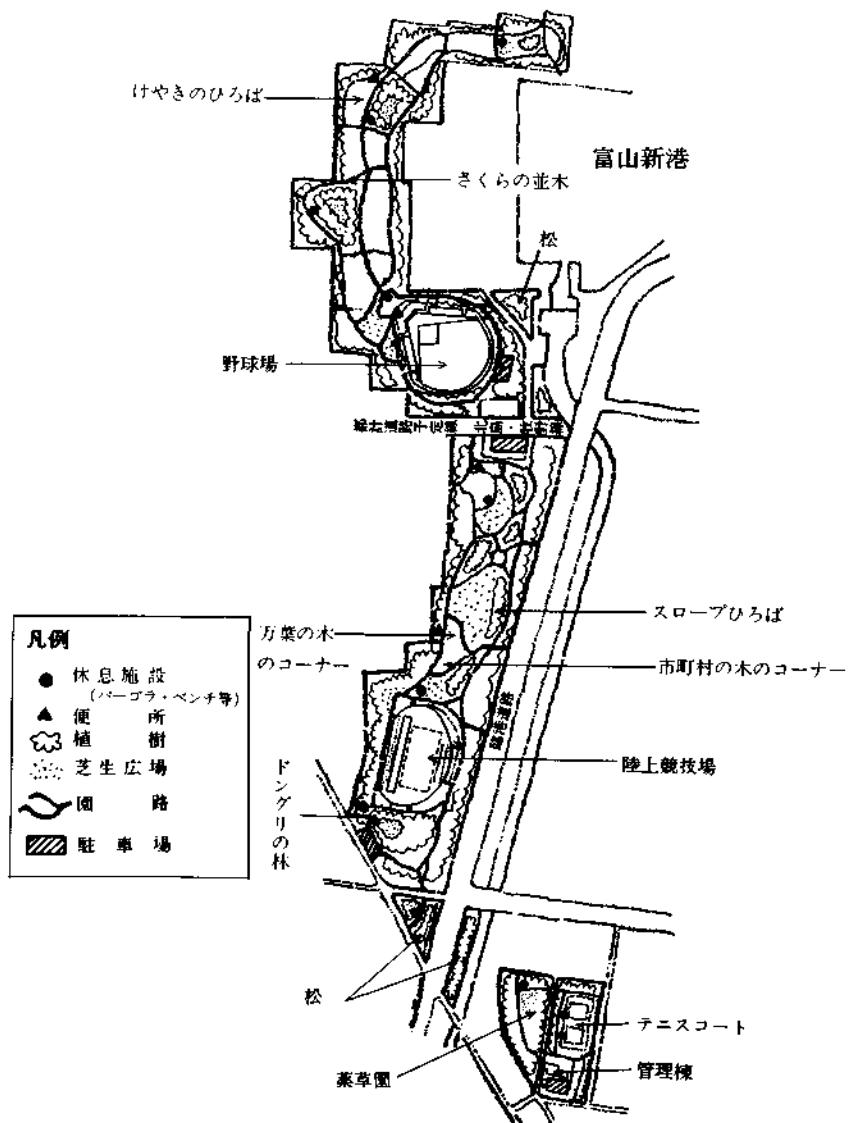
表2-110 県民公園新港の森

施設名	概要
野球場	1 規模 両翼90m、センター120m 2 施設 バックスクリーン、電光式スコアボード、バックネット、ダッガーアウト、放送設備等
陸上競技場	1 規模 300mトラック（6コース）、直線コース125m 2 施設 跳躍、投げき施設
テニスコート	硬式4面
駐車場	4か所（乗用車約200台駐車）
その他	管理事務所1棟、園路遊歩道6,000m、休養施設3か所、便所5か所、公衆電話

表2-111 県民公園新港の森施設利用状況

年 度		57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
入園者数		11,700人	94,100人	124,667人	144,034人	152,439人
施設利用人員	野球場	—	24,584人	37,980人	34,333人	32,190人
	庭球場	—	1,997	2,655	2,520	3,042
	陸上競技場	—	6,100	10,200	8,927	4,230
	計	—	32,631	50,835	45,780	39,462

図2-21 県民公園新港の森概要図



3 下水道の整備

(1) 下 水 道

ア 下水道事業

下水道は都市機能の健全な発達と公衆衛生の向上を図り、良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、欠くことのできない基幹的施設である。

県では、第6次下水道整備五箇年計画（61年～65年）に基づき、2つ以上の市町村にまたがり水質保全を効果的に図る流域下水道、市街地における生活環境の改善を図る公共下水道及び自然環境の保全や農山漁村の整備を目的とする特定環境保全公共下水道を計画的に進めることとしている。

60年度までの下水道の整備は次のようになっている。

流域下水道……高岡市など4市7町1村を対象とした小矢部川

流域下水道事業は、小矢部川の水質保全を図るために56年度に着手したところであり、62年度末一部供用開始を予定している。

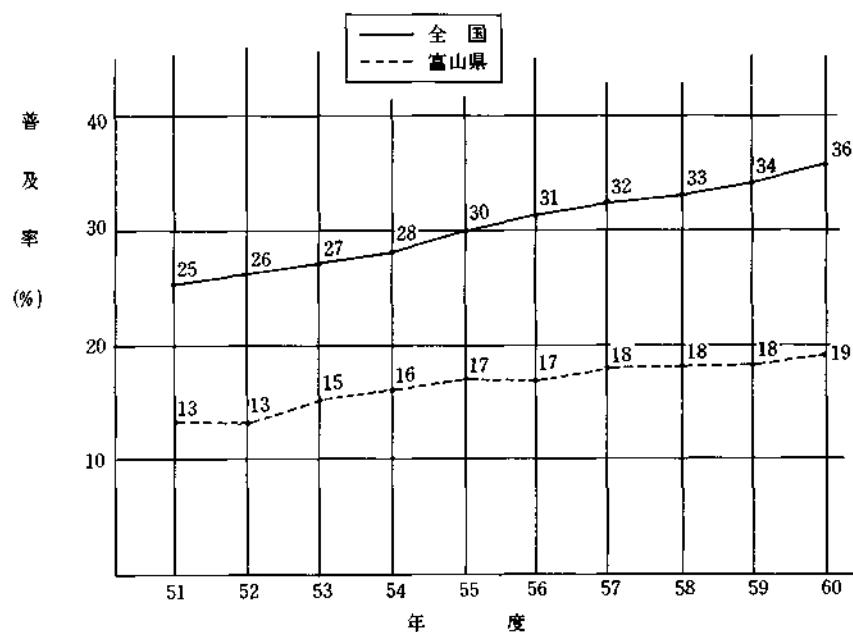
公共下水道……9市8町で事業を実施しており、このうち、富山市、高岡市、新湊市、氷見市、小杉町及び大山町の4市2町で一部供用開始している。

特定環境保全公共下水道……2市1町1村で事業を実施しており、このうち、富山市（農山漁村）及び宇奈月町（自然保護）の1市1町で一部供用開始している。

イ 下水道普及率

本県の下水道普及率は図2-22のとおり、60年度末で全国平均普及率36%に対し19%と著しく立ち遅れしており、普及率の向上に、なお一層努力しなければならない状況にある。

図2-22 普及率の推移



(2) 農村下水道

農村下水道は、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農業集落排水事業等により整備が進められている。61年度末現在、利賀村と福光町の2地区において稼動しており、その処理人口は1,200人である。

また、4市7町2村の13地区で工事又は計画が進められており、その計画処理人口は約2万人である。

表2-112 農村下水道の整備状況

(61年度末現在)

市町村名	地区数	計画処理人口(人)	備考
利賀村	1	350	供用
富山市	1	590	工事中
永見市	2	4,670	工事中(1)、計画(1)
大山町	1	3,200	工事中
大門町	1	1,340	"
下村	1	1,360	"
城端町	1	1,270	"
庄川町	1	1,150	"
福光町	1	850	供用
福岡町	1	910	工事中
新湊市	1	1,710	"
婦中町	1	560	計画中
黒部市	1	1,620	"
上平村	1	220	"
合計	15	19,800	

資料 富山県農地林務部ほ場整備課

4 畜産環境保全対策

(1) 指導及び検査

県及び県下東西地域において、畜産経営環境保全対策協議会を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、水質検査を実施するとともに、ふん尿の適正処理技術研修会の開催及び優良事例施設の視察をするなど、畜産からの苦情発生の未然防止に努めた。

ア 畜産環境保全実態調査

この調査は毎年実施するものであるが61年度は758戸の畜産農家について調査し、ふん尿処理施設の設置及び堆きゅう肥の利用状況は表2-113のとおりであり、各畜種とも土壤還元による利用が最も多かった。

表2-113 61年度畜産環境保全実態調査結果

(61. 7. 1現在)

区分 畜種	調査戸数	処理施設(箇所)							利 用 (%)		
		太田 乾燥	火力 乾燥	堆積 発酵	強制 発酵	焼却	液肥	浄化	処理 施設	土壤 還元	その他
乳用牛	230	3	—	165	4	1	120	3	2	98	—
肉用牛	165	3	—	112	—	25	35	—	6	94	—
豚	238	2	—	181	3	4	60	47	20	80	—
採卵鶏	107	8	11	54	17	—	1	1	2	89	9
プロイラー	18	—	5	7	—	2	—	—	—	100	—
計	758	16	16	519	24	32	216	51	8	91	1

イ 巡回指導及び水質検査

年々混住化が進み付近住民から発生する苦情も多様化し、畜産を取り巻く環境は大変厳しいものがある。

このため悪臭や衛生害虫による苦情発生を未然に防止するため、農家の巡回指導を強化するとともに、水質検査も併せて実施した。その状況は表2-114のとおりである。

表2-114 61年度巡回指導及び水質検査状況

(単位：件)

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	計
巡回指導(延)	99	94	92	49	1	335
衛生害虫指導(延)	2	2	9	4	—	17
水質検査(延)	—	—	4	—	—	4
悪臭指導(延)	10	5	28	19	—	62

(2) 「さわやか畜産」推進事業

家畜の飼養に伴って生ずる衛生環境阻害要因の除去及び施設の改善を図ることにより、地域社会と調和した清潔で、さわやかな畜産経営の育成を目指した。

また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥を畜産農家と耕種農家が有機的な連けいを図り、土壤還元をし、地力増強と生産性の向上を図るよう組織づくりの指導と、制度資金の活用も積極的に指導した。その結果は表2-115のとおりである。

表2-115 61年度制度資金融資実績

区分	件数(件)	承認(千円)
農業近代化資金	堆肥舎・その他	2
	公害防止施設	10,000
公害防止資金	公害防止施設	30,000

5 漁業環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

60年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁業環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置漁場における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の水質を把握するため水質調査を実施した。

イ 調査概要

60年度に引き続き図2-23のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31定点において、61年4月から62年3月まで各調査地点毎に年5回から12回、pH・塩分・濁度・CODについて測定を行うとともに、海況・水温及び主な漁獲量も併せて調査し、その結果を調査時毎に取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表2-116のとおりであった。測定項目の各調査定点における年間の最大値～最小値をみると、pHについては、9.1(伊古場)～7.4(神通川前小矢部川前)、塩分については、33.77(深曳(沖))～1.15‰(小矢部川前)、濁度については、15.0(小矢部川前)～0.0mg/l(青塙三番、茂瀬三番、前網岸、前網)、CODについては、4.6(小矢部川前)～0.0mg/l(前網岸)であった。

赤潮は、6～8月にかけて4回、延べ42日間確認された。その範囲は朝日町地先から氷見市地先までの沿岸にみられた。赤潮構成生物は、例年と同様珪藻類のスケレトネマ、キートセロスが主体であった。

図2-23 調査指導事業関係概況地図

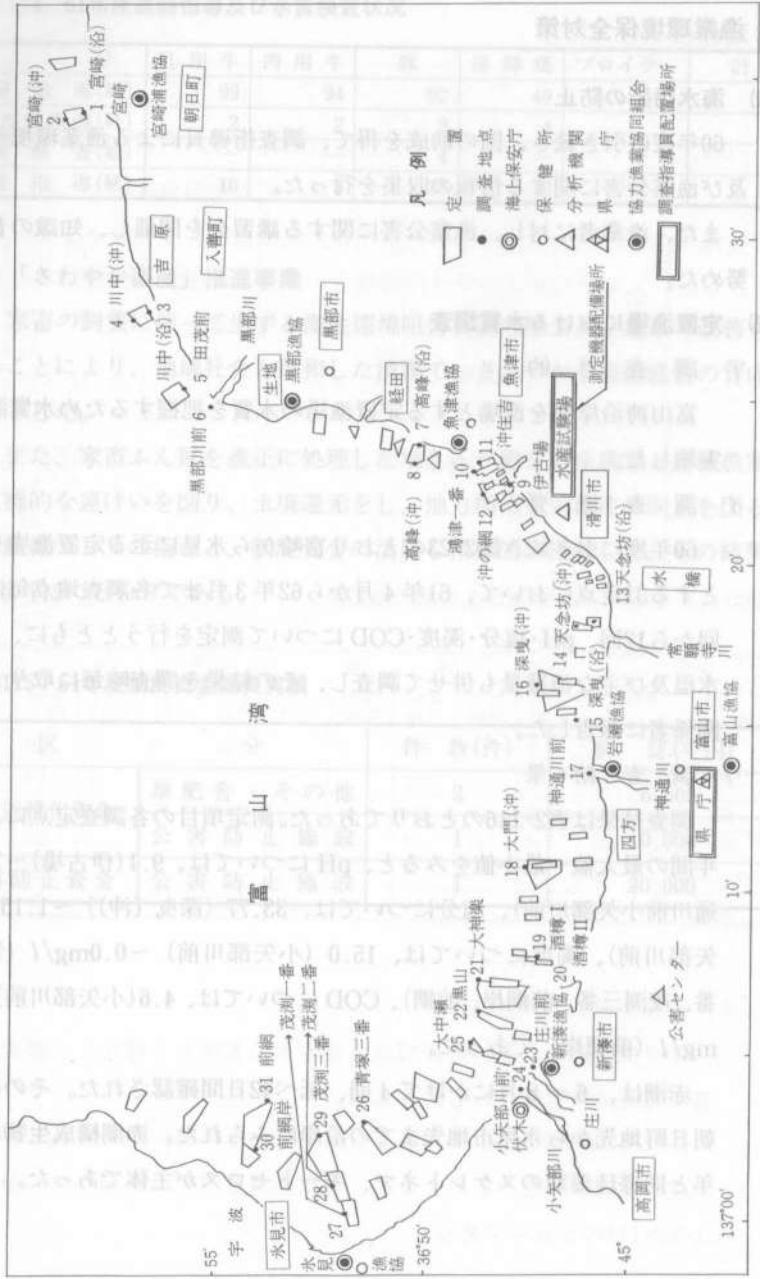


表2-116 昭和61年度漁場環境保全対策事業調査分析結果表(最大値・最小値・平均値)

(表層のみ)

No.	調査点名	調査回数			pH			塩 分 (‰)			濁 度 (mg/l)			C O D mg/l		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
1	高崎(治) 前	11	8.5	8.1	8.3	32.99	27.35	33.16	27.06	4.1	0.1	1.7	1.4	0.1	0.1	1.4
2	宮崎(治)	11	8.6	7.8	8.3	33.41	29.58	32.99	30.24	4.3	0.3	1.6	1.0	4.2	0.1	1.1
3	川中(治)	6	8.5	8.2	8.3	32.21	30.00	32.78	6.01	2.6	0.3	1.3	2.2	0.9	0.1	0.7
4	川中(中)	8	8.5	8.2	8.3	33.21	29.83	32.56	5.77	2.7	0.1	0.8	2.3	0.9	0.4	0.6
5	田茂 前	8	8.5	8.2	8.3	32.04	24.68	32.70	5.73	1.9	0.1	1.1	1.6	1.2	0.2	0.6
6	黒部川 前	7	8.3	8.2	8.3	33.22	30.83	31.56	27.14	1.9	0.2	0.8	2.0	2.5	0.3	0.9
7	高崎(中)	7	8.3	8.2	8.3	33.45	32.63	33.94	27.18	1.9	0.3	0.9	0.9	0.1	0.5	1.3
8	伊古場	5	9.1	8.2	8.5	30.62	14.37	28.49	9.45	10.0	1.1	3.3	3.2	1.4	0.5	0.9
9	鴨津一畠	5	8.7	8.3	8.4	30.45	17.29	27.07	6.69	4.6	1.4	2.8	2.3	1.6	0.6	0.9
10	沖住吉	7	8.4	8.2	8.3	32.71	21.65	32.60	26.40	4.5	0.1	1.4	1.0	0.9	0.2	0.7
11	沖住の綱	7	8.4	8.2	8.3	32.72	30.96	32.71	27.41	4.4	0.1	1.2	1.1	1.0	0.1	0.6
12	沖住(治)	10	8.3	7.8	8.1	27.58	6.44	27.87	2.92	2.9	0.9	1.7	2.2	1.1	0.4	0.8
13	天金(治)	10	8.3	8.1	8.2	33.57	19.80	32.38	8.70	3.1	0.2	1.5	2.0	1.2	0.1	0.7
14	天金(中)	8	8.4	8.2	8.3	33.76	28.75	33.33	10.06	1.6	0.4	0.9	2.3	1.2	0.2	0.7
15	深堀(治)	8	8.4	8.2	8.3	32.77	23.29	31.90	11.00	2.7	0.3	1.1	1.3	0.2	0.8	1.5
16	深堀(中)	8	8.4	8.2	8.3	32.78	23.54	31.54	15.18	0.71	3.4	0.9	1.9	3.2	0.5	1.1
17	神通川 前	8	8.3	7.4	8.0	33.03	22.23	31.54	17.82	10.0	0.1	2.9	2.0	2.9	0.3	1.1
18	大門沖(0)	8	9.0	8.2	8.4	33.49	7.90	32.83	4.95	3.7	0.2	1.9	2.4	1.6	0.3	0.9
19	轟 梅(1)	11	8.5	8.1	8.3	32.09	11.67	33.58	9.17	5.0	0.2	1.8	2.2	2.5	0.5	1.0
20	酒樽(2)	11	8.5	8.0	8.2	8.1	32.09	11.41	25.67	6.31	3.2	0.6	1.7	3.6	1.3	0.8
21	東三番・大神奈	6	8.3	8.2	8.2	8.1	32.54	12.42	28.95	6.79	9.0	0.6	2.6	2.8	1.9	0.4
22	黒庄川 前	11	8.3	7.7	8.0	8.1	28.04	3.27	23.59	0.72	5.0	0.9	2.4	4.8	1.6	0.5
23	小天部川 前	11	7.9	7.4	7.6	7.8	3.84	1.15	18.02	0.93	15.0	2.5	5.0	13.9	4.6	1.5
24	大中瀬	11	9.0	8.0	8.3	8.2	30.30	14.91	32.79	15.78	11.0	1.0	3.2	2.6	2.9	0.6
25	音響三番	12	8.8	8.2	8.3	8.3	33.54	27.95	33.25	12.24	3.0	0.0	1.1	1.8	2.3	0.3
26	茂瀬二番	11	8.7	8.2	8.3	8.1	27.88	33.54	23.70	33.21	14.64	3.2	0.1	1.2	2.3	1.5
27	茂瀬二番	11	8.6	8.2	8.3	8.3	33.67	29.02	33.43	20.78	2.6	0.1	0.8	1.3	1.1	0.1
28	茂瀬三番	10	8.6	8.2	8.3	8.3	33.45	29.13	33.60	15.06	2.9	0.0	1.1	1.6	0.5	1.0
29	茂瀬四番	12	8.6	8.2	8.3	8.3	33.69	31.98	33.76	21.59	1.9	0.0	0.6	0.8	3.0	0.0
30	前網	12	8.6	8.2	8.3	8.3	33.70	32.49	33.72	18.39	1.3	0.0	0.5	0.8	2.0	0.1
31	前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5

6 環境保健対策

(1) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。36年富山県地方特殊病対策委員会の発足、38年厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班の発足など、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済については、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費等の救済が行われた。

一方、47年8月イタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により48年度からは原因者の負担により、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給され現在に至っている。

なお、前述した公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、原因者責任を踏まえた公害健康被害補償法の施行（49年9月）により廃止された。

表2-117 市町村別イタイイタイ病患者及び要観察者数

(62年3月31日現在)

区分	富山市	婦中町	大沢野町	八尾町	その他	計
患者(人)	7	9	2	1	1	20
要観察者(人)	5	13	5	—	—	23

イ 家庭訪問指導

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るために、保健婦及び栄養士等に

よる家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果等から経過観察を要する者に対し、42年から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、年1回の住民検診を実施している。

54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害補償法及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に定める指定地域について実施している。近年の実施状況は、表2-118のとおりである。

表2-118 神通川流域住民健康調査実施状況の年度別推移

(単位：人)

区分 年度	第1次検診		精密検診		備考
	対象者	受診者	対象者	受診者	
57	2,009	1,861	319	240	精密検診受診者のうち、42人について入院検査を実施。
58	1,776	1,569	302	188	精密検診受診者のうち、37人について入院検査を実施。
59	628	390	191	145	精密検診受診者のうち、5人について入院検査を実施。
60	550	391	228	164	—
61	527	410	235	150	—

(2) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛㈱（旧日本鉱業㈱三日市製錬所）周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(3) 地域住民の健康管理対策

県では生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、46年環境保健健康調査実施要綱を定めている。

また、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により市が認定する36名（62年3月末現在）の健康被害者に対し、公害健康被害補償法に準じた独自の救済制度を実施している。

7 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

魚津、氷見の产地市場で採取した富山湾産魚介類8魚種、30検体について調査を実施した。

その結果は、表2-119のとおりで、いずれも暫定的規制値（総水銀0.4ppm メチル水銀0.3ppm）以下であった。

表2-119 61年度魚介類の水銀調査結果

魚種	検体採取市場	検体数	総水銀(ppm)		
			最大	最小	平均
い　か	魚　津	3	0.04	0.02	0.03
か　ま　す	〃	3	0.02	0.01	0.02
か　わ　は　ぎ	〃	3	0.04	0.03	0.04
た　ら	〃	3	0.21	0.05	0.14
ふ　く　ら　ぎ	〃	3	0.04	0.03	0.03
うまづらはぎ	氷　見	1	0.01	0.01	0.01
か　つ　お	〃	3	0.21	0.18	0.19
か　ま　す	〃	3	0.02	0.01	0.02
か　わ　は　ぎ	〃	2	0.03	0.03	0.03
し　い　ら	〃	3	0.02	0.02	0.02
ふ　く　ら　ぎ	〃	3	0.04	0.03	0.04
計		30	0.21	0.01	0.05

(2) 食品等の PCB 調査

ア 食品の PCB 調査

流通過程における魚介類、食肉、牛乳及び卵について調査したところ表2-120のとおりで、食品中の残留 PCB は、いずれも暫定的規制値以下であった。

表2-120 61年度食品中の PCB 調査結果

対象	検体数	調査結果(ppm)	備考
魚介類	遠洋沖合魚介類	4 0.02~ND	いか、かつお、しいら、たら
	内海内湾魚介類	6 0.01~ND	かます、かわはぎ、ふくらぎ
内水面魚介類	6	ND	
食肉	6	ND	
牛乳	2	ND	
卵	2	ND	

注 ND（検出されず）とは定量限界（0.01ppm）未満をいう。

（参考）食品中に残留する PCB の暫定的規制値

食肉	0.5ppm
遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾（内水面を含む）魚介類	3 ppm
牛乳	0.1ppm
卵	0.2ppm

その他の

(3) 食品等の残留農薬調査

生産地で採取した米、牛乳、野菜及び果実など18食品（64検体）について21農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

8 公害に関する紛争と苦情

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため45年6月に設けられたもの

であり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から62年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数は983件で、そのうち924件が終結している。

なお、61年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は3件である。

表2-121 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対象	終結年月	終結区分
調停	魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打切り
	婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調停成立

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害に係る苦情の適切な処理を図るために、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び市町村に必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び公害センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

57年度から61年度までの過去5年間において、県及び市町村が受理した苦情は表2-122のとおりである。

61年度の苦情件数は223件であり、60年度に比べ34件(18.0%)増加した。

公害の種類別では、大気汚染が61件（構成比27.4%）と最も多く、次いで水質汚濁の54件（同24.2%）、騒音43件（同19.3%）、悪臭38件（同17.0%）などの順であった。

これを60年度に比べると、大気汚染で31件、水質汚濁で17件、振動で1件それぞれ増加し、騒音で11件、土壤汚染で2件、地盤沈下で1件、悪臭で1件それぞれ減少した。

表2-122 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							（ 典 小 型 七 公 害 計 ）	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 氣 汚 染	水 質 汚 濁	上 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
57	41	48	1	65	11	—	47	213	3	18	234
58	40	56	—	64	5	—	55	220	13	15	248
59	42	50	—	49	7	—	33	181	14	8	203
60	30	37	2	54	7	1	39	170	8	11	189
61	61	54	—	43	8	—	38	204	8	11	223

イ 市 町 村 別

61年度における市町村別の苦情受理状況は表2-123のとおりである。

市部、町村部の苦情件数は、市部では、185件（構成比83.0%）で、町村部では、38件（同17.0%）である。

苦情の内容では市部は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭で苦情件数の91.9%を占めているが、町村部では、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物で、78.9%となっている。

また、60年度と比べ、市部では、苦情件数が35件増加し、町村部では1件減少している。

そ
の
他

表2-123 61年度市町村別苦情受理状況

(単位:件)

種類 市町村	典型7公害							典型 七公害 (計)	産業 廃棄物	その 他	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒 音	振 動	地盤沈 下	悪 臭				
富山市	33	15		18	2		14	82	1	1	84
高岡市	15			4	3			22			22
新湊市	3	3		2	2		1	11			11
魚津市		3		2			3	8			8
氷見市	1	1		6	1		3	12			12
滑川市		5		3			1	9			9
黒部市	2	5					2	9	1	1	11
砺波市	2	5		4			4	15		2	17
小矢部市	4	2					4	10	1		11
市 計	60	39		39	8		32	178	3	4	185
大沢野町											
大山町		1						1			1
舟橋村											
上市町									1		1
立山町										2	2
宇奈月町											
入善町				1				1			1
朝日町		2						1	3		3
八尾町				1					1	2	3
婦中町		1						1	2	2	7
山田村											
細入村											
小杉町		1						1	2		3
大門町		1							1		1
下村											
大島町								1	1		1
城端町											
平村											
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町				1				1	2		2
井口村											
福野町		3							3		3
福光町		6		1				1	8		9
福岡町	1								1		1
町村計	1	15		4			6	26	5	7	38
合 計	61	54		43	8		38	204	8	11	223

ウ 発生源別

61年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表2-124のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが66件（構成比32.4%）と最も多く、次いで建築・土木工事36件（同17.6%）、畜産業21件（同10.3%）、商店・飲食店21件（同10.3%）などの順であった。

これを60年度に比べると、建築・土木工事によるものが16件、生産工

表2-124 61年度発生源別苦情受理状況

(単位：件)

業種		種類	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生産工場	食料品	5	6		2				4	17
	繊維・衣服・その他の繊維製品	1	1		3					5
	木材・木製品・家具	6			3	1				10
	パルプ・紙製品									
	化学工業・石油・石炭製品	2	1						1	4
	窯業・土石製品	3				1				4
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	9				2	1		1	13
	機械器具					5			1	6
	その他の生産工場	2	1			2			2	7
小計		28	9		18	2			9	66
修理工場		2					1			3
建築・土木工事		15	7		7	4			3	36
交通機関	自動車				1					1
	その他									
畜産業			5						16	21
下水・清掃事業									2	2
娯楽・遊興・スポーツ施設										
家庭生活			3		1					4
鉱業施設・採石業		1	1		2					4
商店・飲食店	商店・飲食店	1	8		8	1			3	21
	事務所	1	1							2
クリーニング・理容・美容・浴場業		2	2							4
廃品回収業		4	2		1					7
教育関連施設										
農作業		2	2		2					6
その他		4	3		2				4	13
不明		1	11		1				1	14
合計		61	54		43	8			38	204

場によるものが9件増加した反面、畜産業によるものが13件、商店・飲食店によるものが4件減少した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化しており、その被害範囲は局地化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

61年度において、県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表2-125のとおりである。

直接処理（解決）したものは、201件（構成比90.1%）、翌年度へ処理を繰越したもの5件（同2.2%）、その他（原因不明等で処理方法がないもの等）16件（同7.2%）となっている。

表2-125 61年度苦情の処理状況

（単位：件）

種類 内訳	典型7公害							典型七公害計	産業廃棄物	その他	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭					
苦情件数	61	54		43	8		38	204	8	11	223	
処理状況	直接処理（解決）	59	42		39	8		36	184	8	9	201
	他機関へ移送				1				1			1
	その他（原因不明等により処理方法のないもの等）	1	11		2			1	15		1	16
	翌年度へ繰越	1	1		1			1	4		1	5

9 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定の意義

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意思に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的な条件、操業形態等の各種の条件に柔軟に対応した個別的公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

(2) 公害防止協定の締結状況

県及び市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表2-126及び表2-127のとおりである。

表2-126 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
三井金属鉱業㈱(神岡鉱業㈱)	鉱業	既設	47年3月20日 (61年6月30日承継)
日本鉱業㈱(日鉱亜鉛㈱)	非鉄金属	〃	48年6月23日 (60年3月25日承継)
北陸電力㈱ 富山共同火力発電㈱	電力	〃	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表2-127 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

(62年3月31日現在)

業種 締結年度	織 繩	パルプ 紙	化 学 石 油	黒 菜 土	右	鉄 鋼	非 鉄 金 属	金 属 製 品	電 力	その他の 公害	計
46以前	1	3	4	1		1	3	5	1	5	24
47	1	—	—	4		3	2	5	—	1	16
48	1	3	5	1		5	1	9		4	29
49	1	—	4	—		1	3	1		2	12
50	—	—	3	1		—	—	1	—	3	8
51	3	—	—	1		1	—	—	—	—	5
52	1	—	1	—		—	1	1	—	5	9
53	—	—	—	1		—	—	1	—	1	3
54	—	—	—	—		—	1	—	—	2	3
55	—	—	—	—		—	—	2	—	7	9
56	—	1	—	—		—	—	3	—	—	4
57	—	—	1	—		—	—	—	—	—	1
58	—	—	—	—		—	—	2	—	3	5
59	—	—	2	—		—	—	4	—	4	10
60	—	—	1	—		—	—	1	—	6	8
61	—	—	1	—		—	1	—	—	—	2
計		8	7	22	9	11	12	35	1	43	148

(3) 事前協議

公害防止条例の規定により、公害の発生のおそれのある工場等の新增設については、公害の未然防止を図るために、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町村と十分協議することとなっており、61年度は表2-128のとおり4件について事前協議を行った。

表2-128 61年度事前協議の概要

工 場 名	概 要	協 議 完 工 年 月 日	公 害 防 止 対 策 の 概 要
株式会社三洋化学研究所 富山工場	医薬品中間体の製造工場の新設	61年6月4日	大気汚染 塩化水素除害塔の設置 水質汚濁 総合排水処理施設の設置
富山化学工業㈱	抗生素の製造工場の新設	61年7月9日	水質汚濁 油水分離の新設、総合排水処理施設の増強
三精工業㈱ 第二工場	アルミサッシの加工工場の新設	61年7月9日	大気汚染 良質燃料の使用 水質汚濁 給合排水処理施設の設置
株式会社片山製薬所 富山工場	医薬品中間体の製造工場の新設	62年3月16日	大気汚染 良質燃料の使用 水質汚濁 総合排水処理施設の設置

第10節 環境保全に関する試験、研究

1 公害センター

課題	目的	結果
環境大気中のテルペン類に関する研究	植物由来のテルペン類についての環境大気調査	森林浴との関係で注目されているテルペン類について、都市近郊の丘陵地域や都市公園等身近な緑地で環境大気調査を行うとともに、季節変化や経時変化等の詳細な調査を実施した。
環境への各種発生源別粉じん量寄与率の研究	浮遊粉じん濃度の広域的な分布状況の把握及び各種発生源からの粉じん量寄与率の検討	県東部地域における浮遊粉じんの詳細な調査を実施し、浮遊粉じん濃度の分布状況を把握するとともに、主成分分析の手法等による粉じん量の発生源別寄与について検討した。
大気拡散に関する研究	県内各地域における汚染レベルの把握及び気象ブロックの決定	耐波地域における環境大気調査や地上風調査を実施し、汚染レベルを把握するとともに、局地気象を含めたきめ細かな気象ブロックを決定した。
工場排水の合理的処理に関する研究	旅館等の排水における窒素、りん除去方法の検討	旅館等生活排水を主体とする事業場について、排水処理の実態を調査し、間欠曝気方式による活性汚泥処理法の運転条件について検討を行い、有機汚濁物質に加え、窒素及びりんを同時に除去する方法を確立した。
水生生物による水質汚濁調査方法に関する研究	底生生物による水質汚濁調査方法の検討	河川の水質を評価するため、小矢部川及び上庄川水域について、水生生物の生息状況を把握し、昆虫等の底生生物を指標とする調査方法を検討した。
環境水域の汚濁機構に関する研究	藻類生産能力測定による河川及び海域の富栄養化度の検討	小矢部川・庄川・神通川及びその地先海域について、藻類増殖試験を行った結果、一部でわずかに藻類生産の潜在能力（AGP）がみられたが、県内の河川・海域の特性からみて、あまり富栄養化にならないものと推定される。
産業廃棄物の有効利用に関する研究	産業廃棄物の堆肥化による再資源化の検討	下水汚泥と石炭灰の混合物を堆肥化するため、小型コンポスト化装置を用い、これらの混合割合や含水率、pH等の発酵条件を把握した。

2 衛生研究所

課題	目的	結果
不快動物の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	例年のごとく、クロバエ、キンバエ類が立山山岳地で初夏に多発したが、とくにキンバエの発生が目立った。また、低地から高地への移動はオオクロバエよりもミヤマクロバエのほうが早く観察された。 家畜舎から発生するイエバエ類は61年度よりも少なく、58年度からの減少傾向が継続した。
農薬その他の環境汚染物質に関する調査研究	農薬等による食品の汚染状況の把握と殺虫剤等の分析法の検討	県内産野菜、果物等について、有機塩素系、有機リン系およびカルバニル系の農薬ならびにヒ素、鉛の分析を行い、また、富山湾産魚介類についても水銀を分析し、これらによる汚染状況の実態を把握した。 別に、クロルデン系殺虫剤について、食品からの分析法を定めた。
水の生物試験に関する調査研究	水道水源である公共用水域の保全のため、生物試験法と理化学的水質との関連性の検討	小矢部川、神通川等の調査結果から、40年代に強腐水性水域であった下流域や市内河川は、現在、△中腐水性程度まで改善されている。しかし、上流域で汚染がみられ、β中腐水域が広がっていることがうかがわれた。また、同時に行った理化学試験から、本県の場合、BOD値で示されるより水質は汚染されていることが判明した。
イタイイタイ病に関する研究	アミノ酸の排泄に関する臨床的評価の検討	尿、血液中尿素サイクルアミノ酸は、イタイイタイ病では慢性腎不全等の腎疾患とは異なる変化を示すことを見出した。
	重金属代謝とその臨床的意義の解明	イタイイタイ病発生地域住民のうち、尿所見に異常のある者では、血液中のセレン濃度が低下していることが明らかとなった。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	重金属汚染指標の確立	一般住民の尿中重金属レベルの把握に努め、生活環境との関わりについて調査した。
	農薬による危害防止	農業従事者の血液生化学的検査を行い、農薬の影響について調査した。

3 農産試験場

課題	目的	結果
家畜敷料開発利用に関する研究	産業廃棄物である樹皮及びモミガラを豚の敷料として利用し、堆肥化する方法を検討。	オガクズの代替敷料としての樹皮及びモミガラの家畜ふん尿の吸着性を調査し、堆肥化処理の難易について調査した。

4 工業技術センター・繊維研究所

課題	目的	結果
捺染製品の風向上のための効果的処理技術研究	ポリエステル織物のアルカリ減量加工排液中のテレフタル酸ソーダを最も安価に、しかも簡単な処理で効果的に除去し、同排液のBOD値の低減する研究。	限外ろ過法、酸析法及び塩析法について比較検討した結果、濃厚なアルカリ減量加工排液に、粉末塩化カルシウムを直接添加してテレフタル酸カルシウムを沈降分離するアルカリ塩析法が総合的に最も有効であった。すなわち、スラッジの沈降性、装置の耐久性、作業性及びBOD除去率が共に勝れ、ランニングコストも最も安く、効果的に処理できる。

5 農業技術センター

課題	目的	結果
カドミウム汚染田地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域公特事業実施地区における水稻栽培指針の実証展示	成子、押上、東大久保(以上第1次地区)および福居、吉倉、岩木、西塙野(以上第2次地区)の計7ほ場で、栽培指針に基づいて水稻を栽培したところ、10a当たり収量は平均567kgであった。
公特事業に伴う客土水田の調査	神通川流域公特事業実施地区の客土水田における玄米や土壤中カドミウム濃度調査	第1次地区76ha、第2次地区35haを対象に、各地区的代表水田(29地点)で採取した玄米及び土壤中のカドミウム濃度を分析したところ、玄米では0.01~0.33ppm(平均0.08ppm)、土壤では0.05~0.22ppm(平均0.14ppm)であった。

6 水産試験場

課題	目的	結果
赤潮に関する調査・研究	赤潮発生状況の把握と漁業者及び関係機関への通報	6月から8月までに、4回の赤潮を確認した。 発生範囲は氷見市地先から朝日町地先にかけての沿岸域一帯であった。 赤潮生物は例年と同様、珪藻類のキトセロス、スケレトネマが主体でノクチルカ（夜光虫）もみられたが、魚介類への被害は報告されなかった。 赤潮を確認した場合は、県漁連を通じて漁業者に通報した。

7 林業技術センター林業試験場

課題	目的	結果
環境変化に伴う樹勢衰退調査	平野部における環境緑化の指針を樹木の樹勢診断から検討	平野部に生育するスギの樹勢は、老齢木にやや衰退傾向がみられるが、一時期よりは健全な状態にある。また、スギの年輪構造を測定することにより過去からの生育の状態と環境の関係について解析した。

第11節 民間における公害防止体制の整備

1 県 の 助 成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要是表2-129のとおりである。

なお、61年度における融資の実績は表2-130及び表2-131のとおりである。

表2-129 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金 利	償還期限	貸付限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	5.0%以内	7年以内 (据置1年以内)	個別 2,000万円 共同 4,000万円
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、工場に隣接する民家等の買収				
(3) 公害の防止のために必要な緑地の設置に要する資金				
(4) 土砂運搬用トラックによる著しい道路の汚損又は粉じん発生の防止のために必要な洗車施設の設置及び路面清掃車の購入				

表2-130 中小企業公害防止資金融資実績(公害の種類別) 年度別推移

年 度	公 害 の 種 類						合 計 金 額 (千円)									
	汚 水 件 数	水 ば 粉 件 数	煙 じ ん 件 数	悪 臭 件 数	有 害 ガ ス 件 数	騒 振 件 数										
57	10	111,980	2	22,500	—	2	21,500	10	123,700	3	29,050	—	—	27	308,730	
58	20	190,600	4	74,000	—	1	5,900	4	33,950	1	20,000	—	—	30	324,450	
59	10	117,400	5	45,500	1	20,000	2	22,700	6	114,800	2	25,000	—	—	26	345,400
60	16	208,850	2	24,700	1	20,000	—	—	2	40,000	4	72,000	—	—	25	365,550
61	13	171,300	3	22,000	2	29,500	—	—	1	20,000	—	—	—	—	19	242,800

表2-131 中小企業公害防止資金融資実績(市町村別)年度別推移

年度 市町村	56		57		58		59		60		61	
	件数	金額 (千円)										
高 岩 市	6	79,800	6	58,800	7	89,800	4	48,300	5	81,000	4	87,000
高 岡 市	16	146,200	9	101,050	8	78,700	10	123,600	6	88,000	7	86,500
新 湊 市	—	—	2	22,500	2	25,000	1	20,000	—	—	—	—
魚 津 市	2	35,000	1	19,500	—	—	—	—	—	—	—	—
水 見 市	1	15,000	1	2,500	—	—	—	—	1	19,500	—	—
滑 川 市	2	21,000	—	—	1	10,000	4	66,000	1	20,000	2	19,700
黒 部 市	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—
砺 波 市	3	34,600	1	20,000	2	4,000	—	—	—	—	1	3,500
小 矢 部 市	1	4,600	1	18,000	2	25,000	—	—	2	30,000	1	5,000
大 沢 野 町	1	2,000	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
大 山 町	—	—	—	—	—	—	1	20,000	1	20,000	—	—
上 市 町	2	38,000	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
立 山 町	—	—	2	22,000	—	—	—	—	1	13,250	1	8,000
宇 奈 月 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝 日 町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—
八 尾 町	1	5,900	—	—	1	950	1	5,500	—	—	—	—
婦 中 町	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—
小 杉 町	—	—	—	—	—	—	1	10,000	1	7,000	—	—
大 門 町	—	—	1	8,680	1	5,000	—	—	1	7,000	1	5,700
大 島 町	—	—	—	—	1	6,000	—	—	1	20,000	—	—
城 端 町	1	10,000	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—
土 平 村	—	—	—	—	—	—	—	—	1	8,200	—	—
庄 川 町	—	—	—	—	1	20,000	—	—	—	—	—	—
福 野 町	1	20,000	—	—	1	6,000	—	—	1	6,800	1	20,000
福 光 町	1	4,000	1	13,000	—	—	1	20,000	1	4,800	1	7,400
福 岡 町	1	1,700	1	2,700	1	14,000	2	12,000	—	—	—	—
計	39	417,000	27	308,730	30	324,450	26	345,400	25	365,550	19	242,800

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対する他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表2-132のとおりである。

表2-132 公害防止施設等に対する他の融資制度の実績

種類	57年度		58年度		59年度		60年度		61年度	
	件数	金額(千円)								
中小企業設備近代化資金	2	12,920	7	58,360	3	28,100	3	28,140	5	36,160
中小企業設備貸与資金	1	13,360	—	—	—	—	1	3,750	—	—
中小企業高度化資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	11	242,000	9	215,000	5	105,000	4	95,000	5	93,000
農業近代化資金	9	49,260	5	11,990	2	5,220	5	41,720	1	10,000
計	23	317,540	21	285,350	10	138,320	13	168,610	11	139,160

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ることとなっている。

公害防止管理者等の選任届出状況は表2-133のとおりであり、224特定工場に576名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか26市町に委任されている。

表2-133 公害防止管理者等の選任届出状況

(62年3月31日現在)

区分		届出状況
公害防正統括者		192(49)
公害防正主任管理者		19
大気関係公害防止管理者	第1種	9
	第2種	8
	第3種	35
	第4種	77
水質関係公害防止管理者	第1種	9
	第2種	42(3)
	第3種	19(1)
	第4種	50(5)
粉じん関係公害防止管理者		14
騒音関係公害防止管理者		44(36)
振動関係公害防止管理者		59(46)
総数		577(140)

注 ()は市町村の委任分で、内数である。

第12節 自然環境保全の現況と対策

1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行わなければならない。」という基本的理念に立脚して、法律や条例などに基づき次のような諸施策を講じている。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。新たに61年7月9日に常楽寺及び谷内谷地域を指定し、現在までの指定状況は表2-134のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。

表2-134 自然環境保全地域の指定状況

(62年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積 (ha)	指 定 年 月 日	特 别 地 区 指 定 年 月 日	野 生 動 植 物 保 護 地 区 指 定 年 月 日	主 な 保 全 対 象
沢杉自然環境保全地域	下新川郡入善町吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
繩ヶ池・若杉自然環境保全地域	東砺波郡城塙町大鏡屋他	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			低山帯における池沼湿原のミズバショウ及びアザ、ミズラナの天然林
愛本自然環境保全地域	下新川郡宇奈月町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺自然環境保全地域	滑川市東福寺他	71.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡自然環境保全地域	婦負郡細入村片掛他 上新川郡大沢野町寺津他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷自然環境保全地域	婦負郡八尾町深谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッショウトンボの生息地
山の神自然環境保全地域	東砺波郡利賀村阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		アザ、ミズナラの天然林
池の尻自然環境保全地域	魚津市二ヶ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示 23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミズバショウの純群落とモリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前自然環境保全地域	婦負郡八尾町内名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺自然環境保全地域	婦負郡婦中町千里	11.0 (0.7)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号		低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷自然環境保全地域	東砺波郡利賀村百瀬川	1.1 (0.2) (0.2)	61年7月9日 県告示 1,046号	61年10月17日 県告示 1,567号	61年10月17日 県告示 1,568号	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	11 地 域	623.8 (101.1) (2.0)				

注 ()内は特別地区面積、()内は野生動植物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域として指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推進している。

表2-135 環境緑化促進地域の指定状況

(昭和62年3月31日現在)

名 称	場 所	面 積	指 定 年 月 日
岩瀬環境緑化促進地域	富 山 市 岩 濱 他	1,160ha	50年4月17日

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わっているが、自然景観に恵まれた地域である。これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表2-136のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表2-136 自然公園の概要

(62年3月31日現在)

区分	名 称	面 積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指 定 年 月 日	関係市町村	主 要 な 施 設
國立 公園	中部山岳	76,431	73,837※	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、魚津市、上市町、立山町、大山町	立山自然保護センター、樅平ビンターセンター、雷鳥沢管理休憩所、称名平園地、千尋ヶ原駐車場、馬場島管理休憩所
	白 山	2,829	2,829※	37年11月12日	上平村	白山・北山稜線歩道
	小 計	79,260	76,666※			
國定 公園	能登半島	1,005	964※	43年5月1日	高岡市、氷見市	大境ビンターセンター、島尾駐車場、松太枝浜園地
県立 自然 公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日	朝日町	あさひ国民休養地(上の山園地、城山駐車場)
	有 峰	11,600	11,600	"	大山町	有峰湖ふるさと国民休養地(多目的広場、テニスコート、ビンターセンター)
	五 筒 山	3,856	3,275	"	平村、上平村	五箇山国民休養地(国民宿舎五箇山荘、相倉運動広場)
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、平村	
	医 王 山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町	
	小 計	39,576	32,251			
合計	8 か 所	119,841	109,881※			

注 ※は、特別保護地区を含む。

(7) 国立公園

中部山岳国立公園は剣岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、黒部に代表される渓谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山稜部、渓谷等は、特別保護区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の渓谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈ヶ岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれていはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帶の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を的確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(8) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、島尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域（虻ヶ島特別保護地区を含む。）となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

(a) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、渓谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の渓谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約60万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

また、昭和62年3月11日北又地区の利用計画を中心とした公園計画の変更を行った。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖（発電用人造湖）を取り囲む山地と鉢崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には青少年の家、森林管理事務所があって、利用基地となっており、年間約10万人の利用者がある。また、58年度から有峰ふるさと自然公園国民休養地の整備が5か年計画で着手されたほか、大規模林道高山・大山線の通過が予定されている。全域が特別地域となっている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の渓谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間

約60万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山ろく部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山稜部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西ろく湿原のミズバショウ群落は貴重である。年間約3万人の利用者がある。区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山ろく一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山ろく部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。年間約8万人の利用者がある。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県定公園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的利用者の多い地域6か所が県定公園に指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村長がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表2-137のとおりである。

表2-137 県定公園の概要

(昭和62年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神通峡	1,160	42年10月7日	大沢野町、細入村	
呉羽丘陵	487	"	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	"	高岡市	都市公園と重複
俱利伽羅	758	"	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
計	6,142			

(3) 県民公園

県民公園は、表2-138のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園になっている。

この射水丘陵を中心とするこの地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園である。51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行い、57年10月に一部開園、58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンし、年間約16万人に利用されている。

表2-138 県民公園の現況

(62年3月31日現在)

名 称	種 别	規 模	設 置 の 目 的	主 要施設	現 状
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緑地を確保するとともに、県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園地、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 野球場：58年4月供用開始 野球場、陸上競技場：58年7月供用開始 年間利用者 16万人
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・シンボルゾーン 入口広場、中央広場（百年の泉）、公園管理センター ・子どもの国ゾーン プール広場、ピクニック広場、わんぱくの丘 ・スポーツゾーン スポーツ広場、多目的体育館、トリムコース	58年7月開園 年間利用者 52万人
県民公園輪成の森	自然風致公園	面積 107ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道 ・芝生広場	50年4月開園 年間利用者 15万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド 野鳥の巣、かんさつ広場、自然かんさつ路、体かけい伝場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 6万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 73ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道	60年10月開園
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km連絡路除く。)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、木香場	吉山一小杉間：49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉一大門間：52年4月開通 年間利用者 6万人
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、子どもの丘、冒險の谷、水生庭苑	54年5月開村 年間利用者 18万人
公 国 街 道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	標識、体かけい伝場	58年4月開通
県民公園地図		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園である。「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のある子どもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園し、年間約52万人に利用されている。

ウ 県民公園頬成の森

県民公園頬成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約15万人に利用されている。

また、立山の美女平とともに「森林浴の森100選」に選ばれ、縦横に延びた遊歩道を利用し森林浴や野鳥観察の場として活用されている。

エ 県民公園自然博物園

県民公園自然博物園は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約6万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物園センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、富山市三ノ熊地内の古洞池周辺において水鳥や渡り鳥を中心とする野鳥の保護を図るとともに、都市近郊にあって手軽に野鳥観察や自然探勝のできる場として60年に開園した。この中には、池を望みながら散策できる観察路があります。

カ 指 定 公 園

指定公園では、自然博物園センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれており、年間18万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物園との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を備え、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備され、年間約6万人に利用されている。

キ 公 園 街 道

公園街道は県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物園、頬成の森を結ぶ延長19kmの自然歩道として58年開通し、自然観察のための

遊歩道として利用されている。

(4) 立山山麓家族旅行村

立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、61年度までに整備された施設の概要は表2-139のとおりである。

表2-139 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343m ²)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890m ²)
ファミリー広場	芝生広場(5,069m ²)、遊水池
野 外 広 場	テントサイト(6人用60張分)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟
チビッコ広場	芝生広場(2,200m ²)、石の山、遊水池
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用3棟)、バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場(9,200m ²)、フィールドアスレチック、展望広場、ロックガーデン

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、61年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

日尾御前、常楽寺及び谷内谷の各自然環境保全地域において、管理のための歩道の新設等を行った。

ウ その他の

常楽寺自然環境保全地域の概要を解説したガイドブックを発行した。

(2) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく61年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-140のとおりである。

表2-140 61年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

国 立 公 園	許 可		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中 部 山 岳	28	36	14	78
白 山	0	0	0	0
計	28	36	14	78

(イ) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劍沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、劍沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、立山自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を發揮した。

(ウ) 美化清掃

全国統一の自然公園クリーンデー（8月の第1日曜日）に、立山一帯と黒部峡谷一帯の主要な箇所において、美化清掃の啓蒙活動を行った。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8月20日には立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高揚に努めた。

(エ) 植生復元事業

室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行うとともに、芦嶺寺において植生復元材料としての高山植物の育苗を行った。

(オ) 池塘保護対策事業

52年度からの池塘保護対策調査結果に基づき、むしろ築工を主体とする保護対策工事を前年度に引き続き実施した。

(カ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、劍岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

61年12月1日から62年5月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表2-141のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や

環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期（7月15日～8月31日）には、劍沢と雷鳥沢に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表2-141 登山届出及び遭難事故の概要

(61年12月1日～62年5月15日)

区分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合計
登山届	59パーティー (324人)	13パーティー (52人)	157パーティー (787人)	229パーティー (1,163人)
遭難事故	3人行方不明	—	—	3人行方不明

(ア) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(イ) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

(カ) 望ましい立山を考える会

立山の優れた自然を末永く、後世に引き継ぐため立山に関する諸問題についてさまざまな角度から幅広く論議する「望ましい立山を考える会」を設置し、検討を進めている。

イ 国 定 公 園

(ア) 許認可

自然公園等に基づく61年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-142のとおりである。

表2-142 61年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

国定公園	許可(協議)	認可(承認)	計
能登半島	13	2	15

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月3日、全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許認可

県立自然公園条例に基づく61年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表2-143のとおりである。

表2-143 61年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

県立自然公園	許可(協議)	認可(承認)	計
朝日	6	3	9
有峰	1	0	1
五箇山	4	3	7
白木水無	4	1	5
医王山	1	0	1
計	16	7	23

(イ) 美化清掃、施設維持管理

8月3日、全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県定公園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(3) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てる目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。61年度中に整備した施設は、表2-144のとおりである。

表2-144 昭和61年度の主たる施設整備実績

1 国立公園、国定公園、国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理休憩所
	室堂集団施設地区	室堂園地			石張歩道 L=242m			
中部山岳国立公園	黒部峡谷	祖母谷唐松岳線歩道			歩道付替 L=3,960m		鍛冶造 A=22m ²	
	治標地区	摩平園地						河原展望台改良 A=82.5m ²
	後立山地区	蓮草温泉朝日岳線歩道			木道 L=800m			
	静岳地区	馬場島野営場	多目的広場 A=4,060m ²			AS舗装 A=1,050m ²		
	立山周辺地区	立山登山線歩道			石張歩道 L=531m			室堂野営場 管理所解体 A=44.3m ²
能国・豊臣半公園	高岡市地区	二上山貝山駐車場				AS舗装 A=1,360m ²		
	永見市地区	九頭浜園地			歩道付替 L=90m			

有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養地事業						ビジャーセンターRC A=196m ²	汚水処理施設
----------	------------	------------	--	--	--	--	--	-----------------------------------	--------

2 県立自然公園、県定公園

公 園 名	事 業 内 容		
	園 地	歩 道	公 衆 便 所
朝日県立自然公園	園路・コンクリートブロック舗装 L=170m	改良 L=70m	
白木水無県立自然公園		L=1,000m W=2.0m	
五箇山県立自然公園		森林浴コース L=710m W=2.0m	R C 1棟(菅沼)
大岩眼目県定公園	芝生園地 A=860m ²		
神通峡県定公園		森林浴コース 伐開、階段工	
高岡古城県定公園	石積護岸 L=116m		
庄川峡県定公園	広場 A=1,700m ²		
俱利伽羅県定公園	矢立堂園地 A=260m ²		

(4) 県民公園の整備

県民公園太閤山ランドの水辺のゾーン、スポーツゾーン、子どもの国ゾーンを前年度に引き続き整備し、また、共通ネットワークとして園路等の整備も行った。

県民公園頼成の森では、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、散策路を整備するとともに、公園入口に、案内標識を設置した。

県民公園野鳥の園では、古洞ダム左岸に駐車場を整備した。

(5) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。61年度は立山（室堂平）で調査を実施し、1,070haにおいて219羽の生息を確認した。現在まで15山岳、9,700haにおいて826羽を確認している。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況とその時の状況とを比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一帯で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、冬季の越冬地や採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。61年度には、前年度に引き続き立山室堂周辺(48m)について雪圧による損壊を防ぐため、着脱式の保護柵に改良した。

f スキー規制

50年度から、ライチョウの繁殖期（5月20日～7月31日）に、立山の一部の地域（室堂山周辺100ha）においてスキー行為を規制している。

g 病理検査

東部家畜保健衛生所に依頼して、ライチョウの糞便検査による汚染調査を行った。

h その他の

ライチョウ保護のため、鳥獣保護員5名を立山、朝日岳、薬師岳、劍岳に配置し、パトロール等を実施した。

(1) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に50名配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図った。

(2) 鳥獣保護区の管理

県内30か所の鳥獣保護区において区域表示のための制札の整備や巣箱、給餌台の管理を行った。

(3) 工作物の許可

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく61年度中の鳥獣保護区特別保護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は、表2-145のとおりである。

表2-145 61年度工作物新築等に係る許可取扱状況

(単位：件)

鳥獣保護区	許可
国 設	7
県 設	0
計	7

(オ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表2-146のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

(カ) 鳥獣保護関係の交流

中国遼寧省野生動物保護協会から県に対し遼寧省第5回愛鳥週間に自然保護に関する指導者2名の招聘があり、これに応じ4月18日より24日まで各種行事に参加し、鳥獣保護の交流を行った。

(キ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多くすんでいる森に小学生の手により巣箱を架設した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣救護の会に委託し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護事業は増加の一途をたどっている。

また、日米、日ソ、日豪、日中の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況並びに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

(ク) 生息数の調整（有害鳥獣の駆除）

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない事業となっているが、その調整は非常に困難なものがある。61年度には表2-147のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

(ケ) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のように調査を実施している。

愛鳥週間の初日にツバメの調査を実施し、35,701羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガン、カモ科鳥類の生息数を62年1月16日に調査し、カモ類28,551羽、オオハクチョウ47羽を確認した。これは、これまでの18回の調査で最高の記録であった。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塚地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー（Bander）の協力により標識調査を実施してきている。61年度には、50種、3,576羽の鳥類を捕獲し、標識（足輪）をつけて放した。

表2-146 61年度愛鳥週間行事

月 日	行 事 名	場 所	行 事 内 容
5月 10日 (土)	ツバメの日	富山県全域	・県下一斉に小学校6年生の豆調査員によるツバメの生息調査を実施し身近な自然環境を調べた。 ・ツバメの巣がある家に「ツバメのお宿」シール（第7号）を配付した。
5月 12日 (月)	野鳥研究の日	氷見市立 阿尾小学校	・児童・生徒を対象に野鳥に関する話し等をした。
5月 13日 (火)	野鳥観察の日	呉羽山	・将来、幼児教育にたずさわる学生を対象に野鳥を中心とした自然教室を開き、いきいきとした野外教育のあり方を実践した。
5月 14日 (水)	野鳥愛護表彰 の日	県 庁 4 階 大ホール	・自然保护功労者(鳥獣保護)及び愛鳥ボスター・標語の入選者を表彰した。 入選ボスターは、5月9日(金)～5月13日(火)まで富山西武で、5月19日(月)～6月15日(火)までねいの里において展示した。
5月 15日 (木)	野鳥愛護の日	富山県木材利 用普及センタ ー (木材試験場)	・新しくオープンした木材普及センターの工作室に於いて、野鳥の巣箱の作成を指導した。
5月 16日 (金)	野鳥相談の日 (テレホン・ サービス)	自然博物園 センタ ー (ねいの里)	・野鳥を庭に呼び寄せる方法、巣箱や給餌台の作り方、バー ド・ウォッキングの楽しみ方などについての「野鳥相談所」を開設した。

表2-147 61年度生息数の調整状況

種類	捕獲数(羽)	種類	捕獲数(頭)
カラス	2,578	ノウサギ	431
スズメ	4,559	クマ	43
ドバト	2,066	サル	55
ムクドリ	811	ノイヌ	1
カルガモ	483	その他	21
その他	160		
計	10,657	計	551

イ 狩 猎 行 政

(ア) 狩獵免許試験、狩獵者講習会

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律に基づき、新たに狩獵免許を取得しようとする者に試験を実施し、22名が合格した。

また、免許更新をしようとする者には講習会を開き、36名が受講した。

(イ) 狩獵者登録

狩獵者登録をした者の数は、表2-148のとおりである。全国的に減少傾向にある。

表2-148 狩獵者登録の実績

(単位：人)

区分		県内者	県外者	計
免許の種類	甲種	75	—	75
	乙種	1,382	224	1,606
	丙種	90	1	91
計		1,547	225	1,772

注) 甲種：網及びわな
 乙種：ライフル銃及び散弾銃
 丙種：空気銃及びガス銃

(ウ) 休獵区の設定

狩獵鳥獣の増殖を図るため、休獵区を表2-149のとおり設定した。この結果、休獵区は既設のものと合わせて、26か所24,724ha となった。

表2-149 61年度休獵区の設定状況

名 称	所在地	面 積	設 定 期 限
入善休獵区	入 善 町	1,000	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
上野方休獵区	魚 津 市	1,000	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
極楽坂山休獵区	大 山 町	1,400	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
加賀沢休獵区	細 入 村	600	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
格 峰休獵区	八 尾 町	920	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
小 野休獵区	福 岡 町	1,038	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
医 王 東 部 休獵区	福 光 町	783	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで
下利賀休獵区	利 賀 村	1,081	昭和61年11月15日から昭和64年11月14日まで

(エ) 獣獵事故、狩獵違反の防止

61年度は60年度に引き続き次の各種施策を講じた。

a 銃獵禁止区域、銃獵制限区域の設定

河川敷を中心として獵場を見直し、危険が予想される地域については、銃獵禁止区域、獵銃制限区域を表2-150のとおり設定した。

b 獣獵者講習会を開催し、事故防止について特に指導した。

c 獵期中は、県警察本部、鳥獣保護員等と連携をとりパトロールの強化を図った。

(オ) 第6次鳥獣保護事業計画の策定

県民が野鳥に親しむとともに、鳥獣保護の強化を図るために新たに県設の鳥獣保護区（3ヶ所）を新設し、鳥獣の管理や生息環境の保全を

内容とした第6次鳥獣保護事業計画（昭和62～66年度）を策定した。

表2-150 61年度統獣禁止区域、統獣制限区域設定状況

名 称	面積(ha)	場 所	変更内容	期 間
高 塚 統獣禁止区域	260	富山市、婦中町	新 設	61年11月15日から 66年11月14日まで
呉 羽 "	340	富山市、婦中町	更 新	61年11月15日から 71年11月14日まで
舟 倉 "	1,200	大沢野町、大山町	"	61年11月15日から 71年11月14日まで
黒 部 統獣制限区域	630	黒 部 市	"	61年11月 1日から 64年10月31日まで
神通河口 "	150	富 山 市	"	61年11月 1日から 64年10月31日まで
庄川河口 "	140	新湊市、高岡市	"	61年11月 1日から 64年10月31日まで

(6) 自然保護思想の普及啓蒙

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にする心が県民日常の行動として定着するよう61年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓蒙活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物園地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリスト（認定者総数286名）を表2-151のとおり配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

(ア) 立 山 地 区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでのビデオを通して自然のしくみについて説明を行った。

(イ) 賴成の森地区

4月27日から11月3日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物園地区

4月27日から11月3日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

7月6日から10月10日までの間の毎日曜日・祝日に称名園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

37名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集した。

ウ 自然保護講演会の開催

62年3月28日、富山市において一般県民を対象に自然保護講演会を開催した。

○「登山者のための生態学」(京都大学助教授、渡部弘文先生)

エ 自然観察読本等の作成

自然観察読本シリーズの第7集として「ふるさと歩道をたずねて—松倉城址—」を作成するとともに、自然ガイドシリーズの第4集として「五箇山国民休養地の自然」を作成し、関係行政機関、小中学校等に配布した。

オ 自然に親しむ集いの開催

新たな事業として一般県民を対象に、自然観察を行い自然に対する理解を深め、自然保護の精神の高揚を図るため自然に親しむ集いを6月8日朝日町城山、8月10日砺波市賴成の森及び10月5日大山町大品山において開催した。

表2-151 ナチュラリストの配置状況

年 度	立山地区		称名地区		頬成の森地区		自然博物園地区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/20~8/20						
50	33人 (延158人)	7/20~8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23~11/5 (日、祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30~11/4 (日、祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29~11/3 (日、祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7~11/3 (日、祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29~11/3 (日、祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24~10/10 (日、祝日)	44人	4/29~6/19 (日、祝日) 9/15~11/3 (日、祝日)	76人	4/29~11/3 (日、祝日)
59	56人 (延224人)	"	36人	7/1~10/28 (日、祝日)	20人	7/29~11/4 (日、祝日)	81人	4/29~11/4 (日、祝日)
60	56人 (延224人)	"	31人	7/7~10/10 (日、祝日)	33人	4/28~11/4 (日、祝日)	70人	4/28~11/4 (日、祝日)
61	54人 (延216人)	"	32人	7/6~10/10 (日、祝日)	32人	4/27~11/3 (日、祝日)	69人	4/27~11/3

表2-152 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ	
①47年度「水はみんなのもの」	(富山県教育委員会)
②49年度「富山の植生」	(大田 弘)
③50年度「富山の地形と地質」	(深井 三郎)
④51年度「富山の昆虫」	(田中 忠次)
⑤52年度「富山の川と魚」	(田中 晋)
⑥53年度「富山の鳥」	(林 梅夫)
⑦54年度「富山の気象」	(中川・山崎・谷出・小鷹)
セルフガイドシリーズ	
①52年度「立山とのふれあい」	(富山県自然保護協会)
②53年度「頼成の森の自然」	(〃)
自然観察読本シリーズ	
①55年度「ふるさと歩道をたずねて—医王山一」	(堀 与治)
②56年度「ふるさと歩道をたずねて—朝日一」	(長津 蔦尾)
③57年度「ふるさと歩道をたずねて—御前山神通峠一」	(大田 弘・長津蔦尾)
④58年度「ふるさと歩道をたずねて—牛嶽一」	(松岸 得之助)
⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて—俱利伽羅一」	(正印・菊川・泉)
⑥60年度「ふるさと歩道をたずねて—森寺一」	(大田・菊川・児島・田中)
⑦61年度「ふるさと歩道をたずねて—松倉城址一」	(本多・広田・田中)
自然ガイドシリーズ	
①58年度「中部山岳国立公園—称名の自然一」	
②59年度「朝日県立自然公園—朝日国民休養地の自然一」	
③60年度「ねいの里の自然」	
④61年度「五箇山国民休養地の自然」	
富山県の自然環境保全地域シリーズ	
①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」	
②55年度「沢杉自然環境保全地域」	
③56年度「神通峠自然環境保全地域」	
④57年度「愛本自然環境保全地域」	
⑤58年度「深谷自然環境保全地域」	
⑥59年度「山の神自然環境保全地域」	
⑦60年度「池の尻自然環境保全地域」	
⑧61年度「常楽寺自然環境保全地域」	

(7) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかに影響をおよぼしているかについて長期的に把握するため、58年度を初年度として62年度までの5か年を第Ⅱ期として調査を実施してきている。61年度は、その第4年次として次のとおり調査を実施した。(第Ⅰ期調査：53～57年度)

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表わすものとして、植生(主要樹種の活力度の測定等)、及び土壤(理化学的性質)の2項目を調査した。

(イ) 調査範囲

桂台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

調査区数は、合計55か所である。

(ウ) 調査結果

- a アルペンルート沿線では、森林帶の主要構成樹種であるブナの樹勢が引き続き低下していた。
- b 利用者が最も集中する室堂平においては、依然として土壤、土砂の流失が目立ち、植生の退行が進んでいた。

イ 自然環境管理計画策定のための調査

自然環境管理計画策定の基礎資料を得るために、昆虫類及び鳥類の調査を行った。

ウ 第3回自然環境保全基礎調査

環境庁の委託を受け、植生調査及び特定植物群落調査を行った。

(8) 自然環境保全地域等の公有地化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取

得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れておりその環境を保全する必要のある土地等である。

61年度までに公有化した土地は、全部で142.6ha となっている。

表2-153 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(62年3月31日現在)

年 度	買 収 内 訳		所有区分(持分)		買取金負担区分		備 考
	地 域	面 積(m ²)	県	市町村	県 (円)	市町村(円)	
48 ・ 49	五箇山県立自然公園 ・平村相倉地内	23,264.41	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,398,822	4,699,410	
#	五箇山県立自然公園 ・上平村西赤尾地内	183,443.64	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	10,061,914	4,938,308	等価交換 (関西電力) 売払(建設省) 交換(上平村)
49	繩ヶ池・若杉自然環境保全地域 ・城端町大幡庵周辺	126,916	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	14,468,424	4,822,808	
#	白木水無県立自然公園 ・八尾町杉ヶ平地内	378,896	$\frac{3}{4}$ $\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{3}$	10,415,890	4,021,258	保全地区 集団施設地区
#	朝日県立自然公園 ・朝日城山地内	24,094.46	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	5,505,028	2,752,508	
#	医王山県立自然公園 ・福光町福谷地内外	381,517.62	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	27,214,946	13,607,378	
#	県民公園野鳥の園 ・婦中町高坂地内	52,394	$\frac{10}{10}$	—	—	—	地上権
49 ・ 50	能登半島国定公園 ・高岡市南浦地内	10,178.11	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	18,918,776	9,459,378	
50 ・ 51	能登半島国定公園 ・氷見市九重浜・羅地内	8,362	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	12,994,534	6,497,266	
50 ・ 51 52 53 54 55 56 57 58	県民公園野鳥の園 ・富山市三ノ熊・山本地内 ・小杉町大久地 (古洞池)	237,547	$\frac{10}{10}$	—	160,422,437	—	
合 計		1,426,613.24			269,400,771	50,798,314	
					320,199,085		

第3章 昭和62年度において講じようとする環境保全に関する施策

第3章 昭和62年度に講じようとする環境保全に関する施策

あるところ、西日本アーバンマスター・プランの策定アドバイザリーボードによる報告書が提出され、多くの扶助を受けることなく、その実現を支持する方針が示された。環境内閣による本院廃止については、ブルースカイ計画、資源エネルギー政策の構造をはじめ、地合適な地域環境管理計画の策定や森林伐採規制、森林セラピート制度の整備について調査、検討するほか、既存の森林の保護と再生の整備が図られる。

省北総合庁舎として、環境省本部を的確に把握するため、各課監視や各種調査を中心とした実施するなど、本部の運営に注力するため、新たに専門機関についても調査体制を構築する。立入検査などにより施設は指導するなど、本部は主導的役割を明確に定位するなど、外的ビザゲートセンターの機能をナチュラリゼーション化する。また、環境省本部は、資源保護、生物多様性保護などを、環境保全経営の実現に向けた取り組みを強化する。

1. 総合的な環境保全対策

(1) 環境アセスメントの推進

最初に環境アセスメントの実施に向

(2) リスク削減技術の開発

(3) 公害防止計画の推進



県の木 タチバナ

立山を中心とする山岳地帯に自生。寒さや雪に強いという特徴をもっています。

材質も強じんで、建築材として喜ばれるため県内で広く植林されています。

開拓度に因る水認を受け指定した割出。過剰開拓公害防止計画に基づいて

第3章 昭和62年度において講じよう とする環境保全に関する施策

昭和62年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の状況を踏まえ、快適な環境づくりの推進については、県土美化推進県民会議が中心となって進めている県土美化運動をさらに地域に根ざした県民総ぐるみ運動となるよう努めるとともに、海岸アメニティ・マスタープランの策定や市町村が実施する名水の保全や魅力あるまちづくり等の快適環境事業を支援する。

環境汚染の未然防止については、ブルースカイ計画、クリーンウォーター計画の推進をはじめ、総合的な地域環境管理計画の策定や本県の特性にあった環境アセスメント制度の整備について調査・検討するほか、環境情報管理システムの整備に努める。

監視指導体制としては、環境の状況を的確に把握するため、大気、水質等の常時監視や各種調査を引き続き実施するとともに、測定機器の計画的な整備に努め、新たに環境放射能についても観測体制を整備する。また、工場等に対しては、立入検査などにより適切に指導する。

さらに、自然の保護と利用を増進するため、有峰ふるさと自然公園国民休養地のビジターセンターの建設やナチュラリスト、バードマスターの配置による自然保护思想の普及活動など、環境保全施策を積極的に展開する。

1 総合的な環境保全対策

(1) 環境アセスメントの推進

適切な環境アセスメントの実施に向け、本県の特性にあった環境アセスメント制度の整備や技術指針等について、調査、検討を進める。

(2) 公害防止計画の推進

59年度に国の承認を受け策定した富山・高岡地域公害防止計画に基づき、

カドミウム汚染田の復元や富山空港周辺緩衝緑地の整備等の各種公害防止事業を推進する。

(3) 環境情報管理システムの整備

地域環境管理計画の推進や複雑・多様化する環境問題に的確に対応するため、環境情報の体系的な整備や解析手法の開発等、環境情報管理システムの整備を進める。

2 大気汚染防止対策

(1) 大気環境管理計画（ブルースカイ計画）の推進

硫黄酸化物及び窒素酸化物について、引き続き環境基準を維持し、良好な大気環境を保全していくため、60年度に、企業の燃料使用計画、将来の交通量、企業の新規立地等をもとに改定したブルースカイ計画を推進する。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対策を講ずるため、一般常時観測局36局及び自動車排出ガス常時観測局2局で、環境濃度を常時監視する。

(3) 環境大気基礎調査

常時観測局における監視を補完するため、県内平野部80地点で、硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんを1か月ばく露法により調査するほか、一般環境及び工場周辺における浮遊粉じん濃度等の調査を30地点で実施する。

また、酸性雨の実態を把握するため、雨水の酸性度や成分について調査を実施する。

(4) 特定ガス環境大気調査

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、県内

の新規利用燃料を使用する施設について、発生源における窒素酸化物等の有害物質を調査するとともに、公害防止計画地域内で大気中の水銀、ひ素及びベンゾ(a)ピレンを、富山新港地区では、土壤及び玄米中の水銀を調査する。

(5) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、富山市、高岡市の主要交差点で、大気汚染の実態調査を実施する。

また、スパイクタイヤ使用に伴う道路粉じんの実態を把握するため、県内4か所で、浮遊粉じんや降下ばいじん等の調査を実施する。

(6) 環境放射能観測体制の整備

原子力の利用に伴う環境放射能の実態を把握するため、観測体制を整備する。

3 水質汚濁防止対策

(1) 水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）の推進

河川や海域のより良い水質環境を求めて、総合的に施策を進めるため、県、市町村、関係機関からなる協議会を設置するとともに、水質保全の意識を高める広報や合併浄化槽の普及及び家庭排水の浄化等の生活排水対策を進めるなど、クリーンウォーター計画を推進する。

(2) 公共用水域の水質監視

河川や海域の環境基準の達成状況を把握するため、河川89地点、海域30地点の合計119地点について、水質測定計画に基づき、健康項目、生活環境項目の水質調査を実施する。

また、主要海水浴場において水質調査を実施する。

(3) 特定物質環境調査

未規制物質による環境汚染の実態を把握するため、LAS（合成洗剤）等

について、河川、海域の水質調査を実施する。

(4) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)及びPCBについて調査を実施する。

(5) 地下水汚染実態調査

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系化学物質による地下水汚染の実態を把握するため、井戸60地点、河川14地点において水質調査を実施する。

4 騒音、振動防止対策

環境騒音、道路交通騒音及び工場騒音並びに道路交通振動、工場振動について実態調査を実施し、必要に応じ騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の拡大を図る。また、騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況の把握に努める。

5 悪臭防止対策

畜産業、化学工業等からの悪臭物質について実態調査を実施するとともに、必要に応じ悪臭防止法に基づく規制地域の拡大を図る。

6 土壌汚染対策

(1) 土壌汚染対策事業の実施（神通川流域）

第1次地区については、復元工事の完了後における水田や玄米中のカドミウム濃度調査の資料をもとに、地域指定の解除を県公害対策審議会に諮っている。

第二次地区については、復元工事を進める一方、作付可能となった、客土水田に、第一次地区と同様展示板を設置して技術指導を推進するとともに、客土水田の水稻収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

(2) 土地利用調査等の実施

神通川流域の対策計画が策定されていない地域について、土地利用調査等を実施する。

また、黒部地域については、地元及び黒部市等と協議し、対策計画策定の準備を進める。

7 地下水対策

(1) 定点地下水位調査

富山、高岡及び黒部地域の28観測井において地下水位を常時観測する。

(2) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、富山、高岡及び黒部地域の130地点について地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

(3) 地下水適正揚水量調査

地下水の適正な揚水量等を把握するため、富山平野地域（常願寺川・神通川水系）については、前年度に実施した基礎調査結果を踏まえて、地下水収支等の将来予測を実施する。また、黒部平野地域（黒部川水系）については、地下水の利用実態及び水理地質等の調査を実施する。

8 産業廃棄物対策

(1) 監視及び指導の強化

有害産業廃棄物の排出事業所及び事業者や処理業者の最終処分場につい

について、河川、海域の水質調査を実施する。

また、減量化のための中間処理施設の設置及び有効利用促進についての指導、研究を行う。

(2) 産業廃棄物交換制度の拡充

有効利用及び減量化を推進するため、従来の中部北部広域交換体制（富山、新潟、長野、山梨の4県で構成）に加え、北陸3県広域交換体制（富山、石川、福井の3県で構成）を整備する。

(3) 最終処分場の確保

設置者に対して、地元市町村や住民との協議のもとに計画的整備を図るよう十分指導する。

(4) 中小企業への助成

中小企業者に対して、産業廃棄物の減量化施設、有効利用施設等の整備について公害防止資金融資制度等の活用を指導する。

(5) 処理業者の育成

適正処理の推進を図るため、処理業協会等が行う技術講習会の開催や技術指針の作成等を支援し、自主管理体制の整備に努める。

9 快適環境の形成

(1) 県土美化運動の推進

日本一のきれいな県土をめざし、県土美化推進県民会議を中心に県民総ぐるみによる県土美化運動を次のとおり実施する。

ア 県民意識の高揚

ポスター、シール、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

特に、児童期からの県土美化思想の普及を推進するため、昨年度に引き続き、小学生を対象とした「ふるさとの海辺教室」を開設する。

イ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の展開

県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を県民総ぐるみで展開する。

さらに、次代をになう児童・生徒の県土美化意識の高揚を図るため、親子による「ふるさと大クリーン作戦」を展開し、清掃活動や緑化活動を県下一斉に行う。

ウ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、新たに県土美化モデル地区を50ヶ所指定する。

エ 県民会議活動の推進

県土美化推進県民会議において、県土美化功労者の表彰、機関紙の発刊、清掃美化大会の開催等を実施する。

(2) 親水思想の高揚

「とやまの名水」の環境整備を促進するため、市町村に助成する。また、水に対する関心を高めるため、名水巡ぐりや、水生生物の観察などを組み入れた「親子の水とのふれあい教室」を開催する。

(3) アメニティ・マスター・プランの策定

海岸地域における快適環境づくりのガイドラインとして、環境の現況調査等を実施し、地域の特性をいかした海岸アメニティ・マスター・プランを策定する。また、新湊市、魚津市及び氷見市のモデル計画を策定する。

10 その他の環境保全対策

(1) 県民公園新港の森の管理

富山新港地区における面積約25haに及ぶ「県民公園新港の森」の緑地

や運動施設などの管理について、財富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として運営を図る。また、富山空港地区における面積約10haの緩衝緑地については、公園や運動施設等を整備することとしており、第1期分について、供用を開始するとともに、引き続き第2期分の整備を行う。

(2) 環境保全思想の普及啓蒙

公害の防止や自然保護等を推進し、生活環境をよりよいものとしていくため、県では関係機関と協力し、各種の行事を行い県民の環境保全思想の普及啓蒙に努めているが、48年度から実施している環境週間は、62年度で第15回にあたり、「みんなで築くよりよい環境」をテーマとして、6月5日から6月11日までの環境週間に次の諸行事を実施する。

- ア 街頭啓発……環境美化思想の普及のため、街頭で啓蒙活動を行う。
- イ 親と子の自然教室…生き物の観察を通して、自然保護、環境保全への関心を高めるため、親子を対象に観察会を実施する。
- ウ 環境施設の公開……環境の大切さの認識を深めるため、県民公園新港の森の運動施設等を開放するほか、大気測定車等を一般公開する。
- エ ポスターの募集……小・中・高校生を対象にポスターを募集し、優秀作品を表彰・展示する。

(3) 下水道の整備

小矢部川流域下水道の供用を開始するとともに、公共下水道（富山市等9市8町1事務組合）、特定環境保全公共下水道（宇奈月町等3市1町1村）の整備を推進し、下水道普及率の向上に努める。

また、農業用用水域の水質保全と併せて、農村下水道の整備を推進する。

(4) 「さわやか畜産」の推進

ア 畜産経営の環境保全対策の指導強化

畜産経営環境保全対策会議を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導、ふん尿の適正処理技術研修会の開催、苦情の発生源となる水質、悪臭、衛生害虫の発生を未然に防ぐよう検査及び調査を実施し、畜産経営による環境汚染の防止を図る。

イ 畜産環境対策の促進

畜産農家の組織化と集団化を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携による合理的な家畜ふん尿の処理利用を推進し、安定的経営を指導する。

ウ 家畜ふん尿有効利用の促進

家畜ふん尿を土壤改良資材及び肥料として土地環元することにより畜産公害の防止と地力の増強を図り、土地基盤と結びついた安定的な畜産経営の育成を図る。

エ 助成及び融資

畜産環境保全に係る施設、機械の整備に対し、補助及び融資を行うとともにリース事業の活用の指導も併せて行う。

(5) 漁場環境保全対策

ア 漁場環境の監視

調査指導員による漁場環境の監視及び漁場公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置漁場の水質調査

定置漁場を中心とした31定点について、水質調査を実施する。

(6) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日鉱亜鉛跡（旧日本鉱業株三日市製錬所）周辺住民の要追跡者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力をする。

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグが発生した場合には、被害状況の調査等を実施し、地域住民の健康管理に努める。

11 環境保全に関する試験、研究

(1) 公害センター

ア 環境大気中のテルペノン類に関する研究

森林浴との関係において注目されているテルペノン類について、丘陵地域や山間地域での環境大気調査を行うとともに、身近にみられる樹木から発散するテルペノン類の種類と量について調査研究を行う。

イ エアロゾルに関する研究

砺波平野地域におけるエアロゾル構成成分の詳細な調査を実施し、その挙動、地域特性等について検討する。

ウ 大気拡散に関する研究

水見・小矢部地域における環境大気調査及び地上風調査を実施し、汚染レベルを把握するとともに、局地気象を含むきめ細かな気象ブロックを決定する。また、大気拡散シミュレーション手法について、継続的に

検討を行う。

エ 工場排水の合理的処理に関する研究

畜産排水の処理実態を調査し、有機汚濁物質に加え、窒素及びりんの同時処理可能な方法を検討する。

オ 水生生物による水質汚濁調査方法に関する研究

生物の生息状況から水質を評価するため、庄川等における水生生物の分布を把握し、昆虫等の底生動物を指標とする水質汚濁調査方法を検討する。

カ 河川上流部における水質特性に関する研究

小矢部川について、水質組成と地質との関連や流れに伴う水質組成の変化を検討・解釈し、河川の特性を明らかにする。

キ 産業廃棄物の有効利用に関する研究

下水汚泥と石炭灰のコンポスト化物について、その施用効果をみるため、ポット試験により、肥料または土壤改良剤としての有効性ならびに土壤への重金属蓄積について検討する。

ク 樹皮のコンポスト化に関する研究

木材関連産業から多量に発生する樹皮を下水汚泥とコンポスト化し、農用資材として有効利用するため、これら混合物の最適発酵条件及びコンポスト化物の化学的性状について検討する。

(2) 衛生研究所

ア 不快動物の多発防止対策に関する調査研究

観光地、都市部小河川（排水路）等に多発する不快害虫ならびに家畜舎から発生するイエバエ類について調査研究を行い、発生防止対策を講ずる。

イ 農薬等環境汚染物質に関する調査研究

殺虫剤(特にクロルデン系)、除草剤および重金属等による県内産食品の汚染状況について調査する。

ウ 水の生物試験に関する調査研究

水道水源や各水等に指定された水域の環境調査を行う。

エ イタイイタイ病の予防に関する調査研究

慢性カドミウム中毒からイタイイタイ病への進展を予防するため、要観察者の病態生化学的検査結果の解析を行う。

オ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

生体内における重金属レベルを調査し、重金属代謝に関する基礎資料を得る。

(3) 工業技術センター繊維研究所

衣料の後加工による多機能加工技術の研究

ポリエステル編織物の風合加工排液のBODは高濃度であるため、樹脂や薬材による加工を開発研究し、減量加工排液の減少を図り、工場排水の汚濁低減を検討する。

(4) 農業技術センター

公特事業に伴う客土水田の調査

土壤汚染対策地域の指定解除のため、神通川流域の公特事業完了地区(第1次地区及び第2次地区)の客土水田において、玄米や土壤中のカドミウム濃度調査等を実施する。

(5) 水産試験場

赤潮に関する調査

赤潮の発生状況を調査し、魚類に対する影響を検討して、漁業者等に赤潮発生情報を提供する。

(6) 農産試験場

家畜敷料開発利用に関する研究

樹皮はオガクズより堆肥化が容易で、畜舎等の悪臭防止に効果があるの

で、樹皮の家畜敷料及び堆肥化処理の場合の水分調整材としての利用を検討する。

(7) 林業技術センター林業試験場

環境変化に伴う樹勢衰退調査

スギ樹幹部の年輪構造解析を実施し、平野部におけるスギの樹勢と立地環境の関係を明らかにする。

12 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な資金を融資する。

13 自然環境保全対策

(1) 自然環境保全地域の管理

ア 自然環境保全計画に基づき、自然環境保全地域において管理歩道の新設等の保全事業を実施する。

イ 保全地域の大切さを認識してもらうため、普及用のガイドブックを作成する。

(2) 自然公園の整備及び管理

ア 中部山岳国立公園については、剣岳の麓、上市町馬場島で引き継いで野営場の整備を実施する。

また、立山地区では、野鳥の宝庫であり「森林浴の森100選」にも選定された美女平周辺の探勝歩道を整備するとともに室堂平の園地、歩道の整備も継続して実施する。

黒部峡谷地区では、自然に親しむ野外レクリエーション活動の拠点として樽平ビジターセンターを開館する。

- イ 有峰ふるさと自然公園国民休養地の整備については、58年度から5か年計画で実施しているが、その最終年度として、ビジターセンターの開館及びバーべキュー広場ならびに公衆便所を新設する。
- ウ 朝日町等8市町村の県立自然公園及び県定公園については、県の補助事業で施設整備を実施する。
- エ 立山の自然の保護と利用について、「望ましい立山を考える会」で、さまざまな角度から幅広く検討する。
- オ 山岳遭難の未然防止と遭難事故が発生した際の捜索活動を円滑にするため、山岳警備隊派出所や山荘等に無線機を配備し、山岳通信系統を完備する。
- カ 立山の植生復元については、引き続き室堂地区において緑化工事を行うとともに、緑化材料としての高山植物の育苗を芦峠寺において実施する。
- キ 立山天狗平周辺の池塘の保護のため、引き続き保全事業を実施する。
- ク 室堂に設置されている立山自然保護センターを基地とし、公園パトロール、美化清掃及び利用者指導等を行う。
- ケ 山岳遭難防止対策の一助として、登山者に立山剣岳一帯の登山道その他の最新情報を提供するため、テレフォンサービスを実施する。
- コ 薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ等）を違法採取者から保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

(3) 県民公園の整備及び運営

- ア 県民公園太閤山ランドにおいては、植栽による修景整備を行う。
- イ 県民公園頼成の森においては、植物園の整備を行う。
- ウ 県民公園野鳥の園においては、駐車場周辺の整備を行う。
- エ 置県百年記念県民公園条例に基づき、新港の森、太閤山ランド、常願寺川公園、頼成の森、自然博物園及び野鳥の園の管理を勘富山県民福祉公園に委託し、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な

管理運営に努める。

(4) 立山山麓家族旅行村の整備及び運営

キャンプ場の排水路の整備及び61年度までに完成した施設の維持補修を行う。

(5) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、鎧ヶ丘で生息数及び生息環境調査を実施するほか、引き続き立山で生態調査、冬期調査等の諸調査を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期(5月20日から7月末まで)にスキーバーンの規制を行う。

イ 県民が身近に鳥獣に接することができるよう鳥獣を誘致し保護を図るため、富山市古洞池を中心とした136haを「野鳥の園鳥獣保護区」として新設する。また、期間満了となる小谷川鳥獣保護区については、鳥獣の生息環境を今後も引き続き確保するため期間を更新する。

ウ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓蒙を図る。

エ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターならびに標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓蒙を図る。

オ オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟の取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図るほか、鳥獣保護センターにおいて、負傷鳥獣の救護、管理を行う。

カ 有害鳥獣の駆除は、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。

キ 狩猟の適正化を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施する。

ク 狩猟事故の防止を図るため、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設定する。

ケ 近年、農作物への被害を頻発にもたらしている野猿に対して、適正な保護管理方法を確立するため、ニホンザルの生態や被害の防止方法等に

について研究を行う。

(6) 自然保護思想の普及

ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。

県民公園（自然博物園及び頬成の森）

4月26日～11月3日の間の毎日曜日及び祝日

称名の滝

7月5日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日

立山（室堂及び弥陀ヶ原）

7月20日～8月31日の毎日

イ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集する。

ウ 自然保護に関する講演会を開催する。

エ 自然観察読本及び自然ガイドシリーズを発行する。

オ 自然博物園「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会をはじめとして、誰もが自然に親しみ学べるように各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。

カ 自然保護思想の普及のため、自然に親しむ集いを開催する。

キ 有峰湖一帯において、自然に身近に触れることにより、すばらしい郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うことを目的として有峰フェスティバルを開催する。

(7) 自然環境の各種調査

ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生（植生及び標本木の活力度）、土壤（理化学的性質）及び鳥類の3項目について、定点調査を行う。

イ 自然環境管理計画策定の資料を得るために、身近な自然の調査を行う。

ウ 第3回自然環境保全基礎調査（みどりの国勢調査）の一環として、自然景観資源調査を行う。

富山県立年表（昭和36年度～60年度）

年月

内

外

35. 8. 富山県教育委員会教育監視会設立

37. 1. 県立農業試験場の設立に関する法律が施行される

38. 1. 高山飛行場建設促進委員会設立

39. 3. 高山化学工業株式会社新潟工場火災事故発生

40. 3. 富山県研究会が開催される

41. 3. 富山県公債付地盤改良会設立

42. 3. 富山市立山開拓条例制定

43. 3. 被害者部屋焼失事件に公債費救援

44. 3. 富山市立山遭難防止委員会設立

45. 3. 富山県立山開拓条例制定

46. 3. 新之助の桜田が高城町表示「櫻谷桑原」

47. 3. 学生省研究会、子犬モラタケの原因に関する実験研究

48. 3. 小矢部川放水調整計画が有理本願意見、堤防改修事業

49. 3. 富山市立山開拓条例制定

50. 3. 風船合戦開拓は立派な運動

51. 3. 富山県中小企業立派な販路整備

52. 3. 無警報安全地帯と子供安全交付金交付

53. 3. 富山県公債付地盤改良会設立

54. 3. 富山市、高岡市、南砺市の区域

55. 3. 地方立派、高岡、南砺地域地下

56. 3. 公債付地盤改良会設立

57. 3. 富山市立山開拓条例制定

58. 3. 富山市立山開拓条例制定

59. 3. 富山市立山開拓条例制定

60. 3. 富山県立山開拓条例制定

61. 3. 富山県立山開拓条例制定

62. 3. 富山県立山開拓条例制定

63. 3. 富山県立山開拓条例制定

64. 3. 富山県立山開拓条例制定

65. 3. 富山県立山開拓条例制定



県の獣 ニホンカモシカ

ウシ科の獣で主に標高 500

～2000mの森林地帯や岩場

にすんでいます。性格はお

となしく、木の芽や草を主

食とし、厳しい自然環境に

適応して生きています。

(昭和30年、国の特別天然記念物に指定)

第1 年表（昭和36年度～60年度）

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業㈱富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度3%） ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定 ・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
8	・公害対策基本法制定
12	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定
43・3	・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業㈱を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因是、三井金属鉱業㈱神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始
	・庄川下流域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定

年 月	内 容
7	・国及び県、大気拡散調査開始
43・8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結
12	・県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定 ・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定
44・2	・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定 ・国、硫黄酸化物に係る環境基準を設定 ・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結
3	・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
4	・富山県中小企業公害防止施設整備資金金融資助要綱及び富山県公害防止施設整備資金金融資利子補給金交付要綱改正
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度2.5%） ・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1	・富山県公害被害者認定審査会設置 ・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定 ・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
5	・富山県公害関係部長会議設置 ・日本鉱業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
6	・日本鉱業㈱三日市製錬所4割操短を実施 ・公害紛争処理法制定 ・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置 ・富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置） ・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定 ・県、日本鉱業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大） ・富山県環境保健健康調査実施要綱制定

年 月	内 容
45・8	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害対策本部設置 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、豊羽鉱山（北海道）の付属製錬所となり鉱山保安法の適用
9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催
11	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害審査会設置 ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化物及び窒素酸化物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第64臨時国会で公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
46・1	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害被害者認定審査会設置
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センターを2課制（監視課、調査課） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申

年 月	内 容
46・7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決(富山地裁)、即日、三井金属鉱業㈱控訴 ・環境庁発足
8	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水質審議会設置 ・富山県公害防止条例施行規則改正（特定施設、規制物質の追加） ・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問 ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」「りん酸化物及び窒素酸化物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申 ・県、第1回の公害白書発表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定（有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定） ・富山市、大気汚染防止法に基づく政令市に指定 ・富山市、婦中町、大沢野町と三井金属鉱業㈱との間で、知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については、イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき、時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
47・1	<ul style="list-style-type: none"> ・国、浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」、「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、三井金属鉱業㈱と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄として自然保護室設置

年月	内 容
47・4	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、主要工場に対し、P C B 使用の自粛、P C B 関係製品等の在庫調査、P C B 回収方法等の管理体制について要請
5	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準の設定」、「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、県水質審議会に諮問 ・県水質審議会、「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「昭和47年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・知事、「いおう酸化物に係る環境保全対策」について、県公害対策審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会設置法制定 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・自然環境保全法制定 ・廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・富山県自然環境保全条例制定 ・富山県大境ビジターセンター条例制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センター新庁舎完成 ・国及び県、富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・三井金属鉱業㈱、イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても、上告を断念する旨を表明 ・イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・イタイイタイ病訴訟原告等、東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない、第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書、農業被害の賠償と汚染土壌復元の義務をもった誓約書を受理するとともに、同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申

年 月	内 容
47・ 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・ 県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換 ・ 県、シアン及びひ素に係る上乗せ排水基準設定 ・ 富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県自然環境保全審議会規則制定 ・ 富山県自然環境保全審議会設置 ・ 県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申 ・ 知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・ 県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、知事に答申
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申 ・ 知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議会に諮問 ・ 三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・ 県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・ 県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・ 県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定 ・ 財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県立自然公園条例施行規則制定 ・ 県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、「硫黄酸化物環境保全計画」策定 ・ 県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
48・ 3	・ 富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定

年 月	内 容
48・4	<ul style="list-style-type: none"> ・県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市的一部地区的指定、規制基準の設定） ・公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課） ・金属鉱業等鉛害対策特別措置法制定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・知事、「昭和48年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、鉛山保安法から適用除外 ・第1回環境週間始まる ・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、水見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・富山県自然環境保全基本方針の制定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・富山県土地対策要綱制定施行 ・県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出基準設定） ・公害健康被害補償法制定 ・知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県

年 月	内 容
	公害対策審議会に諮問
48・7	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
8	・県、黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の指定 (27.8ha)
9	・都市緑地保全法制定
	・県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定
	・県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結
	・知事、「繩ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申
	・県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
	・県、庄川水域等に係る上乗せ排水基準設定
	・県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
10	・工場立地法改正
	・動物の保護及び管理に関する法律制定
	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
	・富山県自然環境保全条例施行規則制定
	・富山県自然環境保全地域（繩ヶ池・若杉、沢杉）の指定
	・国、自然環境保全基本方針制定
	・富山県浄化槽協会発足
11	・環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表
	・新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
12	・流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼
	・富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正
	・国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	・国、自動車排出ガス50年度規制告示
2	・富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正
	・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
3	・県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結
	・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定
	・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）

年 月	内 容
49・3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「白木水無県立自然公園の公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申 ・県、白木水無県立自然公園の指定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県環境部発足（環境管理課、公害防止課、保安整備課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課） ・富山市、高岡市、新湊市、魚津市、滑川市、砺波市、婦中町、小杉町、大門町及び大島町、悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・知事、「昭和49年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9km）開設
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道、上市地区等でカドミ米問題発生 ・第26回全国公害行政協議会、富山市で開催
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	・県、神通川流域左岸地域を農用地土壤汚染対策地域に指定（647.4ha）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める總理府令改正（水銀排水基準強化、49. 10. 30施行）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生

年 月	内 容
49・11	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設 ・県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・県、黒部市に係る農用地土壤汚染対策地域の変更告示（129.5ha） ・県、第1回の環境白書発表
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定 ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・魚津市、滑川市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定
50・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・国、P C Bに係る環境基準を設定 ・富山地域地下水利用対策協議会設立 ・県、医王山県立自然公園の指定 ・国、自動車排出ガスの51年度規制告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護鶴指定」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県自然環境保全審議会、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護鶴指定」について、知事に答申 ・富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、P C B排水基準強化） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・知事、「昭和50年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県民公園「頬成の森」（115ha）開園

年月	内 容
50・7	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部峡谷環境保全協会設立 ・「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域右岸地域に係る農用地土壤汚染対策地域の指定（356ha）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加、窒素酸化物の排出基準改定） ・中央公害対策審議会環境保健部会、富山市北部地域、高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償補償法公布
51・1	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会、「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51.2.20施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、「硫黄酸化物環境保全計画」改定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、「産業廃棄物処理計画」策定 ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事、「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」、「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木、奥神通、医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む）（51.4.1施行） ・富山県地下水の採取に関する条例制定

年 月	内 容
51・4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課） ・知事、「昭和51年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡・新湊地区に初めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・愛本自然環境保全地域（面積11.8ha）、東福寺自然環境保全地域（面積71.5ha）、神通峡自然環境保全地域（面積152.7ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・立山自然保護センターオープン
8	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1施行） ・富山・高岡新産都市計画の新5か年基本計画（案）策定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・白木峰鳥獣保護区（面積4,590ha）、奥神通鳥獣保護区（面積460ha）、奥五位鳥獣保護区（面積280ha）、医王山鳥獣保護区（面積1,790ha）、小川鳥獣保護区（面積600ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・神通川左岸地域（左岸350ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額85億2千百万円）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区（面積2.67ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積1.89ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積45.04ha）の指定
52・1	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水採取条例施行規則公布（3.1施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約60haをあさひ国民休養地として指

年 月	内 容
52・4	<p>定（環境庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・知事、「昭和52年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頬成の森）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18施行）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壤汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申 (神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加) ・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
10	<ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎（平村）着工
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定 ・国民宿舎「白樺ハイツ」竣工 ・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	<ul style="list-style-type: none"> ・54年度自動車排出ガス規制告示 (住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申 ・俱利伽羅鳥獣保護区設定公聴会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・キツネの捕獲規制に係る公聴会 ・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 ・県自然環境保全審議会、「自然環境保全地域の指定」、「俱利伽羅鳥獣保護区の設定」及び「キツネの捕獲規制」について知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部内の行政機構を一部変更(県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課) ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制

年 月	内 容
	地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示
53・4	・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行
	・知事、「昭和53年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
	・オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令
6	・水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
7	・深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定
	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下)
10	・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
	・県、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画」の改定
54・1	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
3	・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
	・県自然環境保全審議会、「山の神自然環境保全地域の指定」について知事に答申
	・跡富山県民福祉公園理事会、自然博物園センター整備事業を承認
	・県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議
	・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
5	・「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加)
	・知事、「昭和54年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
6	・国民宿舎「五箇山荘」落成式
8	・窒素酸化物排出基準(第4次規制)の改正(規制対象施設の拡大)
	・山の神自然環境保全地域(12.5ha)の指定

年 月	内 容
54・9	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・富山・高岡地域公害防止計画の策定について国が県に基本方針を指示 ・知事、「神通川流域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壤汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域農用地土壤汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表 ・富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・グリーンベルト起工式
4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和55年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れる。 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所建設に係る環境影響調査書を県に提出 ・自然博物園センター建設工事に着手（事業主体賜富山県民福祉公園）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定 ・環境庁、深夜営業騒音規制について通達 ・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・電源開発調整審議会、55年度電源開発基本計画に朝日小川第1、第2及び新愛本発電計画を組み込むことを承認
56・1	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。 ・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定 ・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報

年 月	内 容
	<p>告書をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示
56・4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和56年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申
7	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法案が国会に提出される。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物園センター「ねいの里」を開園
9	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山共同火力発電㈱が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機の燃料を石炭に転換する計画」について協力要請
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒都市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
12	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示
14	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定
15	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申
16	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
17	<ul style="list-style-type: none"> ・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ガン、カモ科鳥類の生息数全国一斉調査
19	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申
20	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示
21	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表
22	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、湖沼のリン・窒素に係る環境基準の設定について中央公害対策審議会に諮問
23	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始
24	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示
26	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示
	<ul style="list-style-type: none"> ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表

年 月	内 容
57・7	<ul style="list-style-type: none"> ・五龍岳ライチョウ生息調査実施 ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県下一斉に空カン回収活動実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園新港の森一部供用開始
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
5	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和58年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	<ul style="list-style-type: none"> ・唐松岳ライチョウ生息調査開始 ・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表 ・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省・通商産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定 ・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等3物質について暫定水質基準を決定

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定 ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
59・3	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会「東福寺鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催 ・県公害対策審議会、知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田（第1次地区）の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
7	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼岳ライチョウ生息調査開始（7月11日まで） ・県、富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を実施 ・湖沼水質保全特別措置法を制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定 ・大津市で世界湖沼環境会議を開催 ・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
9	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、知事に対し「富山・高岡地域公害防止計画」の策定を指示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化 ・県自然環境保全審議会「キツネの捕獲規則」の継続について知事に答申
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
60・3	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・県公害対策審議会「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申 ・環境庁の「名水百選」に本県の「穴の谷の靈水」「黒部川扇状地の湧水群」「瓜裂清水」「立山玉殿の湧水」の4件を選定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県野鳥観察指導員（バードマスター）47名を認定 ・環境庁、ディーゼル乗用車排出ガスの窒素酸化物及び小型二輪車の騒音の規制強化を決定 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（富栄養化しやすい湖沼に係る窒素・りんの排水基準の設定） ・同上に基づき、黒部湖、有峰湖等の県内10湖沼についてりんの排水基準適用を告示

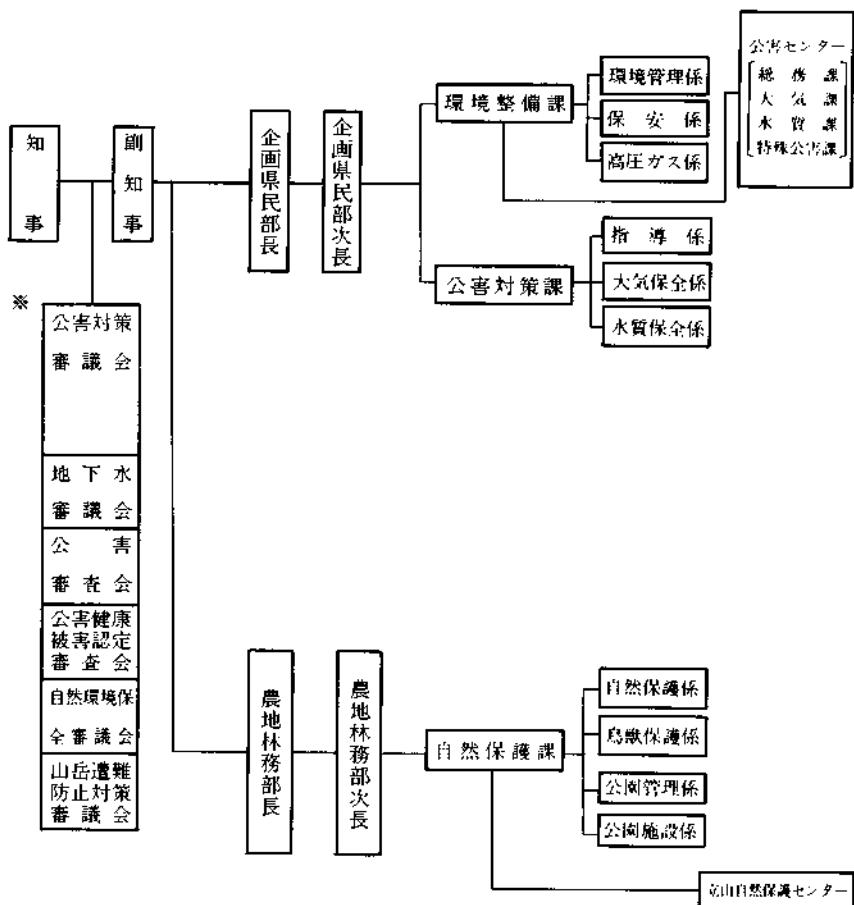
年 月	内 容
6	・大気汚染防止法施行規則を一部改正し、小型ボイラーを規制対象に追加
7	・国の生活環境審議会・廃棄物処理部会（適正処理専門委員会）が水銀を含む乾電池の処理について報告
9	・「富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を公布
10	・県民公園「野鳥の園」オープン
12	・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案についての知事意見に対する見解書を知事に提出 ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書を提出するとともに、運輸省に対し、工事実施計画の認可を申請
61・1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合 ・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定（61年～63年度）
2	・県、「とやまの名水」として55件を選定
3	・県、「産業廃棄物処理計画」（61年度～65年度計画）を策定

第2 日誌（昭和61年度）

月 日	内 容
4・15	・「県土美化推進県民会議」61年度総会を開催し、美化運動を展開
18	・中国遼寧省で開催された第5回愛鳥週間に参加（4月24日まで）
23	・県、「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱を制定
27	・ナチュラリスト頬城の森、ねいの里地区で活動開始（11月4日まで）
28	・県、「とやまの名水」マップ発行
5・20	・立山スキー規制始まる（7月31日まで）
22	・県自然環境保全審議会、「常楽寺自然環境保全地域」及び「谷内谷自然環境保全地域」の指定について知事に答申
28	・魚津市、環境庁「どこまで見える—あおぞら観察コンテスト」でAランクに選定される
6・4	・県、60年度の大気汚染測定結果を公表
8	・自然に親しむ集い（朝日県立自然公園）開催
25	・県、「水の王国とやま」出版
26	・県、主要海水浴場6か所の水質測定結果を公表
7・5	・立山ライチョウ生息調査開始（7月9日まで）
6	・富山市岩瀬浜において第3回清掃美化大会を開催
9	・県、「常楽寺自然環境保全地域(11.0ha)」及び「谷内谷自然環境保全地域(1.1ha)」を指定
19	・高山蝶等保護パトロール開始（8月5日まで）
28	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問
30	・県、小学生を対象とした「親子の水とのふれあい教室」を開催
8・3	・自然公園クリーンデー
8	・県、公害対策審議会水質専門部会開催
10	・自然に親しむ集い開催（県民公園頬城の森）
20	・第11回立山美化清掃大会
28	・環境庁、魚介類中のクロルデン、トリプチルズ化合物の環境調査結果公表
9・2	・国中央薬事審議会、シロアリ駆除剤クロルデン等の使用全面禁止を答申
9	・県、「望ましい立山を考える会」を設置
17	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規制法の特定物質に指定
10・5	・自然に親しむ集い開催（大品山自然歩道）
11・15	・狩獵解禁（2月5日まで）

月 日	内 容
17	・新湊市、「ウォーターフロント（水辺）の再生・創造」の公開討論会を開催
12・1	・登山届出条例に基づく登山届出受付開始 ・県、スタッフレスモニター調査を開始 ・県、公害対策審議会水質専門部会開催
62.	
1・5	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤6物質を化学物質審査規制法により特定化学物質に指定
16	・ガン、カモ科、鳥類の生息数全国一斉調査
23	・環境庁、ディゼルトラック排出ガスの窒素酸化物の規制を強化
2・6	・県、公害対策審議会水質専門部会開催
9	・県、暖冬・少雪のため、スパイクタイヤの使用自粛を呼びかける。
12	・県公害対策審議会「水質環境管理計画」を知事に答申 ・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問
18	・県自然環境保全審議会「朝日県立自然公園公園計画の変更及び第6次鳥獣保護事業計画の策定」について知事に答申
20	・県、「水質環境管理計画（クリーンウォーター計画）」を策定
3・11	・冬期ライチョウ調査開始（3月28日まで）
25	・県、大気汚染テレメタシステムを整備拡充（中央監視局を公害センターへ移設）

第3 富山県環境関係行政組織図



第4 富山県環境関係付属機関

名称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	39	公害対策基本法	公害対策の基本的事項について、調査審議する。	・大気専門部会 ・水質専門部会 ・騒音・振動専門部会 ・土壤専門部会 ・産業廃棄物専門部会
地下水審議会	51年 3月27日	19	県地下水採取に関する条例	地下水の基本的事項について、調査審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処理法	公害紛争について、必要なあっせん、調停、仲裁を行うことにより、解決を図る。	・あっせん委員会 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被害認定審査会	49年 10月1日	13	公害健康被害補償法	公害に係る健康被害の認定に関し、審査する。	
自然環境保全審議会	47年 11月1日	18	自然環境保全法	自然環境の保全等の基本的事項について、調査審議する。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会
山岳遭難防止対策審議会	41年 4月1日	17	県登山届出条例	山岳遭難防止について、必要な事項を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 企画県民部

ア 本 庁

課	係	主な分掌事務
環境整備課	環境管理係	環境保全対策の企画及び調整 公害に係る市町村の指導 公害に係る苦情処理及び紛争処理 県民公園新港の森の管理運営 公害施策に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付け 県土美化運動 清掃業務の運営指導 産業廃棄物の規制指導 清掃施設の整備計画
		火薬類、獵銃等の製造販売等の許可及び取締り 電気工事業の登録及び保安指導
		高圧ガス事業の許可及び保安指導
公害対策課	指導係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 企業における公害防止組織の整備に関する指導 地下水採取の規制、指導
		大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
		水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導

イ 出先機関

	課	主な分掌事務
公害センター	総務課	公害センター各課業務の調整 公害センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査測定 悪臭、ばいじん、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	特殊公害課	騒音、振動、産業廃棄物等に係る調査研究及び監視測定

(2) 農地林務部

ア 本 庁

課	係	主な分掌事務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境管理計画の策定 自然保護思想の普及啓もう 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区の設定管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 山岳遭難防止、立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び施設の整備
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 立山山麓家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

(3) その他の関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚 生 部	公衆衛生課	公害等による健康被害者の救済
商 工 労 働 部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農 業 水 産 部	農業経済課	汚染米の対策
	普及指導課	土壤汚染防止の対策
	畜 産 課	家畜ふん尿処理の対策
	水 産 渔 港 課	内水面、海面の公害対策
農 地 林 務 部	耕 地 課	汚染田の復元

イ 出先機関

機 関	公 害 関 係 の 分 掌 事 務
保 健 所	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り
衛 生 研 究 所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工 業 技 術 センター	産業廃棄物等の試験研究及び大気、水質試料の分析 製紙排水の調査研究
工 業 技 術 センター繊維研究所	繊維加工工程排水の調査研究
農業技術センター	汚染土壤の試験研究
水 産 試 験 場	漁業資源の公害の調査研究
畜 産 試 験 場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林 業 技 術 センター林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第6 市町村環境関係担当課(係)一覧

(62年4月1日現在)

第7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年3月14日	45年4月1日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年9月28日	45年11月1日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年2月1日
高岡市公害防止条例	46年2月17日	46年3月1日
大沢野町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
大島町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
黒都市公害防止条例	46年3月25日	46年3月25日
滑川市公害防止条例	46年3月26日	46年3月26日
滑川市緑化推進条例	46年3月26日	46年3月26日
富山市公害防止条例	46年6月23日	46年9月1日
砺波市公害防止条例	46年9月25日	47年1月1日
氷見市公害防止条例	46年9月29日	46年12月20日
魚津市大気の汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年4月1日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年3月1日
魚津市公害防止条例	47年10月1日	47年10月1日
富山市緑化推進条例	47年10月2日	47年10月2日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年3月28日	48年3月28日
立山町公害防止条例	48年3月28日	48年4月1日
新湊市緑化推進条例	48年4月1日	48年4月1日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年4月1日	50年6月1日
上市町地下水保全に関する条例	50年4月1日	50年10月1日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年3月27日	51年3月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年9月28日	51年10月1日
福岡町緑化推進条例	53年3月25日	53年4月1日
八尾町公害防止条例	54年3月26日	54年3月26日
高岡市緑化条例	57年4月1日	57年4月1日

第8 市町村の公害防止協定締結状況

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
富山市	株興人富山工場	パルプ・紙	既設	47・3・21
	富山昭和電工㈱	鉄鋼	"	47・3・21 (58・1・19改定)
	新日本化学工業㈱富山工場	化学生	"	47・3・21
	富山製紙㈱	パルプ・紙	"	" (61・3・22改定)
	日本海石油㈱	石油	"	"
	三菱アセテート㈱富山工場	化学生	"	" (59・10・8改定)
	大谷製鉄㈱	鉄鋼	"	48・4・27
	太平洋ランダム㈱岩瀬工場	窯業	"	"
	㈱不二越東富山製鉄所	鉄	"	"
	太平洋製鋼㈱富山工場	"	"	49・4・22 (59・7・1改定)
	東京タンクスステン㈱	非鉄金属	"	"
	東洋曹達工業㈱富山工場	化学生	"	"
	富山化学工業㈱	"	"	49・5・11
	㈱不二越富山工場	機械	"	50・10・8
高岡市	藤沢薬品工業㈱富山工場	化学生	進出	57・8・31
	㈱富山村田製作所	電機器具	"	58・9・16
	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・8・31
	中越パルプ工業㈱能町工場	パルプ・紙	既設	46・12・24
	日重鋼機工業㈱	鉄鋼	進出	47・8・9
	ホクセイアルミニウム工業㈱第一工場	非鉄金属	既設	48・1・20
	中越パルプ工業㈱二塚工場	パルプ・紙	"	48・5・14
	十条製紙㈱伏木工場	"	"	48・6・12
	三協アルミニウム工業㈱第二工場	非鉄金属	"	48・9・13
	日本曹達㈱高岡工場	化学生	"	48・9・28 (55・7・7改定)
新湊市 小杉町 門町 大島町	日本ゼオン㈱高岡工場	"	"	48・9・28
	東亜合成化学工業㈱高岡工場	"	"	"
	藤沢薬品工業㈱高岡工場	"	進出	49・9・11
	高岡銅器團地(協組)	非鉄金属	"	52・9・9
	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・9・30
新湊市	北陸電力㈱、富山共同火力発電㈱	電力	既設	47・3・9 (57・7・5改定)
	日本钢管㈱富山電気製鉄所	鉄鋼	"	48・7・6
	三精工業㈱	金属製品	進出	48・10・4 (62・3・18改定)

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
新湊市	日本高周波鋼業㈱富山工場	鉄鋼	既設	49・2・12 (54・8・1改定)
	スズキ軽合金㈱	非鉄金属	進出	49・12・23
	燐化学工業	化学生	"	50・11・6 (59・1・12改定)
	富山軽金属工業㈱	金属製品	既設	52・9・28
	大建工業㈱	合板	"	"
	志賀野メッキ㈱	金属製品	進出	58・10・21
	エスエス製薬㈱	化学生	"	60・2・16
	三協アルミニウム工業㈱新湊工場	金属製品	"	61・3・19
魚津市	日本カーバイト工業㈱魚津工場	化学生	既設	48・8・22
	松下電子工業㈱	電機器具	進出	59・9・6
永見市	永見鍛金工業共同組合、㈱永見メッキ工業所、昭和精密工業㈱	金属製品	既設	48・4・27
	立山カセイ㈱	"	進出	48・7・16
	三協アルミニウム工業㈱第五工場	"	"	48・8・23
	日東製網㈱漁網加工工場	製網	"	49・1・28
	永見冷蔵㈱上庄工場	冷凍	"	49・2・21
	永見金属工業センター	金属製品	"	53・9・27
	永見工業団地協同組合	"	"	56・2・16
滑川市	鶴加積製作所	金属製品	進出	46・11・25
	三友商事㈱滑川工場	魚腸骨処理	"	48・10・5
	北陸丸紅飼料販売㈱	畜産	"	55・10・9
	吉田工業㈱滑川工場	金属製品	"	55・10・15
	北陸YKK工業㈱	"	"	56・12・10
	日本ノーション工業㈱	"	"	56・12・10
	㈱北陸富士	電機器具	既設	59・7・30
	㈱滑川不二越	機械	進出	60・2・10
黒部市	㈱不二越滑川工場	"	"	61・1・24
	日本鉱業㈱第三日市製錬所	非鉄金属	既設	46・5・29
	吉田工業㈱黒部工場、生地工場、古御堂工場、越湖工場、荒俣事業場	金属製品	"	46・12・4
	富山県東部畜産農業協同組合	畜産食料品	進出	55・12・25
	黒部スチール工業協同組合	金属製品	"	56・9・29
	北星ゴム㈱	ゴム製品	"	61・8・19
砺波市	富山松下電器㈱	電気部品	進出	45・6・22
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	"	49・2・21
	㈲古池自動車工業所	自動車修理販売	"	53・2・4
	池田屋製あん所	製あん業	既設	53・3・29
	富山県金型協同組合	金属製品	進出	59・3・27
小矢部市	山口ニット㈱小矢部工場	染色	進出	47・5・27
	タキヒヨー㈱北陸センター	縫製	"	48・12・28

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
小矢部市	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	"	49・3・12
	津沢染工㈱福上工場	染色	"	49・10・23
	鈴木自動車工業㈱富山工場	輸送機器	既設	49・11・29
	弘進ゴム工業㈱北陸工場	ゴム製品	"	50・4・22
	千本松毛呂工業㈱北陸工場	染色	"	51・4・10
	赤座繊維工業㈱	"	"	52・6・11
大沢野町	日本カーボン㈱富山工場	黒業・土石	既設	50・10・24
上市町	土肥機業㈱	織維	既設	46・3・31
立山町	佐藤工業㈱富山工場	機械	進出	45・9・1
	黒谷金属㈱	金属製品	"	46・2・12
八尾町	日眼製薬㈱	医薬品	進出	59・9・21
	㈱赤山熱交研究所	機械	"	59・12・11
	㈲武田精密	金属製品	"	60・3・23
	㈱スギタ	"	"	60・3・30
	㈱北陸メカトロニクス	電気機械	"	60・4・16
	S MK㈱	"	"	60・4・18
	松代電子㈱	"	"	60・6・14
	㈱三洋化学研究所	医薬品	"	61・2・5
	㈱片山製薬所	"	"	62・3・2
婦中町	北陸砂利鉱業㈱	砂利採取	既設	46・7・30
	大東スチール工業㈱	金属製品	進出	"
	日産化学工業㈱富山工場	化学生	既設	46・11・25
	㈱婦中興業	黒業・土石	進出	"
	長岡工業㈱	高圧容器検査	"	47・2・15
	吉森ブロック製作所	黒業・土石	"	47・11・9
	婦中鉄工業閉地協同組合	金属製品	"	"
	余川工業㈱婦中工場	黒業・土石	"	47・12・2
	富山交易㈱	"	"	48・3・29
	日新メッキ工業所	金属製品	既設	"
	神通コンクリート工業㈱	黒業・土石	進出	48・8・11
	神通川石産㈱	砂利採取	"	49・7・31
	富山車体㈱	鉄鋼機	"	51・6・4
	シンワ精密㈱	"	"	52・11・7
	㈱フジチク	畜産食料品	"	53・2・28
	佐藤道路㈱富山支店	黒業・土石	"	53・6・13
	富山ミツウロコ㈱	石油卸売	"	56・1・26
	シマダパック工業㈱	紙製造	既設	56・6・3
	㈲水野鉄工所	金属製品	進出	59・10・11
	富南工業㈱	"	既設	59・10・12
細入村	テック富山電気㈱	電気機械器具	既設	55・1・17

市町村	締結企業(工場)	業種	進出 既設の別	締結年月日
小杉町	ホクヨー工業㈱	金属製品化学生産廃処理	進出	49・8・1
	燐化学工業㈱		"	51・3・4
	立山化成㈱		"	52・8・13
	南富山環境整備		"	60・10・9 (61・3・15改定)
	マグナス環境開発㈱		"	61・3・25
大門町	日本電工㈱北陸工場	鉄鋼その他	進出	48・3・30
	大門町企業団地協同組合		"	59・3・29
下村	燐化学工業㈱	化学生産	進出	51・3・10
大島町	玖洋建設㈱	窯業・土石 鉄 バルブ・紙 リース業	既設	47・12・1
	日本電工㈱北陸工場		"	48・1・25
	北陸紙器㈱		"	48・12・22
	米原商事㈱高岡営業所レッカ一部		"	50・4・16
庄川町	丸長木材工業㈱	木材・木製品 染色 第一編物㈱	進出	47・8・5
	小田織維工業協同組合		"	51・12・21
			既設	" (60・12・21改定)
	庄川町青島工業団地企業協議会		進出	54・2・1
	櫛丸長		"	46・6・8
井口村	日之出金属㈱	美術銅器製品	進出	46・6・8
福野町	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	進出	49・2・21
福光町	三和食品㈱	農産食料品 再生資源卸売 畜産食料品 食肉小売	進出	55・8・29
	棚田弘		"	55・11・1
	南福光ワカバ		"	55・12・22
	㈱ナカムラ食品		"	"
福岡町	立山アルミニウム工業㈱第三工場	金属製品 化学生産 金属製品 非鉄金属 化学生産 金属製品 染色 窯業・土石 非鉄金属 ゴム製品 機械	進出	47・5・1 (55・3・5改定)
	タテヤマ静電㈱		"	47・11・10
	福岡金属工業団地		"	47・12・1
	ヤマダアルミ建材㈱		"	48・5・4
	いづみ化成㈱		既設	48・12・18
	北陸工業㈱富山工場		"	49・3・30
	光陽製器㈱		進出	49・6・13
	ヤヨイ化学工業㈱		"	49・7・13
	福岡フレーム工業㈱		"	"
	マルニ染工㈱		既設	51・8・18
	富士コン㈱		"	"
	高田アルミ㈱		新設	54・12・4
	日本ビノリウム㈱		既設	54・12・18
	鉄道機器㈱		"	56・8・4

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
高新区 新湊市 砺波市 小矢部市 大門町 城端町 庄川町 井波町 井口町 福野町 福光町 福岡町	二上浄化センター	下水道処理	進出	58・12・27

第9 最近の環境用語

1 愛鳥週間（バードウイーク）

毎年、5月10日からの1週間。この期間は、ちょうど野鳥の繁殖の時期にあたるため、この週間行事を通じて野鳥に対する愛鳥の精神を普及しようとするものである。

愛鳥週間には、「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催される。本県でも、小学校6年生によるツバメの県下--齐生息調査や探鳥会など多彩な行事を開催している。

2 赤潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、磷等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

3 アメニティ

アメニティ (amenity) ということばは、英國の識者によると、“適切なものが適切なところにあること” (The right thing in the right place) と定義されている。

もっと分かりやすく言えば、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚を、アメニティという。

4 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3) など、硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二酸化硫黄) となり、太陽紫

外線により光酸化し無水硫酸となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質として問題となっている。

5 上乗せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

6 SS（浮遊固体物—Suspended Solid の略）

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

7 オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオゾンを主とする酸化性物質の総称である。→光化学スモッグ

8 汚濁負荷量

硫黄酸化物、BOD 等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。(例えば g/日)

9 環境影響評価（アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

10 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚濁、水質の汚染、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

11 環境週間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。

これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的な活動を行うことになった。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施している。

12 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

13 休獵区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者のために解除される区域である。

14 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

15 クライテリア

クライテリアとは判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関係（量・反応関係）の情報を集大成したものである。この量・反応関係は、人や動植物等を使った実験室でのばくろ実験や実際の環境中での疫学的調査等によって解明される。

16 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として計画されているもの。起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森、延長19.3km、平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田

園の中の道をできるだけそのまま生かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

17 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して、オゾン、パーオキシアルナイトレート等の酸化性物質（光化学オキシダント）を生成し、このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。光化学スモッグは、眼を刺激して涙を誘発し視程を減少させるとともに、また呼吸困難をきたし、更に、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。この現象は、日ざしの強い夏期に発生しやすい。

18 合成洗剤

洗剤にはやし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

合成洗剤は、界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから衣料、食器等の洗浄に幅広く利用されている。

近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低りん化、無りん化等の対策が進められている。

19 国民休養地

国民休養地とは、45年から実施されている事業であり、その目的は「急激な都市化の中で失いつつある自然との触れ合いを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」である。

国民休養地の施設整備については、都道府県が事業主体の場合に環境庁から事業費の1/3の補助が受けられ、現在全国で45か所（整備中も含む）ある。

20 三次処理

排水処理について、今までとられてきた処理を二次処理あるいは高次処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために一段階加えた処理を三次処理という。最近、BOD、COD の規制強化や窒素、りんによる二次汚濁、処理水の再利用の面から検討されている。

21 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が上空で雨雲や雨水にとりこまれ酸性の度合が強くなった雨のことです。

22 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

23 COD（化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand の略）

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の成育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在 BOD 及び COD が採用されており、このほか TOC 又は TOD について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれも ppm (mg/l) で表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。

COD は、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

24 自然博物園

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には財団法人富山県民福祉公園の設置する自然博物園センターの展示館等の施設がある。

25 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、昭和49年6月5日、我が国の全国的組織体149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国民的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。

- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

26 銃獵禁止区域

公共の安全を図り不測の事故を防止するため、銃による狩猟を禁止している区域である。

27 森林浴

森の中に入ると、スギ、ブナなど樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をきたえることである。

28 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

29 スパイクタイヤ

タイヤに金属製のピンを打ち込んだもので、積雪寒冷地の都市では、使用に伴い道路の損傷や道路が削られて発生する粉じん等が問題となっている。

30 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

31 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として最近総量規制がクローズアップされている。

32 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原

や畠などの土中に生存しているものとが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

33 窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO_2) が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、 NO_2 が高濃度の場合は、眼を刺激し、呼吸器に急性のせんそく性症状を起こすなど有害である。

34 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止される区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

35 適正揚水量

地域的に、塩水化や地盤沈下等の地下水障害を生じさせずに、永続して揚水できる地下水量のこと。

36 DO (溶存酸素量—Dissolved Oxygen の略)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

37 WECPNL (うるさき指数)

航空機騒音のうるさきを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

38 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県ナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立

山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

39 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふつ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

40 BOD（生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand の略）

BODは、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。→ COD

41 PCB（ポリ塩化ビフェニール）

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性を持っており、このため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐にわたる。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となつたため、現在我が国では製造は中止され、使用も限定されている。

42 ppm（Parts Per million の略）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg（約1 l）中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

43 PPP（汚染者負担の原則—Polluter Pay's Principle の略）

環境汚染防止のコスト（費用）は、汚染者が支払うべきであるとする考え方であり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考えであるといえる。

44 バードマスター（野鳥観察指導員）

バードマスターは、野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等の知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっている。

45 ビジターセンター

ビジターセンター（博物展示施設）は、国立公園や国定公園の利用者に対し、その公園の自然や人文についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための中心的施設である。

46 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、燐等）の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

47 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

48 水　　ン

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20ホン程度、「静かな事務所」で50ホン程度、「国電の中」で80ホン程度、「ジェット機の音」は120ホン程度で、130ホンを超えると耳に痛みを感じる。

49 名　　水

環境庁の「全国名水百選」及び本県の「とやまの名水」では次のものを名水として選定している。

- ・ きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの。
- ・ いわゆる名木として故事来歴のあるもの。
- ・ その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの。

50 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供すること目的と

して設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内のⅠ級鳥類観測ステーション地区がある。

51 緑被度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

52 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめソ連、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

参考

物質	許容濃度(mg/m ³)	物質	許容濃度(mg/m ³)
酸化クロム	0.1	酸化亜鉛	5.0
マンガン	5.0	コバルト	0.1
酸化鉄	5.0	酸化バナジウム	0.5
ニッケル	1.0	鉛	0.15
銅	1.0		

注 ACGIH（米国産業衛生監督官会議）の勧告値による。

第10 国の環境基準

I 大気関係…48年5年8日環境庁告示第25号

(48年5月16日環境庁告示第35号一部改正)

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内（48年度から）において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（60年度まで）とする。
また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム(6価)	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1mg/l以下	0.05mg/l以下	0.05mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN/100ml以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
A	水道2級 水産1級浴水及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/100ml以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN/100ml以下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
D	工業用水2級 農業用用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/l	100mg/l	2mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	

E	工業用水 3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以 上	—
---	--------------------	----------------	---------------	-----------------	---------------	---

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準する)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする(湖沼もこれに準する)。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 　　〃 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼 (天然湖及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5 mg/l	50 MPN /100ml 以 下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5 mg/l	1,000 MPN /100ml 以 下
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
B	水産3級 工業用水1級 農業用 水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上	5 mg/l	15 mg/l	5 mg/l	—
		8.5以下	以 下	以 下	以 上	
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l	—
		8.5以下	以 下		以 上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(4)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2) により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊などを除く。) 水産 1種 水浴及びIV以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊などを)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水工農環境 産業業界 3用 用水 保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	ナーケキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2 mg/l	7.5 mg/l	1,000 MPN/100ml以下	検出されないこと
		8.3以下	以下	以上	—	—
B	水産2級 工業用 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

備考 水産1のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マグイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難

と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、ア の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

III 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時間の区分			該当地 域
	住間	朝・夕	夜間	
AA	45ポン(A)以下	40ポン(A)以下	35ポン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ポン(A)以下	45ポン(A)以下	40ポン(A)以下	
B	60ポン(A)以下	55ポン(A)以下	50ポン(A)以下	

- (注) I AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、その環境基準は下表の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55ポン(A)以下	50ポン(A)以下	45ポン(A)以下
A地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ポン(A)以下	55ポン(A)以下	50ポン(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ポン(A)以下	60ポン(A)以下	55ポン(A)以下
B地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ポン(A)以下	65ポン(A)以下	60ポン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A 5年以内	
	B 新東京国際空港	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 ホン以下
II	75 ホン以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達

成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようとするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新幹線鉄道に係る期間
a	80ポン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	
b	75ポンを超える80ポン未満の区域	イ 7年以内 ロ 10年以内	開業時から3年以内	開業時に直ちに
c	70ポンを超える75ポン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域内イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第11 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環境基準

物質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として $7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達成期間

直ちに維持されるものとする。

第12 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	AA	イ
		山田川上流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より上流)	AA	イ
		山田川下流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
		祖父川(全 域)	B	イ
神通川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流(いたち川合流点より上流、宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川(全 域)	C	ロ
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
		熊野川(全 域)	A	イ
		富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
	(告示16) 昭57.1.14	松川(全 域)	B	ロ
白岩川 水 域	(告示607) 昭47.6.30	白岩川上流(柄津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流(柄津川合流点より下流)	B	ロ
		柄津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
		柄津川下流(寺田川合流点より下流)	D	ロ
庄川 水 域 等	(告示936) 昭48.9.28	庄川上流(雄神橋より上流)	AA	イ
		庄川下流(雄神橋より下流)	A	イ
		和田川(全 域)	A	イ
		下条川(全 域)	B	ロ
		新堀川(全 域)	B	イ
		内川(全 域)	C	ハ
常願寺川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18	常願寺川上流(常願寺橋より上流)	AA	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上市町(全 域)	A	イ
		中川(全 域)	B	イ
		角川(全 域)	A	イ
		鴨川(全 域)	B	ロ
		阿尾川(全 域)	A	イ
		余川川(全 域)	A	イ
		上庄川(全 域)	B	イ

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
早月川 水 域 等	(告示 237) 昭51. 3. 26	仏生寺川(湊川を含む全域)	C	口
		黒瀬川(全 域)	A	イ
		吉田川(全 域)	B	口
		黒部川(全 域)	AA	イ
		早月川(全 域)	AA	イ
		片貝川上流(落合橋より上流)	AA	イ
		片貝川下流(落合橋より下流)	A	イ
		布施川(全 域)	A	イ
		高橋川(全 域)	B	イ
		人川(全 域)	A	イ
		小川上流(舟川合流点より上流)	AA	イ
		小川下流(舟川合流点より下流)	A	イ
		舟川(全 域)	A	イ
		木流川(全 域)	B	イ
		篠川(全 域)	A	イ
		境川(全 域)	A	イ

2 海 域

水 域	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
富山新港 海 域	(告示 936) 昭48. 9. 28 一部改正 (告示644) 昭58. 7. 7	富山新港海域(甲)(別記1)	海域 C	イ
		富山新港海域(乙)(別記2)	海域 B	イ
富 山 湾 海 域	(告示 237) 昭51. 3. 26	小矢部川河口海域(甲)(別記3)	海域 B	口
		小矢部川河口海域(乙)(別記4)	海域 A	口
		神通川河口海域(甲)(別記5)	海域 B	口
		神通川河口海域(乙)(別記6)	海域 A	口
		その他の富山湾海域(別記7)	海域 A	イ

別記

- 富山新港海域のうち第1貯場及び中野整理場に係る海域
- 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
- 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの
- 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域
- 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの
- 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの

(注) 達成期間の分類: 「イ」直ちに達成

「ロ」5年内で可及的速やかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第13 「とやまの名水」一覧表

(注)◎は「全国名水百選」の選定名水

名 称	区 分	説 明
①七重滝 下新川郡朝日町笠川	滝	約300mの断層崖を七段に落下する雄大な滝、名勝として、古くから人々に親しまれています。
②杉沢 下新川郡入善町吉原	湧 水	黒部川扇状地崩端部の湧水地帯。沢が生い茂り、沢には地下水が白糸を上げて湧き出ています。
③生地の共同洗い場 黒部市生地	湧 水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地蔵社民が共同で管理している洗い場。主婦たちの詠らいの場ともなっています。(6か所)
④清水の里 黒部市生地	湧 水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民ののどを潤しています。
⑤十二賀野用水 下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、黒部市	農業用水	江戸時代に、椎名道三が高度な技術で開削した用水。今も十二賀野を潤しています。
⑥黒部峡谷 下新川郡宇奈月町、中新川郡立山町、上新川郡大山町	河 川	大小無数の渓流が黒部の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
⑦てんこ木 魚津市諏訪町、本町	湧 水	ちょうど二ほどんでんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出でてくるので、この名が付いたといわれます。
⑧魚津駅前の「うまい水」 魚津市 枝垂堂	井 戸	日本一うまい水と池田第三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
⑨片貝川の清流 魚津市	河 川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の浦清く行く水の絶ゆることなくあり見り見」と歌った清流です。
⑩駒洗い池 黒部市轟例沢	湧 水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
⑪行畠の沢清水 沿州市上小泉	その 他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
⑫早月川の清流 中新川郡上市町 滑川市、魚津市	河 川	全国屈指の急流河川。磐石から流れる清らかな水は、かんがい用水やイワナの養殖に利用されています。
⑬穴の谷の靈水 中新川郡上市町 黒川	湧 水	行者が靈水として利用していたもので、近年では、万病に効くと多くの人に用いられるようになりました。
⑭弘法大師の清水 中新川郡上市町 諏訪堂	湧 水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭がよくなるといわれています。
⑮大岩日石寺の靈水 中新川郡上市町大岩	湧 水	古くから北陸の靈場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤蔓は、眼病に靈験ありといわれ、多くの信者が訪れます。
⑯奈 願寺川の清流 富山市、上新川郡大山町、中新川郡立山町	河 川	万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、日本海に注ぐ、我那根指の急流河川です。
⑰岩室の滝 中新川郡立山町東谷	滝	落差24m、白布を垂れたような滝、谷川が岩石の歯崩部を食食後退してできたもので地質学上貴重です。
⑱称 名 滝 中新川郡立山町 戸解寺二ノ坂	滝	落差350mを誇る日本一の大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。
⑲立山手取の湧水 中新川郡立山町室堂	湧 水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの湖通により噴出した湧水。2~5℃と非常に涼たく、水量も豊富です。
⑳みくりが池 中新川郡立山町室堂	湖 沼	標高2,400m、立山黒部アルペンルートにある伝説を秘めた神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
㉑黒部湖 中新川郡立山町 上新川郡大山町	湖 沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
㉒松川 富山市	河 川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩の川となっています。
㉓石倉町の延命地蔵の水 富山市 石倉町	井 戸	延命地蔵の御手洗水で、冷たくておいしいと評判です。地域の人々は、飲料水として利用しています。
㉔常 西合川用水 上新川郡大山町、富山市	農業用水	明治時代に、常願寺川左岸(西側)の12の用水が合併合口化してきた用水です。富山市の水道水源となっている。
㉕中ノ寺の釜水 上新川郡大山町 上礎	湧 水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く靈水とされています。
㉖有峰湖 上新川郡大山町有峰	湖 沼	県内唯一の野水景をほこる人造湖。四季を通してほとんど満らず、美しい山々の姿を湖面に映します。
㉗八木山の滝 上新川郡大沢野町八木山	湧 水	八木山の不動尊の前、湧水の滝かひっそりと落ちています。
㉘駒様 清水 上新川郡大沢野町春日	湧 水	昔、駒様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶入などに愛用されています。

名 称	区分	説 明
②神通峡	輪負郡細入村、上新川郡大沢野町	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明媚な峡谷。新緑、紅葉が水面に映え、訪れる人々の目を楽しませます。
③加持水	輪負郡婦中町千里	常樂寺觀音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常樂寺へ移された時に湧き出でたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
④花山寺の墨水	輪負郡山田村若土	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、墨水として利用しています。
⑤桂の清水	輪負郡八尾町大生	大玉生八幡社境内にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
⑥薬師寺池	射水郡小杉町中太閤山	かんがいのため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬師寺公園として、地域住民の憩の場となっています。
⑦誕生寺の誕生水	射水郡大門町島	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
⑧上日寺の觀音菩薩墨水	永見市朝日町	古くより、眼病、長寿に効く墨水として飲用されてきました。側には、国の天然記念物の大イチヨウウがそびえ立っています。
⑨氣多神社の清水	高岡市伏木一宮	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立にかこまれた岩壁から清泉が出ています。
⑩高岡古城公園の水濠	高岡市古城	前田利長の築いた城で、設計者は高山右近と伝えられています。約67,000m ³ の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。
⑪影無し井戸	高岡市末広町	高岡市の中心部にあり、約230年前、源孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
⑫弓の清水	高岡市中田當国	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の追言により弓矢を射ったところ溝き出た清水と伝えられています。
⑬矢部の蓑蛭池	西御波郡福岡町矢部	庄川の伏流水が湧く矢部地区内では、豊富な地下水を利用して、鑑賞用や食用のコイが盛んに養殖されています。
⑭宮島峡	小矢部市宮島	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
⑮鳴清水	小矢部市鳴生	鳴生護國八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく湧出しています。
⑯火清水	小矢部市白谷	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシジキが生息しています。
⑰又兵衛清水	砺波市増山	増山城築城の折、家の名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
⑱紀の清水	東御波郡福野町安居	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧出しています。
⑲赤糸父池	東御波郡井口村上中	赤祖父川の水をせき止めてできたかんかい用の貯水池。フナが放流され釣り大会等により親しまれています。
⑳真琴清水	東御波郡庄川町金屋字岩黒	綽号上人の馬のひづめが陥落してできたという故事があります。瓜をひいたらところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
㉑不動庵の墨水	東御波郡井波町人谷	岩から湧くらかな水が噴出しています。古くから、地域の人々や旅人に墨水として飲用されています。
㉒鷲谷の水	東御波郡利賀村東当	鷲谷橋の橋詰にある御地蔵様の祠から湧き出ています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
㉓生川峡	東御波郡在川町、利賀村、平村、上平村	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
㉔中江の墨水	東御波郡半村東中江	「木神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波瀬女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
㉕丸池	東御波郡上平村新屋	合掌造りで知られる越中五箇山の上平村。淨土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
㉖縄ヶ池	東御波郡城端町糞谷	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミスジショウウが群生しています。
㉗桜ヶ池	東御波郡城端町立野原	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
㉘小矢部川の長瀬	西御波郡福光町中河内	小矢部川上流の峡谷、奇岩がそそり立ち、岩肌に松、桧が密生するように生える光景は水墨画を思わせます。

第14 騒音関係に係る環境基準の地域類型の指定状況

1 騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第600号

地域の類型	あてはめる地域	時間の区分
A	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定より定められた同項第1号に掲げる第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域	昼間（午前8時から午後7時まで） 朝夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで） 夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
B	別表に掲げる市町の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

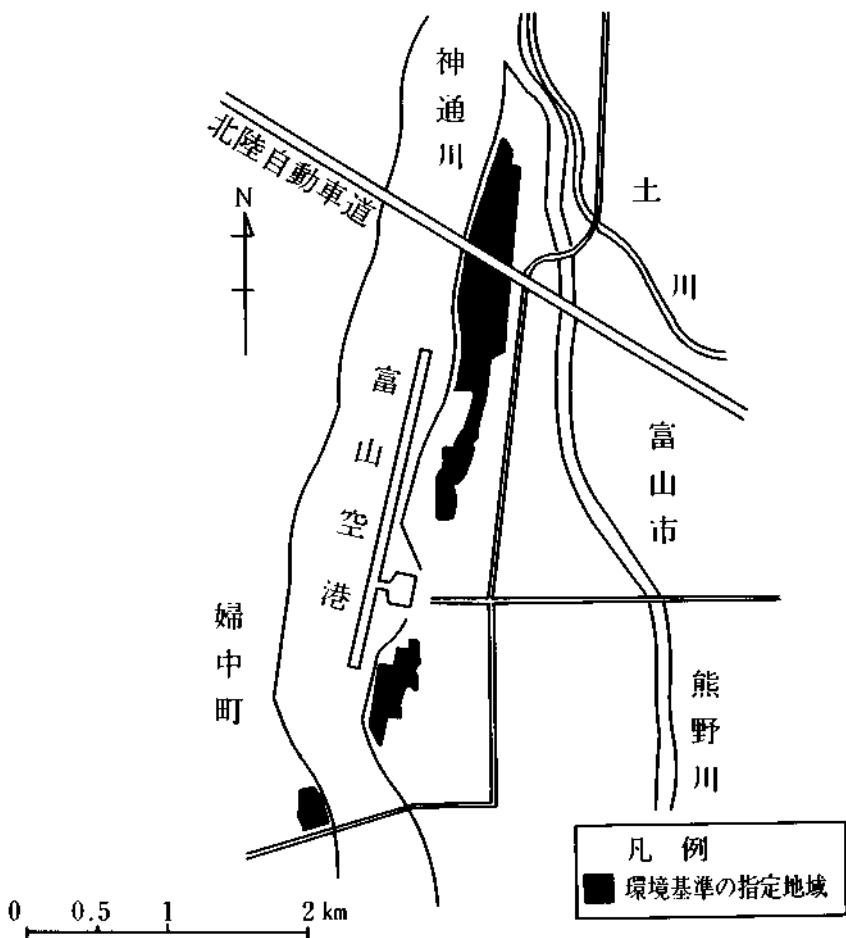
別表

富山市	高岡市	新湊市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市
大沢野町	大山町	上市町	立山町	入善町	八尾町	婦中町	小杉町	大門町
大島町	城端町	庄川町	井波町	福野町	福光町	福岡町		

2 航空機騒音に係る環境基準…60年6月1日県告示第601号

地域の類型	あてはめる地域
II	富山市及び婦中町の区域のうち、別図に区画した地域

別図



第15 鳥獣保護区一覧

(62年3月31日現在)

名 称	所 在 地	種 別	面 積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス	立山町、外山3	④	64,836	13,729	50年11月1日～69年10月31日
城山	朝日町	④	293		61年11月1日～71年10月31日
大平	朝日町	④	2,274		61年11月1日～71年10月31日
大笠	上平村	④	1,634	230	61年11月1日～71年10月31日
口小水	笠川大山町	④	1,871		61年11月1日～71年10月31日
見水	見本市・高岡市	④	6,905	1	61年11月1日～71年10月31日
二上	高岡市	④	684		17年8月8日～68年5月31日
愛上	字奈月町	④	300		25年3月7日～64年10月31日
吳南	本市上富山市	④	630		28年6月1日～68年6月9日
羽蟹	山谷市	④	450		59年12月1日～69年11月30日
有利	福光町	④	1,070		40年3月6日～70年3月5日
座	利賀村・庄川町	④	7,500	760	40年11月1日～70年10月31日
俱利	立山町	④	1,100		42年3月31日～71年10月31日
八乙女	小矢部市	④	450		42年3月31日～71年10月31日
天神	井波町	④	855		53年11月15日～63年11月14日
頬繩	天神山町	④	378		44年11月1日～64年10月31日
吉	魚崎町	④	850		46年3月31日～65年10月31日
高岡古城公園	天城山町	④	160		49年11月1日～63年10月31日
白木	端城町	④	625		49年11月1日～69年10月31日
奥神通	吉峰町	④	70	17	50年11月15日～70年11月14日
奥五位	高岡市	④	23		60年11月15日～70年11月14日
医王	細入村・大沢野町	④	4,590		51年11月15日～71年11月14日
小谷	高岡町	④	460		51年11月15日～71年11月14日
朝日	高岡町	④	280		51年11月15日～71年11月14日
東福寺	高岡町	④	1,690		51年11月15日～71年11月14日
ねいの里	高岡町	④	600		51年11月15日～71年11月14日
	高岡町	④	1,500		52年11月15日～62年11月14日
	高岡町	④	390		55年11月15日～65年10月31日
	高岡町	④	180		59年11月1日～69年10月31日
計	30か所		102,698	14,750	59年11月1日～69年10月31日

④：森林鳥獣生息地の保護区

⑤：特定鳥獣生息地の保護区

⑥：集団渡来地の保護区

⑦：誘致地区の保護区

⑧：愛護地区の保護区

第16 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

(60年度まで)

公園名	地区名	公園事業名	(60年度まで)						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部	豪農集団 施設地区	豪農園地						雷鳥沢管理休 憩所 (S55) 木造 A = 127.2m ²	
		豪農野営場		テントサイト A = 5,000m ²				雷鳥沢管理所 (S41) CB A = 43.4m ²	
		豪農博物展示施設						自然保護セン ター (S 50~51) RC 2階建 A = 1,100.9m ²	
山岳	御前沢集 団施設地区	御前沢園地 (S49) A = 3,000m ²	御前沢園地 (S49) A = 3,000m ²	黒四ダムサイ ト～御山谷 (S49) L = 1,240m					
		千尋ヶ原小公園	千尋ヶ原小公 園3か所 (S36)			千尋ヶ原駐車 場 (S48~50) A = 5,700.6m ²		千尋ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4m ²	
		林名園地	滝見台園地 (S57) A = 990.0m ² 林名平園地 (S57) A = 2,190m ²		歩道橋 RC (S58) L = 420m	林名平駐車場 (S56) A = 5,643.5m ²		林名平公衆便 所 (S56) RC 2階建 (S57) A = 220.0m ²	林名平公衆便 所 (S56) RC A = 36.0m ² 園地公衆便所 (S58) RC A = 8.6m ²
国立 公園	天観台園地	大観台園地 (S57) A = 540.0m ²							
		追分・美女平崎道 路				弘法駄車場 (S44) A = 755.5m ²			
		弥陀ヶ原園地	弥陀ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0m ² カルデラ展望 台 (S54)	弥陀ヶ原園道 路 (S48) L = 1,900m	弥陀ヶ原駐車 場 (S44~45) A =			弥陀ヶ原公衆 便所 (S46) CB A = 37.4m ²	
				カルデラ展望 台歩道 (S54) L = 550m	4,420.0m ²				

注) A : 面積 L : 延長

RC : 鋼筋コンクリート CB : コンクリート・ブロック

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中 部 山	アルペン ルート沿 線地区	天狗の鼻駐車場				第1駐車場 (S45) A = 1,252.0m ²			
		犬狗平駐車場				第2駐車場 (S46) A = 1,600m ²			犬狗平公衆便 所 (S46) CB A = 37.4m ²
		追分・室堂線道路				室堂第2駐車 場 (S48) A = 3,600.0m ²			
		林名・室堂地獄谷 縦歩道			林名～室堂 (S47～)				
西 国 立 公 園	立山周辺 地区	網沢野営場		テントサイト A = 30,000.0m ²			網沢管理所 (S44) CB A = 82.4m ²	網沢公衆便所 (S39) CB A = 30.8m ²	
		五色ヶ原野営場		テントサイト A = 3,000.0m ²				網沢公衆便所 (S48) CB A = 38.4m ²	
		タンボ平野営場		テントサイト A = 3,000.0m ²				網沢公衆便所 (S53) CB A = 22.5m ²	
		網岳避難小屋				平成避難小屋 (S36) 石塔 A = 20.9m ²		平成公衆便所 (S59) 木造 A = 3.4m ²	
		別山乗越公衆便所						別山乗越公衆 便所 (S39) CB A = 43.2m ²	

公 園 名	地区名	公園事業名	事業内容						
			樹地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳公園	立山周辺地区	立山の越公衆便所							立山の越公衆便所 (S38) CB A=42.1m ²
		立山の越原地 (S45) A=1,700.0m ²							
		雄山原地							雄山山頂公衆便所 (S52) 休憩 A=18.5m ²
	立山笠山線歩道			室堂平～立山～別山乘越～雷鳥沢 (S37～)					
	立山の越・タンボ平線歩道 (S47) A=4,390.0m ²	黒部平原地		立山の越～東立山の越～黒部湖 (S44～)					
	室堂平・春山線歩道 (S47) A=500.0m ²	室堂山原地		室堂平～室堂山 (S46～)					
	室堂・雷鳥沢線歩道			室堂平～雷鳥沢 (S46～)					
	大日岳凝志線歩道			別山乗越～大日平～称名 (S53～)					
	黒部峡谷沿線地区	阿賀原野育苗場		テントサイト A=500.0m ²					阿賀原公衆便所 (S48) CB A=13.6m ²
		錦鯛温泉休憩所						錦鯛休憩所 (S33) RC A=26.2m ²	
		津平原地		津平～飛騨 (S42～)				飛騨休憩所 (S33) RC A=31.0m ²	飛騨公衆便所 (S37) CB A=16.5m ²
								改築 (S59) A=33.0m ²	
								津平ビンターセンター (S60) RC A=222m ²	津平公衆便所 (S59) CB A=16.79m ²

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳国立公園	馬場島・網岳地区	馬場島野営場		テントサイト A = 1,069.0m ²				馬場島管理休憩所 (S57) 木造 A = 119.2m ²	馬場島公衆便所 (S41) CB A = 34.1m ²
		馬場島・網岳縦歩道			馬場島～網岳 (S38～)				早川尾根公衆便所 (S54) CB A = 26.0m ²
	後立山地区	前朝日岳野営場		テントサイト A = 1,673.0m ²					朝日平公衆便所 (S60) 木造 A = 6.48m ²
		吾倉避難小屋					吾倉避難小屋 (S49) 鉄筋 A = 27.4m ²		
		不帰岳避難小屋					不帰岳避難小屋 (S56) 鉄筋 A = 37.5m ²		
		飛飛・白馬岳縦歩道			袖舞谷～白馬岳 (S42～)				
		薬師峰野営場		テントサイト A = 5,250.0m ²				薬師峰管理休憩所 (S54) CB A = 25.0m ²	薬師峰公衆便所 (S44) CB A = 18.5m ²
	奥果部地区	折立峰園地			折立～太郎山 (S46～)				折立公衆便所 (S37) RC A = 22.5m ²
		折立・太郎山縦歩道							
		太郎山・三俣蓮華岳縦歩道			薬師沢吊橋架換 (S57) 雲の平木道 (S59) L = 450m				雲の平公衆便所 (S58) CB A = 17.47m ²
白山国立公園	西赤尾地区	白山・北山縦歩道			アナオ峰～大門山 (S54) 大門山～見越山 (S57) 見越山～大笠山 (S58)		大笠山避難小屋 (S60) 木造 A = 8.1m ²		

2 国定公園

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			開地	野営場	歩道	駐車場	管理所 休憩所	公衆便所
能登半島国定公園	永見市地区	宇波園地	宇波路傍開地 (S43) A = 380.0m ²			宇波駐車場 (S43) A = 150.0m ²		
		大境駐車場				大境駐車場 (S45) A = 1,800.0m ²		
		大境博物展示施設					大境ビジターセンター (S46) RC2階建 A = 175.1m ²	
		大境園地	九穀浜第1開地 (S47) A = 6,100.0m ²		大境～姿 (S47)		九穀浜休憩所 (S51) RC A = 141.0m ²	
		九穀浜第2開地 (S51) A = 2,480.0m ²						
		島尾駐車場				島尾駐車場 (S56) A = 2,510.0m ²		
		雨晴野営場		テントサイト A = 1,200.0m ²			雨晴休憩所 (S55) RC A = 73.9m ²	雨晴公衆便所 (S55) RC A = 18.0m ²
		雨晴駐車場				雨晴駐車場 (S44) A = 2,331.0m ² (S59) 扩張 A = 780m ²		雨晴公衆便所 (S44) CB A = 19.4m ²
		雨晴園地	雨晴1号園地 (S49) A = 4,500.0m ²				雨晴休憩所 (S49) RC A = 60.0m ²	
		雨晴2号園地 (S50) A = 6,440.0m ²						
		雨晴3号園地 (S55) A = 1,040.0m ²						
	二上山園地	万葉植物園				城山駐車場	二上山休憩所	二上山公衆便所

	(S52) A = 8,603.0m ²			(S60) A=984m ²	(S52) 木造A=25.9m ²	(S52) CB A=19.3m ²
雨晴・島尾線歩道			松太枝浜～島尾 (S48)			
上山艇走線歩道			二上山～弓張ラ イン (S54)			
大師ヶ岳線歩道			大師ヶ岳～弓張 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事 業 内 容					
			園 地	野 营 場	歩 道	駐 車 場	避難小屋	管 理 所 休 憩 所
五箇山県立自然公園	相倉園地	相倉運動広場 (S49) A = 7,850.0m ²						相倉公衆便所 (S51) RC A = 20.0m ²
		相倉子供の広 場 (S49) A = 1,990.0m ²						
		相倉入口園地 (S51) A = 350m ²						
		相倉植物園地 (S51) A = 2,780.0m ²						
	相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0m ²	テントサイト A = 3,000m ²					相倉公衆便所 RC A = 20.0m ²
		展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)				
	高坪山登山道			相倉～高坪山 ～上梨(S50)				
	上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)				
	あさひ国民休養地	上の山園地	上の山第1園 地 (S52) A = 18,000.0m ²				上の山休憩所 (S53) RC A = 94.5m ²	上の山公衆便 所 (S52) RC A = 16.5m ²
			上の山第2園 地 (S53) A = 7,300.0m ²					

自然 公園	城山駐車場	上山第3回 地 (S56) A = 1,500.0m ²			城山駐車場 (S55) A = 1,874.8m ²	城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6m ²	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4m ²
		有峰湖 国民林 業地事業	城山休憩所 (S58) A = 1,190m ² 園路 (S58) L = 200m 多目的広場 (S59) A = 18,375m ² 大流広場 (S60) A = 8,800m ² チヌゴート 5面 (S60) 園路 (S60) L = 373m	猪根山深野路 (S58) L = 2,047m 紙谷半島様勝 路 (S58) L = 2,724m 猪根谷森林步 道 (S58) L = 2,300m	紙谷半島駐車 場 (S58) A = 850m ² 猪根半島駐車場 (S59) A = 7,714m ²	チヌゴート 管理棟 (S60) RC A = 26.47m ² 排水設備 (S39) 電気設備 (S60) 汚水処理設備 (S60)	公衆便所 (S60) RC A = 26.47m ² 排水設備 (S39) 電気設備 (S60) 汚水処理設備 (S60)

4 県立自然公園

公 国 名	事 宅 内 館						
	園 地	野 营 場	歩 道	駐 車 場	避 難 小 屋	管 理 所 休 憩 所	公 衆 便 所
朝日県立自然公園	・城山園地 ・上の山園地 ・城山フィール トアスレチック	・馬場野営場	・城山自然歩道 ・北又歩道 ・イブリ山登山 道	・越通駐車場		・城山休憩所	・城山公衆便所 ・馬場野営場 ・高島浦社公衆 便所 ・境公衆便所 ・宮崎海岸公衆 便所
有峰県立自然公園	・猪根半島ワニ ルバナスレチャ ック		・猪根山遊歩道 ・紙谷半島遊歩 道 ・新立遊歩道 ・津谷遊歩道 ・西谷遊歩道 ・大多和田遊歩 道			・大多和田休憩 所 ・東西半島休憩 所	・瓦谷公衆便所 ・紙谷半島公衆 便所
九 里 山 県 立 自 然 公 园	・丸岡植物園 ・相倉園地 ・田向園地 ・女郎ヶ池園地	・五箇山青少年 旅行野営場	・上望向遊歩道 ・相倉遊歩道 ・赤摩木古遊歩 道	・西赤尾駐車場 ・七ツ原駐車場 ・相向園地		・新屋休憩所 ・香沼休憩所	・相倉公衆便所 ・西赤尾公衆便 所 ・丸岡公衆便所 ・上望向公衆便所 ・小原公衆便所
白木峰無農業 自 然 公 园	・白木峰山頂園 地 ・水無園地	・杉ヶ平野営場	・白木峰遊歩道 ・金剛堂山登山 道 ・上左近山登山 道 ・大崩場歩道	・上白瀬駐車場 ・杉ヶ平駐車場 ・白木峰駐車場	・金剛堂山登避 難小屋	・杉ヶ平休憩所 ・白木峰山頂休 憩所 ・上左近休憩所 ・水無休憩所	・白木峰公衆便 所

医王山県立 自然公園	・国見園地 ・三千坊園地	・国見野宮場	・奥医王線遊歩道 ・前医王線遊歩道 ・横谷線歩道		・医王山避難小屋 ・国見避難小屋	・国見展望休憩所 ・国土原休憩所	
---------------	-----------------	--------	--------------------------------	--	---------------------	---------------------	--

5 県定公園

公園名	事業内容				
	園地	歩道	駐車場	管理所	公衆便所
神通峠県定公園	・御前山園地	・御前山遊歩道 ・猿倉山遊歩道	・常虹駐車場 ・御前高原駐車場 ・猿倉スキー場駐車場	・神通峠休憩所	
貴羽丘陵県定公園	・城山園地	・城山遊歩道			
高岡古城県定公園	・古城園地				
俱利伽羅県定公園	・俱利伽羅園地 ・塘生園地	・源氏ヶ峰遊歩道		・猿ヶ馬場休憩所 ・俱利伽羅管理休憩所	・俱利伽羅公衆便所
庄川峡県定公園	・舟戸園地	・牛岳遊歩道 ・三条山遊歩道 ・浮見橋	・示野駐車場 ・舟戸駐車場	・小牧観光会館 ・弁財天休憩所 ・三条山休憩所 ・示野観光センター	・小牧ダム公衆便所 ・小野公衆便所
大岩眼目県定公園	・大岩園地 ・揚見園地 ・眼目園地	・大岩遊歩道 ・眼目遊歩道 ・京ヶ峰遊歩道	・大岩駐車場	・眼目休憩所	・大岩公衆便所

6 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市町村名	延長	整備年度
御前山・神通峠 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6km	50・53
医王山 ふるさと歩道	福光町	8.7km	50
朝日 ふるさと歩道	朝日町	8.2km	51
森寺 ふるさと歩道	氷見市	6.1km	52
俱利伽羅 ふるさと歩道	小矢部市	7.0km	53
牛嶽 ふるさと歩道	庄川町	13.0km	54
松倉城址 ふるさと歩道	魚津市	7.3km	55

